Nanden Daizōkyō

(南傳大藏經)

IV

Edited by Takakusu Junjirō
(高楠順次郎; 1866–1945)

1936

高楠博士功績記念會纂譯

(Scan 2020)

Ritsuzō (Vinaya)

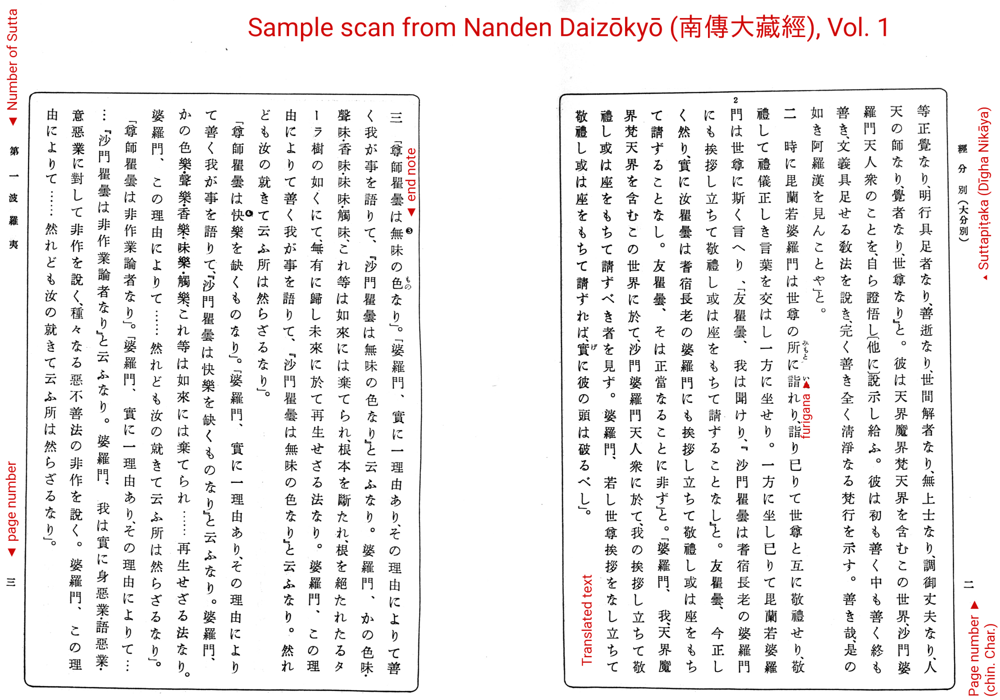
Khandhaka (ケン度)

Cullavagga (小品)



南傳大藏經

Contents



經分別（大分別）

等正覺なり、明行具足者なり、善逝なり、世間解者なり、無上士なり、調御丈夫なり、人天の師なり、覺者なり、世尊なり』と。彼は天界魔界梵天界を含むこの世界、沙門婆羅門天人衆のことを、自ら證悟し〔他に〕說示し給ふ。彼は初も善く中も善く終も善き、文義具足せる教法を說き、完く善き全く清淨なる梵行を示す。善き哉、是の如き阿羅漢を見んことや」と。

二　時に毘蘭若婆羅門は世尊の所（みもと）に詣（い）れり、詣り已りて世尊と互に敬禮せり、敬禮して禮儀正しき言葉を交はし一方に坐せり。一方に坐し已りて毘蘭若婆羅門は世尊に斯く言へり、「友瞿曇、我は聞けり、『沙門瞿曇は耆宿長老の婆羅門にも挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずることなし』と。友瞿曇、今正しく然り、實に汝瞿曇は耆宿長老の婆羅門にも挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずることなし。友瞿曇、そは正當なることに非ず」と。「婆羅門、我、天界魔界梵天界を含むこの世界に於て、沙門婆羅門天人衆に於て、我の挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずべき者を見ず。婆羅門、若し世尊挨拶をなし立ちて敬禮し或は座をもちて請ずれば、實（げ）に彼の頭は破るべし」。

二

第一　波羅夷

三　「尊師瞿曇は無味の色（もの）なり」❸。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて善く我が事を語りて、『沙門瞿曇は無味の色なり』と云ふなり。婆羅門、かの色味・聲味・香味・味味・觸味、これ等は如來には棄てられ、根本を斷たれ、根を絕たれたるターラ樹の如くにて、無有に歸し未來に於て再生せざる法なり。婆羅門、この理由によりて善く我が事を語りて、『沙門瞿曇は無味の色なり』と云ふなり。然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は快樂を缺くものなり」❹。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて善く我が事を語りて、『沙門瞿曇は快樂を缺くものなり』と云ふなり。婆羅門、かの色樂・聲樂・香樂・味樂・觸樂、これ等は如來には棄てられ……再生せざる法なり。婆羅門、この理由によりて……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は非作業論者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は非作業論者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に身惡業・語惡業・意惡業に對して非作を說く、種々なる惡不善法の非作を說く。婆羅門、この理由によりて……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

三

Figure 1: The original Japanese text is written vertically, right to left.

Technical notes: Due to limitations in the specs of the *pdf* and *djvu* file formats direct links from the Concordance (☞ S. XV) and romanized Table of Contents only work in the “full” pdf, not the derivates automatically created at archive.org. In the *djvu* file only links to external targets work (by opening a new tab in your standard browser). If in doubt – choose he large file.

The hardlinks to `suttacentral.net`, given in captions at the beginning of each section were tested March 18, 2020.

☸ ☸ ☸

Introductory remarks 凡例

凡例

一、今卷依用の底本は Hermann Oldenberg 刊行本 (London, 1882) にして兼ねて暹羅版を參照せり。

一、本文行頭に羅馬數字を以て底本の頁數を附し彼此參看に便せり。

一、文中〔 〕印を以て括せる語又は句は譯者の挿入せるものなり。

一、文中……或は…乃至…又は…〔 〕…とあるは底本に然く省略せるものにして〔……〕或は〔…乃至…〕とせるは譯者が便宜上省畧せるものなり。

一、文字の右肩に附せる白拔羅馬數字は註の對照番號にして註の文は波羅夷、僧殘、捨墮、波逸提、提捨尼、衆學法の各終りに之を出せり。

一、固有名詞の中、その音譯の漢譯中に存するものは可及的に之を採り巴利原音の假名を附せり。但し漢譯律は主にサンスクリットよりの翻譯なれば、その音譯は必ずしも巴利語のそれに對應すとは言ふべからず。

原音の假名を附せり。但し漢譯律は主にサンスクリットよりの飜譯なれば、その音譯は必ずしも巴利語のそれに對應すとは言ふべからず。

一、術語、名詞等に於ても可及的に漢譯語を用ひ、且つ漢譯體の文章を用ひたり。

一、假名を以て表せる發音も巴利語の正確なる音を寫せるものとは言ひ難し。從つて漢字假名いづれの表音も、その正しきを知る爲には卷末索隱中の原語に依るを要す。

一、索隱は發音索隱と漢字索隱との二種とし、前者は假名字、原語羅馬字、漢字の順に、後者は漢字、原語羅馬字の順に配し、總て五十音順に列位す。

Cullavagga 小品: Table of Contents 目次

目次

律藏四 小品

宮本正尊
渡邊照宏 譯

大品に續き犍度部の後半を成し十二犍度に分たる。

僧園に於ける行儀作法の事例を集む。

初誦品（一―四）

第二誦品（五―一二）

羯磨（かつま）犍度

SC: Paṇḍulohitaka (Kammakkhandhaka)

II.1

律藏 小品（チュッラ・ヴッガ）

彼の世尊、應供、正等覺者に歸命す。

第一 羯磨犍度

一―一 その時、佛世尊は舍衛城（サーヴァッティー）、祇樹林（ジェータヴァナ）給孤獨園（アナータピンディカ）に住したまへり。その時、盤那（パンドゥカ）、盧醯（ローヒタカ）の徒の比丘等は自ら訴訟し鬪諍し爭論し諍論し僧伽に於て諍事をなし、また他の比丘等にして訴訟し鬪諍し爭論し諍論し僧伽に於て諍事をなすものゝ許に到りて言へり、「具壽等よ、汝等、彼の爲に敗らるゝこと勿れ、聲を高くし力めて諍へ、汝等は彼よりも賢能、聰明、多聞、有義なり、彼を畏るゝこと勿れ、我等も亦汝等に黨せん」。爲に未生

の訴訟は生じ已生の訴訟は增長廣大となれり。

二　少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ盤那・盧醯の徒の比丘等は自ら訴訟し……諍事をなし、また他の比丘等にして訴訟し……諍事をなすものゝ許に到りて言ひ『具壽等よ……』……廣大となるや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、盤那・盧醯の徒の比丘等は自ら訴訟し……諍事をなし、また他の……諍事をなすものゝ許に到りて言ひ『具壽等よ……』……廣大となるとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、此等愚人の所爲は非なり、隨順ならず、相應ならず、沙門の法に非ず、威儀に非ず、爲すべからず。比丘等よ、如何ぞ此等愚人は自ら訴訟し……諍事をなし、また他の比丘等にして……言ひ『具壽等よ……』……廣大となるや。比丘等よ、此は未信者をして信を生ぜしめ已信者をして增益せしむる所以に非ず、却て未信者をして不信ならしめ一分の已信者をして離反せしむる所以なり」。

三　時に世尊は多くの方便を以て彼等比丘を呵責し、難滿、難養、大欲、不知足、聚會、懈怠の譏毀すべきことを說き、多くの方便を以て易滿、易養、少欲、知足、漸損、頭陀、信心、損減、發勤の稱讃すべきことを說き、比丘等の爲に其に相應し其に隨順する說法を爲して、比

丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は盤那盧醯の徒の比丘等に苦切羯磨を行ふべし。

四　比丘等よ、此を行ふには此の如く爲すべし。初に盤那盧醯の徒の比丘等を難ずべし、難じて後憶念せしむべし、憶念せしめて後罪を徵すべし、罪を徵して後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に盤那盧醯の徒の比丘等は自ら訴訟し……諍事をなし、また他の比丘等にして訴訟し……諍事をなすものの許に到りて言ひ……廣大となる。若し僧伽に機熟さば僧伽は盤那盧醯の徒の比丘等に苦切羯磨を行ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に盤那盧醯の徒の比丘等は自ら……廣大となる。僧伽は盤那盧醯の徒の比丘等に苦切羯磨を行ふ。盤那盧醯の徒の比丘等に苦切羯磨を行ふことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く……我三たび此義を說く……聽さゞる者は言へ。僧伽は盤那盧醯の徒の比丘等に苦切羯磨を行ひ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

3 二―一　比丘等よ、三分を具足せる苦切羯磨は非法羯磨、非律羯磨にして善く成就せ

合して行ふとなり……〔謂く〕未だ悔過せずして行ふと、如法にして行ふと、和合して行ふとなり……〔謂く〕難じて行ふと、如法にして行ふと、和合して行ふとなり……〔謂く〕憶念せしめて行ふと、如法にして行ふと、和合して行ふとなり…… 比丘等よ、又三分を具足せる苦切羯磨は如法羯磨、如律羯磨にして善く成就せるなり。〔謂く〕罪を徴して行ふと、如法にして行ふと、和合して行ふとなり。比丘等よ、此の如き三分を具足せる苦切羯磨は如法羯磨…… 善く成就せるなり」。

如法羯磨十二事畢

四―一 「比丘等よ、三分を具足せる比丘に於ては僧伽は若し欲せば苦切羯磨を行ふべし。〔謂く〕訴訟し闘諍し爭論し諍論し僧伽に於て諍事をなすと、愚癡、不聰明、罪多く教誡を受けざると、在家と在り不隨順なる在家衆と倶に住するとなり。比丘等よ、此の如き三分を具足せる比丘に於ては僧伽は若し欲せば苦切羯磨を行ふべし。比丘等よ、又三分を…… 行ふべし。〔謂く〕増上戒に於て破戒なると、増上行に於て破行なると、増上見に於て破見なるとなり。比丘等よ、此の如き…… 行ふべし。比丘等よ、又…………行ふべし。〔謂く〕佛を毀呰すると、法を毀呰すると、僧を毀呰するとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし。

二　比丘等よ、三類の比丘に於ては僧伽は若し欲せば苦切羯磨を行ふべし。〔謂く〕一には訴訟し……諍事をなすものと、一には愚癡、不聰明、罪多く教誡を受けざるものと、一には在家とあり、不隨順なる在家衆と倶に住するものとなり。比丘等よ、此の如き三類の比丘に於ては僧伽は若し欲せば苦切羯磨を行ふべし。比丘等よ、又三類の比丘に於ては……行ふべし。〔謂く〕一には增上戒に於て破戒なるものと、一には增上行に於て破行なるものと、一には增上見に於て破見なるものとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし。比丘等よ、又……行ふべし。〔謂く〕一には佛を毀呰するものと、一には法を毀呰するものと、一には僧を毀呰するものとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし」。

「若し欲せば」の六事畢

五―一　「比丘等よ、苦切羯磨を受けたる比丘は正しく行ずべし。此中、正しく行ずとは〔謂く〕人に具足戒を授くべからず、人に依止を與ふべからず、沙彌を蓄ふべからず、比丘尼教誡の選を受くべからず、選ばるゝとも比丘尼を教誡すべからず、僧伽より苦切羯磨を受けたる罪を犯すべからず、他の相似の罪を犯すべからず」、此よりも惡しき〔罪を犯すべからず」、羯磨を罵るべからず、羯磨に與れるものを罵るべからず、清淨比

丘の布薩を妨ぐべからず、自恣を防ぐべからず、❸相倶に語るべからず、教誡を與ふべからず、❹許可を得べからず、難ずべからず、憶念せしむべからず、比丘等と交るべからず」。

苦切羯磨十八事畢

六―一　その時、僧伽は盤那・盧醯の徒の比丘等に苦切羯磨を行へり。彼等は僧伽より苦切羯磨を受け、正しく行じ隨順にして、滅罪を願ひ、比丘等の許に到りて言へり、「友等よ、我等は僧伽より苦切羯磨を受け、正しく行じ、隨順にして、滅罪を願ふ。我等、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は盤那・盧醯の徒の比丘等の苦切羯磨を解くべし。

二　比丘等よ、五分を具足せる比丘の苦切羯磨は解くべからず。〔謂く〕人に具足戒を授くると、人に依止を與ふると、沙彌を蓄ふると、比丘尼教誡の選を受くると、選ばるゝとも比丘尼を教誡するとなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘の苦切羯磨は解くべからず。比丘等よ、又五分を……解くべからず。〔謂く〕僧伽より苦切羯磨を受けたる罪を犯すと、他の相似〔の罪を犯す〕と、此より惡しき〔罪を犯す〕と、羯磨を罵ると、羯磨に與れる者を罵るとなり。比丘等よ、此の如き……解くべからず。比丘等よ、八

6 分を具足せる比丘の苦切羯磨は解くべからず。〔謂く〕清淨比丘の布薩を妨ぐると、自

恣を妨ぐると、相倶に語ると、教誡を與ふると、許可を得ると、難ずると、憶念せしむると、比丘等と交るとなり。比丘等よ、此の如き八分を具足せる比丘の苦切羯磨は解くべからず」。

解くべからざる十八事畢

七―一 「比丘等よ、五分を具足せる比丘の苦切羯磨は解くべし。〔謂く〕人に具足戒を授けざると、人に依止を與へざると、沙彌を蓄へざると、比丘尼教誡の選を受けざると、選ばるゝとも比丘尼を教誡せざるとなり。比丘等よ、此の如き五分を具足せる比丘の苦切羯磨は解くべし。比丘等よ、又五分を……解くべし。〔謂く〕僧伽より苦切羯磨を受けたる罪を犯さゞると、他の相似〔の罪を犯さゞる〕と、此より悪しき〔罪を犯さゞる〕と、羯磨を罵らざると、羯磨に與れる者を罵らざるとなり。比丘等よ、此の如き……解くべし。比丘等よ、八分を……解くべし。〔謂く〕淸淨比丘の布薩を妨げざると、自恣を妨げざると、相倶に語らざると、教誡を與へざると、許可を得ざると、難ぜざると、憶念せしめざると、比丘等と交らざるとなり。比丘等よ、此の如き八分を具足せる比丘の苦切羯磨は解くべし」。

解くべき十八事畢

八―一　「比丘等よ、解くには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼盤那盧醯の徒の比丘等は僧伽の許に到り、上衣を偏袒に爲し、老比丘等の足を禮し、蹲居し、合掌して此の如く唱ふべし、『我等は僧伽より苦切羯磨を受け、正しく行じ、隨順にして、滅罪を願ひ、苦切羯磨を解かれんことを請ふ』。二たび請ふべし……乃至……三たび請ふべし。聽明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に盤那盧醯の徒の比丘等は僧伽より苦切羯磨を受け、正しく行じ、隨順にして、滅罪を願ひ、苦切羯磨を解かれんことを請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は盤那盧醯の徒の比丘等の苦切羯磨を解くべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に盤那盧醯の徒の比丘等は僧伽より苦切羯磨を受け、正しく行じ、隨順にして、滅罪を願ひ、苦切羯磨を解かれんことを請ふ。僧伽は盤那盧醯の徒の比丘等の苦切羯磨を解く。盤那盧醯の徒の比丘等の苦切羯磨を解くことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く。僧伽よ……言へ。我三たび此義を說く。僧伽よ……言へ。僧伽は盤那盧醯の徒の比丘等の苦切羯磨を解き已れり。僧伽は聽すが故に默す、我此の如く知る』」。

初〔誦品〕苦切羯磨畢

九―一　その時、具壽施越（セッヤサカ）といふ者あり、愚癡不聰明、罪多く、敎誡を受けず、在家と在り、

不隨順なる在家衆と俱に住せり。比丘等は別住を與へ、本日治を與へ、摩那埵を與へ、出罪を與ふるを事とせり。[5] 少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ具壽施越は愚癡、不聽明、罪多く、敎誡を受けず、在家と在り、不隨順なる在家衆と俱に住し、〔爲に〕比丘等は別住を與へ、本日治を與へ、摩那埵を與へ出罪を與ふるを事とするや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、比丘施越は愚癡……住し〔爲に〕……出罪を與ふるを事とするとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、此愚人の所爲は非なり、隨順ならず、相應ならず、沙門の法に非ず、威儀に非ず、爲すべからず。比丘等よ、如何ぞ此愚人は愚癡……住し〔爲に〕……出罪を與ふるを事とするや。比丘等よ、此は未信者をして信を生ぜしめ已信者をして增益せしむる所以に非ず……」……呵責し說法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は比丘施越に依止羯磨を行ひ汝は依止して住すべしと言ふべし。

二　比丘等よ、此を行ふには此の如く爲すべし。初に比丘施越を難ずべし、難じて後憶念せしむべし、憶念せしめて後、罪を徵すべし、罪を徵して後、聽明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘施越は愚癡、不聽明……住し〔爲に〕

……出罪を與ふるを事とす。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘施越に依止羯磨を行ひ汝は依止して住すべしと言ふべし。此表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘施越は愚癡、不聰明……住し〔爲に〕……出罪を與ふるを事とす。僧伽は比丘施越に依止羯磨を行ひ汝は依止して住すべしと言ふ。比丘施越に依止羯磨を行ひ汝は依止して住すべしと言ふことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く……乃至……我三たび此義を說く。僧伽よ、我言を聞け……言へ。僧伽は比丘施越に依止羯磨を行ひ汝は依止して住すべしと言ひ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」。

一〇―一　「比丘等よ、三分を……〔一・一二―五に準ず。「苦切羯磨」を「依止羯磨」と改む。〕……比丘等と交るべからず」。

依止羯磨十八事畢

一一―一　その時、僧伽は比丘施越に依止羯磨を行ひ「汝は依止して住すべし」と言へり。彼は僧伽より依止羯磨を受け、善友に依附し、親近し、承事し、經を誦せしめ、質問し、多聞にして阿含に通じ法を持し律を持し摩夷を持し賢明、聰明、有慧、有恥、有悔にして

學を欲し、正しく行じ隨順にして滅罪を願ひ、比丘等の許に到りて言へり「友等よ、我は僧伽より依止羯磨を受け、正しく行じ隨順にして滅罪を願ふ。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は比丘施越の依止羯磨を解くべし。

二　比丘等よ、五分を…〔一・六・二一－七に準ず。「苦切羯磨」を「依止羯磨」と改む。〕…解くべし」。

解くべき十八事畢

一二―一　「比丘等よ、解くには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘施越は僧伽の許に到り、上衣を偏袒に爲し、老比丘の足を禮し、蹲居し、合掌して此の如く唱ふべし、「我は僧伽より依止羯磨を受け、正しく行じ隨順にして滅罪を願ひ、依止羯磨を解かれんことを請ふ」。二たび請ふべし…乃至…三たび請ふべし。

二　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘施越は僧伽より依止羯磨を受け、正しく行じ隨順にして、滅罪を願ひ、依止羯磨を解かれんことを請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘施越の依止羯磨を解くべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘施越は僧伽より依止羯磨を受け、正しく行じ隨順にして、滅罪を願ひ、依止羯磨を解かれんことを請ふ。僧伽は比丘施越の依止羯磨を解く。比丘施越の依止羯磨を解くことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言

へ。我二たび此義を説く。僧伽よ……言へ。僧伽は比丘施越の依止羯磨を解き已れり。僧伽は聽すが故に默す、我此の如く知る』」。

第二〔誦品〕依止羯磨畢

一三—一　その時、阿説示(アッサジ)・分那婆藪(プナッバス)の徒と名づくるものあり、枳吒山(キターギリ)の住處に屬し無耻の惡比丘なり。彼等は此の如き非行を行へり。〔謂く〕自ら華樹を植ゑ、人に教へて植ゑしめ、自ら水を灑ぎ、人に教へて灑がしめ、自ら花を摘み、人に教へて花を摘ましめ、自ら花を結び、人に教へて花を結ばしめ、自ら華莖を一にせる華鬘を作り、人に教へて作らしめ、自ら華莖を二にせる華鬘を作り、人に教へて作らしめ、自ら華穗の如き華鬘を作り、人に教へて作らしめ、自ら華❻箭を作り、人に教へて作らしめ、自ら耳飾を作り、人
10 に教へて作らしめ、自ら頭飾を作り人に教へて作らしめ、自ら胸飾を作り、人に教へて作らしめたり。彼等は良家の婦、良家の女、良家の童女、良家の娘、良家の婢の爲に自ら華莖を一にせる華鬘を運び、人に教へて運ばしめ、自ら華莖を二にせる華鬘を運び、人に教へて運ばしめ、自ら華穗の如き華鬘を運び、人に教へて運ばしめ、自ら華箭を運び、人に教へて運ばしめ、自ら耳飾を運び、人に教へて運ばしめ、自ら頭飾を運び、人に教へ

て運ばしめ、自ら胸飾を運び、人に敎へて運ばしめたり。彼等は良家の婦、良家の女、良家の童女、良家の娘、良家の婢と倶に一の器にて食ひ、一の椀にて飲み、一の座に坐し、一の床を共にし、一の敷具を共にし、一の覆具を共にし、一の敷具覆具を共にし、非時に食ひ、酒を飲み華鬘、香、塗香を持し、舞ひ、歌ひ、奏し、戯笑し、舞ふに合せて舞ひ、舞ふに合せて歌ひ、舞ふに合せて奏し、舞ふに合せて戯笑し、歌ふに合せて舞ひ……奏するに合せて舞ひ……戯笑するに合はせて舞ひ……戯笑するに合せて戯笑せり。

二　八目碁を弄び、十目碁を弄び、空處碁を弄び、石蹴戯を弄び、石積戯を弄び、骰子を弄び、棒打を弄び、手型戯を弄び、球戯を弄び、葉笛を弄び、鋤戯を弄び、逆立戯を弄び、風車戯を弄び、枡戯を弄び、車戯を弄び、弓戯を弄び、文字判じを弄び、意志判じを弄び、不具者の模倣を弄び、象を學び、馬を學び、車を學び、弓を學び、劍を學び、象の前を走り、馬の前を走り、車の前を走り、走りて往還し、興奮し、拍手し、角力し、拳鬪し、舞臺の上に僧伽梨を擴げて舞女に「妹よ、此處にて舞へ」と言ひ、喝采し、種々の非行を行へり。

三　その時、一人の比丘あり、迦尸に於て雨安居を住し已り、舍衛城に往きて世尊を見たてまつらんとし、枳吒山に到れり。時に彼比丘は晨朝時に於て下衣を著け鉢衣を持し枳吒山に入りて乞食せり、行歩、觀察、屈伸殊妙にして眼を地に向け威儀具足せり。

11 人々は彼比丘を見て言へり、「何人なれば此は無力なるが如く愚鈍なるが如く聾瘂するが如くなるや。此人來るとも誰か爲に食を施さんや。我等の尊者阿說示・分那婆皷の徒は柔軟・溫和にして談るに好く、笑を含み、「來れ、善く來れり」と言ひ、聾瘂せず、顯了に語り、先に言ふ。彼等にこそ食を施すべけれ」。一人の優婆塞あり、彼比丘の枳吒山に於て乞食に歩むを見たり。見て彼比丘の許に到れり、到りて彼比丘を敬禮して言へり、「食を得しや」。「食を得ず」。「來れ家に往かん」。

四　時に、彼優婆塞は彼比丘を家に伴ひ、食を供して言へり、「何處に往かんとするや」。「舍衛城に往きて世尊を見たてまつらんとするなり」。「然らば我名を以て世尊の足を頭面にて禮拜して言ふべし、「枳吒山の住處は汚れたり。阿說示・分那婆皷の徒と名づくるものあり、枳吒山の住處に闍し無耻の惡比丘なり。彼等は此の如き非行を行ふ。〔謂く〕……種々の非行を行ふ。前には信心あり淨心ありし人々も今や不信・不淨なり。前には僧伽に布施の道ありしも今や絶えたり。善美比丘は去りて惡比丘住す。世尊よ、願はくは比丘等を遣して枳吒山の住處を正したまへ」」。

五　「唯々」と彼比丘は彼優婆塞に應へ、座より起ちて、舍衛城に向つて去れり。次第して舍衛國祇樹林給孤獨園の世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐

せり。諸佛世尊の客比丘と相會釋したまふは常法なり。時に、世尊は彼比丘に言ひたまへり、「比丘よ、忍するや、足するや、道路を來るに疲極せざるや、比丘よ、汝は何處より來れるや」。「世尊よ、忍す、世尊よ、足す、我、道を來りて疲極せず。今我は迦尸に於て雨安居を住し已り、舍衞城に來りて世尊を見たてまつらんとし、枳吒山に到れり。時に我は晨朝時に於て下衣を著け鉢衣を持し枳吒山に入りて乞食せり。一人の優婆塞あり、我の枳吒山に於て乞食に歩むる見たり。見て我の許に到れり、到りて我を敬禮して言へり、「食を得しや」。「食を得ず」。「來れ、家に往かん」。時に、彼優婆塞は我を家に伴ひ、食を供して言へり、「何處に往かんとするや」。「舍衞城に往きて世尊を見たてまつらんとするなり」。「然らば……正したまへ」。世尊よ、故に我、來れるなり」。

六　時に世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、阿說示分那婆藪の徒と名づくるものあり、枳吒山の住處に屬し無恥の惡比丘なり、彼等は此の如き非行を行ふ、〔謂く〕自ら華樹を植ゑ…乃至…種々の非行を行ふ、前には信心あり淨心ありし……惡比丘住すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ、此等愚人は此の如き非行を行ひ、自ら華樹を植ゑ、人に敎へて植ゑしめ、自ら水を灑ぎ、人に敎へて灑がしめ、自ら花を摘み、人に

教へて花を摘ましめ、自ら花を結び、人に教へて花を結ばしめ……作り、人に教へて作らしめ……運び、人に教へて運ばしめ……食ひ……飲み……持し、舞ひ、歌ひ、奏し、戯笑し……弄び……學び……走り……往還し、興奮し、拍手し、角力し、拳闘し、舞臺の上に僧伽梨を擴げて舞女に「妹よ、此處にて舞へ」と言ひ、喝采し、種々の非行を行ふや。比丘等よ、此は未信者をして…」…呵責し、說法を爲して、舍利弗・目犍連に告げて言ひたまへり、「往け、舍利弗等よ、枳吒山に往き阿說示・分那婆藪の徒の比丘等に枳吒山より驅出羯磨を行ふべし。彼等は汝等の弟子なり」。「我等、如何にして阿說示・分那婆藪の徒の比丘等に枳吒山より驅出羯磨を行ふや。彼比丘等は暴戾麤惡なり」。「舍利弗等よ、然らば衆多の比丘と倶に往くべし」。「唯々」と舍利弗・目犍連は世尊に應へたり。

13 七 「比丘等よ、此を行ふには此の如く爲すべし。初に阿說示・分那婆藪の徒の比丘等を難ずべし、難じて後憶念せしむべし、憶念せしめて後罪を徴すべし、罪を徴して後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。此處に阿說示・分那婆藪の徒の比丘等は俗家を汚し惡行を爲せり、彼等の惡行も現に見聞する所にして彼汚されたる俗家も現に見聞する所なり。若し僧伽に機熟さば僧伽は阿說示・分那婆藪の徒の比丘等に枳吒山より驅出羯磨を行ひ「阿說示・分那婆藪の徒の比丘等は枳吒

山に住すべからず」と言ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に……見聞する所なり。僧伽は阿説示・分那婆藪の徒の比丘等に枳吒山より驅出羯磨を行ひ「阿説示・分那婆藪の徒の比丘等は枳吒山に住すべからず」と言ふ。阿説示・分那婆藪の徒の比丘等に枳吒山より驅出羯磨を行ひ「阿説示・分那婆藪の徒の比丘等は枳吒山に住すべからず」と言ふことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を説く…乃至…我三たび此義を説く。僧伽よ、我言を聞け……言へ。僧伽は阿説示・分那婆藪の徒の比丘等に枳吒山より驅出羯磨を行ひ「阿説示・分那婆藪の徒の比丘等は枳吒山に住すべからず」と言ひ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」。

一四―一　比丘等よ、三分を…〔一・二―四・一に準ず。「苦切羯磨」を「驅出羯磨」と改む。〕…比丘等よ、三分を……行ふべし。比丘等よ、又……行ふべし。〔謂く〕身の戲樂を具足せると、語の戲樂を具足せると、身語の戲樂を具足せるとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし。比丘等よ、又……行ふべし。〔謂く〕身の非行を具足せると、語の非行を具足せると、身語の非行を具足せるとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし。比丘等よ、又……行ふべし。〔謂く〕身の違害を具足せると、語の違害を具足せると、身語の違害を具足せると

なり。比丘等よ、此の如き……行ふべし。比丘等よ、又……行ふべし。身の邪命を具足せると、語の邪命を具足せると、身語の邪命を具足せるとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし。

14

二　比丘等よ、三類の比丘に於ては僧伽は若し欲せば驅出羯磨を行ふべし。〔謂く〕一には訴訟し…〔一・四・二に準ず。「苦切羯磨」を「驅出羯磨」と改む。〕…毀呰するものとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし。比丘等よ、又……行ふべし。〔謂く〕一には身の戯樂を具足せるものと、一には語の戯樂を具足せるものと……一には身語の邪命を具足せるものとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし」。

一五—一　「比丘等よ、驅出羯磨を受けたる比丘は正しく行ずべし。此中、正しく行ずとは〔謂く〕…〔一・五に準ず。「苦切羯磨」を「驅出羯磨」と改む。〕…比丘等と交るべからず」。

驅出羯磨十八事畢

一六—一　時に舍利弗・目犍連を上首として比丘衆は枳吒山に往き、阿説示・分那婆藪の徒の比丘等に枳吒山より驅出羯磨を行ひ、「阿説示・分那婆藪の徒の比丘等は枳吒山に住すべからず」と言へり。彼等は僧伽より驅出羯磨を受け、正しく行ぜず、隨順なら

ず、滅罪を願はず、比丘等に悔過せず、罵詈譏謗し、[7]欲に隨ひ瞋に隨ひ癡に隨ひ怖に隨ふとて誹謗し、或は去り或は還俗せり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ阿說示・分那婆藪の徒の比丘等は僧伽より驅出羯磨を受け、正しく行ぜず、隨順ならず、滅罪を願はず、比丘等に悔過せず、罵詈譏謗し、欲に隨ひ瞋に隨ひ癡に隨ひ怖に隨ふとて誹謗し、或は去り或は還俗するや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、阿說示・分那婆藪の徒の比丘等は僧伽より驅出羯磨を受け、正しく行ぜず……或は還俗すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。「比丘等よ、如何ぞ彼等愚人は僧伽より驅出羯磨を受け、正しく行ぜず……或は還俗するや。比丘等よ、此は未信者をして信を生ぜしめ……」……呵責し說法を爲して、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は驅出羯磨を解くべからず。

15 二　比丘等よ、五分を具足せる比丘の驅出羯磨は解くべからず。〔謂く〕人に具足戒を授くると……〔一・六・二一―七に準ず。「苦切羯磨」を「驅出羯磨」と改む。〕……比丘等と交らざるとなり。比丘等よ、此の如き……解くべし」。

驅出羯磨を解くべき十八事畢

一七―一　「比丘等よ、解くには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼驅出羯磨を受けたる比丘は僧伽の許に到り、上衣を偏袒に爲し、老比丘等の足を禮し、蹲居し、合掌して此の如く唱ふべし、『我は僧伽より驅出羯磨を受け、正しく行じ、隨順にして、滅罪を願ひ、驅出羯磨を解かれんことを請ふ』。二たび請ふべし〔…乃至…〕三たび請ふべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし。

二　『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は僧伽より驅出羯磨を受け、正しく行じ……請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘某甲の驅出羯磨を解くべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘……請ふ。僧伽は比丘某甲の驅出羯磨を解く。比丘某甲の驅出羯磨を解くことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く…乃至…我三たび此義を說く。僧伽よ……言へ。僧伽は比丘某甲の驅出羯磨を解き已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』」。

第三〔誦品〕驅出羯磨畢

一八―一　その時、具壽善法(スダンマ)は摩叉止陀(マッチカーサンダ)の居士質多羅(チッタ)の住處に屬し、造營を司り、常恒食を受けたり。居士質多羅は若しくは僧伽若しくは別衆、若しくは人を招かんと欲する時は具壽善法に先に語らずしては若しくは僧伽、若しくは別衆若しくは人を招

16 くこと無かりき。その時、衆多の長老比丘〔即〕具壽舍利弗、具壽摩訶目犍連、具壽摩訶迦旃延、具壽摩訶拘絺羅、具壽摩訶劫賓那、具壽摩訶周那、具壽阿那律陀、具壽離越、具壽優波離、具壽阿難、具壽羅睺羅は迦尸を遊行して摩叉止陀に到れり。居士質多羅は聞けり、「長老比丘等摩叉止陀に到れり」。時に居士質多羅は長老比丘等の許に到れり、到りて長老比丘等を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、居士質多羅に具壽舍利弗は法を說きて敎示し勸導し讃勵し慶喜せしめたり。時に、居士質多羅は、具壽舍利弗の法を說きて敎示し勸導し讃勵し慶喜せしめたる時、長老比丘等に言へり、「長老等よ、明日客〔比丘の〕食を受けたまへ」。長老比丘等は默然として許したり。

二　時に居士質多羅は長老比丘等の許したるを知り座より起ちて長老比丘等を敬禮し右遶を爲して具壽善法の許に到れり、到りて具壽善法を敬禮して一面に立てり。一面に立ちて居士質多羅は具壽善法に言へり、「善法よ、明日、長老等と倶に食を受けたまへ」。時に具壽善法は「前には此居士質多羅は若しくは僧伽、若しくは別衆、若しくは人を招かんと欲する時は我に先に語らずしては若しくは僧伽、若しくは別衆、若しくは人を招くこと無かりき、然るに今や彼は我に先に語らずして長老比丘等を招けり、今や此居士質多羅は惡しくなり我を顧みず悅ばざるなり」と思惟して、居士質多羅

に言へり、「居士よ、止みなん、我は許さず」。二たび…乃至…三たび居士質多羅は具壽善法に言へり、「善法よ、明日、長老等と倶に食を受けたまへ」。「居士よ、止みなん、我は許さず」。時に居士質多羅は「善法が許すも許さゞるも我に於て何か爲ん」と思惟して、具壽善法を敬禮し右遶を爲して去れり。

三　時に居士質多羅は其夜過ぎて後、長老比丘等の爲に殊妙なる嚼食噉食を調へたり。時に具壽善法は「我當に居士質多羅の長老等の爲に調へたる所を見るべし」と思惟して、晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して居士質多羅の家に到れり、到りて設けの座に坐せり。時に居士質多羅は具壽善法の許に到れり、到りて具壽善法を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、居士質多羅に具壽善法は言へり、「居士よ、汝は此處に衆多の嚼食噉食を調へたり、但一を缺く、謂く[8]胡麻餅なり」。「佛語の寶は多くあるに善法の説く所は即ち胡麻餅なり。往昔南路(ダッキナーバタ)の商人等は東國に往きて商買し、其處より雌鷄を齎したり。時に彼雌鷄は雄烏と倶に合して雛を生めり。彼雛鷄は烏聲を爲さんと欲せば鷄鳴を爲し、鷄鳴を爲さんと欲せば烏聲を爲せり。此の如く佛語の寶は多くあるに善法の説く所は即ち胡麻餅なり」。

四　「居士よ、汝は我を罵詈す、居士よ、汝は我を譏謗す、居士よ、此は汝の住處なり、我は去

らん」。「善法よ、我は汝を罵詈譏謗するに非ず。善法よ、摩叉止陀に住したまへ、アンバータカ樹林は樂し、善法よ、我は勉めて汝の爲に衣食床·座·病藥·資具を供すべし」。二たび…乃至…三たび具壽善法は居士質多羅に言へり、「居士よ、汝は我を……去らん」。「善法よ、何處に往かんとするや」。「舍衛城に往きて世尊を見たてまつらんとするなり」。「然らば汝自ら言へる所と我言へる所とを悉く世尊に告げよ。善法よ、汝が再び摩叉止陀に還り歸るも希有とするに足らず」。

五　時に具壽善法は臥具床座を藏め鉢衣を持し舍衛城に向つて去れり。次第して舍衛城、祇樹林給孤獨園の世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して具壽善法は自ら言へる所と居士質多羅の言へる所とを悉く世尊に告げたり。佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、非なり、隨順ならず、相應ならず、沙門の法に非ず、威儀に非ず、爲すべからず。愚人よ、如何ぞ汝は信心あり淨心あり施者、善業者、僧伽の利益者たる居士質多羅を輕侮し輕蔑するや。愚人よ、此は未信者をして……」…呵責し說法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は比丘善法に下意羯磨を行ひ『居士質多羅に悔過せよ』と言ふべし。

六　比丘等よ、此を行ふには此の如く爲すべし。初に比丘善法を難ずべし、難じて後

憶念せしむべし、憶念せしめて後罪を徴すべし、罪を徴して後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘善法は信心あり淨心あり施者、善業者、僧伽の利益者たる居士質多羅を輕侮し輕蔑せり。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘善法に下意羯磨を行ひ「居士質多羅に悔過せよ」と言ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘善法は……輕蔑せり。僧伽は比丘善法に下意羯磨を行ひ「居士質多羅に悔過せよ」と言ふ。比丘善法に下意羯磨を行ひ「居士質多羅に悔過せよ」と言ふことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を説く…乃至…我三たび此義を説く。僧伽よ、我言を聞け……言へ。僧伽は比丘善法に下意羯磨を行ひ「居士質多羅に悔過せよ」と言ひ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」』。

一九―一　「比丘等よ、三分を…〔一・一二―三に準ず。「苦切羯磨」を「下意羯磨」と改む。〕…善く成就せるなり」。

二〇―一　「比丘等よ、五分を具足せる比丘に於ては僧伽は若し欲せば下意羯磨を行

19 ふべし。「謂く」在家人等の所得無からしめんと企ると、在家人等の不利を企ると、在家人等の住處無からしめんと企ると、在家人等を罵詈讒謗すると、在家人等と在家人等とを離間せしむるとなり。比丘等よ、此の如き五分を……行ふべし。比丘等よ、又……行ふべし。「謂く」在家人等に佛を毀呰すると、在家人等に法を毀呰すると、在家人等に僧を毀呰すると、在家人等を輕侮輕蔑すると、在家人と如法に約して行はざるとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし。比丘等よ、五類の比丘に於ては僧伽は若し欲せば下意羯磨を行ふべし。「謂く」一には在家人等の所得無からしめんと企るものと、一には在家人等の不利を企るものと、一には在家人等の住處無からしめんと企るものと、一には在家人等を罵詈讒謗するものと、一には在家人等と在家人等とを離間せしむるものとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし。比丘等よ、又……行ふべし。「謂く」一には在家人等に佛を毀呰するものと、一には在家人等に法を毀呰するものと、一には在家人等に僧を毀呰するものと、一には在家人等を輕侮輕蔑するものと、一には在家人等と如法に約して行はざるものとなり。比丘等よ、此の如き……行ふべし」。

「若し欲せば」の二十事畢

二一―一　「比丘等よ、下意羯磨を受けたる比丘は正しく行ずべし…〔一・五に準ず。〕「苦切

羯磨」を「下意羯磨」と改む。〕…交るべからず」。

下意羯磨十八事畢

二二一一　時に、僧伽は比丘善法に下意羯磨を行ひ「居士質多羅に悔過せよ」と言へり。彼は僧伽より下意羯磨を受け摩叉止陀に往きしが、羞愧して居士質多羅に悔過すること能はず再び舍衞城に還れり。比丘等は言へり、「汝は居士質多羅に悔過せしや」。「此處に我は摩叉止陀に往きしが、羞愧して居士質多羅に悔過すること能はざりき」。世尊に此義を告げたり。

二　「比丘等よ、然らば僧伽は比丘善法に同伴者を附して居士質多羅に悔過せしむべし。比丘等よ、〔同伴者を〕附するには此の如く爲すべし。初に〔同伴の〕比丘を請ふべし。請ひて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘某甲を比丘善法に同伴者として附し居士質多羅に悔過せしむべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。僧伽は比丘某甲を比丘善法に同伴
20 者として附し居士質多羅に悔過せしむ。比丘某甲を比丘善法に同伴者として附し居士質多羅に悔過せしむることを聽す具壽は默せよ、聽さざる者は言へ。僧伽は比丘某甲を比丘善法に同伴者として附し居士質多羅に悔過せしむることと爲し已れ

り。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

三　比丘等よ、彼比丘善法は同伴比丘と倶に摩叉止陀に往き居士質多羅に悔過して『居士よ、悔過を受けよ、我、宥恕を請ふ』と言ふべし。此の如く言ひて若し悔過を受くれば善し、若し受けずば同伴比丘は『居士よ、此比丘の悔過を受けよ、彼、宥恕を請ふ』と言ふべし。此の如く言ひて若し悔過を受くれば善し、若し受けずば同伴比丘は『居士よ、此比丘の悔過を受けよ、我、宥恕を請ふ』と言ふべし。此の如く……善し若し受けずば同伴比丘は『居士よ、僧伽の名によりて此比丘の悔過を受けよ』と言ふべし。此の如く……善し若し受けずば同伴比丘は比丘善法をして居士質多羅の見境を離れしめず聞境を離れしめず上衣を偏袒に爲さしめ蹲居せしめ合掌せしめて彼罪を自ら説かしむべし』。

二三―一　時に具壽善法は同伴比丘と倶に摩叉止陀に往き居士質多羅に悔過せり。彼は正しく行じ隨順にして、滅罪を願ひ、比丘等の許に到りて言へり、「友等よ、我は僧伽より下意羯磨を受け、正しく行じ隨順にして滅罪を願ふ。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。『比丘等よ、然らば僧伽は比丘善法の下意羯磨を解くべし。

二　比丘等よ、五分を具足せる比丘の下意羯磨は解くべからず…〔一・六・二―七に準ず。「苦切羯磨を「下意羯磨」と改む。〕…比丘等と交らざるなり。比丘等よ、此の如き八分を……解くべし」。

下意羯磨を解くべき十八事畢

21 二四―一　「比丘等よ、解くには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘善法は僧伽の許に到り…〔一・一二に準ず。「苦切羯磨を「下意羯磨」と改む。〕…我、此の如く知る」。

第四〔誦品〕下意羯磨畢

二五―一　その時佛世尊は拘睒彌（コーサンビー）瞿師羅園（ゴーシタアーラーマ）に住したまへり。その時具壽闡陀（チャンナ）は罪を犯して、罪を見んと欲せざりき。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ具壽闡陀は罪を犯して罪を見んと欲せざるや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此縁により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、比丘闡陀は罪を犯して罪を見んと欲せずとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ此愚人は罪を犯して罪を見んと欲せざるや。比丘等よ、此は未信者をして信を生ぜしめ…乃至…」…呵責し説法を爲して、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は比丘闡陀に罪を見ざるによる

舉罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしむべし。

二　比丘等よ、此を行ふには此の如く爲すべし。初に比丘闡陀を難ずべし、難じて後憶念せしむべし、憶念せしめて後罪を徵すべし、罪を徵して後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ我言を聞け。此處に比丘闡陀は罪を犯して罪を見んと欲せず。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘闡陀に罪を見ざるによる舉罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしむべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘闡陀は罪を犯して罪を見んと欲せず。僧伽は比丘闡陀に罪を見ざるによる舉罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしむ。比丘闡陀に罪を見ざるによる舉罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしむることを聽す具壽は默せよ、聽さざる者は言へ。我二たび此義を說く……乃至……我三たび此義を說く。僧伽よ……言へ。僧伽は比丘闡陀に罪を見ざるによる舉罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしめ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我此の如く知る』。比丘等よ、住處より住處に傳へて宣示して言ふべし、『比丘闡陀は罪を見ざるによる舉罪羯磨を受け僧伽と不共住ならしめられたり』。

二六―一　『比丘等よ、三分を具足せる罪を見ざるによる舉罪羯磨は非法……〔一・二―四に

準ず。「苦切羯磨」を「罪を見ざるによる擧罪羯磨」と改む。〕……比丘等よ、此の如き……行ふべし」。

罪を見ざるによる擧罪羯磨の「若し欲せば」の六事畢

二七―一　「比丘等よ、罪を見ざるによる擧罪羯磨を受けたる比丘は正しく行ずべし。此中、正しく行ずとは〔謂く〕人に具足戒を授くべからず、人に依止を與ふべからず沙彌を蓄ふべからず、比丘尼教誡の選を受くるべからず、選ばるゝとも比丘尼を教誡すべからず、僧伽より罪を見ざるによる擧罪羯磨を受けたる罪を犯すべからず、他の相似〔の罪を犯すべからず〕、此よりも惡しき〔罪を犯すべからず〕、羯磨を罵るべからず、羯磨に與れるものを罵るべからず、清淨比丘より敬禮、迎逆、合掌、恭敬、座具の設け、臥具の設け、洗足水、足臺、足布、鉢衣の收受、洗浴時の浣背を受くべからず、清淨比丘を壞戒なりと難ずべからず壞行なりと難ずべからず、壞見なりと難ずべからず、壞命なりと難ずべからず、[9]比丘等と比丘等とを離間せしむべからず、在家人の相を著くるべからず、外道の相を著くるべからず、外道に承事すべからず、比丘等に承事すべし、比丘の學〔處〕を學ぶべし、清淨比丘と同一屋内の住處に住すべからず、同一屋内の非住處に住すべからず、同一屋内の住處或は非住處に住すべからず、清淨比丘を見ては座より起つべし、〔精舍の〕内外に於て清淨比丘に接觸すべからず、清淨比丘の布薩を妨ぐべからず自恣

[23]を妨ぐべからず、相倶に語るべからず、敎誡を與ふべからず、許可を得べからず、離ずべからず、憶念せしむべからず、比丘等と交るべからず」。

罪を見ざるによる擧罪羯磨の四十三事畢

二八—一　時に僧伽は比丘闡陀に罪を見ざるによる擧罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしめたり。彼は僧伽より罪を見ざるによる擧罪羯磨を受け其住處を出でて他の住處に往けり。其處の比丘等は敬禮せず、迎逆せず、合掌、恭敬を作さず、尊敬せず、尊重せず、奉事せず、供養せざりき。彼は比丘等より尊敬せられず、尊重せられず、奉事せられず、供養せられず、尊敬を受けず、また其住處を出でて他の住處に往けり。また其住處の比丘等は敬禮せず、迎逆せず……他の住處に往けり。また其住處の比丘等は敬禮せず、迎逆せず……尊敬を受けず、再び拘睒彌に還れり。彼は正しく行じ、隨順にして、滅罪を願ひ、比丘等の許に到りて言へり、「友等よ、我は僧伽より罪を見ざるによる擧罪羯磨を受け、正しく行じ、隨順にして滅罪を願ふ。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は比丘闡陀の罪を見ざるによる擧罪羯磨を解くべし。

二　比丘等よ、五分を具足せる比丘の罪を見ざるによる擧罪羯磨は解くべからず。

〔謂く〕人に具足戒を授くると、人に依止を與ふると、沙彌を蓄ふると、比丘尼敎誡の選を受くると、選ばるゝとも比丘尼を敎誡するとなり。比丘等よ、此の如き五分を……解くべからず。比丘等よ、又五分を……解くべからず。〔謂く〕僧伽より罪を見ざるによる擧罪羯磨を受けたる罪を犯すと、他の相似〔の罪を犯す〕と、此より惡しき〔罪を犯す〕と、羯磨を罵ると、羯磨に與れる者を罵るとなり。比丘等よ、此の如き……解くべからず。

24 比丘等よ、又五分を……解くべからず。〔謂く〕淸淨比丘より敬禮、迎逆、合掌、恭敬、座具の設けを受くるなり。比丘等よ、此の如き……解くべからず。比丘等よ、又五分を……解くべからず。〔謂く〕淸淨比丘より臥具の設け、洗足水、足臺、足布、鉢衣の收受、洗浴時の浣背を受くるなり。[10] 比丘等よ此の如き……解くべからず。比丘等よ、又五分を……解くべからず。〔謂く〕淸淨比丘を壞戒なりと難ずると、壞行なりと難ずると、壞見なりと難ずると、壞命なりと難ずると、[11] 比丘等と比丘等とを離間せしむるとなり。比丘等よ、此の如き……解くべからず。比丘等よ、又五分を……解くべからず。〔謂く〕在家人の相を著くると、外道の相を著くると、外道に承事すると、比丘等に承事せざると比丘の學〔處〕を學ばざるとなり。比丘等よ、此の如き……解くべからず。比丘等よ、又五分を……解くべからず。〔謂く〕淸淨比丘と同一屋内の住處に住すると、同一屋内の非住

處に住すると、同一屋内の住處非住處に住すると、淸淨比丘を見て座より起たざると、〔精舍の〕内外に於て淸淨比丘に接觸するとなり。比丘等よ、此の如き……解くべからず。比丘等よ、八分を……解くべからず。〔謂く、〕淸淨比丘の布薩を妨ぐると、自恣を妨ぐると、相倶に語ると、敎誡を與ふると、許可を得ると、難ずると、憶念せしむると、比丘等と交るとなり。比丘等よ、此の如き八分を……解くべからず。

〔解くべからざる〕四十三事畢

二九―一　「比丘等よ、五分を具足せる比丘の罪を見ざるによる擧罪羯磨は解くべし。〔謂く〕人に具足戒を授けざると、人に依止を與へざると……比丘等と交らざるとなり。比丘等よ、此の如き八分を……解くべし」。

〔解くべき〕四十三事畢

三〇―一　「比丘等よ、解くには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘闡陀は僧伽の許に到り……〔一・二二に準ず。「依止羯磨」を「罪を見ざるによる擧罪羯磨」と改む。〕……我、此の如く知る」」。

第五〔誦品〕罪を見ざるによる擧罪羯磨畢

25 三一―一　その時、佛世尊は拘睒彌、瞿師羅園に住したまへり。その時具壽闡陀は罪を犯して、罪を懺悔せんと欲せざりき……〔一・二五―三〇に準ず。「罪を見る」を「罪を懺悔す」、「罪を

見ざるによる擧罪羯磨を「罪を懺悔せざるによる擧罪羯磨」と改む。」……我、此の如く知る」。

第六〔誦品〕罪を懺悔せざるによる擧罪羯磨畢

三二―一　その時、佛世尊は舍衞城、祇樹林、給孤獨園に住したまへり。その時阿梨吒(アリッタ)といふ比丘あり、舊(もと)鷹匠なり、彼に此の如き悪しき成見生じたり。〔謂く〕「世尊所説の法を我悟るが如くば、世尊の説いて障礙の法と爲す所は行ひて障礙とするに足らず」。衆多の比丘等は聞けり、「阿梨吒といふ比丘あり、舊鷹匠なり、彼に此の如き悪しき成見生じたり、〔謂く〕『世尊所説の……障礙とするに足らず』と」。時に彼比丘等は舊鷹匠なる比丘阿梨吒の許に到れり、到りて舊鷹匠なる比丘阿梨吒に言へり、「阿梨吒よ、汝に此の如き悪しき成見生じ『世尊所説の……障礙とするに足らず』と爲すとは眞實なりや」。「實に然なり。世尊所説の法を我悟るが如くば、世尊の説いて障礙の法と爲す所は行ひて障礙とするに足らず」。

二　「阿梨吒よ、此の如く言ふこと勿れ、世尊を讒謗すること勿れ、世尊を讒謗するは善からず、世尊此の如く説きたまふことあるべからず。阿梨吒よ、世尊は種々の方便を以て障礙の法は障礙なり、行ひて障礙とするに足ると説きたまふ。諸欲は美味少く苦多く惱多く此處には過患勝れたりと世尊は説きたまふ。諸欲は骨鎖の如く苦多

く悩多く此處には過患勝れたりと世尊は說きたまふ。諸欲は肉塊の如く…乃至…諸欲は草炬の如く…乃至…諸欲は火坑の如く…乃至…諸欲は夢の如く…乃至…諸欲は借用物の如く…乃至…諸欲は樹果の如く…乃至…諸欲は屠舍の如く…乃至…
26 諸欲は鎗矛の如く…乃至…諸欲は蛇首の如く苦多く悩多く此處には過患勝れたりと世尊は說きたまふ」。此の如く彼比丘等は說きたるに舊鷹匠なる比丘阿梨吒は依然として彼惡しき成見を執拗に妄取し現貪して言說せり、「謂く」「世尊所說の法を我悟るが如くば世尊の說いて障礙の法と爲す所は行ひて障礙とするに足らず」。

三　彼比丘等は舊鷹匠なる比丘阿梨吒をして此惡しき成見を離せしむること能はざりしが故に、時に彼比丘等は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ舊鷹匠なる比丘阿梨吒に問ひたまへり、「阿梨吒よ、汝に此の如き惡しき成見生じ「世尊所說の……障礙とするに足らず」と爲すとは眞實なりや」。「實に然なり。世尊所說の……障礙とするに足らず」。「愚人よ、汝如何ぞ我所說の法を悟らんや。愚人よ、我は種々の方便を以て、障礙の法は障礙なり、行ひて障礙とするに足ると說けるに非ずや。諸欲は美味少く苦多く悩多く此處には過患勝れたりと我は說く。諸欲は骨鎖の如く……諸欲は蛇首の如く苦

多く惱多く此處には過患勝れたりと我は說く。愚人よ、然るに汝は自ら邪解せる所を以て我等を譏誣し已を敗り多くの非福を積む。愚人よ、此長夜に汝の不利苦痛となるべし。愚人よ、此は未信者をして信を生ぜしめ……」……呵責し說法を爲して、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は舊鷹匠なる比丘阿梨吒に惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしむべし。

四　比丘等よ、此を行ふには此の如く爲すべし。初に比丘阿梨吒を難ずべし、難じて後憶念せしむべし、憶念せしめて後罪を徵すべし、罪を徵して後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。舊鷹匠なる比丘阿梨吒に此の如き惡し
27 き成見生じたり、〔謂く〕『世尊所說の……障礙とするに足らず』と。彼は其見を捨てず。若し僧伽に機熟さば僧伽は舊鷹匠なる比丘阿梨吒に惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしむべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。舊鷹匠なる……捨てず。僧伽は舊鷹匠なる比丘阿梨吒に惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしむ。舊鷹匠なる比丘阿梨吒に惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしむることを聽す具壽は默せよ、聽さざる者は言へ。我二たび此義を說く……乃至……我三たび此義を說く。僧伽よ……僧伽は聽すが

故に默す、我此の如く知る』。比丘等よ、住處より住處に傳へて宣示して言ふべし、『舊鷹匠なる比丘阿梨吒は惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を受け僧伽と不共住ならしめられたり』」。

三三―一　「比丘等よ、三分を…〔一・二一―五に準ず。「苦切羯磨」を「惡見を捨てざるによる擧罪羯磨」と改む。〕…比丘等と交るべからず」。

惡見を棄てざるによる擧罪羯磨の十八事畢

三四―一　時に僧伽は舊鷹匠なる比丘阿梨吒に惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を行ひ僧伽と不共住ならしめたり。彼は僧伽より惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を受け還俗せり。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ舊鷹匠なる比丘阿梨吒は僧伽より惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を受け還俗するや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此縁により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、舊鷹匠なる比丘阿梨吒は僧伽より惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を受け還俗せりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり。「比丘等よ、如何ぞ彼愚人は僧伽より惡見を捨てざるによる擧罪羯磨を受

けて還俗するや。比丘等よ此は未信者をして信を生ぜしめ…乃至…」…呵責し説法を爲して、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は悪見を捨てざるによる擧罪羯磨を解くべし。

二　比丘等よ、五分を…〔一・六・二－七に準ず。「苦切羯磨」を「悪見を棄てざるによる擧罪羯磨」と改む。〕…解くべし」。

悪見を捨てざるによる擧罪羯磨の解くべき十八事畢

三五―一　「比丘等よ、解くには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼悪見を捨てざるによる擧罪羯磨を受けたる比丘は僧伽の許に到り…〔一・一二に準ず。「依止羯磨」を「悪見を捨てざるによる擧罪羯磨」、「セッヤサカ」を「某甲」と改む。〕…我、此の如く知る」。

第七〔誦品〕悪見を捨てざるによる擧罪羯磨畢

此犍度に七事あり。攝頌に言ふ。

(一)盤那・盧醯の徒の比丘等は自ら訴訟を事とし
相似の徒の許に往きて訴訟を勸めたり
未生の〔訴訟〕生じ已生の〔訴訟〕は増大す

29

少欲なる善美比丘等は呟きて[12]衆會に〔告げたり〕
佛陀は常に正法に住し第一人にして勝者なり
舍衛城に在して苦切羯磨を命じたまへり
現前せざると問詰せざると自ら説かしめざると
無罪なると非應悔罪なると已に悔過せると
難ぜざると憶念せしめざると〔罪を〕徴せざると
現前せざると非法なると別衆なると
問詰せざると非法なると別衆なると
自ら説かしめざると非法なると別衆なると
無罪なると非法なると別衆なると
非應悔罪なると非法なると別衆なると
已に悔過せると非法なると別衆なると
難ぜざると非法なると別衆なると
憶念せしめざると非法なると別衆なると
〔罪を〕徴せざると非法なると別衆なるとは

黑の分なり、此によりて、白の分をも知るべし
僧伽若し欲せば苦切羯磨を行ふべきは
訴訟すると愚癡なると〔在家と〕倶に在ると
增上戒・增上行・增上見に於て破〔戒等〕なると
佛・法・僧を毀訾するとなり
僧伽、〔若し欲せば〕三類の比丘に苦切羯磨を行ふべし
〔謂く〕訴訟するもの愚癡なるもの〔在家と〕倶に在るものと
增上戒・增上行・增上見に於て〔破戒等なる〕ものと
佛・法・僧を毀訾するものとなり
苦切羯磨を受けたる者は此の如く正しく行ずべし
〔謂く〕具足戒・依止を〔與ふる〕と沙彌を蓄ふると
[13]比丘尼教誡に當ることを爲すべからず
相似と其以上との罪を犯すべからず
羯磨と羯磨に與れるものとを罵るべからず
清淨〔比丘〕の布薩自恣を妨ぐべからず

相倶に語り、教誡し、許可を得難じ
憶念せしめ交ることとも爲すべからず
具足戒·依止を〔與ふる〕と沙彌を蓄ふると〔比丘尼〕教誡〔の選を受くると〕
選ばるゝとも〔教誡する〕との[14]五分を具足せば解かれず
相似と其以上との罪を犯し
羯磨と羯磨に與れるものとを罵れば解かれず
〔淸淨比丘の〕布薩·自恣を〔妨げ〕相倶に語り教誡し
許可を得、難じ憶念せしめ交ることとの
八分を具足する者は苦切〔羯磨〕を解かれず
以上は黑の分なり、此によりて白の分をも知るべし
(二)施越は愚癡にして罪多く〔在家と〕倶に在り
大牟尼正覺者は爲に依止羯磨を命じたまふ
(三)枳吒山に二比丘あり、阿説示·分那婆藪なり
無知にして種々の非行を行へり
勝者正覺者は舍衞城に在して驅出羯磨を〔命じたまふ〕

(四)善法は摩叉止陀の質多羅の住處に屬せしが
善法は彼の[15]家系に言及して優婆塞質多羅を罵れり
如來は爲に下意羯磨を命じたまへり
(五)拘睒彌に於て比丘闡陀は罪を見んと欲せざりせば
最勝勝者は爲に不見〔罪〕擧罪羯磨を命じたまへり
(六)闡陀は其罪を懺悔せんと欲せざりき
遍導師は爲に不懺悔罪擧罪〔羯磨〕を命じたまへり
(七)阿梨吒は悟れりと恃んで惡見を懷けり
勝者は爲に不捨〔惡〕見擧罪〔羯磨〕を説きたまへり
依止羯磨・驅出〔羯磨〕・下意〔羯磨〕
不見罪〔羯磨〕・不懺悔〔羯磨〕・不捨見〔羯磨の七あり〕
戲樂非行・違害邪命は驅出羯磨の加増語なり
不利・毀呰の二十の過慢は
下意羯磨の加増語なり
苦切と依止との二は羯磨が相似なり

驅出と下意とには加增の語あり
三種の擧罪羯磨は區別が相似なり
苦切の理趣によりて、餘の羯磨を分別して知るべし

註 ❶「非應悔罪」(adesanāgāminī āpatti)。波羅夷罪と僧殘罪とを言ふ。
❷「應悔罪」(desanāgāminī āpatti)。波羅夷・僧殘を除く餘の罪なり。
❸「相倶に語るべからず」(na savacanīyaṁ kātabbaṁ)。此語は本書のみに存するが如し(PTS巴利語辭典參照)。英譯は「他人に命令すべからず」の意に解す。但し五分律第二十四卷には「苦行僧事時不得有語」とあり、「差出がましく口を入るる」義に解すべきが如し。(恐らく saṁvacanīya の轉)。
❹「許可」(okāsa)。大品二・一六・一—三參照。
❺「罪とす」(pakata)。梵語 prakṛta「…する傾向ある」「…を性質とする」の義。原註に「常に…に忙しき」(niccaṁ vāvaṭā 梵語 vyāpṛta)とあり。(英譯の解釋は少しく異る)。
❻「華箭」(vidhutika)。「針又は箭を以て辛頭波羅の花等を貫きて作れる(華蔓)」(原註)。
❼「欲に隨ひ云々」。-gāmitā は女性名詞單數具格の形にして pāpenti と合して「…たることを非難す」の義と成る。
❽「胡麻餅」(tilasaṁgulikā)。特に此處に胡麻果と言へるは質多羅の家系に此を職業とせる者ありし爲に諷刺せるなり。
❾「比丘等」。底本 bhikkhu をシャム本によりて bhikkhū と改む。
❿此處に列擧せるは五分に非ずして六分なり。兩本倶に然り。

⓫「比丘等」。底本 bhikkhuṃ をシャム本によりて bhikkhū と改む。
⓬「衆會」。底本 padassako をシャム本によりて parisato と改む。
⓭「比丘尼教誡」云々。底本 ovādasammatenāpi na kare をシャム本によりて bhikkhun'ovādakasammato na kare と改む。
⓮「五分」。底本 pañcaṅgo をシャム本によりて pañcah' aṅgehi と改む。
⓯「家系」云々。上の註❽を見よ。

別住犍度

SC: Pārivāsikakkhandhaka

31

第二　別住犍度

一—一　その時佛世尊は舍衞城、祇樹林給孤獨園に住したまへり。その時、別住比丘等は淸淨比丘等より敬禮、迎逆、合掌、恭敬、座具の設け、臥具の設け、洗足水、足臺、足布、鉢衣の收受、洗浴時の浣背を受けたり。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ別住比丘等は淸淨比丘等より……浣背を受くるや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、別住比丘等は淸淨比丘等より……浣背を受くるとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ別住比丘等は淸淨比丘等より……浣背を受くるや。比丘等よ、此は未信者をして……」……呵責し、說法を爲して、比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、別住比丘は淸淨比丘等より……浣背を受くべからず受くる者は惡作に墮す。比丘等よ、別住比丘等相互に歲次に隨つて敬禮、迎逆……浣背を爲すことを許す。比丘等よ、別住比丘等に歲次に隨つて五事あることを許す、「謂く」布薩、自恣、雨浴衣、布施物、食なり。

32

二　比丘等よ、然らば別住比丘等の行法を定め別住比丘等をして行ぜしむべし。比丘等よ別住比丘は正しく行ずべし。此中正しく行ずとは〔謂く〕人に具足戒を授くべからず、人に依止を與ふべからず、沙彌を蓄ふべからず、比丘尼教誡の選を受くべからず選ばるゝとも比丘尼を教誡すべからず、僧伽より別住を受けたる罪を犯すべからず、他の相似〔の罪を犯すべからず〕、此よりも惡しき〔罪を犯すべからず〕、羯磨を罵るべからず羯磨に與れるものを罵るべからず、清淨比丘の布薩を妨ぐべからず、自恣を妨ぐべからず、相倶に語るべからず、教誡を與ふべからず、許可を得べからず、難ずべからず、憶念せしむべからず、比丘等と交るべからず。比丘等よ、別住比丘は清淨比丘より前に往くべからず、前に坐すべからず。僧伽の邊際の坐處、邊際の臥處、邊際の精舍を與ふべく受くべし。比丘等よ別住比丘は清淨比丘の先行沙門若しくは隨從沙門となりて俗家に到るべからず、林住法を行ふべからず、乞食法を行ふべからず、此によりて己〔の別住を受けたること〕を知らしめざらんが爲に施食を齎せしむるべからず。比丘等よ、別住比丘は若し客とならば〔己の別住を受けたることを〕告ぐべし、若し客來らば告ぐべし、布薩の時に告ぐべし、自恣の時に告ぐべし、若し病まば使者を以ても告ぐべし。

三　比丘等よ、別住比丘は有比丘の住處より無比丘の住處に往くべからず、清淨〔比丘〕と俱なると障礙あるとを除く。比丘等よ、別住比丘は有比丘の住處より無比丘の非住處に行くべからず、但し清淨〔比丘〕と俱なると障礙あるとを除く。比丘等よ、別住比丘は有比丘の住處より無比丘の住處或は非住處に行くべからず、但し清淨〔比丘〕と俱なると障礙あるとを除く。比丘等よ……有比丘の非住處より無比丘の住處に……有比丘の非住處より無比丘の非住處に……有比丘の非住處より無比丘の住處或は非住處に……有比丘の住處或は非住處より無比丘の住處に……有比丘の住處或は非住處より無比丘の非住處に……有比丘の住處或は非住處より無比丘の住處或は非住處に往くべからず、但し清淨〔比丘〕と俱なると障礙あるとを除く。比丘等よ、別住比丘は有比丘の住處より異住比丘の居るべき有比丘の住處に往くべからず、但し清[33]淨〔比丘〕と俱なると障礙あるとを除く。比丘等よ、別住比丘は有比丘の住處より〔異住比丘の居るべき〕有比丘の非住處に往くべからず、但し……有比丘の住處或は非住處より異住比丘の居るべき有比丘の住處或は非住處に往くべからず、但し清淨〔比丘〕と俱なると障礙あるとを除く。比丘等よ、別住比丘は有比丘の住處より同住比丘の居るべき有比丘の住處に往くは可なり、但し當日の中に到り得べきを知るべし。比丘

等よ、別住比丘は有比丘の住處より〔同住比丘の居るべき有比丘の非住處に往くは可なり……有比丘の住處或は非住處より同住比丘の居るべき有比丘の住處或は非住處に往くは可なり、但し當日の中に到り得べきを知るべし。

四　比丘等よ、別住比丘は清淨比丘と同一屋内の住處に住すべからず、同一屋内の非住處に住すべからず、同一屋内の住處或は非住處に住すべからず、清淨比丘を見ては座より起つべし、清淨比丘を座處に請ずべし、清淨比丘と同一座處に坐すべからず、〔清淨比丘〕低き座處に坐せるとき自ら高き座處に坐すべからず、〔清淨比丘〕地上に坐せるとき自ら座處に坐すべからず、同一經行處に經行すべからず、〔清淨比丘〕低き經行處に經行せるとき自ら高き經行處に經行すべからず、〔清淨比丘〕地上に經行せるとき自ら經行處に經行すべからず。比丘等よ、別住比丘は年長の別住比丘と……乃至……本日治を受くべき比丘と……乃至……摩那埵を受くべき比丘と……乃至……摩那埵を受くる比丘と……乃至出罪を受くべき比丘と同一屋内の住處に住すべからず、同一屋内の非住處に住すべからず……〔出罪を受くべき比丘〕地上に經行せるとき自ら經行處に經行すべからず。比丘等よ、若し別住〔比丘〕を第四人として別住を與へ、本日治を作し、摩那埵を與へ、彼を第二十人として出罪を作さば、羯磨を成せず、作すべからず」。

別住〔比丘〕の行法九十四事畢

34

二―一　時に具壽優波離（ウバーリ）は世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮し一面に坐せり。一面に坐して具壽優波離は世尊に白して言へり、「別住比丘の❶夜斷に幾何ありや」。「優波離よ、別住比丘の夜斷に三あり、〔謂く〕同住、獨住、不告なり。優波離よ、此の如く別住比丘の夜斷に三あり」。

三―一　その時舍衞城に大比丘衆集會して別住比丘等は別住を濟すこと能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、別住を置くことを許す。比丘等よ、置くには此の如く爲すべし。彼別住比丘は一人の比丘の許に到り上衣を偏袒に爲し蹲居し合掌して唱ふべし、『我、別住を置く』。別住を置けるなり。〔我は〕『我、行法を置く』。別住を置けるなり」。

二　その時舍衞城の比丘等は諸處に去り別住比丘等は別住を濟すことを❷得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、別住を〔再び〕行ふことを許す。比丘等よ、〔再び〕行ふには此の如く爲すべし。彼別住比丘は一人の比丘の許に到り上衣を偏袒に爲し蹲居し合掌して唱ふべし、『我別住を〔再び〕行ふ』。別住を〔再び〕行ふなり。〔或は〕『我、行

法を〔再び〕行ふ。別住を再び行ふなり」。

別住行法畢

四—一　その時「本日治を受くべき比丘等は清淨比丘等より…〔二・一—二に準ず。「別住比丘」を「本日治を受くべき比丘」と改む。〕…已〔の本日治を受くべきこと〕を知らしめざらんが爲に〔施食を齎せしむる〕べからず。比丘等よ、本日治を受くべき比丘は有比丘の住處より[3]無比丘の住處に往くべからず、清淨〔比丘〕と倶なると障礙あるとを除く…乃至…無比丘の非住處に…乃至…無比丘の住處或は非住處に…乃至…比丘等よ、本日治を受くべき比丘は有比丘の住處より〔同住比丘の居るべき〕有比丘の住處に往くは可なり…有比丘の住處或は非住處より同住比丘の居るべき有比丘の住處或は非住處に往くは可なり、但し當日の中に到り得べきを知るべし。比丘等よ、本日治を受くべき比丘は清淨比丘と同一屋内の住處に住すべからず…〔二・一・四に準ず。〕…地上に經行[35]せるとき自ら經行處に經行すべからず。比丘等よ、本日治を受くべき比丘は別住比丘…乃至…年長の本日治を受くべき比丘と…乃至…摩那埵を受くべき比丘と…乃至…摩那埵を受くる比丘と…乃至…出罪を受くべき比丘と同一屋内の住處に住すべからず…〔出罪を受くべき比丘〕地上に經行せるとき自ら經行處に經行すべか

らず。比丘等よ、若し本日治を受くべき〔比丘〕を第四人として別住を與へ、本日治を作し、摩那埵を與へ、彼を第二十人として出罪を作さば、羯磨を成ぜず、作すべからず」。

五―一　その時、摩那埵を受くべき比丘等は清淨比丘等より……〔二・一・一―二に準ず。「別住比丘」を「摩那埵を受くべき比丘」と改む。〕……己〔の摩那埵を受くべきこと〕を知らしめざらんが爲に〔施食を齎せしむる〕べからず。比丘等よ、摩那埵を受くべき比丘は有比丘の住處より無比丘の住處に往くべからず、清淨〔比丘〕と倶なると障礙あるとを除く……〔二・一・三―四に準ず。〕……地上に經行せるとき自ら經行處に經行すべからず。比丘等よ、摩那埵を受くべき比丘は別住比丘と……乃至……本日治を受くべき比丘と……年長の摩那埵を受くべき比丘と……乃至……摩那埵を受くる比丘と……乃至……出罪を受くべき比丘と同一屋內の住處に住すべからず……作すべからず」。

六―一　その時、摩那埵を受くる比丘等は清淨比丘等より……〔二・一・一―二に準ず。「別住比丘」を「摩那埵を受くる比丘」と改む。〕……己〔の摩那埵を受くること〕を知らしめざらんが爲に〔施食を齎せしむる〕べからず。比丘等よ、摩那埵を受くる比丘は若し客とならば〔己の摩

那埵を受くることを告ぐべし、若し客來らば告ぐべし、布薩の時に告ぐべし、自恣の時に告ぐべし、日々に告ぐべし、病まば使者を以ても告ぐべし。比丘等よ、摩那埵を受くる比丘は有比丘の住處より無比丘の住處に往くべからず、僧伽と倶なると障礙あるとを除く……比丘等よ、摩那埵を受くる比丘は有比丘の住處或は非住處より無比丘の住處或は非住處に往くべからず、僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、摩那埵を受くる比丘は有比丘の住處より〔異住比丘の居るべき〕有比丘の住處に往くべからず、但し……有比丘の住處或は非住處より異住比丘の居るべき有比丘の住處或は非住處に往くべからず、但し僧伽と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、摩那埵を受くる比丘は有比丘の住處より〔同住比丘の居るべき〕有比丘の住處に往くは可なり……有比丘の住處或は非住處より同住比丘の居るべき住處或は非住處に往くは可なり、但し當日中に到り得べきを知るべし。比丘等よ、摩那埵を受くる比丘は清淨比丘と同一屋内の住處に住すべからず……〔二・一・四に準ず。〕……地上に經行せるとき自ら經行處に經行すべからず。比丘等よ、摩那埵を受くる比丘は別住比丘と……乃至……本日治を受くべき比丘と……乃至……摩那埵を受くべき比丘と……乃至……年長の摩那埵を受くる比丘と……乃至……出罪を受くべき比丘と同一屋内の住處に住すべからず……

作すべからず」。

七―一　時に、具壽優波離は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮し一面に坐せり。一面に坐して具壽優波離は世尊に白して言へり、「摩那埵を受くる比丘の夜斷に幾何ありや」。「優波離よ、摩那埵を受くる比丘の夜斷に四あり、〔謂く〕同住、獨住、不告、少衆中にて行ずなり。優波離よ、此の如く摩那埵を受くる比丘の夜斷に四あり」。

八―一　その時、舍衛城に大比丘衆集會して摩那埵を受くる比丘等は摩那埵を濟すこと能はざりき……〔二・三・一―二に準ず。〕……摩那埵を〔再び〕行ふなり」。

九―一　その時、出罪を受くべき比丘等は淸淨比丘等より……〔二・一・一―二に準ず。「別住比丘」を「出罪を受くべき比丘」と改む。〕……を知らしめざらんが爲に〔施食を齎せしむる〕べからず。比丘等よ、出罪を受くべき比丘は有比丘の住處より無比丘の住處に往くべからず……有比丘の住處或は非住處より無比丘の住處或は非住處に往くべからず、淸淨〔比丘〕と倶なると障礙あるとを除く。比丘等よ、出罪を受くべき比丘は有比丘の住處より

37

〔同住比丘の居るべき〕有比丘の住處に往くは可なり……有比丘の住處或は非住處より同住比丘の居るべき有比丘の住處或は非住處に往くは可なり、但し當日の中に到り得べきを知るべし。比丘等よ、出罪を受くべき比丘は清淨比丘と同一屋內の住處に住すべからず……地上に經行せるとき自ら經行處に經行すべからず。比丘等よ、出罪を受くべき比丘は別住比丘と……乃至……本日治を受くべき比丘と……摩那埵を受くべき比丘と……乃至……摩那埵を受くる比丘と……乃至……年長の出罪を受くべき比丘と同一屋內の住處に住すべからず……作すべからず」。

此犍度に五事あり。攝頌に言ふ。

(一)別住比丘等は清淨比丘等より

敬禮、迎逆、合掌、恭敬、座具〔の設け〕

臥具の設け、洗足水、足臺、足布

鉢衣の收受、洗浴時の浣背を受けたり。善美〔比丘〕等は呟けり

受くる者は惡作に墮す。相互間ならば更に五事を許す

〔謂く〕布薩、自恣、雨浴衣、布施物、食なり

此中正しく行ずとは清淨比丘と往くに
邊際にあると先行、隨從となると
林住法、乞食法〔を行はざると〕客比丘〔に告げ〕
布薩時、自恣時に告げ、使〔を以て告げ〕有比丘の〔住處等に〕往くべく
同一屋內に住す〔べからず〕座處に請ずべく
低き經行處と地上と經行處に於て〔禮を守り〕
年長に對して爲すべからざることとあり
❹別住に夜斷と爲すと、置くと〔再び〕行ふとのことありと知るべし
(二)本日治(三)摩那埵を受くべき〔比丘〕、(四)摩那埵を受くる〔比丘〕
(五)出罪を受くべき〔比丘〕あり、理趣によりて差別あり
夜斷は別住等には三、摩那埵を受くる〔比丘〕には四あり
〔告ぐることは〕三夜斷は同じく、摩那埵を受くる〔比丘〕には日々を加ふ
二の羯磨は等しく、餘の三羯磨は等等なり。

註❶「夜斷」(ratticcheda)。別住の中斷期間なり。
❷「得たり」。底本の否定辭はシャム本によりて除く。
❸「無比丘の」。底本に「有比丘の」とあり、シャム本によりて改む。以下倣之。

❹「別住に」云々。シャム本を參照して nikkhipanaṁ samādānaṁ ñātabbaṁ pārivāsike（シャム本 pārivāsikā）と讀む。

SC: Samuccayakkhandhaka

38

第三 集犍度

一―一　その時佛世尊は舍衛城祇樹林給孤獨園に住したまへり。その時具壽優陀夷(ウダーヰ)は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざりき。彼比丘等に告げて言へり、「友等よ、我一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず。我如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふべし。

二　比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り、上衣を偏袒に爲し、老比丘等の足を禮し、蹲居し、合掌して此の如く唱ふべし、『我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず。故に我僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て六夜摩那埵を行はん。我は一の罪を犯し……覆藏せず。我二たび僧伽に請うて……行はん。我は一の罪を犯し……覆藏せず。我三たび僧伽に請うて……行はん。

三　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優

39 陀夷は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず。彼、僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て六夜摩那埵を行はんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は……行はんとす。僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふ。一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を説く……我三たび此義を説く。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は……言へ。僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與へ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」」。

二―一　彼は摩那埵を行ひ已りて比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず、僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て六夜摩那埵を行はんとせり、僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不

淨を出して覆藏せざる故を以て我に六夜摩那埵を與へたり。我、摩那埵を行ひ已れ
り。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は比丘優
陀夷に出罪を與ふべし。
二　比丘等よ、出罪を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘優陀夷は僧伽
の許に到り、上衣を偏袒に爲し、老比丘等の足を禮し、蹲居し、合掌して此の如く唱ふべ
し、『我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず、僧伽に請うて一の罪を犯し
〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て六夜摩那埵を行はんとせり、僧伽は一の
罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て我に六夜摩那埵を與へたり。
我、摩那埵を行ひ已りて僧伽に出罪を請ふ。我は一の罪を……我、摩那埵を行ひ已り
て二たび僧伽に出罪を請ふ。我は一の罪を……我、摩那埵を行ひ已りて三たび僧伽
に出罪を請ふ』。
40 三　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優
陀夷は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず、僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕
故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て六夜摩那埵を行はんとせり、僧伽は一の罪
を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與へ

たり。彼、摩那埵を行ひ已りて僧伽に出罪を請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘優陀夷に出罪を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は……出罪を請ふ。僧伽は比丘優陀夷に出罪を與ふ。比丘優陀夷に出罪を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く……我三たび此義を說く。僧伽よ、我言を聞け……言へ。僧伽は比丘優陀夷に出罪を與へ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我此の如く知る」。

三—一　その時具壽優陀夷は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せり。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我、一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に一日別住を與ふべし。

二　比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り、上衣を偏袒に爲し、老比丘等の足を禮し、蹲居し、合掌して此の如く唱ふべし、「我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せり。故に我、僧伽に請うて一の

罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して一日覆藏せる故を以て一日別住を行はん」。二たび請ふべし…乃至…三たび請ふべし。

三　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して一日覆藏せり。彼、僧伽に請うて一の罪を犯し……一日別住を行はんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に一日別住を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は……行はんとす。僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に一日別住を與ふ。一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に一日別住を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を説く…乃至…我三たび此義を説く…乃至…僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に一日別住を與へ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」。

四―一　彼は別住を住し已りて比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し

〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せり、僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て一日別住を行はんとせり、僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て我に一日別住を與へたり。我別住を住し已れり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふべし。

二　比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、比丘優陀夷は僧伽の許に到り…乃至…此の如く唱ふべし、『我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せり、僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て一日別住を行はんとせり、僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て我に一日別住を與へたり。我、別住を住し已りて僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て六夜摩那埵を行はん』。二たび請ふべし…乃至…三たび請ふべし…乃至…。

三　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優
42
陀夷は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せり、僧伽に請うて一の罪を犯

し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て一日別住を行はんとせり、僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に一日別住を與へたり。彼、別住を住し已りて僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て六夜摩那埵を行はんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は一の罪を犯し……行はんとす。僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふ。一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く…乃至…我三たび此義を說く…乃至…僧伽は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して一日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與へ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。」

五―一 彼は摩那埵を行ひ已りて比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し…〔＝三・四・二〕…我、別住を住し已りて僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出

して一日覆藏せる故を以て六夜摩那埵を行はんとせり。僧伽は一の罪を犯し……六夜摩那埵を與へたり。我、摩那埵を行ひ已れり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は比丘優陀夷に出罪を與ふべし。

二　比丘等よ、出罪を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り……乃至……此の如く唱ふべし、「我は一の罪を犯し……我、別住を住し已りて僧伽に請うて一の……六夜摩那埵を行はんとせり。僧伽は一の罪を犯し……六夜摩那埵を與へたり。我、摩那埵を行ひ已りて僧伽に出罪を請ふ」。二たび請ふべし……乃至……三たび請ふべし……乃至……

三　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は一の罪を犯し……六夜摩那埵を行はんとせり、僧伽は一の罪を犯し……比丘
43 優陀夷に六夜摩那埵を與へたり。彼、摩那埵を行ひ已りて僧伽に出罪を請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘優陀夷に出罪を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は……出罪を請ふ。僧伽は比丘優陀夷に出罪を與ふ。比丘優陀夷に出罪を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く……乃至……我三たび此義を說く……乃至……僧伽は比丘優陀夷に出罪を與へ已

れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

六—一　その時具壽優陀夷は一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して二日覆藏せり…乃至…五日覆藏せり。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我、一の罪を犯し〔卽〕故らに…〔三・三に準ず。但し「一日覆藏」「一日別住」を「五日覆藏」「五日別住」と改む。〕…我、此の如く知る』。

七—一　彼は別住の中間にありて一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して覆藏せざりき。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して五日覆藏せり、僧伽に請うて一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して五日覆藏せる故を以て五日別住を行はんとせり、僧伽は一の……我に五日別住を與へたり。我、別住の中間にありて一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して覆藏せず。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は中間にありて一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與ふべし。

二　比丘等よ、本日治を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り…乃至…此の如く唱ふべし、『我は一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出し

て五日覆藏せり、僧伽に請うて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏せる故
を以て五日別住を行はんとせり、僧伽は一の……我に五日別住を與へたり。我、別住
の中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず、故に我、僧伽に請うて
44 中間にありて一の……覆藏せざる故を以て本日治を行はん』。二たび請ふべし…乃
至…三たび請ふべし…乃至…

三　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は……五日別住を行はんとせり、僧伽は……比丘優陀夷に五日別住を與へたり。彼、別住の中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず。故に彼、僧伽に請うて中間にありて一の……覆藏せざる故を以て本日治を行はんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は一の罪を……本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與ふ。中間に一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く…乃至…我三たび此義を說く…乃至…僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て比丘優

陀夷に本日治を與へ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る」。」

八—一　彼は別住を住し已り摩那埵を受くべき中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざりき。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏せり、僧伽は……〔Ⅱ三・七・二〕……覆藏せず。故に我、僧伽に請うて中間にありて一の……覆藏せざる故を以て本日治を行はんとせり、僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て我に本日治を與へたり。我、別住を住し已り摩那埵を受くべき中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與ふべし。

二　比丘等よ、本日治を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り……乃至……此の如く唱ふべし、「我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏せり……乃至……我、別住を住し已り摩那埵を受くべき中間にありて一の罪
45 を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず。故に我、僧伽に請うて中間にありて一の……覆藏せざる故を以て本日治を行はん」。二たび請ふべし……乃至……三たび請ふべし

……乃至……

三　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は……本日治を行はんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は中間に一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は……行はんとす。僧伽は中間に一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與ふ。中間に一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さざる者は言へ。我二たび此義を說く……乃至……我三たび此義を說く……乃至……僧伽は中間に一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與へ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。

九―一　彼は別住を住し已りて比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏せり……乃至……我、別住を住し已れり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は❶三の罪の故に比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふべし。

二　比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘優陀夷は僧伽の

許に到り…乃至…此の如く唱ふべし、『我は一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して五日覆藏せり……我、別住を住し已りて僧伽に請うて三の罪の故に六夜摩那埵を行はん』。二たび請ふべし…乃至…三たび請ふべし…乃至…

三　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して五日覆藏せり…乃至…彼、別住を住し已りて僧伽に請うて三の罪の故に六夜摩那埵を行はんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は三の罪の故に比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は……行はんとす。僧伽は三の罪の故に比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふ。三の罪の故に比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を説く…乃至…我三たび此義を説く…乃至…僧伽は三の罪の故に比丘優陀夷に六夜摩那埵を與へ已れり。僧伽は聽すが故に默す、我、此の如く知る』。」

一〇—一　彼は摩那埵を行ふ中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して覆藏せざりき。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を

出して五日覆藏せり…乃至…我は摩那埵を行ふ中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與へて後、六夜摩那埵を與ふべし。比丘等よ、本日治を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…比丘等よ、六夜摩那埵を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。

一一―一　彼は摩那埵を行ひ已り出罪を受くべき中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せざりき。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏せり…乃至…我は摩那埵を行ひ已り出罪を受くべき中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與へて後、六夜摩那埵を與ふべし。比丘等よ、本日治を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…比丘等よ、六夜摩那埵を與ふるに

は此の如く爲すべし…乃至…僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與へ已れり。僧伽は聽す……知る』。」

47 一二―一　彼は摩那埵を行ひ已りて比丘等に告げて言へり、「友等よ我は一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して五日覆藏せり……我摩那埵を行ひ已れり。我如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ然らば僧伽は比丘優陀夷に出罪を與ふべし。

二　比丘等よ出罪を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り…乃至…此の如く唱ふべし、『我は一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して五日覆藏せり僧伽に請うて一の……五日覆藏せる故を以て五日別住を行はんとせり僧伽は一の……五日覆藏せる故を以て我に五日別住を與へたり。我別住の中間にありて一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して覆藏せず僧伽に請うて中間にありて一の……覆藏せざる故を以て本日治を行はんとせり僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て我に本日治を與へたり。我別住を住し已り摩那埵を受くべき中間にありて一の罪を犯し〔卽〕故らに不淨を出して覆藏せず僧伽に請うて中間にあ

りて一の……覆藏せざる故を以て本日治を行はんとせり、僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て我に本日治を與へたり。我、別住を住し已りて僧伽に請うて三の罪の故に六夜摩那埵を行はんとせり、僧伽は三の罪の故に我に六夜摩那埵を與へたり。我、摩那埵を行ふ中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず、僧伽に請うて中間にありて一の……覆藏せざる故を以て本日治を行はんとせり、僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て我に本日治を與へたり。我、僧伽に請うて中間にありて一の……覆藏せざる故を以て六夜摩那埵を行はんとせり、僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て我に六夜摩那埵を與へたり。我、摩那埵を、行ひ已り出罪を受くべき中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず、僧伽に請うて中間にありて一の……覆藏せざる故を以て本日治を行はんとせり、僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て我に本日治を與へたり。我、僧伽に請うて中間にありて一の……覆藏せざる故を以て六夜摩那埵を行はんとせり、僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て我に六夜摩那埵を與へたり。我、摩那埵を行ひ已りて僧伽に出罪を請ふ』。二たび請ふべし……乃至……三たび請ふべし……乃至……

三　聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏せり、僧伽に請うて一の……五日覆藏せる故を以て五日別住を行はんとせり、僧伽は一の……五日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に五日別住を與へたり。彼、別住の中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して覆藏せず、僧伽に請うて中間にありて一の……覆藏せざる故を以て本日治を行はんとせり、僧伽は中間にありて一の……覆藏せざる故を以て比丘優陀夷に本日治を與へたり。彼、別住を住し已り……摩那埵を行ひ已りて僧伽に出罪を請ふ。若し僧伽に機熟さば……我三たび此義を説く……乃至……僧伽は比丘優陀夷に出罪を與へ已れり。僧伽は聽す……知る』。

一三―一　その時、具壽優陀夷は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して半月覆藏せり。彼、比丘等に告げて言へり、『友等よ、我、一の罪を犯し……〔三・三に準ず。「一日覆藏」「一日別住」を「半月覆藏」「半月別住」と改む。〕……我、此の如く知る』。

一四―一　彼は別住の中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏

せり。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我、一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して半月覆藏せり、僧伽に請うて一の……半月覆藏せる故を以て半月別住を行はんとせり、僧伽は一の……半月覆藏せる故を以て我に半月別住を與へたり。我別住の中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して五日覆藏せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に本日治を與へて後、前の罪の故に合一別住を與ふべし。

二　比丘等よ、本日治を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り……乃至……此の如く唱ふべし、「我は一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して半月覆藏せり僧伽に請うて一の……半月覆藏せる故を以て半月別住を行はんとせり、僧伽は一の……半月覆藏せる故を以て我に半月別住を與へたり。我別住の中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不浄を出して五日覆藏せり僧伽に請うて中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て本日治を行はんとす」。二たび請ふべし……乃至……三たび請ふべし……乃至……聰明有能なる比丘……此の如く知る」。

三　比丘等よ、前の罪の故に合一別住を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り……乃至……此の如く唱ふべし。「我は一の罪を犯し……

本日治を行はんとせり、僧伽は中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て我に本日治を與へたり。我、僧伽に請うて中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て前の罪の故に合一別住を行はんとす」。二たび請ふべし…乃至…三たび請ふべし…乃至…聰明有能なる比丘……我三たび此義を說く…乃至…僧伽は中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て前の罪の故に比丘優陀夷に合一別住を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。

一五—一　彼は別住を住し已り摩那埵を受くべき中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏せり。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して半月覆藏せり、僧伽に請うて……五日覆藏せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に本日治を與へて後、前の罪の故に合一別住を與ふべし。比丘等よ、本日治を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…比丘等よ、前の罪の故に合一別住を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…僧伽は中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て前の罪の故に比丘優陀夷に合一別住を與へ已れり。

僧伽は聽す……知る」。

50 一六―一　彼は別住を住し已りて比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し(即)故らに不淨を出して半月覆藏せり……乃至……別住を住し已れり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は三の罪の故に比丘優陀夷に六夜摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り……我三たび此義を說く……乃至……僧伽は三の罪の故に比丘優陀夷に六夜摩那埵を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。

一七―一　彼は摩那埵を行ふ中間にありて一の罪を犯し(即)故らに不淨を出して五日覆藏せり。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し(即)故らに不淨を出して半月覆藏せり……乃至……摩那埵を行ふ中間にありて一の罪を犯し(即)故らに不淨を出して五日覆藏せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に本日治を與へ、前の罪の故に合一別住を與へて後、六夜摩那埵を與ふべし。比丘等よ、本日治

を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…比丘等よ、前の罪の故に合一別住を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…比丘等よ、六夜摩那埵を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…僧伽は中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。

一八—一　彼は摩那埵を行ひ已りて出罪を受くべき中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏せり。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して半月覆藏せり…乃至…摩那埵を行ひ已りて出罪を受くべき中間にありて一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して五日覆藏せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は中間に一の……五日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に本日治を與へ、前の罪の故に合一別住を與へて後、六夜摩那埵を與ふべし。比丘等よ、本日治を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…比丘等よ、前の罪の故に合一別住を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…比丘等よ、六夜摩那埵を與ふるには此の如く爲すべし…乃至…僧伽は中間にありて一の……五日覆藏せる故を以て比丘優陀夷に六夜摩那埵を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。

一九—一　彼は摩那埵を行ひ已りて比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して半月覆藏せり…乃至…摩那埵を行ひ已れり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は比丘優陀夷に出罪を與ふべし。比丘等よ、出罪を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘優陀夷は僧伽の許に到り……此の如く唱ふべし。『我は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して半月覆藏せり、僧伽に……摩那埵を行ひ已りて僧伽に出罪を請ふ』。二たび請ふべし…乃至…三たび請ふべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし。『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘優陀夷は一の罪を犯し〔即〕故らに不淨を出して半月覆藏せり……我三たび此義を說く…乃至…僧伽は比丘優陀夷に出罪を與へ已れり。僧伽は聽す……知る』」。

失精畢

二〇—一　その時、一人の比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し、一の罪は一日覆藏し、一の罪は二日覆藏し、一の罪は三日覆藏し、一の罪は四日覆藏し、一の罪は五日覆藏し、一の罪は六日覆藏し、一の罪は七日覆藏し、一の罪は八日覆藏し、一の罪は九日覆藏し、一の罪

は十日覆藏せり。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は衆多の僧殘罪を犯し、一の罪は一日覆藏し…乃至…一の罪は十日覆藏せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は彼諸罪の中、十日覆藏せる罪に隨つて彼比丘に合一別住を與ふべし。

二　比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘は僧伽の許に到り…乃至…此の如く唱ふべし、『我は衆多の僧殘罪を犯し、一の罪は一日覆藏し…乃至…一の罪は十日覆藏せり。故に我、僧伽に請うて彼諸罪の中、十日覆藏せる罪に隨つて合一別住を行はん』。二たび請ふべし…乃至…三たび請ふべし…乃至…聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は衆多の僧殘罪を犯し、一の罪は一日覆藏し…乃至…一の罪は十日覆藏せり。彼、僧伽に請うて彼諸罪の中、十日覆藏せる罪に隨つて合一別住を行はんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は彼諸罪の中、十日覆藏せる罪に隨つて比丘某甲に合一別住を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は……行はんとす。僧伽は彼諸罪の中、十日覆藏せる罪に隨つて比丘某甲に合一別住を與ふ……與ふることを聽す具壽は……我三たび此義を説く…乃至…僧伽は彼諸罪の中、十日覆藏せる罪に隨つて

比丘某甲に合一別住を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。

二一—一　その時、一人の比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し、一の罪は一日覆藏し、二の罪は二日覆藏し、三の罪は三日覆藏し、四の罪は四日覆藏し、五の罪は五日覆藏し、六の罪は六日覆藏し、七の罪は七日覆藏し、八の罪は八日覆藏し、九の罪は九日覆藏し、十の罪は十日覆藏せり。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は衆多の僧殘罪を犯し、一の罪は一日覆藏し…乃至…十の罪は十日覆藏せり。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は彼諸罪の中、覆藏すること最も久しき罪に隨つて彼比丘に合一別住を與ふべし。比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘は僧伽の許に到り…乃至…此の如く唱ふべし、『我は衆多の僧殘罪を犯し、一の罪は一日覆藏し…乃至…一の罪は十日覆藏せり。故に我僧伽に請うて彼諸罪の中、覆藏すること最も久しき罪に隨つて合一別住を行はん』。二たび請ふべし…乃至…三たび請ふべし。聰明有能なる比丘…我三たび此義を說く…乃至…僧伽は彼諸罪の中、覆藏すること最も久しき罪に隨つて比丘某甲に合一別住を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。

53

二二—一　その時、一人の比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり。彼に思念生じたり、「我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり。我宜しく僧伽に請うて一の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行ふべし」。彼、僧伽に請うて一の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとせり、僧伽は一の罪を二月覆藏せる故を以て彼に二月別住を與へたり。彼、別住の中にありし時、慚愧心生じたり、「我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、時に我に思念生じたり、我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、我宜しく僧伽に請うて一の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行ふべしと。我、僧伽に請うて一の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとせり、僧伽は一の罪を二月覆藏せる故を以て我に二月別住を與へたり。我、別住の中にあるに慚愧心生じたり。我宜しく僧伽に請うて第二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行ふべし」。

二　彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は二の僧殘罪を犯し……我、別住の中にあるに慚愧心生じたり、我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、時に我に思念生じたり、我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、我宜しく僧伽に請うて一の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行ふべしと。我、僧伽に請うて一の罪を二月覆藏せる故を以て二

月別住を行はんとせり、僧伽は一の罪を二月覆藏せる故を以て我に二月別住を與へたり。我、別住の中にあるに慚愧心生じたり。我宜しく僧伽に請うて第二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行ふべしと。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。

三 「比丘等よ、然らば僧伽は第二の罪を二月覆藏せる故を以て彼比丘に二月別住を與ふべし。比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘は僧伽の許に到り……此の如く唱ふべし、『我は二の僧殘罪を犯し……我宜しく僧伽に請うて第二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行ふべしと。我、僧伽に請うて第二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はん』。二たび請ふべし…乃至…三たび
54
請ふべし。

四 聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、彼に思念生じたり……彼は僧伽に請うて第二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は第二の罪を二月覆藏せる故を以て比丘某甲に二月別住を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は……我三たび此義を説く…乃至…僧伽は第

二の罪を二月覆藏せる故を以て比丘某甲に二月別住を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。比丘等よ、彼比丘は此より二月別住すべし」。

二三―一　「比丘等よ、此處に比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏す。彼に思念生ず、『我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、我宜しく僧伽に請うて一の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行ふべし』。彼、僧伽に請うて一の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとす。僧伽は一の罪を二月覆藏せる故を以て彼に二月別住を與ふ。彼、別住の中にある時、慚愧心生ず、『我は二の僧殘罪を犯し…（＝三・三一・二）…第二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行ふべし』。彼、僧伽に請うて第二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとす。僧伽は第二の罪を二月覆藏せる故を以て彼に二月別住を與ふ。比丘等よ、彼比丘は此より二月別住すべし。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏し、一罪を知りて一罪を知らず。彼は僧伽に請うて自ら知れる一罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとす。僧伽は彼罪を二月覆藏せる故を以て彼に二月別住を與ふ。彼、別住の中にある時、第二の罪を知る。彼に思念生ず、『我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏し一罪を

知りて一罪を知らざりき。我は僧伽に請うて自ら知れる一罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとせり。僧伽は彼罪を二月覆藏せる故を以て我に二月別住を與へたり。我、別住の中にある時、第二の罪を知る。我、宜しく僧伽に請うて第二の
55 罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行ふべし」。彼、僧伽に請うて第二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとす。僧伽は第二の罪を二月覆藏せる故を以て彼に二月別住を與ふ。比丘等よ、彼比丘は此より二月別住すべし。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏し一罪を憶念して一罪を憶念せず。彼は僧伽に請うて……〔三・二三・二に準ず。「知る」を「憶念す」と改む。〕……別住すべし。

四　比丘等よ、此處に比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏し一罪は疑なく一罪は疑あり。彼は僧伽に請うて……〔三・二三・二に準ず。「第二の罪疑を離る」と讀む。〕……別住すべし。

五　比丘等よ、此處に比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏し一罪は知りて覆藏し一罪は知らずして覆藏す。彼は僧伽に請うて此等の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとす。僧伽は此等の罪を二月覆藏せる故を以て彼に二月別住を與ふ。彼、別住の中にある時、他の比丘來るあり、多聞にして阿含に通じ法を持し律を持し摩夷を持し賢明、聰明、有慧、有耻、有悔にして學を欲す。彼、此の如く說く、「友等よ、此比丘

は何を犯せるや、此比丘は何故に別住するや」。彼等、此の如く說く、『友よ、此比丘は二の僧殘罪を犯し二月覆藏し、一罪は知りて覆藏し一罪は知らずして覆藏せり。彼は僧伽に請うて此等の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとせり。僧伽は此等の罪を二月覆藏せる故を以て彼に二月別住を與へたり。友よ、此比丘は此等の罪を犯し爲に此比丘は別住す」。彼、此の如く說く、『友等よ、知りて覆藏せる罪の故に別住を與ふるは如法なり、如法なるが故に成就す。友等よ、然れども知らずして覆藏せる罪の故に別住を與ふるは非法なり、非法なるが故に成就せず。友等よ、此罪の故に比丘は摩那埵を受くべし」。

六　比丘等よ、此處に比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏し一罪は憶念して覆藏し一罪は憶念せずして覆藏す……一罪は疑なくして覆藏し一罪は疑ありて覆藏す……友等よ、此罪の故に比丘は摩那埵を受くべし」。

56
二四—一　その時、一人の比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり。彼に思念生じたり、「我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり。我宜しく僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て一月別住を行ふべし」。彼、僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故

を以て一月別住を行はんとせり、僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て彼に一月別住を與へたり。彼、別住の中にありし時、慚愧心生じたり、「我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、時に我に思念生じたり、我は二の罪を二月覆藏せり、我宜しく僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て一月別住を行ふべしと。我、僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て一月別住を行はんとせり、僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て我に二月別住を與へたり。我、別住の中にあるに慚愧心生じたり。我宜しく僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て第二月別住を行ふべし」。

二　彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、時に我に思念生じたり、我は……慚愧心生じたり。我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、時に我に思念生じたり、我は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、我宜しく僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て一月別住を行ふべしと。我、僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て一月別住を行はんとせり、僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て我に一月別住を與へたり。我、別住の中にあるに慚愧心生じたり。我宜しく僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て第二月別住を行ふべし。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。

57

三　「比丘等よ、然らば僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て彼比丘に第二月別住を與ふべし。比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘は僧伽の許に到り……乃至……此の如く唱ふべし、『我は二の僧殘罪を犯し……我宜しく僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て第二月別住を行ふべしと。我、僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て第二月別住を行はん』。二たび請ふべし……乃至……三たび請ふべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は二の僧殘罪を犯し二月覆藏せり、彼に思念生じたり……第二月別住を行ふべしと。彼、僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て第二月別住を行はんとす。若し僧伽に機熟さば……二の罪を二月覆藏せる故を以て第二月別住を與ふ。二の罪を二月覆藏せる故を以て比丘某甲に第二月別住を與ふることを聽す具壽は……我三たび此義を說く……乃至……僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て比丘某甲に第二月別住を與へ已れり。僧伽は聽す……知る』。比丘等よ、彼比丘は前より二月別住すべし」。

二五―一　「比丘等よ、此處に比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏す。彼に思念生ず、

『我はこの僧殘罪を犯し二月覆藏せり、我宜しく僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て一月別住を行ふべし』。彼、僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て一月別住を行はんとす、僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て彼に一月別住を與ふ。彼、別住の中にある時、慚愧心生ず、『我は二の僧殘罪を……〔＝三・二四・二〕……第二月別住を行ふべし』。彼、僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て第二月別住を行はんとす。僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て彼に第二月別住を與ふ。比丘等よ、彼比丘は前より二月別住すべし。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏し一月は知り一月は知らず……一月は憶念し一月に憶念せず……一月は疑なく一月は疑あり。彼、僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て疑なき月の別住を行はんとす、僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て疑なき月の別住を與ふ。彼、別住の中にある時、第二月、疑を離る。彼に思念生ず、『我は二の僧殘罪を犯し一月は疑なく一月は疑あり、我、僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て疑なき月の別住を行はんとせり、僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て疑なき月の別住を與へたり。我、別住の中にある時、第二月疑を離る。我宜しく僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て第二月別住を行

ふべし』。彼は僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て第二月別住を行はんとす。僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て彼に第二月別住を與ふ。比丘等よ、彼比丘は前より二月別住すべし。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、二の僧殘罪を犯し二月覆藏し一月は知りて覆藏し一月は知らずして覆藏す……一月は憶念して覆藏し一月は憶念せずして覆藏す……一月は疑なくして覆藏し一月は疑ありて覆藏す。彼は僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとす。僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て彼に二月別住を與ふ。彼、別住の中にある時、他の比丘來るあり、多聞にして……乃至……學を欲す。彼、此の如く說く、『友等よ、此比丘は何を犯せるや、此比丘は何故に別住するや』。彼等、此の如く說く、『友よ、此比丘は二の僧殘罪を犯し二月覆藏し一月は疑なくして覆藏し一月は疑ありて覆藏せり。彼は僧伽に請うて二の罪を二月覆藏せる故を以て二月別住を行はんとせり。僧伽は二の罪を二月覆藏せる故を以て彼に二月別住を與へたり。友よ、此比丘は此等の罪を犯し爲に此比丘は別住す』。彼、此の如く說く、『友等よ、疑なくして覆藏せる月の故に別住を與ふるは如法なり、如法なるが故に成就す。友等よ、然れども疑ありて覆藏せる月の故に別住を與ふるは非法なり、

非法なるが故に成就せず。友等よ、此月の故に比丘は摩那埵を受くべし」。

二六—一　その時、一人の比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し罪數を知らず日數を知らざりき、罪數を憶念せず日數を憶念せざりき、罪數に疑あり日數に疑ありき。彼、比丘等に告げて言へり、「友等よ、我は衆多の僧殘罪を犯し罪數を知らず日數を知らず……日數に疑あり。我如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、然らば僧伽は此等の罪の故に彼比丘に[2]清淨邊別住を與ふべし。

二　比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘は僧伽の許に到り……乃至……此の如く唱ふべし、『我は衆多の僧殘罪を犯し……日數に疑あり。我は僧伽に請うて此等の罪の故に清淨邊別住を行はん』。二たび請ふべし……乃至……三たび請ふべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は衆多の僧殘罪を犯し罪數を知らず……日數に疑あり。彼、僧伽に請うて此等の罪の故に清淨邊別住を行はんとす。若し僧伽に機熟さば僧伽は此等の罪の故に比丘某甲に清淨邊別住を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は……僧伽は此等の罪の故に比丘某甲に清淨邊別住を與ふ。此等の罪

の故に比丘某甲に清淨邊別住を與ふることを聽す具壽は默せよ……我三たび此義を說く……乃至……僧伽は此等の罪の故に比丘某甲に清淨邊別住を與へ已れり。僧伽は聽す……知る』。

三　比丘等よ、此の如くならば清淨邊別住を與ふべく、此の如くならば別住を與ふべし。

比丘等よ、如何ならば清淨邊別住を與ふべきや。罪數を知らず日數を知らず罪數を憶念せず日數を憶念せず罪數に疑あり日數に疑あれば清淨邊別住を與ふべし。罪數を知り日數を知らず罪數を憶念し日數を憶念せず罪數に疑なく日數に疑あらば清淨邊別住を與ふべし。罪數の一分を知り一分を知らず日數を知らず罪數の一分を憶念し一分を憶念せず日數を憶念せず罪數の一分に疑あり一分に疑なく日數に疑あらば清淨邊別住を與ふべし。罪數を知らず日數の一分を知り一分を知らず罪數を憶念せず日數の一分を憶念し一分を憶念せず罪數に疑あり日數の一分に疑あり一分に疑なくば清淨邊別住を與ふべし。罪數を知り日數の一分を知り一分を知らず罪數を憶念し日數の一分を憶念し一分を憶念せず罪數に疑なく日數の一分に疑あり一分に疑なくば清淨邊別住を與ふべし。罪數の一分を知り一分を知らず日

數の一分を知り一分を知らず罪數の一分を憶念し一分を憶念せず日數の一分を憶念し一分を憶念せず罪數の一分に疑あり一分に疑なく日數の一分に疑あり一分に疑なくば清淨邊別住を與ふべし。比丘等よ、此の如くならば清淨邊別住を與ふべし。

四　比丘等よ、如何ならば別住を與ふべきや。罪數を知り日數を知り罪數を憶念し日數を憶念し罪數に疑なく日數に疑なくば別住を與ふべし。罪數を知らず日數を知り罪數を憶念せず日數を憶念し罪數に疑あり日數に疑なくば別住を與ふべし。罪數の一分を知り一分を知らず日數を知り罪數の一分を憶念し一分を憶念せず日數を憶念し罪數の一分に疑あり一分に疑なく日數に疑なくば別住を與ふべし。比丘等よ、此の如くならば別住を與ふべし」。

別住畢

二七―一　その時、一人の比丘あり、別住の中にありて還俗せり。彼再び還りて比丘等に具足戒を請へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中にありて還俗す。比丘等よ、還俗者にありては別住成就せず。若し彼、再び具足戒を受くれば此に別住を與ふること前の如し、已與の別住を善く已與となし已別住の分を善く已別住となし餘の分を別住すべし。比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中にあ

りて沙彌となる。比丘等よ、沙彌にありては別住成就せず。若し彼、再び具足戒を受くれば此に別住を與ふること前の如し、巳與の別住を善く巳與となし巳別住の分を善く巳別住となし餘の分を別住すべし。比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中にありて狂人となる。比丘等よ、狂人にありては別住成就せず。若し彼、再び非狂人とならば此に別住を與ふること前の如し、巳與の別住を善く巳與となし巳別住の分を善く巳別住となし餘の分を別住すべし。比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中にありて亂心者となる。比丘等よ、亂心者にありては別住成就せず。若し彼、再び非亂心者とならば……比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中にありて痛苦人となる。比丘等よ、痛苦人にありては別住成就せず。若し彼、再び非痛苦人とならば……比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中にありて罪を見ざるによりて……罪を懺悔せざるによりて……惡見を棄てざるによりて擧せらる。比丘等よ、被擧人にありては別住成就せず。若し彼、再び〔擧を〕解かるれば此に別住を與ふること前の如し、巳與の別住を善く巳與となし巳別住の分を善く巳別住となし餘の分を別住すべし。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、本日治を受くべくして還俗す。比丘等よ、還俗者にありては本日治成就せず。若し彼、再び具足戒を受くれば此に別住を與ふること前の

如し、已與の別住を善く已與となし彼比丘に本日治を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、本日治を受くべくして沙彌となる…乃至…狂人となる…乃至…惡見を棄てざるによりて擧せらる。比丘等よ、被擧人にありては本日治成就せず。若し彼、再び〔擧を〕解かるれば此に別住を與ふること前の如し、已與の別住を善く已與となし彼比丘に本日治を與ふべし。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、摩那埵を受くべくして還俗す。比丘等よ、還俗者にありては摩那埵を與ふること成就せず。若し彼、再び具足戒を受くれば此に別住を與ふること前の如し、已與の別住を善く已與となし已別住を善く已別住となし彼比丘に摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、摩那埵を受くべくして沙彌となる……惡見を棄てざるによりて擧せらる。比丘等よ、被擧人にありては摩那埵を與ふること成就せず。若し彼、再び〔擧を〕解かるれば此に別住を與ふること前の如し、已與の別住を善く已與となし已別住を善く已別住となし彼比丘に摩那埵を與ふべし。

四　比丘等よ、此處に比丘あり、摩那埵を行ふ中にありて還俗す……惡見を棄てざるによりて擧せらる。比丘等よ、被擧人にありては摩那埵を行ふこと成就せず。若し彼、再び〔擧を〕解かるれば此に別住を與ふること前の如し、已與の別住を善く已與とな

し已別住を善く已別住となし已與の摩那埵を善く已與となし已行の摩那埵の分を善く已行となし餘の分を行ふべし。

五　比丘等よ、此處に比丘あり出罪を受くべくして還俗す……惡見を棄てざるによ
62 りて擧せらる。比丘等よ被擧人にありては出罪成就せず。若し彼、再び〔擧を〕解かるれば此に別住を與ふること前の如し、已與の別住を善く已與となし已別住を善く已別住となし已與の摩那埵を善く已與となし已行の摩那埵を善く已行となし彼比丘に出罪を與ふべし」。

四十事畢

二八—一　「比丘等よ此處に比丘あり別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして覆藏せず。彼比丘には本日治を與ふべし。比丘等よ此處に比丘あり別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして覆藏す。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし。比丘等よ此處に比丘あり、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして或は覆藏し或は覆藏せず。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、無量にして覆藏せず

…乃至…無量にして覆藏す…乃至…無量にして覆藏し或は覆藏せず…乃至…或は有量或は無量にして覆藏せず…乃至…或は有量或は無量にして覆藏す…乃至…或は有量或は無量にして或は覆藏し或は覆藏せず。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、摩那埵を受くべくして…乃至…摩那埵を行ふ中にありて……出罪を受くべき中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして覆藏せず……或は有量或は無量にして或は覆藏し或は覆藏せず。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし」。

三十六事畢

二九—一　「比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し覆藏せずして還俗す。彼、再び具足戒を受けて彼諸罪を覆はず。比丘等よ、彼比丘には摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し覆藏せずして還俗す。彼、再び具足戒を受けて彼諸罪を覆ふ。比丘等よ、彼比丘には終の罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し覆藏して還俗す。彼、再び具足戒を受けて彼諸罪を覆はず。比丘等よ彼比丘には始の罪

蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し覆藏して還俗す。彼、再び具足戒を受けて彼諸罪を覆ふ。比丘等よ彼比丘には始と終との罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。

二　比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯す。彼は諸罪を或は覆藏せず。彼、還俗して後、再び具足戒を受け、前に覆ひし諸罪を後に覆はざりし諸罪を後に[3]覆はず。比丘等よ、彼比丘には[4]始の罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯す。彼は諸罪を或は覆藏し或は覆藏せず。彼、還俗して後、再び具足戒を受け前に覆ひし諸罪を後に覆はず前に覆はざりし諸罪を後に覆ふ。比丘等よ彼比丘には始と終との罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。[5]比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯す。彼は諸罪を或は覆藏し或は覆藏せず。彼、還俗して後、再び具足戒を受け、前に覆ひし諸罪を後に覆ひ前に覆はざりし諸罪を後に覆はず。比丘等よ彼比丘には始と終との罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯す。彼は諸罪を或

は覆藏し或は覆藏せず。彼、還俗して後、再び具足戒を受け、前に覆ひし諸罪を後に覆ひ前に覆はざりし諸罪を後に覆ふ。比丘等よ、彼比丘には始と終との罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯す、一分の罪は知り一分の罪は知らず、知れる罪は覆ひ知らざる罪は覆はず。彼、還俗して後、再び具足戒を受け、前に知りて覆ひし諸罪は後に知りて覆はず前に知らずして覆はざりし諸罪は後に知りて覆はず。比丘等よ、彼比丘には始の罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり衆多の……〔上に準ず〕……再び具足戒を受け前に知りて覆ひし諸罪は後に知りて覆はず前に知らずして覆はざりし諸罪は後に知りて覆ふ。比丘等よ、彼比丘には始と終との罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の……再び具足戒を受け、前に知りて覆ひし諸罪は後に知りて覆ひ前に知らずして覆はざりし諸罪は後に知りて覆はず。比丘等よ、彼比丘には始と終との罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の……再び具足戒を受け、前に知りて覆ひし諸罪は後に知りて覆ひ前に知らずして覆はざりし諸罪は後に

知りて覆ふ。比丘等よ彼比丘には始と終との罪蘊に於て覆藏せるに隨つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし。

四　比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯す、一分の罪は憶念し……〔三・二九・三に準ず。「知る」を「憶念す」と改む。〕……摩那埵を與ふべし。

五　比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯す、一分の罪には疑なく一分の罪には疑あり……摩那埵を與ふべし」。

三〇―一　「比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し覆藏せずして沙彌となる……乃至……狂人となる……乃至……亂心者となる……乃至……上の如く廣說すべし……痛苦人となる。彼は諸罪を或は覆藏し或は覆藏せず。一分の罪は知り一分の罪は知らず。一分の罪は憶念し一分の罪は憶念せず。一分の罪には疑なく一分の罪には疑あり。疑なき罪を覆ひ疑ある罪を覆はず。痛苦人となる。彼再び非痛苦人となりて前に疑なくして覆ひし罪は後に疑なくして覆はず前に疑ありて覆はざりし罪は後に疑なくして覆はず。前に疑なくして覆ひし罪は後に疑なくして覆はず前に疑ありて覆はざりし罪は後に疑なくして覆ふ。前に疑なくして覆ひし罪は後に疑な

くして覆ひ前に疑ありて覆はざりし罪は後に疑なくして覆はず。前に疑なくして覆ひし罪は後に疑なくして覆ひ前に疑ありて覆はざりし罪は後に疑なくして覆ふ。比丘等よ、彼比丘には始と終との罪蘊に於て覆藏せるに随つて別住を與へて後、摩那埵を與ふべし」。

摩那埵百事

三一—一 「比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯し覆藏せずして還俗す。彼再び具足戒を受けて彼諸罪を覆はず。彼比丘には本日治を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯し覆藏せずして還俗す。彼再び具足戒を受けて彼諸罪を覆ふ。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし。比丘等よ、此處に……犯し覆藏して還俗す。彼再び具足戒を受けて彼諸罪を覆はず。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし。比丘等よ、此處に……犯し覆藏して還俗す。彼再び具足戒を受けて彼諸罪を覆ふ。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし。

二 比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す。彼は諸罪

を或は覆藏し或は覆藏せず。彼還俗して後、再び具足戒を受け、前に覆ひし諸罪を後に覆はず前に覆はざりし諸罪を後に覆はず。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す。彼は諸罪を或は覆藏し或は覆藏せず。彼、還俗して後、再び具足戒を受け、前に覆ひし諸罪を後に覆はず前に覆はざりし諸罪を後に覆ふ。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし。比丘等よ、此處に……再び具足戒を受け、前に覆ひし諸罪を後に覆ひ前に覆はざりし諸罪を後に覆はず。彼比丘には本日治……與ふべし。比丘等よ、此處に……再び具足戒を受け、前に覆ひし諸罪を後に覆ひ前に覆はざりし諸罪を後に覆ふ。彼比丘には本日治……與ふべし。

三　比丘等よ、此處に比丘あり、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、一分の罪は知り一分の罪は知らず…〔三・二九・三―四三・三〇に準ず。處分は「彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故に合一別住を與ふべし。」〕…

三二―一　「比丘等よ、此處に比丘あり、摩那埵を受くべくして…乃至…摩那埵を行ふ

中にありて……出罪を受くべき中間にありて衆多の僧殘罪を犯し覆藏せずして還俗す…乃至…摩那埵を受くべき者と摩那埵を行ふ者と出罪を受くべき者とに於て別住の如く廣說すべし。比丘等よ、此處に比丘あり、出罪を受くべき中間に、ありて衆多の僧殘罪を犯し覆藏せずして沙彌となる…乃至…狂人となる…乃至…亂心者となる…乃至…痛苦人となる。彼は諸罪を或は覆藏し或は覆藏せず…〔＝三・三〇〕…罪は後に疑なくして覆ふ。彼比丘には本日治を與へ覆藏せる諸罪の中の始の罪の故
67 に合一別住を與ふべし」。

三三―一　[6]「比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯し有量なるをば覆藏せずして還俗す…乃至…無量なるをば覆藏せずして還俗す…乃至…同名なるをば覆藏せずして還俗す…乃至…異名なるをば覆藏せずして還俗す…乃至…同分なるをば覆藏せずして還俗す…乃至…異分なるをば覆藏せずして還俗す…乃至…別立なるをば覆藏せずして還俗す…乃至…相雜なるをば覆藏せずして還俗す…乃至…」。

三四―一　「二人の比丘あり、僧殘罪を犯し僧殘罪に於て僧殘罪なりと見る。一人は

覆ひ一人は覆はず。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ覆藏せるに隨つて此に別住を與へて後、兩者倶に摩那埵を與ふべし。二人の比丘あり、僧殘罪を犯し僧殘罪に於て疑あり。一人は覆ひ一人は覆はず。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ覆藏せるに隨つて此に別住を與へて後、兩者倶に摩那埵を與ふべし。二人の比丘あり、僧殘罪を犯し僧殘罪に於て雜罪なりと見る。一人は覆ひ一人は覆はず。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ覆藏せるに隨つて此に別住を與へて後、兩者倶に摩那埵を與ふべし。二人の比丘あり。雜罪を犯し雜罪に於て僧殘罪なりと見る。一人は覆ひ一人は覆はず。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ覆藏せるに隨つて此に別住を與へて後、兩者倶に摩那埵を與ふべし。二人の比丘あり、雜罪を犯し雜罪に於て雜罪なりと見る。一人は覆ひ一人は覆はず。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ覆藏せるに隨つて此に別住を與へて後、兩者倶に摩那埵を與ふべし。二人の比丘あり[7]少罪を犯し少罪に於て僧殘罪なりと見る。一人は覆ひ一人は覆はず。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ、兩者倶に法に隨つて斷ずべし。二人の比丘あり、少罪を犯し少罪に於て少罪なりと見る。一人は覆ひ一人は覆はず。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ、兩者倶に法に隨つて斷ずべし。

二　二人の比丘あり、僧殘罪を犯し僧殘罪に於て僧殘罪なりと見る。一人は「告げん」[68]と思念し一人は「告げじ」と思念す。彼、初更に覆ひ二更に覆ひ三更に覆ひ、日昇る時は罪を覆ひたるなり。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ覆藏せるに隨つて此に別住を與へて後、兩者倶に摩那埵を與ふべし。二人の比丘あり、僧殘罪を犯し僧殘罪に於て僧殘罪なりと見る。彼等は「告げん」とて往くに、一人は途中に覆藏心を起し「告げじ」と思ふ。彼、初更に覆ひ二更に覆ひ三更に覆ひ、日昇る時は罪を覆ひたるなり。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ覆藏せるに隨つて此に別住を與へて後、兩者倶に摩那埵を與ふべし。二人の比丘あり僧殘罪を犯し僧殘罪に於て僧殘罪なりと見る。彼等は狂人となり、後に非狂人となりて一人は覆ひ一人は覆はず。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ覆藏せるに隨つて別住を與へて後、兩者倶に摩那埵を與ふべし。二人の比丘あり、僧殘罪を犯す。波羅提木叉を誦するに當りて此の如く説く、「今や知りぬ、此法も亦經に傳へ經に攝し半月毎に誦する所なることを」。僧殘罪に於て僧殘罪なりと見る。一人は覆ひ一人は覆はず。覆ふ者には惡作悔過を爲さしめ覆藏せるに隨つて別住を與へて後、兩者倶に摩那埵を與ふべし」。

三五―一 「比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯す、或は有量、或は無量、或は同名、或は異名、或は同分、或は異分、或は別立、或は相雜なり。彼は僧伽に請うて此等の罪の故に合一別住を行はんとす。僧伽は此等の罪の故に彼に合一別住を與ふ。彼別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして覆藏せず。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に如法、無過、應理の羯磨によりて本日治を與へ、非法の羯磨によりて摩那埵を與へ、非法の羯磨によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり。比丘等よ、此處に比丘あり、衆多の僧殘罪を犯す或は有量、或は無量、或は同名、或は異名、或は同分、或は異分、或は別立、或は相雜なり。彼は僧伽に請うて此等の罪の故に合一別住を行はんとす。僧伽は此等の罪の故に彼に合一別住を與ふ。彼別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして覆藏す。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に如法、無過、應理の羯磨によりて本日治を與へ、如法の羯磨によりて合一別住を與へ、非法の羯磨によりて摩那埵を與へ、非法の羯磨によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり。比丘

等よ、此處に……或は相雜なり。彼は僧伽に請うて此等の罪の故に合一別住を行はんとす。僧伽は此等の罪の故に彼に合一別住を與ふ。彼、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして或は覆藏し或は覆藏せず。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に如法、無過、應理の羯磨によりて本日治を與へ、如法の羯磨によりて合一別住を與へ、非法の羯磨によりて摩那埵を與へ、非法の羯磨によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり。

二　比丘等よ、此處に比丘……或は相雜なり。彼は僧伽に請うて此等の罪の故に合一別住を行はんとす。僧伽は此等の罪の故に彼に合一別住を與ふ。彼、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、無量にして覆藏せず……乃至……無量にして覆藏す……乃至……無量にして覆藏し或は覆藏せず。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に如法、無過、應理の羯磨によりて本日治を與へ、如法の羯磨によりて合一別住を與へ、非法の羯磨によりて摩那埵を與へ、非法の羯磨によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり。比丘等よ、此處に……或は相雜なり。彼は

僧伽に請うて此等の罪の故に合一別住を行はんとす。僧伽は此等の罪の故に彼に合一別住を與ふ。彼、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、或は有量或は無量にして覆藏す。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に如法、無過、應理の羯磨によりて本日治を與へ、如法〔の羯磨〕によりて合一別住を與へ、[70]非法〔の羯磨〕によりて摩那埵を與へ、非法〔の羯磨〕によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり。比丘等よ、此處に……或は相雜なり。彼は僧伽に請うて此等の罪の故に合一別住を行はんとす。僧伽は此等の罪の故に彼に合一別住を與ふ。彼、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、或は有量或は無量にして或は覆藏し或は覆藏せず。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に如法、無過、應理の羯磨によりて本日治を與へ、如法〔の羯磨〕によりて合一別住を與へ、非法〔の羯磨〕によりて摩那埵を與へ、非法〔の羯磨〕によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり」。

根本未清淨九事畢

三六―一　「比丘等よ、此處に比丘あり衆多の僧殘罪を犯す、或は有量或は無量……乃至……或は別立、或は相雜なり。彼は僧伽に請うて此等の罪の故に合一別住を行はんとす。僧伽は此等の罪の故に彼に合一別住を與ふ。彼別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして覆藏せず。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に非法、有過、不應理の羯磨によりて本日治を與へ、如法の羯磨によりて摩那埵を與へ、如法の羯磨によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり。

比丘等よ、此處に……彼別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す[8]、有量にして覆藏す……有量にして或は覆藏し或は覆藏せず。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に非法、有過、不應理の羯磨によりて本日治を與へ、非法の羯磨によりて合一別住を與へ、如法の羯磨によりて摩那埵を與へ、如法の羯磨によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり。

二　比丘等よ、此處に……彼別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして覆藏す。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。

僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に非法、有過、不應理の羯磨によりて本日
71 治を與へ、非法の羯磨によりて合一別住を與ふ。彼、「別住せん」と思惟する中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、有量にして覆藏す。彼は此地にありて前の罪の中間にありて犯せる罪を憶念し後の罪の中間にありて犯せる罪を憶念す。彼に思念生ず、「我は衆多の僧殘罪を犯せり、或は有量……或は相雜なり。我は僧伽に請うて此等の罪の故に合一別住を行はんとせり。僧伽は此等の罪の故に我に合一別住を與へたり。我、別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯し、有量にして覆藏せり。我は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとせり。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て我に非法、有過、不應理の羯磨によりて本日治を與へ、非法の羯磨によりて合一別住を與へたり。我、別住せんと思惟する中間にありて衆多の僧殘罪を犯し、有量にして覆藏せり。我は此地にありて前の罪の中間にありて犯せる罪を憶念し後の罪の中間にありて犯せる罪を憶念す。我、宜しく僧伽に請うて前の罪の中間にありて犯せる罪と後の罪の中間にありて犯せる罪との故に如法、無過、應理の羯磨によりて本日治を受け、如法の羯磨によりて合一別住を受け、如法の羯磨によりて摩那埵を受け、如法の羯磨によりて出罪を受くべし」。彼は僧伽に請うて前の罪の

中間にありて犯せる罪と後の罪の中間にありて犯せる罪との故に如法、無過、應理の羯磨によりて本日治を受け、如法〔の羯磨〕によりて合一別住を受け、如法〔の羯磨〕によりて摩那埵を受け、如法〔の羯磨〕によりて出罪を受けんとす。僧伽は前の罪の中間にありて犯せる罪と後の罪の中間にありて犯せる罪との故に彼に如法、無過、應理の羯磨によりて本日治を與へ、如法〔の羯磨〕によりて合一別住を與へ、如法〔の羯磨〕によりて摩那埵を與へ、如法〔の羯磨〕によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は此等の罪より清淨となれるなり。比丘等よ、此處に比丘あり……〔上文に準ず。「覆藏す」を「或は覆藏し或は覆藏せず」と改む。〕……此等の罪より清淨となれるなり。

72

三　比丘等よ、此處に……彼別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す、無量にして覆藏せず……無量にして覆藏す……乃至……或は有量或は無量にして覆藏せず。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に非法、有過、不應理の羯磨によりて本日治を與へ、如法〔の羯磨〕によりて摩那埵を與へ、如法〔の羯磨〕によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり。比丘等よ、此處に……彼別住の中間にありて衆多の僧殘罪を犯す或は有量或は無量にして覆藏す……或は有量或は無量にし

て或は覆藏し或は覆藏せず。彼は僧伽に請うて中間にありて罪を犯せる故を以て本日治を行はんとす。僧伽は中間にありて罪を犯せる故を以て彼に非法、有過、不應理の羯磨によりて本日治を與へ、非法〔の羯磨〕によりて合一別住を與へ、如法〔の羯磨〕によりて摩那埵を與へ、如法〔の羯磨〕によりて出罪を與ふ。比丘等よ、彼比丘は未だ此等の罪より清淨とはならざるなり。

四　比丘等よ、此處に……〔三・三六・二に準ず。「有量」を「或は有量或は無量」と改む。〕……此等の罪より清淨となれるなり」。

攝頌に言ふ。

覆藏せざると、一日、二日、三日、四日、五日、半月、十日等
罪を〔覆藏すること〕を天牟尼說きたまふ
清淨邊〔別住〕と還俗者と有量〔等〕の門と
二比丘の知ると二〔比丘〕の疑ふと
雜罪と見ると少罪ならずと見ると
少罪と見ると一人の覆ふと

還俗すると狂人の說と根本と十五の淸淨と

銅葉洲の淸淨なる[9]分別說部

大精舍所住の師の說は正法持久の爲に存す

註❶「三の罪」。(一)五日覆藏せると(二)別住の中間に罪を犯して覆藏せざりしと(三)摩那埵の中間に罪を犯して覆藏せざりしとの三なり。

❷「淸淨邊別住」(suddhantaparivāsa)。「此を受くれば受けたる日より具足戒以來の日數を數へて別住すべきなり」(原註)。

❸「覆はず」。底本に否定辭 na なし、シャム本によりて改む。

❹「始の」。底本には「始と終との」とあり、シャム本によりて改む。

❺「比丘等よ」云々。此一項目底本に缺けたり、シャム本によりて補ふ。

❻「比丘等よ」云々。此一節は底本には省略個處を明記せず、今はシャム本によりて譯出す。

❼「少罪」(suddhaka)。「僧殘罪を離れて輕少なる罪蘊なり」(原註)。

❽「有量」云々。底本には「有量にして或は覆藏し或は覆藏せず」を先に出す。今はシャム本の順序に從ふ。

❾「分別說部」。Vibhajjavādīnaṁ と讀む。但し兩本倶に podānaṁ とあり。

第四　滅諍犍度

一—一　その時、佛世尊は舍衞城、祇樹林給孤獨園に住したまへり。その時、六群比丘は現前せざる比丘等の爲に羯磨を爲せり、或は苦切或は依止或は驅出或は下意或は擧罪なり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、如何ぞ六群比丘は現前せざる比丘の爲に或は苦切……或は擧罪の羯磨を爲すや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘は現前せざる比丘等の爲に或は苦切……或は擧罪の羯磨を爲すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、此等愚人の所爲は非なり、隨順ならず……爲すべからず。比丘等よ、如何ぞ此等愚人は現前せざる比丘等の爲に或は苦切……或は擧罪の羯磨を爲すや。比丘等よ、此は……」呵責し說法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、現前せざる比丘等の爲に或は苦切……或は擧罪の羯磨を爲すべからず。爲す者は惡作に墮す」。

二—一　非法說の人と非法說の衆人と非法說の僧伽と如法說の人と如法說の衆人

と如法説の僧伽とあり。

非法説の人、如法説の人をして解せしめ深慮せしめ觀ぜしめ觀察せしめ指示し教示して言ふ、「此は法なり、此は律なり此は師の教なり此を持し此を愛樂せよ」。若し此の如くにして彼諍論滅せば非法なる似現前毘尼によりて滅すなり。非法説の人、如法説の衆人をして解せしめ……「……此を持し此を愛樂せよ」。若し此の如くにして彼諍論滅せば非法なる似現前毘尼によりて滅すなり。非法説の人、如法説の僧伽をして解せしめ……「……此を持し此を愛樂せよ」。若し此の如くにして彼諍論滅せば非法なる似現前毘尼によりて滅すなり。非法説の衆人、如法説の人をして解せしめ……非法説の衆人、如法説の衆人をして……非法説の衆人、如法説の僧伽をして……非法説の僧伽、如法説の人をして解せしめ……非法説の僧伽、如法説の衆人をして……非法説の僧伽、如法説の僧伽をして……似現前毘尼によりて滅すなり。

黒分九事畢

三―一　如法説の人、非法説の人をして解せしめ……若し此の如くにして彼諍論滅せば如法なる現前毘尼によりて滅すなり。如法説の人、非法説の衆人をして……如法説の僧伽、非法説の僧伽をして……現前毘尼によりて滅すなり。

74

白分九事畢

四|一　その時、佛世尊は王舍城、竹林迦蘭陀迦園に住したまへり。その時、具壽摩羅（マッラ）子陀驃（ダッバ）は生れて七歳にして阿羅漢果を現證し凡そ聲聞の得べき所の一切を逮得し更に所辨あることとなく已辨の增益あることとなし。時に具壽摩羅子陀驃は靜居宴默せるに此の如き思念生じたり、「我は生れて七歳にして阿羅漢果を現證し凡そ聲聞の得べき所の一切を逮得し更に所辨あることとなく已辨の增益あることとなし。我、如何にして僧伽の爲に奉仕せん」。時に具壽摩羅子陀驃に思念生じたり、「我宜しく僧

75

伽の爲に床座を付し請食を差すべし」。

二　時に具壽摩羅子陀驃は夕時に宴默より起ち世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽摩羅子陀驃は世尊に白して言へり、「此處に我、靜居宴默せるに……奉仕せんと。時に我に思念生じたり、我宜しく僧伽の爲に床座を付し請食を差すべしと。我、僧伽の爲に床座を付し請食を差せんと欲す」。「善い哉、善い哉、陀驃よ、然らば汝は僧伽の爲に床座を付し請食を差すべし」。「唯唯」と具壽摩羅子陀驃は世尊に應へたり。

三　時に世尊は此緣により此時に於て說法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり、

「比丘等よ、然らば僧伽は摩羅子陀驃を選んで知臥坐具人差次食人と爲すべし。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし、先づ陀驃に請ふべし、請ひて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば僧伽は具壽摩羅子陀驃を選んで知臥坐具人差次食人と爲すべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。僧伽は具壽摩羅子陀驃を選んで知臥坐具人、差次食人と爲す。具壽摩羅子陀驃を選んで知臥坐具人差次食人と爲すことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は具壽摩羅子陀驃を選んで知臥坐具人差次食人と爲し已れり。僧伽は聽す……知る」。

四　具壽摩羅子陀驃は選ばれて同分比丘等に同一處の床座を付せり。誦經比丘等に同一處の床座を付し相互に經を誦せしめ、持律比丘等に同一處の床座を付し相互に律を決擇せしめ、説法比丘等に同一處の床座を付し相互に法を對談せしめ、禪定比丘等に同一床座を付し相互に妨難なからしめ、卑語を爲し身體強壯にして住する比丘等に同一處の床座を付し此具壽等をして適悅に住せしめんとせり。非時に來れる比丘等の爲には火光三昧に入りて其光明によりて床座を付せり。また比丘等あり故らに非時に來りて「我等、具壽摩羅子陀驃の神通神變を見ん」と思ひ、具壽摩羅子陀驃の許に到りて言へり、「陀驃よ、我等に床座を付せ」。具壽摩羅子陀驃は彼等に言へ

り、「具壽等は何處を欲するや、我何處に付せん」。彼等は故らに遠處を指して言へり、「陀驃よ、我等に耆闍崛山の床座を付せ」。「我等に盜賊嶽の床座を付せ」。「我等に仙人山岐黑方石の床座を付せ」。「我等に毘婆羅山七葉窟の床座を付せ」。「我等に尸陀林薩鞞恕直迦鉢婆羅の床座を付せ」。「我等にゴーマタ窟の床座を付せ」。「我等に丁土伽窟の床座を付せ」。「我等に[1]溫泉窟の床座を付せ」。「我等に溫泉林の床座を付せ」。「我等に耆婆菴婆園の床座を付せ」。「我等に曼直鹿園の床座を付せ」。彼等の爲に具壽摩羅子陀驃は火光三昧に入りて指に火をして前に行き、彼等は其光明によりて具壽摩羅子陀驃の後に行けり。彼等の爲に具壽摩羅子陀驃は此の如く床座を付して言へり、「此は床なり、此は小床なり、此は褥なり、此は枕なり、此は大便所なり、此は小便所なり、此は飲用水なり、此は用水なり、此は杖なり、此は僧伽の約定なり、此時に入るべく、此時に出づべし」。彼等の爲に具壽摩羅子陀驃は此の如く床座を付して後、再び竹林園に還れり。

五　その時、慈比丘・地比丘の徒あり、新參にして福德少く、僧伽にありて麤惡の床座と[77]麤惡の食とを得たり。その時、王舍城の人々は長老比丘等に祈願食を施さんと欲せり、謂く熟酥、油、添味なり。而して慈比丘・地比丘の徒には能に應じて平常の如く屑米飯に酸粥を添へて與へたり。彼等は食後乞食より還りて長老比丘等に問ひて言へ

り、「食堂にて汝等は何を得しや、汝等は何を得しや」。一類の長老等は言へり、「我等は熟酥を得たり、油を得たり、添味を得たり」。慈比丘・地比丘の徒は言へり、「我等は少分をも得ず、平常の如く能に應じて屑米飯に酸粥を添へたるのみ」。

六　その時善飯の居士あり僧伽の爲に常恆食を設け日々に四比丘に施す。彼は食堂に於て妻子と倶に給侍して供養し、或者には飯を供し或者には汁を供し或者には油を供し或者には添味を供したり。その時善飯の居士の請食は翌日は慈比丘・地比丘の徒に差せられたり。時に善飯の居士は事ありて僧園に到り、具壽摩羅子陀驃の許に到れり、到りて具壽摩羅子陀驃を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、善飯の居士の爲に具壽摩羅子陀驃は法を説きて教示し……慶喜せしめたり。時に、善飯の居士は具壽摩羅子陀驃の法を説き教示し……慶喜せしめたる時、具壽摩羅子陀驃に言へり、「明日我家の請食は何人に差せられたるや」。「居士よ、明日汝の家の請食は慈比丘・地比丘の徒に差せられたり」。時に善飯の比丘は歡ばずして「如何ぞ惡比丘等、我家に食するや」と思ひ、家に往きて婢に命じて言へり、「明日受食者來らば門屋に座を設け屑米飯に酸粥を添へて供養すべし」。「唯唯」と彼婢は善飯の居士に應へたり。

七　時に、慈比丘・地比丘の徒は「昨日、善飯の居士の請食は我等に差せられたり、明日善

飯の居士は我等の爲に妻子と倶に給侍して供養し或者には飯を供し或者には汁を[78]供し或者には油を供し或者には添味を供すべし」と思ひ、此歡喜の故に夜善く眠らざりき。時に、慈比丘・地比丘の徒は最朝時に下衣を著け鉢衣を持して善飯の居士の家に到れり。彼婢は慈比丘・地比丘の遠方より來るを見たり。見て門屋に座を設け慈比丘・地比丘の徒に言へり、「坐したまへ」。時に慈比丘・地比丘の徒に思念生じたり、「我等をして門屋に坐せしむるは必ずや食未だ調はざるなるべし」。時に彼婢は屑米飯に酸粥を添へて給侍し、「食したまへ」と言へり。「我等は常恆食を受くる者なり」。「我知れり、卿等は常恆食を受くる者等なり。然れども昨日居士我に命じて言へり、「明日受食者來らば門屋に座を設け屑米飯に酸粥を添へて供養すべし」。食したまへ」。時に、慈比丘・地比丘の徒は「友等よ、昨日善飯の居士は僧園に往き摩羅子陀驃の許にありき、必ずや摩羅子陀驃は[2]我等を居士より離間せるなり」と言ひ、此憂苦の故に善く食せざりき。時に、慈比丘・地比丘の徒は食し已り施食より歸り僧園に往き鉢衣を納め僧園の門屋に僧伽梨衣に蹲りて坐し默然として羞愧し肩を落し面を伏せ思に沈み困惑せり。

八　時に、慈(メッティヤー)比丘尼は慈比丘・地比丘の徒の許に到れり、到りて慈比丘・地比丘の徒に言

へり、「我卿等を敬禮す」。此の如く言へるに慈比丘・地比丘の徒は談らざりき。二たび……三たび慈比丘尼は慈比丘・地比丘の徒に言へり、「我卿等を敬禮す」。三たび慈比丘・地比丘の徒は談らざりき。「我、卿等に何の過ありや何故に卿等は我に語らざるや」。「妹よ我等此の如く摩羅子陀驃の爲に惱まさるゝに汝は我等を助けず」。「我、何を爲すべきや」。「妹よ若し汝の意に適はゞ今日世尊に請ひて具壽摩羅子陀驃を滅擯せしめよ」。「我、何を爲すべきや我、何を爲し得るや」。「妹よ汝、世尊の在す處に詣れ詣りて世尊に此の如く白せ「此は如法ならず相應ならず無畏、無害、無惱の處に畏あり害あり惱あり風無き處に風起り水は熾然たるが如し我摩羅子陀驃の爲に汚されたり」」。「唯唯」と慈比丘尼は慈比丘・地比丘の徒に應へ世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮して一面に立てり、一面に立ちて慈比丘尼は世尊に白して言へり、「此は如法ならず……汚されたり」。

九　時に世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ具壽摩羅子陀驃に問ひたまへり、「陀驃よ汝は此比丘尼の言ふが如く爲せるを憶念するや」。「世尊の我を知りたまふが如し」。二たび世尊は具壽摩羅子陀驃に言ひたまへり、「陀驃よ汝は憶念するや」。「世尊の我を知りたまふが如し」。三たび世尊は……知りたまふが如し」。「陀

驃よ陀驃の如き人は此の如く答ふべからず汝若し爲したらば爲せりと言ひ爲さゞれば爲さずと言ふべし」。「我生れて已來夢中にも婬法を行へるを憶せず況んや覺時に於ておや」。時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ然らば慈比丘尼を滅擯し彼比丘等を檢問すべし」。此の如く說きて世尊は座より起ちて精舍に入りたまへり。時に彼比丘等は慈比丘尼を滅擯せり。時に慈比丘・地比丘の徒は彼比丘等に言へり、「友等よ慈比丘尼を滅擯する勿れ彼女には少分の過あるに非ず我等憤怒し不適意にして陀驃を擯斥せんと欲して彼女を敎唆せるなり」。「友等よ汝等は無根の壞戒を以て具壽摩羅子陀驃を誹謗せるや」。「友等よ然り」。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ慈比丘・地比丘の徒は無根の壞戒を以て具壽摩羅子陀驃を誹謗するや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ慈比丘・地比丘の徒は無根の壞戒を以て摩羅子陀驃を誹謗するとは眞實なりや」。「世尊よ眞實なり」。呵責し說法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり。

一〇　「比丘等よ然らば僧伽は憶念廣大なる摩羅子陀驃に憶念毘尼を與ふべし。比丘等よ此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ彼摩羅子陀驃は僧伽の許に到り上衣を偏袒に爲し老比丘等の足を禮し蹲居し合掌して此の如く唱ふべし、「此處

に慈比丘·地比丘の徒は無根の壞戒を以て我を誹謗す。我は憶念廣大にして僧伽に憶念毘尼を請ふ」。二たび請ふべし、……乃至……三たび請ふべし、『此處に慈比丘·地比丘の徒は無根の壞戒を以て我を誹謗す。我は憶念廣大にして三たび僧伽に憶念毘尼を請ふ」。聰明有能なる比丘僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に慈比丘·地比丘の徒は無根の壞戒を以て具壽摩羅子陀驃を誹謗す。具壽摩羅子陀驃は憶念廣大にして僧伽に憶念毘尼を請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は憶念廣大なる具壽摩羅子陀驃に憶念毘尼を與ふべし。此表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に慈比丘·地比丘の徒は……請ふ。僧伽は憶念廣大なる具壽摩羅子陀驃に憶念毘尼を與ふ。憶念廣大なる具壽摩羅子陀驃に憶念毘尼を與ふことを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く……我三たび此義を說く。僧伽よ、我言を……を言へ。僧伽は憶念廣大なる摩羅子陀驃に憶念毘尼を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。

一一　比丘等よ、如法に憶念毘尼を與ふるには五事あり。〔謂く〕比丘、清淨無罪なると、誹謗せらるゝと、請ふと、僧伽彼に憶念毘尼を與ふると、如法[3]和合なるとなり。比丘等よ、如法に憶念毘尼を與ふるには此の如く五事あり」。

81

五—一　その時伽伽(ガッガ)比丘は發狂して心顚倒せり。彼は發狂し心顚倒して常に多くの非沙門の法を行ひ[4]語に散亂ありき。比丘等は伽伽比丘を發狂し心顚倒し常に罪を犯せる故を以て難じて「具壽は此の如き罪を犯したるを憶念するや」と言へり。彼は言へり、「友等よ、我は發狂し心顚倒してありき我は發狂し心顚倒して常に多くの非沙門の法を行ひ語に散亂ありき。我は此を憶念せず我愚癡にして行へるなり」。彼此の如く說けるに彼等は難じて「具壽は此の如き罪を犯したるを憶念するや」と言へり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘等は伽伽比丘を發狂し心顚倒して常に罪を犯せる故を以て難じて「具壽は……犯したるを憶念するや」と言ひ彼は「友等よ、我は……我愚癡にして行へるなり」と言ひ彼此の如く說けるに彼等は難じて……と言ふや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ……乃至……とは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し說法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は不癡なる伽伽比丘に不癡羯磨を與ふべし。

二　比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼伽伽比丘は僧伽の許に到り上衣を偏袒に爲し老比丘等の足を禮し蹲居し合掌して此の如く唱ふべし、「我

は發狂し心顚倒してありき、我は發狂し心顚倒して常に多くの非沙門の法を行ひ語に散亂ありき。比丘等は發狂し心顚倒して常に罪を犯せる故を以て我を難じて「具壽は此の如き罪を犯したるを憶念するや」と言へり、「友等よ、我は發狂し心顚倒してありき我は發狂し心顚倒して常に多くの非沙門の法を行ひ語に散亂ありき。我は此を憶念せず、我愚癡にして行へるなり」。我此の如く說けるに彼等は難じて「具壽は……犯したるを憶念するや」と言ふ。我不癡にして僧伽に不癡毘尼を請ふ」。二たび請ふべし……乃至……三たび請ふべし。「我は發狂し……三たび僧伽に不癡毘尼を請ふ」。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。此處に伽伽比丘は發狂し心顚倒してありき。彼は發狂し心顚倒して常に多くの非沙門の法を行ひ語に散亂ありき。比丘等は伽伽比丘を發狂し心顚倒して常に罪を犯せる故を以て難じて「具壽は……犯したるを憶念するや」と言へり。彼は言へり、「友[82]等よ我は……我愚癡にして行へるなり」。彼此の如く說けるに彼等は難じて「具壽は此の如き罪を犯したるを憶念するや」と言ふ。彼「不癡にして僧伽に不癡毘尼を請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は不癡なる伽伽比丘に不癡毘尼を與ふべし。此表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に伽伽比丘は……不癡毘尼を請ふ。僧伽は不癡なる伽伽

比丘に不癡毘尼を與ふ。不癡なる伽伽比丘に不癡毘尼を與ふることを聽す具壽は……我三たび此義を說く……乃至僧伽は不癡なる伽伽比丘に不癡毘尼を與へ已れり。僧伽は聽す……知る」。

六—一「比丘等よ不癡毘尼を與ふるには此の如く非法なる三事と如法なる三事とあり。何をか不癡毘尼を與ふるに非法なる三事と爲すや。比丘等よ此處に比丘あり罪を犯し若しくは僧伽若しくは衆多若しくは一人彼を難じて「具壽は此の如き罪を犯したるを憶念するや」と言ふ彼は憶念しながら「友等よ我は此の如き罪を犯したるを憶念せず」と言ふ。僧伽彼に不癡毘尼を與ふれば不癡毘尼を與ふること非法なり。比丘等よ此處に比丘あり罪を……憶念するや」と言ふ彼は憶念しながら「友等よ我は憶念するも猶し夢中の如し」と言ふ。僧伽彼に不癡毘尼を與ふれば不癡毘尼を與ふること非法なり。比丘等よ此處に比丘あり罪を……憶念するや」と言ふ彼は非狂にして狂態を爲して「我は此の如く爲す汝等も此の如く爲せ我に此相應す汝等にも此相應す」と言ふ。僧伽彼に不癡毘尼を與ふれば不癡毘尼を與ふること非法なり。不癡毘尼を與ふるに此の如く非法なる三事あり。

二　何をか不癡毘尼を與ふるに如法なる三事と爲すや。比丘等よ、此處に比丘あり、發狂して心顚倒す、彼は發狂し心顚倒して常に多くの非沙門の法を行ひ語に散亂あり、若しくは僧伽、若しくは衆多、若しくは一人彼を難じて「具壽は此の如き罪を犯したるを憶念するや」と言ふ、彼は憶念せずして「友等よ我は此の如き罪を犯したるを憶念せず」と言ふ。僧伽彼に不癡毘尼を與ふれば、不癡毘尼を與ふること如法なり。比丘
83
等よ、此處に比丘あり發狂して……憶念するや」と言ふ、彼は憶念せずして「友等よ我は憶念するも猶し夢中の如し」と言ふ。僧伽彼に不癡毘尼を與ふれば、不癡毘尼を與ふること如法なり。比丘等よ、此處に比丘あり發狂して……憶念するや」と言ふ彼は發狂し狂態を爲して「我は此の如く爲す、汝等も此の如く爲せ、我に此相應す、汝等にも此、相應す」と言ふ。僧伽彼に不癡毘尼を與ふれば、不癡毘尼を與ふること如法なり。不癡毘尼を與ふるに此の如く如法なる三事あり」。

七―一　その時、六群比丘は比丘等の未だ自言せざるに苦切・依止・驅出・下意・擧罪の羯磨を行へり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は比丘等の未だ自言せざるに苦切……擧罪の羯磨を行ふや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。

「比丘等よ……とは眞實なりや」。「世尊よ眞實なり」。呵責し説法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ比丘等の未だ自言せざるに苦切……擧罪の羯磨を行ふべからず、行ふ者は惡作に墮す」。

八―一　「比丘等よ、自言を爲すに此の如きは非法にして此の如きは如法なり。比丘等よ、何をか非法の自言と爲すや。比丘あり、波羅夷罪を犯し、若しくは僧伽、若しくは衆多、若しくは一人、彼を難じて「具壽は波羅夷罪を犯せるなり」と言ふ。彼は「友等よ、我は波羅夷罪を犯せるには非ず、僧殘罪を犯せるなり」と言ふ。僧伽彼を斷ずるに僧殘罪を以てせば、非法の自言なり。比丘あり、波羅夷罪を犯し……彼は「友等よ、我は波羅夷罪を犯せるには非ず、偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡説を犯せるなり」と言ふ。僧伽、彼を斷ずるに惡説を以てせば、非法の自言なり。比丘あり、僧殘罪を…乃至…偸蘭遮、波逸提、波羅提提舍尼、惡作、惡説を犯し、若しくは僧伽、若しくは衆多、若しくは一人、彼を難じて「具壽は惡説を犯せり」と言ふ。彼は「友等よ、我は惡説を犯せるには非ず、波羅夷罪を犯せるなり」と言ふ。僧伽彼を斷ずるに波羅夷罪を以てせば、非法の自言なり。比丘あり、惡説を犯す……彼は「友等よ、我は惡説を犯せるには非ず、僧殘罪を…乃至…

偸蘭遮波逸提波羅提提舍尼、惡作を犯せるなり」と言ふ。僧伽彼を斷ずるに惡作を以てせば、非法の自言なり。比丘等よ、此の如きは非法の自言なり。

二　比丘等よ、何をか如法の自言と爲すや。比丘あり、波羅夷罪を犯し若しくは僧伽、若しくは衆多若しくは一人彼を難じて「具壽は波羅夷罪を犯せり」と言ふ。彼は「友等よ、然り我は波羅夷罪を犯せり」と言ふ。僧伽彼を斷ずるに波羅夷罪を以てせば、如法の自言なり。比丘あり僧殘罪、偸蘭遮罪…惡説罪を犯し……彼は「友等よ、然り我は惡説罪を犯せり」と言ふ。僧伽彼を斷ずるに惡説罪を以てせば、如法の自言なり。比丘等よ、此の如きが如法の自言なり」。

九―一　その時比丘等は僧伽の中にありて訴訟を生じ鬪諍を生じ諍論をなし相互に口舌の劍を以て擊ちて住し、其諍事を滅するを得ざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此の如き諍事は多覓毘尼を以て滅すべきことを許す。五分を具足せる比丘を選びて行籌人となすべし。謂く愛に隨はず、瞋に隨はず、癡に隨はず、怖に隨はず、行籌と不行籌とを知れるなり。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし。始に比丘を請ふべし請ひて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。

若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘某甲を選びて行籌人となすべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。僧伽は比丘某甲を選びて行籌人となす。比丘某甲を選びて行籌人となすを聴す具壽は默せよ、聴さざる者は言へ。僧伽は比丘某甲を選びて行籌人となし已れり……知る」。

85

一〇一一　「比丘等よ、行籌には非法の十事と如法の十事とあり。何をか行籌の非法の十事となすや。諍事の小事なると、事の根本を知らざると、自他倶に憶念せざると、非法説者多しと知ると、非法説者を多からしめんとすと知ると、僧伽破るべしと知ると、僧伽を破らんとすと知ると、非法にして〔籌を〕捉ると、別衆にして捉ると、見の如く捉るに非ざるとなり。此の如きを行籌の非法の十事となす。

二　何をか行籌の如法の十事となすや。諍事の小事ならざると、事の根本を知れると、自他倶に憶念せると、如法説者多しと知ると、如法説者を多からしめんとすと知ると、僧伽破れざるべしと知ると、僧伽を破らざらんとすと知ると、如法にして〔籌を〕捉ると、和合にして捉ると、見の如く捉るとなり。此の如きを行籌の如法の十事となす」。

一一│一　その時比丘[5]ウパヷーラは僧伽の中にありて罪を検問せらるゝ時前には犯さずと言ひて後には犯せりと言ひ前には犯せりと言ひて後には犯さずと言ひ異語をなして遁れ故らに妄語せり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘ウパヷーラは僧伽の中にありて罪を検問せらるゝ時前には犯さずと言ひて後には犯せりと言ひ前には犯せりと言ひて後には犯さずと言ひ異語をなして遁れ故らに妄語するや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ…乃至…眞實なりや」。「世尊よ眞實なり」。…乃至…呵責し説法をなして比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ然らば僧伽は比丘ウパヷーラに覓罪相羯磨を行ふべし。

二　比丘等よ此を行ふには此の如く爲すべし。始に比丘ウパヷーラを難ずべし。難じて後憶念せしむべし、憶念せしめて後罪を徴すべし罪を徴して後聰明有能なる比丘僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ我言を聞け。此處に比丘ウパヷーラは僧伽の中にありて罪を検問せらるゝ時前には犯さずと言ひて後には犯せりと言ひ……故らに妄語す。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘ウパヷーラに覓罪相羯磨を行ふべし。此表白なり。僧伽よ我言を聞け。此處に比丘ウパヷーラは……妄語す。僧伽は比丘ウパヷーラに覓罪相羯磨を行ふ。比丘ウパヷーラに覓罪相羯磨を行ふを聴す…

…我三たび此義を説く…乃至…僧伽は比丘ウパヷーラに覓罪相羯磨を行ひ已れり。僧伽は聽す……知る」。

一二—一　「比丘等よ、覓罪相羯磨を行ふに如法なる五あり。〔謂く〕不淨、無耻、有呵責にして僧伽、此に覓罪相羯磨を行ふに如法なる和合を以てするなり。比丘等よ、此は覓罪相羯磨を行ふに如法なる五なり。

二　比丘等よ、三分を具足せる覓罪相羯磨は非法羯磨、非律羯磨にして羯磨成就せず。〔謂く〕現前せずして行ふと、檢問せずして行ふと、自言せざるに行ふと…乃至…非法にして行ふと部衆にて行ふとなり。比丘等よ、此の如き三分を具足せる覓罪相羯磨は非法羯磨、非律羯磨にして羯磨成就せざるなり。比丘等よ、三分を具足せる覓罪相羯磨は如法羯磨、如律羯磨にして羯磨成就す。〔謂く〕現前して行ふと、檢問して行ふと、自言ありて行ふと…乃至…如法にして行ふと和合にて行ふとなり。比丘等よ、此の如き三分を具足せる覓罪相羯磨は如法羯磨、如律羯磨にして羯磨成就するなり。

三　比丘等よ、三分を具足せる比丘に於ては僧伽は若し欲せば覓罪相羯磨を行ふべし。〔謂く〕訴訟を事とし…〔一・四に準ず〕…比丘等よ、此の如き三類の比丘に於ては僧伽

は若し欲せば覓罪相羯磨を行ふべし。

四　覓罪相羯磨を受けたる比丘は正しく行ずべし。此中、正しく行ずとは(謂く)具足戒を授くべからず、依止を與ふべからず、沙彌を蓄ふべからず、比丘尼教誡の選を受くべからず、選ばるるとも比丘尼を教誡すべからず……乃至……比丘等と交るべからず」。

五　時に、僧伽は比丘ウパヴーラに覓罪相羯磨を行へり。

87

一三—一　この時、比丘等は訴訟を生じ鬪諍を生じ諍論をなして住し常に多くの非沙門の法を行ひ語に散亂ありき。時に彼比丘等に思念生じたり、「我等は訴訟を生じ……行ひ語に散亂あり。若し我等、此等の罪の故に相互に斷ぜば此諍事は粗暴、紛擾、破僧を致さん。我等如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に比丘等は訴訟を生じ……行ひ語に散亂あり。此中若し比丘等に思念生じて「我等は……を致さん」となさば、比丘等よ此の如き諍事を如草覆地法によりて滅すべきことを許す。

二　比丘等よ、此を滅するには此の如く爲すべし。一切の者、一處に集會すべし、集會して後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。我等は訴訟

を生じ……行ひ語に散亂あり。若し我等……を致さん。若し僧伽に機熟さば僧伽は此諍事を如草覆地法によりて滅すべし、但し麤重の過と在家相應の〔罪〕とを除く。一方の徒黨の比丘等の中、聰明有能なる比丘、己の徒黨に告げて言ふべし、『具壽等よ、我言を聞け。我等は訴訟を生じ……を致さん。若し具壽等に機熟さば我は具壽等の罪と我罪とを具壽等の利益と我利益との爲に僧伽の中に於て如草覆地法によりて說示すべし、但し麤重の過と在家相應の〔罪〕とを除く』。時に、他方の徒黨の比丘等の中、聰明有能なる比丘、己の徒黨に告げて言ふべし、『具壽等よ、我言を聞け。我等は訴訟を生じ……在家相應の〔罪〕とを除く』。

三　一方の徒黨の比丘等の中、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。我等は訴訟を生じ……を致さん。若し僧伽に機熟さば我は此具壽等の罪と我罪とを此具壽等の利益と我利益との爲に僧伽の中に於て如草覆地法によりて說示すべし、但し麤重の過と在家相應の罪とを除く。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。我等は訴訟を生じ……を致さん。我は此具壽等の……如草覆地法によりて說示す、但し麤重の過と在家相應の罪とを除く。此等の罪を僧伽の中に於て如草覆地法によりて說示し、但し麤重の過と在家相應の〔罪〕とを除くことを聽す具壽は默せ

よ、聴さざる者は言へ。我等の此罪を僧伽の中に於て如草覆地法によりて說示し已れり、但し麁重の過と在家相應の〔罪〕とを除く。僧伽は聽す……知る」。時に、他方の徒黨の比丘等の中、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。我等は訴訟を生じ……知る』。

四　比丘等よ、彼比丘等は此の如くにして彼罪より出づ、但し麁重の過と在家相應の〔罪〕とを除き、[6]見を顯すと、其處に在らざる者とを除く」。

一四—一　その時、比丘等は、[7]比丘尼等と諍論し比丘尼等は比丘等と諍論せり。比丘闡陀（チャンナ）は比丘尼等に伍し、比丘尼等と倶に諍論し、比丘尼等に黨せり。少欲の比丘等は呟き憤り譏れり、「如何ぞ比丘闡陀は比丘尼等に伍し、比丘尼等と倶に諍論し、比丘尼等に黨するや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ……乃至……とは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。……乃至……呵責し說法をなして比丘等に告げて言ひたまへり。

二　「比丘等よ、諍事に四あり、〔謂く〕諍論諍事、教誡諍事、犯罪諍事、事諍事なり。此處に何をか諍論諍事となすや。比丘等よ、此處に比丘等あり、諍論して法なり、非法なり、律

なり、非律なり、如來の所說所言なり、如來の所說にあらず所言にあらず、如來の常法なり、如來の常法にあらず、如來の所制なり、如來の所制にあらず、罪なり、無罪なり、輕罪なり、重罪なり、有餘罪なり、無餘罪なり、麤罪なり、非麤罪なりといふ。此處に訴訟し鬪諍し諍論し談論し異論し別論し反抗して言說し論議するを此を名づけて諍論諍事と爲す。此處に何をか教誡諍事となすや。比丘等よ、此處に比丘等あり、比丘を教誡するに壞戒、壞行壞見、壞命を以てす。此處に教誡し非難し詰責し訓責し直言し辯疏し諸讁するを此を名づけて教誡諍事と爲す。此處に何をか犯罪諍事となすや。五種の犯罪蘊を犯罪諍事となし七種の犯罪蘊を犯罪諍事となす。此を名づけて犯罪諍事となす。此處に何をか事諍事となすや。僧伽の所作所辨、求聽羯磨單白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、此を名づけて事諍事と爲す。

三　何をか諍論諍事の根本となすや。六種の諍根を諍論諍事の根本となし、三種の不善根を諍論諍事の根本となし、三種の善根を諍論諍事の根本となす。

如何なる六種の諍根を諍論諍事の根本となすや。此處に比丘あり、忿を有し怨を有す。比丘等よ彼比丘、忿を有し怨を有する時は師に於て不尊重不從順にして住し法に於て不尊重不從順にして住し僧伽に於て不尊重不從順にして住し戒に於て圓

満ならず。比丘等よ彼比丘、師に於て不尊重不從順にして住し法[8]に於て不尊重不從順にして住し僧伽に於て不尊重不從順にして住し戒に於て圓滿ならざる時は僧伽に於て諍論を生ず。諍論は多人の無益、多人の無樂多人の無利、人天の無益、苦惱を致す。比丘等よ汝等若し此の如く諍根を若しくは内若しくは外より觀察せば、比丘等よ汝等は此處に彼惡しき諍根を斷ずるに勤むべし。比丘等よ汝等若し此の如く諍根を若しくは内若しくは外より觀察せずば、比丘等よ汝等は此處に彼惡しき諍根を未來に生ぜざらしめんと勉むべし。此の如く此惡しき諍根を斷じ此の如く此惡しき諍根を未來に生ぜざらしむるなり。比丘等よ復次に比丘あり覆を有し惱を有す、嫉を有し慳を有す、誑を有し諂を有す惡欲を有し邪見を有す現世を妄取し堅固執を起し棄捨し難し。比丘等よ、彼比丘現世を妄取し堅固執を起し棄捨し難き時は師に於て不尊重不從順にして住し……此の如く此惡しき諍根を未來に生ぜざらしむるなり。此の如き六種の諍根を諍論諍事の根本となすなり。

四　如何なる三種の不善根を諍論諍事の根本となすや。此處に比丘等あり貪心ありて諍論し瞋心ありて諍論し癡心ありて諍論して法なり、非法なり……非麤罪なりといふ。此の如き三種の不善根を諍論諍事の根本となす。

如何なる三種の善根を諍論諍事の根本となすや。此處に比丘等あり、貪心なくして諍論し瞋心なくして諍論し癡心なくして諍論して法なり非法なり……非麤罪なりといふ。此の如き三種の善根を諍論諍事の根本となす。

五　何をか教誡諍事の根本となすや。六種の教誡根を教誡諍事の根本となし、三種の不善根を教誡諍事の根本となし、身を教誡諍事の根本となし、語を教誡諍事の根本となす。

如何なる六種の教誡根を教誡諍事の根本となすや。此處に比丘あり、忿を有し……〔四・一四・三に準ず〕……此の如き六種の教誡根を教誡諍事の根本となすなり。

如何なる三種の不善根を教誡諍事の根本となすや。此處に比丘等あり、比丘に對して貪心ありて教誡し瞋心ありて教誡し癡心ありて教誡するに壞戒壞行、壞見、壞命を以てす。此の如き三種の不善根を教誡諍事の根本となす。

如何なる三種の善根を教誡諍事の根本となすや。此處に比丘等あり、比丘に對して貪心なくして教誡し瞋心なくして教誡し癡心なくして教誡するに壞戒……壞命を以てす。此の如き三種の善根を教誡諍事の根本となす。

如何なる身を教誡諍事の根本となすや。此處に一人の惡色醜惡倭少、多病、眇目、駝

背、跛半身不隨なるあり、其故に此を敎誡す。此の如き身を敎誡諍事の根本となす。如何なる語を敎誡諍事の根本となすや。此處に一人の難語、吃啞なるものあり、其故に此を敎誡す。此の如き語を敎誡諍事の根本となす。

六　何をか犯罪諍事の根本となすや。六種の犯罪生起を犯罪諍事の根本となす。罪の生起するに身によりて語と心とによらざるものあり罪の生起するに語によりて身と心とによらざるものあり、罪の生起するに身と語とによりて心によらざるものあり、罪の生起するに身と心とによりて語によらざるものあり、罪の生起するに語と心とによりて身によらざるものあり、罪の生起するに身と語と心とによるものあり。此の如き六種の犯罪生起を犯罪諍事の根本となす。

七　何をか事諍事の根本となすや。事諍事の根本は一なり謂く僧伽なり。

91
八　諍論諍事と善、不善無記。諍論諍事は若しくは善若しくは不善若しくは無記なり。

此處に如何なる諍論諍事を善となすや。此處に比丘等あり、善心ありて諍論して法なり、非法なり……非麤罪なりといふ。此處に訴訟し鬪諍し諍論し談論し異論し別論し反抗して言説し論議するを此を名づけて善諍論諍事と爲す。

此處に如何なる諍論諍事を不善となすや。此處に比丘等あり不善心ありて諍論して法なり……論議するを此を名づけて不善諍論諍事と爲す。

此處に如何なる諍論諍事を無記となすや。此處に比丘等あり無記心ありて諍論して法なり……論議するを此を名づけて無記諍論諍事と爲す。

九　教誡諍事と善不善無記。教誡諍事は若しくは善若しくは不善若しくは無記なり。

此處に如何なる教誡諍事を善となすや。此處に比丘等あり比丘に對して善心ありて教誡するに壞戒壞行壞見壞命を以てす。此處に教誡し非難し詰責し訓責し直言し辯疏し諧謔するを此を名づけて善教誡諍事と爲す。

此處に如何なる教誡諍事を不善となすや。此處に比丘等あり比丘に對して不善心ありて教誡するに……

此處に如何なる教誡諍事を無記と爲すや。此處に比丘等あり比丘に對して無記心ありて教誡するに……

一〇　犯罪諍事と善不善無記。犯罪諍事は若しくは不善若しくは無記なり。犯罪諍事にして善なるは無きなり。

此處に如何なる犯罪諍事を不善となすや。知り、故らに、意圖し思量して犯すを此を名づけて不善犯罪諍事と爲す。

此處に如何なる犯罪諍事を無記となすや。知らず、故らにせず、意圖せず、思量せずして犯すを此を名づけて無記犯罪諍事と爲す。

一一　事諍事と善、不善無記。事諍事は若しくは善、若しくは不善若しくは無記なり。

此處に如何なる事諍事を善となすや。僧伽、善心ありて行ふ羯磨、謂く、求聽羯磨單白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、此を名づけて善事諍事と爲す。

此處に如何なる事諍事を不善となすや。僧伽不善心ありて行ふ羯磨……

此處に如何なる事羯磨を無記となすや。僧伽、無記心ありて行ふ羯磨……

一二　諍論にして諍論諍事なると、諍論にして諍事に非ざると、諍事にして諍論に非ざると、諍事にして而も諍論なると。若しくは諍論にして諍論諍事なるあり、若しくは諍論にして諍事に非ざるあり、若しくは諍事にして諍論に非ざるあり若しくは諍事にして而も諍論なるあり。

此處に何をか諍論にして諍論諍事なりとなすや。此處に比丘等あり、諍論して法なり……非麤罪なりといふ。此處に訴訟し……論議するを此を諍論にして諍論諍

事なりとなす。

此處に何をか諍論にして諍事に非ずとなすや。母、子と諍論し、子、母と諍論し、父、子と諍論し子、父と諍論し、兄弟兄弟と諍論し、兄弟、姉妹と諍論し姉妹、兄弟と諍論し友、友と諍論す此を諍論にして諍事に非ずとなす。

此處に何をか諍事にして諍論に非ずとなすや。教誡諍事、犯罪諍事、事諍事なり此を諍事にして諍論に非ずとなす。

此處に何をか諍事にして而も諍論なりとなすや。諍論諍事は諍事にして而も諍論なり。

一三　教誡にして教誡諍事なると、教誡にして諍事に非ざると、諍事にして教誡に非ざると、諍事にして而も教誡なると。若しくは教誡にして教誡諍事なるあり、若しくは教誡にして諍事に非ざるあり、若しくは諍事にして教誡に非ざるあり、若しくは諍事にして而も教誡なるあり。

此處に何をか教誡にして教誡諍事なりとなすや。此處に比丘等あり、比丘を教誡するに壞戒……壞命を以てす。此處に教誡し……諂譃するを此を教誡にして諍論なりとす。

此處に何をか教誡にして諍事に非ずとなすや。母子を教誡し……友友を教誡す、此を教誡にして諍事に非ずとなす。

此處に何をか諍事にして教誡に非ずとなすや。犯罪諍事、事諍事、諍論諍事なり此を諍事にして教誡に非ずとなす。

此處に何をか諍事にして而も教誡なりとなすや。教誡諍事は諍事にして而も教誡なり。

一四　犯罪にして犯罪諍事なると犯罪にして諍事に非ざると諍事にして犯罪に非ざると、諍事にして而も犯罪なると。若しくは犯罪にして犯罪諍事なるあり、若しくは犯罪にして諍事に非ざるあり、若しくは諍事にして犯罪に非ざるあり、若しくは諍事にして而も犯罪なるあり。

93

此處に何をか犯罪にして犯罪諍事なりとなすや。五種の犯罪蘊を犯罪諍事となし七種の犯罪蘊を犯罪諍事となす此を犯罪にして犯罪諍事なりとなす。

此處に何をか⑤犯罪（アーパッティ）にして諍事に非ずとなすや。預流等至（ソーターパッティサマーパッティ）なり此を犯罪にして諍事に非ずとなす。

此處に何をか諍事にして犯罪に非ずとなすや。事諍事、諍論諍事、教誡諍事なり此

を諍事にして犯罪に非ずとなす。

此處に何をか諍事にして而も犯罪なりとなすや。犯罪諍事は諍事にして而も犯罪なり。

一五　事にして事諍事なると、事にして諍事に非ざると、諍事にして事に非ざると、諍事にして而も事なると。若しくは事にして事諍事なるあり、若しくは事にして諍事に非ざるあり若しくは諍事にして事に非ざるあり、若しくは諍事にして而も事なるあり。

此處に何をか事にして事諍事なりとなすや。僧伽の所作、所辨、求聽羯磨、單白羯磨、白二羯磨、白四羯磨なり、此を事にして事諍事なりとなす。

此處に何をか事にして諍事に非ずとなすや。阿闍梨に對する事、和尚に對する事、和尚を同じくする者に對する事、阿闍梨を同じくする者に對する事なり、此を事にして諍事に非ずとなす。

此處に何をか諍事にして事に非ずとなすや。諍論諍事、教誡諍事、犯罪諍事なり、此を諍事にして事に非ずとなす。

此處に何をか諍事にして而も事なりとなすや。事諍事は諍事にして而も事なり。

一六　諍論諍事は幾何の止諍法を以て滅するや。諍論諍事は二種の止諍法を以て滅す、〔謂く〕現前毘尼と多覓毘尼となり。諍論諍事にして多覓毘尼の一止諍法には依らずして現前毘尼の一止諍法〔のみ〕を以て滅すべきものありや。ありと言ふべし。此事如何。此處に比丘等あり、諍論して法なり……非麤罪なりといふ。比丘等よ、若し彼比丘等此諍事を能く滅せば、比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりといふ。何を以て滅したるや。現前毘尼を以てなり。此現前毘尼には何がありや。僧伽現前、法現前、律現前、人現前なり。此處に何をか僧伽現前となすや。羯磨の所須の比丘は已に悉く到り、樂欲を與ふべきものは已に樂欲を與へ現前〔比丘〕は呵せざるなり。此を此處に僧伽現前となす。此處に何をか法現前律現前となすや。法を以て、律を以て、師の教を以て此諍事を滅するを此を此處に法現前、律現前となす。此處に何をか人現前となすや。諍論者と對諍論者と自他倶に現前するなり。此を此處に人現前となす。比丘等よ、此の如くに滅したる諍事を若し作者還て更に發起せば發起すること[10]波逸提なり、樂欲を與へし者憤らば憤ること[11]波逸提なり。

一七　比丘等よ、若し彼比丘等此諍事を其住處に於て能く滅せずば、比丘等よ、彼比丘等は更に衆多の比丘の居る住處に往くべし。比丘等よ、若し彼比丘等、彼住處に往か

んとして途中に於て此諍事を能く滅せば、比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりといふ。何を以て滅したるや……憤ること波逸提なり。

一八　比丘等よ、若し彼比丘等、彼住處に住かんとして途中に於て此諍事を能く滅せずば比丘等よ彼比丘等は彼住處に往きて彼住處の比丘等に此の如く言ふべし、「友等よ、此諍事は此の如くして生じ此の如くして起れり。具壽等よ、願はくば此諍事を滅するに法と律と師の教とを以てし此諍事を善く滅せよ」。比丘等よ若し彼住處の比丘等年長にして客來比丘等新參ならば、比丘等よ彼住處の比丘等は客來比丘等に此の如く言ふべし、「具壽等よ汝等は須臾の間一面に居れ、我等は其間に議すべし」。比丘等よ若し彼住處の比丘等新參にして客來比丘等年長ならば、比丘等よ、彼住處の比丘等は客來比丘等に此の如く言ふべし、「具壽等よ、然らば汝等は須臾の間此處に居れ、我等は其間に議すべし」。比丘等よ若し彼住處の比丘等議する時思念生じて「我等は此諍事を法と律と師の教とを以て能く滅せず」となさば此諍事を承引すべからず。比丘等よ、若し彼住處の比丘等議する時思念生じて「我等は此諍事を法と律と師の教とを以て能く滅せん」となさば、比丘等よ、彼住處の比丘等は客來比丘等に此の如く言ふべし、「具壽等よ若し汝等我等に此諍事を生じたるに隨ひ起りたるに隨ひて

告げ我等が此諍事を法と律と師の教とを以て滅するに隨ひて滅するを得しめば我等は此諍事を承引せん。具壽等よ、若し汝等我等に此諍事を生じたるに隨ひ起りたるに隨ひて說かず……得しめずば我等は此諍事を承引せじ」。比丘等よ、此の如く善く攝受を作して後彼住處の比丘等は此諍事を承引すべし。比丘等よ、彼客來比丘等は彼住處の比丘等に此の如く言ふべし、「我等は生じたるに隨ひ起りたるに隨ひて此諍事を具壽等に告げん。若し具壽等かくかくの間に此諍事を法と律と師の教とを以て滅し善く滅するを得しめば我等は此諍事を具壽等に委ねん。若し具壽等かくかくの間に……善く滅するを得せしめずば我等は自ら此諍事の主たらん」。比丘等よ、此の如く善く攝受を作して後客來比丘等は此諍事を彼住處の比丘等に委ぬべし。比丘等よ、若し彼比丘等此諍事を能く滅せば、比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりと言ふ。何を以て滅したるや……憤ること波逸提なり。

一九　比丘等よ、若し彼比丘等、此諍事を決定せんとして[12]無邊の言說生じて[13]其所說の義を知り難き時は、比丘等よ、此の如き諍事を斷事人によりて滅すべきことを許す。十分を具足せる比丘を斷事人として選ぶべし。〔謂く〕戒を具すると、波羅提木叉の律義によりて身を攝して住すると、行を具足し微少の罪過に於て怖畏を見て學處に於

て執持して學ぶと、多聞にして所聞を持し所聞を積むと、初善中善後善にして義備はり文備はり純一圓滿淸淨なる梵行を讃歎するが如き諸法を多く聞き持し語に熟し意に觀じ見に善く通達せると、兩部の波羅提木叉を廣く了解し經と相とについて善く分別し善く通曉し善く決定すると、律に於て善巧不動なると自他兩派をして悟らしめ解せしめ觀ぜしめ見せしめ靜らしむるに堪能なると、諍事の生起と止滅とに於て善巧なると、諍事を知り諍事の集起を知り諍事の滅盡を知り諍事の滅盡に順ずる道を知るとなり。比丘等よ、此の如き十分を具足せる比丘を斷事人に選ぶべきことを許す。

二〇 比丘等よ、選ぶには此の如くなすべし。初に比丘を請ふべし請ひて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし。『僧伽よ、我言を聞け。我等は此諍事を決定せんとして無邊の言說生じて其所說の義を知り難し。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘某甲と某甲とを選びて斷事人となし此諍事を滅せしむべし。此表白なり。僧伽よ、我言を聞け。我等は……知り難し。僧伽は比丘某甲と某甲とを選びて斷事人となし此諍事を滅せしむ。比丘某甲と某甲とを選びて斷事人となし此諍事を滅せしむることを聽す具壽は默せよ聽さざる者は言へ。僧伽は比丘某甲と某甲とを選びて

斷事人となし此諍事を滅せしむることとなし已れり。僧伽は聽す……知る」。

二一　比丘等よ若し彼比丘等能く此諍事を斷事人によりて滅せば比丘等よ此を名づけて諍事を滅したりといふ。何を以て滅したるや。現前毘尼を以てなり。此現前毘尼には何がありや。法現前律現前人現前なり……乃至……比丘等よ此の如くに滅したる諍事を若し作者還て更に發起せば發起すること波逸提なり。

二二　比丘等よ若し彼比丘等此諍事を決定せんとして此處に說法比丘あり彼は經[14]を解せず經分別を解せず義を辨ぜず文句の蔭によりて義を謝さば聰明有能なる比丘彼比丘等に告げて言ふべし、『具壽等よ我言を聞け。此處に說法比丘某甲あり彼は經を解せず經分別を解せず義を辨ぜず文句の蔭によりて義を謝す。若し具壽等
97
に機熟さば比丘某甲を起たしめ殘餘の者にて此諍事を滅せん』。比丘等よ若し彼比丘を起たしめて能く此諍事を滅せば比丘等よ此を名づけて諍事を滅したりといふ。何を以て滅したるや。現前毘尼を以てなり。此現前毘尼には何がありや。法現前、律現前人現前なり……乃至……比丘等よ此の如くに滅したる諍事を若し作者還て更に發起せば發起すること波逸提なり。

二三　比丘等よ若し彼比丘等此諍事を決定せんとして此處に說法比丘あり彼は經

を解するも經分別を解せず、義を辨ぜず文句の蔭によりて義を謝さば、聰明有能なる比丘、彼比丘等に告げて言ふべし、『具壽等よ、我言を聞け。此處に說法比丘某甲あり、彼は經を解するも經分別を解せず、義を……發起すること波逸提なり。

二四　比丘等よ、若し彼比丘等、能く此諍事を斷事人によりて滅せずば、比丘等よ彼比丘等は此諍事を僧伽に委ぬべし、『我等は能く此諍事を斷事人によりて滅せず、僧伽よ、此諍事を滅せよ』。比丘等よ此の如き諍事は多覓毘尼を以て滅すべきことを許す。五分を具足せる比丘を選びて行籌人となすべし……（＝四・九）……知る』。彼行籌比丘は籌を取るべし。多數の如法說比丘の說くに隨つて此諍事を滅すべし。比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりといふ。何を以て滅したるや。現前毘尼と多覓毘尼とを以てなり。此現前毘尼には何がありや。僧伽現前、法現前、律現前、人現前なり。此處に何をか僧伽現前となすや。僧伽の所須の……此を此處に人現前となす。此多覓〔毘尼〕には何がありや。多覓羯磨を作し行ひ始め進め承認して、呵することなきなり、此、此、多覓〔毘尼〕にあり。比丘等よ、此の如くに滅したる諍事を若し作者還て更に發起せば發起すること波逸提なり、樂欲を與へし者憤らば憤ること波逸提なり』。

二五　その時、舍衞城に於て諍事は此の如く生じ此の如く起りたり。時に彼比丘等

は舍衞城の僧伽の諍事止滅に滿足せざりき。彼等は聞けり、「某甲の住處に衆多の長老住し多聞にして阿含に通じ法を持し律を持し摩夷を持し賢明、聰明、有慧、有耻、有悔にして學を欲す。若し彼長老等此諍事を法と律と師の教とを以て滅せば此の如く此諍事は善く滅せられん」。時に彼比丘等は彼住處に往きて彼長老等に言へり、「此諍事は此の如く生じ此の如く起れり。願はくば長老等、此諍事を法と律と師の教とを以て滅し此諍事を善く滅せよ」。時に彼長老等は舍衞城の僧伽が諍事を滅したるが如きは善く滅したるなりとなし、此の如く此諍事を滅したり。時に彼比丘等は舍衞城の僧伽の諍事止滅に滿足せず、衆多の長老の諍事止滅に滿足せざりき。彼等は聞けり、「某甲の住處に三人の長老住し……二人の長老住し……一人の長老住し多聞にして……學を欲す。若し彼長老、此諍事を法と律と師の教とを以て滅せば……善く滅せられん」。時に彼比丘等は彼住處に往きて彼長老に言へり、「此諍事は……願はくば長老、此諍事を法と律と師の教とを以て……善く滅せよ」。時に彼長老は舍衞城の僧伽が諍事を滅し衆多の長老が諍事を滅し三人の長老が諍事を滅し二人の長老が諍事を滅したるが如きは善く滅したるなりとなし、此の如く此諍事を滅したり。時に彼比丘等は舍衞城の僧伽の諍事止滅に滿足せず、衆多の長老の……三人の

長老の……二人の長老の……一人の長老の諍事止滅に滿足せず世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此諍事は已に決し靜まり滅し善く滅したるなり。

二六　比丘等よ、此等の比丘を解せしめんが爲に三種の行籌を許す、秘密と竊語と公開となり。比丘等よ、何をか秘密行籌となすや。彼行籌比丘は有色無色の籌を作り一々の比丘の許に到りて言ふべし、「此は如是說者の籌、此は如是說者の籌なり、欲するに隨つて取れ」。取らば言ふべし、「何人にも示すこと勿れ」。若し非法說者多しと知らば「取ること善からず」とて棄つべく、若し如法說者多しと知らば「取ること善し」とて用ふべし。比丘等よ、此の如きを秘密行籌となす。比丘等よ、何をか竊語行籌となすや。彼行籌比丘は一々の比丘に耳語して告ぐべし、「此は如是說者の籌、此は如是說者の籌なり、欲するに隨つて取れ」。取らば言ふべし、「何人にも告ぐること勿れ」。若し非法說者多しと知らば「取ること善からず」とて棄つべく、若し如法說者多しと知らば「取ること善し」とて用ふべし。比丘等よ、此の如きを竊語行籌となす。比丘等よ、何をか公開行籌となすや。若し如法說者多しと知らば明に公に取らしむべし。比丘等よ、此の如きを公開行籌となす。比丘等よ、此の如く三種の行籌あり。

二七　教誡諍事は幾何の止諍法を以て滅するや。教誡諍事は四種の止諍法を以て滅す、〔謂く〕現前毘尼、憶念毘尼、不癡毘尼、覓罪相なり。教誡諍事にして不癡毘尼と覓罪相との二止諍法には依らずして現前毘尼と憶念毘尼との二止諍法〔のみ〕を以て滅すべきものありや。ありと言ふべし。此事如何。此處に比丘等あり、無根の壊戒を以て比丘を誹謗す。比丘等よ、憶念廣大なる彼比丘に憶念毘尼を與ふべし。比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘は僧伽の許に到り上衣を偏袒に爲し老比丘等の足を禮し蹲居し合掌して此の如く唱ふべし、『比丘等は無根の壊戒を以て我を誹謗す。我は憶念廣大にして僧伽に憶念毘尼を請ふ』。二たび請ふべし……三たび請ふべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。比丘等は無根の壊戒を以て比丘某甲を誹謗す。彼は憶念廣大にして僧伽
100 に憶念毘尼を請ふ…〔四・四・一一に準ず〕…知る』。比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりと言ふ。何を以て滅したるや。現前毘尼と憶念毘尼とを以てなり。此現前毘尼には何がありや。僧伽現前、法現前、律現前、人現前なり……此處に何をか人現前となすや。教誡者と被教誡者と倶に現前するなり。此を此處に人現前となす。此憶念毘尼には何がありや。憶念毘尼羯磨を作し行ひ始め進め承認して呵することなきな

り、此、此憶念毘尼にあり。比丘等よ此の如くにして滅したる諍事を若し作者還て更に發起せば發起すること波逸提なり、樂欲を與へし者憤らば憤ること波逸提なり。

二八　教誡諍事にして憶念毘尼と覓罪相との二止諍法には依らずして現前毘尼と不癡毘尼との二止諍法のみを以て滅すべきものありや。ありと言ふべし。此事如何。此處に比丘あり發狂し心顚倒す彼は發狂し心顚倒して常に多くの非沙門の法を行ひ語に散亂あり。比丘等は發狂し心顚倒して常に罪を犯せる故を以て彼を難じて「具壽は此の如き罪を犯したるを憶念するや」と言ふ。彼は言ふ、「友等よ我は發狂し心顚倒してありき我は發狂し心顚倒して常に多くの非沙門の法を行ひ語に散亂ありき。我は此を憶念せず我愚癡にして行へるなり」。彼此の如く說くに彼等は難じて「具壽は此の如き罪を犯したるを憶念するや」と言ふ。比丘等よ不癡なる彼比丘に不癡毘尼を與ふべし。比丘等よ此を與ふるには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼比丘は僧伽の許に到り上衣を偏袒に爲し…乃至…此の如く唱ふべし、「我は發狂し…〔四・五・二に準ず。「僧伽比丘を」「比丘某甲」と改む。〕…知る」。比丘等よ此を名づけて諍事を滅したりと言ふ。何を以て滅したるや。現前毘尼と不癡毘尼とを以てなり。此現前毘尼には何がありや。僧伽現前、法現前、律現前、人現前なり……此不癡毘尼には何

101 がありや。不癡毘尼を作し……呵することなきなり、此、此不癡毘尼にあり。比丘等よ、此の如くにして滅したる諍事を若し作者還て更に發起せば發起することと波逸提なり、樂欲を與へし者憤らば憤ることと波逸提なり。

二九　敎誡諍事にして憶念毘尼と不癡毘尼との二止諍法には依らずして現前毘尼と覓罪相との二止諍法〔のみ〕を以て滅すべきものありや。ありと言ふべし。此事如何。此處に比丘あり、僧伽の中に於て重罪を以て比丘を難じて『具壽は此の如き波羅夷若しくは波羅夷相似の重罪を犯したるを憶念するや』と言ふ。彼は言ふ、『友よ、我は此の如き波羅夷若しくは波羅夷相似の重罪を犯したるを憶念せず』。彼、此の如く否と言ふに更に強ひて言ふ、『具壽よ、願はくば此の如き波羅夷若しくは波羅夷相似の重罪を犯したるを憶念するやを知れ』。彼は言ふ、『友よ、我は此の如き波羅夷若しくは波羅夷相似の重罪を犯したるを憶念せず、友よ、然れども我は此の如き少罪を犯したるを憶念す』。彼、此の如く否と言ふに更に強ひて言ふ、『具壽よ、願はくば……憶念するやを知れ』。彼は言ふ、『友よ、我は此少罪を犯し問はれずして自言せん、然るに如何ぞ此の如き波羅夷若しくは波羅夷相似の重罪を犯し問はれて自言せざるべけんや』。彼は言ふ。『友よ、汝は此少罪を犯し問はれずして自言せじ、然るに如何で此の

如き波羅夷若しくは波羅夷相似の重罪を犯し問はれずして自言すべけんや。具壽よ、願はくば此の如き波羅夷若しくは波羅夷相似の重罪を犯したるを憶念するやを知れ」。彼言ふ、「友よ、我は此の如き波羅夷若しくは波羅夷相似の重罪を犯したるを憶念す。我は此の如き波羅夷若しくは波羅夷相似の重罪を犯したるを憶念せずとは戲興に言ひ輕卒に言ひたるなり」。比丘等よ、彼比丘に覓罪相羯磨を行ふべし。比丘等よ、此を行ふには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘…〔四・一一・二に準ず。、ウバヷーラ」を某甲」、罪」を「重罪」と改む。〕…知る」。比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりと言ふ。何を以て滅したるや。現前毘尼と覓罪相とを以てなり。此現前毘尼には何がありや。僧伽現前、法現前、律現前、人現前なり…乃至…此覓罪相には何がありや。覓罪相羯磨を作し行ひ始め進め承認して呵することなきなり、此、此覓罪相にあり。比丘等よ、此の如くにして滅したる諍事を若し作者還て更に發起せば發起すること波逸提なり、樂欲を與へし者憤らば憤ること波逸提なり。

三〇　犯罪諍事は幾何の止諍法を以て滅するや。犯罪諍事は三種の止諍法を以て滅す、〔謂く〕現前毘尼、自言治、如草覆地法なり。犯罪諍事にして如草覆地法の一止諍法には依らずして現前毘尼と自言治との二止諍法〔のみ〕を以て滅すべきものありや。

ありと言ふべし。此事如何。此處に比丘あり、輕罪を犯す。比丘等よ、彼比丘は一比丘の許に到り上衣を偏袒に爲し蹲居し合掌して此の如く唱ふべし、『友よ、我は某甲の罪を犯し此を說く』。後、言ふべし、『汝は見るや』。『然り、我、見る』。『今後攝せよ』。比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりといふ。何を以て滅したるや。現前毘尼と自言治とを以てなり。此現前毘尼には何がありや。法現前、律現前、人現前なり……乃至……此處に何をか人現前となすや。說者と聞者と倶に現前するなり。此を此處に人現前となす。此自言治には何がありや。自言治を作し行ひ始め進め承認して呵することなきなり、此、此覓罪相にあり。比丘等よ、此の如くにして滅したる諍事を若し受者還て更に發起せば發起することと波逸提なり。

三一　若し此の如くにして得ば善し。比丘等よ、若し得ずば彼比丘は衆多の比丘の許に到り上衣を偏袒に爲し老比丘等の足を禮し蹲居し合掌して此の如く唱ふべし、『我は某甲の罪を犯し此を說く』。聰明有能なる比丘、彼比丘等に告げて言ふべし、『具
103 壽等よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は罪を憶念し開示し告白し說く。若し具壽等に機熟さば我は比丘某甲の罪を恕さん』。彼、言ふべし、『汝は見るや』。『然り、我、見る』。『今後攝せよ』。比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりといふ。何を以て滅したるや。

現前毘尼と…〔＝四・一四・三〇〕…發起すること波逸提なり。

三二　若し此の如くにして得ば善し。比丘等よ、若し得ずば彼比丘は僧伽の許に到り……此の如く唱ふべし、「我は某甲の罪を犯し此を説く」。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ我言を聞け。此處に比丘某甲は罪を憶念し開示し告白し説く。若し僧伽に機熟さば我は比丘某甲の罪を恕さん」。彼言ふべし、「汝は見るや」。「然り我見る」。「今後攝せよ」。比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりといふ。何を以て滅したるや。現前毘尼と自言治とを以てなり。此現前毘尼には何がありや。僧伽現前、法現前、律現前、人現前なり…乃至…比丘等よ、此の如くにして滅したる諍事を若し受者還て更に發起せば發起すること波逸提なり。樂欲を與へし者憤らば憤ること波逸提なり。

三三　犯罪諍事にして自言治の一止諍法には依らずして現前毘尼と如草覆地法との二止諍法とを以て滅すべきものありや。ありと言ふべし。此事如何。此處に比丘等訴訟を生じ…〔四・一三・一―三に準ず〕…我、此の如く知る」。比丘等よ、此を名づけて諍事を滅したりといふ。何を以て滅したるや。現前毘尼と如草覆地法とを以てなり。此現前毘尼には何がありや。僧伽現前、法現前、律現前、人現前なり。此處に何をか僧

伽現前となすや。羯磨の所須の比丘は已に悉く到り、樂欲を與ふべきものは已に樂欲を與へ、現前[比丘]は呵せざるなり。此を此處に僧伽現前となす。此處に何をか法現前、律現前となすや。法を以て、律を以て、師の教を以て此諍事を滅するを此を此處
104 に法現前、律現前となす。此處に何をか人現前となすや。說者と聞者と倶に現前するなり。此を此處に人現前となす。此如草覆地法には何がありや。如草覆地法を作し行ひ始め進め承認して呵することなきなり、此、此如草覆地法にあり。比丘等よ、此の如くにして滅したる……發起すること波逸提なり、樂欲を與へし者憤らば憤ること波逸提なり。

三四　事諍事は幾何の止諍法を以て滅するや。事諍事は一の止諍法を以て滅す、[謂く]現前毘尼なり」。

註❶「溫泉窟」。シャム本に Kapotakandarā に作る。或は採るべきか。
❷「我等を」。シャム本により底本 nissaṁsayaṁ の次に kho mayaṁ を補ふ。
❸「和合」。底本 samaggo をシャム本により samaggena と改む。
❹「語に散亂」。底本 parikantaṁ をシャム本により parikkantaṁ と改む。
❺「ウパヴーラ」(Upavāla)。底本 Uvāla をシャム本によりて改む。漢譯律には此處に相當する人名を「象力」「象首」「訶多」「尸利耶婆」等として出し巴利名と相應せず。

❻「見を顯す」(diṭṭhāvikamma)。羯磨に異議を唱へて自己の意見を主張するなり。

❼「比丘尼等と」。底本に「比丘等と」とあるもシャム本によりて改む。

❽「法に於て」以下底本には省略あり、シャム本に從ひ全文を出す。

❾「犯罪」。此項に限り「アーパッティ」は犯罪の意には非ず。「預流」「等至」の兩語に「アィ」の語を含むを以て言葉の遊戯を弄びたるのみ。

❿「波逸提」。波逸提第六三に相當す。(南傳大藏經第一卷一九九頁)。

⓫「波逸提」。波逸提第七九に相當す。(南傳大藏經第一卷二四〇頁)。

⓬「無邊の」。底本 anaggāni をシャム本によりて anantāni と改む。

⓭「其」。底本 ekassa をシャム本によりて etassa と改む。

⓮「經」。此處では波羅提木叉を指す。

SC: Khuddakavatthukkhandhaka

105

第五　小事犍度

一―一　その時、佛世尊は王舍城竹林迦蘭陀迦園に住したまへり。その時、六群比丘は洗浴して樹木に身、股、腕、胸、背を擦れり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は洗浴して樹木に身……背を擦り猶し力士❶彩身者の如くなるや」。比丘等は彼人人の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に、世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集合せしめ比丘等に問ひたまへり、「比丘等よ、六群比丘は……背を擦るとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、此等愚人の所爲は非なり……爲すべからず。比丘等よ、如何ぞ此等愚人は洗浴して樹木に身……背を擦るや。比丘等よ、此は未信者をして……」呵責し說法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、比丘は洗浴して樹木に身を擦るべからず、擦る者は惡作に墮す」。

二　その時、六群比丘は洗浴して柱に身を擦れり……「……惡作に墮す」。その時六群比丘は洗浴して壁に身……を擦れり……「……惡作に墮す」。

106 三　その時、六群比丘は摩浴所に於て洗浴せり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ…乃至…眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」…乃至…呵責し説法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、摩浴所に於て洗浴すべからず、洗浴する者は惡作に墮す」。

その時、六群比丘は[2]乾闥婆掌を用ひて洗浴せり……「比丘等よ、乾闥婆掌を用ひて洗浴すべからず、洗浴する者は惡作に墮す」。

その時、六群比丘は[3]朱砂紐を用ひて洗浴せり……「比丘等よ、朱砂紐を用ひて洗浴すべからず、洗浴する者は惡作に墮す」。

四　その時六群比丘は相互に身と身とを擦れり……「比丘等よ、相互に身と身とを擦るべからず、擦る者は惡作に墮す」。

その時、六群比丘は[4]マッラカを用ひて洗浴せり……「比丘等よ、マッラカを用ひて洗浴すべからず、洗浴する者は惡作に墮す」。

その時、一人の比丘あり、疥癬を患ひたり、彼はマッラカを用ひずしては安穩を得ざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病者には[5]未成のマッラカを許す」。

五　その時、一人の比丘あり、老羸して洗浴する時自ら身を擦ること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、拭布を許す」。

その時比丘等は疑惧して相互に背を擦るをなさゞりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、手を以て擦ることを許す」。

107

二―一　その時、六群比丘は耳環を持せり、耳璫を持せり、首飾を持せり、腰飾を持せり、手環を持せり、腕飾を持せり、手飾を持せり、指環を持せり。人々は呟き……比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘よ、耳環を持すべからず、耳璫を持すべからず、首飾を持すべからず、腰飾を持すべからず、手環を持すべからず、腕飾を持すべからず、手飾を持すべからず、指環を持すべからず、持する者は悪作に堕す」。

二　その時、六群比丘は長髪を持せり。人々は……「比丘等よ、長髪を持すべからず、持する者は悪作に堕す。比丘等よ、二月若しくは二指間は此を許す」。

三　その時、六群比丘は櫛を以て髪を梳れり、蜷局櫛を以て髪を梳れり、手を櫛として髪を梳れり、蠟油を用ひて髪を梳れり、水油を用ひて髪を梳れり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、櫛を以

て髪を梳るべからず…乃至…蠟油を用ひて髪を梳るべからず、水油を用ひて髪を梳るべからず、梳る者は悪作に堕す」。

四　その時、六群比丘は若しくは鏡、若しくは水鉢に面相を観たり。人々は呟き……世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若しくは鏡、若しくは水鉢に面相を観るべからず、観る者は悪作に堕す」。

その時、一人の比丘あり、面上に瘡生じたり。彼比丘等に問へり、「友等よ、我瘡は如何なりや」。比丘等此の如く言へり、「友よ、汝の瘡は此の如し」。彼信ぜざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病の故ならば若しくは鏡、若しくは水鉢に面相を観ることを許す」。

五　その時、六群比丘は面を塗り、面を摩擦し、面を粉飾し、雄黄を以て面を彩り、四肢を染め、面を染め、四肢と面とを染めたり。人々は呟き……世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、面を塗るべからず、面を摩擦すべからず、面を粉飾すべからず、雄黄を以て面を彩るべからず、四肢を染むるべからず、面を染むるべからず、四肢と面とを染むるべからず、染むる者は悪作に堕す」。

その時、一人の比丘あり、眼疾を患ひたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病の

故ならば面を塗ることを許す」。

六　その時、王舍城に山頂祭ありき。六群比丘は山頂祭を見んが爲に趣けり。人々は呟き憤き毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は舞踏、歌曲、音樂を見んが爲に來るや。猶し
108 諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、舞踏、歌曲、音樂を見んがために趣くべからず、趣く者は惡作に墮す」。

三―一　その時、六群比丘は長調の歌音にて法を誦せり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し我等の誦するが如く此の如く彼沙門釋子等は長調の歌音にて法を誦す」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は長調の歌音にて法を誦するや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ…乃至…眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。…乃至…説法をなして比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、長調の歌音にて法を誦する者には五の過患あり、謂く自ら其音聲に著すると、他人其音聲に著すると、居士等呟くと、音調を欣求して三昧を妨ぐと、後人成見に墮するとなり。比丘等よ、長調の歌音にて法を誦する者には此の如く五の過患あり。比丘等よ、長調の歌音にて法を誦すべからず、誦する者は惡作

に墮す」。

二　その時、比丘等は疑懼して讀誦せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、讀誦することを許す」。

四―一　その時、六群比丘は外に毛被ある毛衣を著けたり。人々は呟き……世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、外に毛被ある毛衣を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

五―一　その時、摩竭國の洗尼瓶沙王（セーニヤビンビサーラ）の園中に菴婆果熟し、摩竭國の洗尼瓶沙王は許して言へり、「尊者等好むに隨つて菴婆果を食せよ」。六群比丘は新鮮の菴婆果を落して食せり。摩竭國の洗尼瓶沙王は菴婆果を欲したり。時に摩竭國の洗尼瓶沙王は人々に命じて言へり、「園に往きて菴婆果を持ち來れ」。「唯々大王よ」と彼人々は摩竭國の洗尼瓶沙王に應へて園に往き守園人等に言へり、「大王は菴婆を欲す、菴婆果を與へよ」。「菴婆果なし。比丘等は新鮮の菴婆果を落して食せり」。時に彼人々は摩竭國の洗尼瓶沙王に此義を告げたり。「尊者等の菴婆果を食せるは善し、されど世尊

は量を讃歎したまふ」。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は量を知らずして王の菴婆果を食するや」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、菴婆果を食すべからず、食する者は悪作に墮す」。

二　その時、一群の人々、僧次食を行へり。汁に菴婆果の皮を混じたり。比丘等は疑惧して受けざりき。「比丘等よ、受けて食せよ。比丘等よ、菴婆果の皮を許す」。

その時、一群の人々僧次食を行へり。彼等は果皮を成ずるに至らず食堂にて全き菴婆果を持して往來せり。比丘等は疑惧して受けざりき。「比丘等よ、受けて食せよ。比丘等よ、沙門相應の五事あらば果實を食することを許す。〔謂く〕火に[6]損はれたると刀に損はれたると爪に損はれたると、未だ種子無きと、已に種子を失へるとの五事なり。比丘等よ、此の如く沙門相應の五事あらば果實を食することを許す」。

六―一　その時一人の比丘あり蛇に咬まれて死せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、彼比丘は四種の蛇王族に慈心を以て偏滿せざりしなり。比丘等よ、若し彼比丘、四種の蛇王族に慈心を以て偏滿したりせば比丘等よ、彼比丘は蛇に咬まれて死することなかりしならん。何等をか四種の蛇王族となすや。毘樓羅阿叉蛇王族、伊羅

110 漫（バタ）蛇王族、舍婆子（チャブャープッタ）蛇王族瞿曇冥（カンハーゴータマカ）蛇王族なり。比丘等よ、彼比丘は此の如き四種の蛇王族に慈心を以て徧滿せざりしなり。比丘等よ若し彼比丘、此の如き四種の蛇王族に慈心を以て徧滿したりせば、比丘等よ、彼比丘は蛇に咬まれて死することなかりしならん。比丘等よ、此の如き四種の蛇王族に慈心を以て徧滿し自を守り自を護らんが爲に自護呪をなすことを許す。比丘等よ此をなすには此の如くなすべし。

毘樓羅阿叉を慈しみ
伊羅漫を慈しみ
舍婆子を慈しみ
瞿曇冥を慈しみ
無足者を慈しみ
二足者を慈しみ
四足者を慈しみ
多足者を慈しむ
無足者我を害ふな
二足者我を害ふな

四足者我を害ふな
多足者我を害ふな
一切有情、一切生類
總じて一切の生者
一切は善美に遇ひ
少分の惡、來る勿れ

佛は無量なり、法は無量なり、僧は無量なり、匍行者蛇、蠍、百足、蜘蛛、蜥蜴、鼠は有量なり、我は護をなせり我は護呪をなせり、生者は還り去れ我は世尊に歸命し、七正等覺者に歸命すと。比丘等よ、血を出すことを許す」。

七　その時、一人の比丘あり不欣喜に惱み自ら男根を斷てり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ彼愚人は他に斷つべきものあるに此を斷てり。比丘等よ、自ら男根を斷つべからず、斷つものは偷蘭遮に墮す」。

八―一　その時、王舍城の長者あり、大價なる栴檀髓の栴檀木を得たり。時に、王舍城

111 の長者に思念生じたり、「我宜しく此栴檀木を以て鉢を作らしむべし、碎片を我受用となし鉢は布施物として施さん」。時に王舍城の長者は彼栴檀木を以て鉢を作らしめ天秤に入れ竹竿の頂上に掛け竹竿を接ぎて縛りて此の如く言へり、「若しくは沙門若しくは婆羅門の阿羅漢神通具足者に鉢を與ふ取れ」。時に富樓那迦葉（プーラナカッサパ）は王舍城の長者の許に到れり到りて王舍城の長者に言へり、「居士よ、我は阿羅漢神通具足者なり我に鉢を與へよ」。「若し具壽、阿羅漢神通具足者ならば鉢を與ふ、取れ」。時に摩伽梨倶賒子（マッカリゴーサーラ）阿耆陀翅舍欽婆羅（アヂタケーサカンバリー）、迦求陀旃延（パクダカッチャーヤナ）刪闍耶毘羅茶子（サンヂャヤベーラッテイプッタ）、尼犍陀若提子（ニガンタナータプッタ）は王舍城の長者の許に到れり……「……取れ」。

その時具壽摩訶目犍連（マハーモッガッラーナ）と具壽賓頭盧頗羅墮（ピンドーラバーラドヷーヂャ）とは晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して王舍城に乞食に入れり。時に具壽賓頭盧頗羅墮は具壽摩訶目犍連に言へり、「具壽目犍連は阿羅漢神通具足者なり友目犍連よ、いざ此鉢を取れ、此鉢は汝の有なり」。「具壽賓頭盧頗羅墮は阿羅漢神通具足者なり友頗羅墮よ、いざ此鉢を取れ、此鉢は汝の有なり」。時に具壽賓頭盧頗羅墮は虚空に騰り彼鉢を取り三たび王舍城を回れり。その時王舍城の長者は妻子と共に己の家に立ちて合掌禮拜し「尊者頗羅墮よ、此處なる我家に降り立ちたまへ」といへり。時に具壽賓頭盧頗羅墮は王舍城の長者の家に

立てり。時に王舍城の長者は具壽賓頭盧頗羅墮の手より鉢を受け大價なる噉食を滿して具壽賓頭盧頗羅墮に施せり。時に具壽賓頭盧頗羅墮は彼鉢を受けて僧園に往けり。

二　人々は聞けり、「尊者賓頭盧頗羅墮は王舍城の長者の鉢を取れり」。彼人々は高聲大聲をなして具壽賓頭盧頗羅墮の後より隨へり。世尊は高聲大聲を聞きたまへり、聞いて具壽阿難に言ひたまへり、「阿難よ彼高聲大聲は何ぞや」。「具壽賓頭盧頗羅墮は王舍城の長者の鉢を取れり。人々は聞けり、『尊者……』彼人々は……隨ふ。世尊よ彼高聲大聲は此なり」。時に世尊は此緣により此時に於て比丘等を集會せしめ具壽賓頭盧頗羅墮に問ひたまへり、「頗羅墮よ汝王舍城の長者の鉢を取れりとは眞實なりや」。「世尊よ眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「頗羅墮よ非なり隨順ならず……爲すべからず。頗羅墮よ如何ぞ汝は卑しき木鉢の爲に在家人に上人法神通神變を示現するや。頗羅墮よ猶し婦女が卑しき摩沙迦錢の爲に圍腰子を示すが如く、頗羅墮よ此の如く汝は卑しき木鉢の爲に在家人に上人法神通神變を示現せり。頗羅墮よ此は未信者をして……」……呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ在家人に上人法神通神變を示現すべからず、示現する者は惡作に墮す。比丘

等よ、此木鉢を壊り粉末となし比丘等に眼藥として與へよ。比丘等よ、木鉢を持すべからず持する者は惡作に墮す」。

113 **九**・一　その時、六群比丘は種々の金所成、銀所成の鉢を持せり。人々は呟き……世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、金所成の鉢を持すべからず、銀所成の鉢を持すべからず、摩尼所成の鉢を持すべからず、琉璃所成の鉢を持すべからず、水精所成の鉢を持すべからず、鍮所成の鉢を持すべからず、鍮石所成の鉢を持すべからず、錫所成の鉢を持すべからず、鉛所成の鉢を持すべからず、銅鐵所成の鉢を持すべからず、持する者は惡作に墮す。比丘等よ、二種の鉢を許す、銕鉢と瓦鉢となり」。

二　その時、鉢底摩れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鉢臺を許す」。その時、六群比丘は種々の金所成、銀所成の鉢臺を持せり。人々は呟き……世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、種々の鉢臺を持すべからず、持する者は惡作に墮す。比丘等よ、二種の鉢臺を許す、錫所成と鉛所成となり」。鉢臺厚くして合はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、刻むことを許す」。[7]稍ありき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、摩竭魚の牙を刻むことを許す」。その時、六群比丘は晝形あり象嵌ある彩色の鉢臺

を持し此を街路に示して徘徊せり。人々は呟き……世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、諸形あり象嵌ある彩色の鉢嚢を持すべからず、持する者は惡作に墮す。比丘等よ、自然の鉢嚢を許す」。

三　その時、比丘等は水の附きたる鉢を藏め鉢損じたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ水の附きたる鉢を藏むべからず、藏むる者は惡作に墮す。比丘等よ乾して後鉢を藏むべきことを許す」。

その時、比丘等は水の附きたる鉢を乾し鉢惡臭を生ぜり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ水の附きたる鉢を乾すべからず乾す者は惡作に墮す。比丘等よ水を拭ひ乾して後鉢を藏むべし」。

その時、比丘等は熱處に鉢を放置し、鉢の色損じたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、熱處に鉢を放置すべからず放置する者は惡作に墮す。比丘等よ須臾熱處に乾して後鉢を藏むべきことを許す」。

四　その時衆多の鉢を依處なくして露地に置けり。旋風に轉がされて壊れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ鉢の依處を許す」。

その時、比丘等は板榻の端に鉢を置き、鉢轉落して壊れたり。世尊に此義を告げた

114

り。「比丘等よ、板榻の端に鉢を置くべからず、置く者は悪作に墮す」。

その時、比丘等は地床の端に鉢を置き、鉢、轉落して壞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、地床の端に鉢を置くべからず、置く者は悪作に墮す」。

その時、比丘等は地上に鉢を伏せ置き緣摩れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、草の敷具を許す」。

草の敷具を蟻嚙れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、小布を許す」。

小布を蟻嚙れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、[8]鉢屏を許す」。

鉢屏轉落して鉢壞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鉢籠を許す」。

鉢籠にて鉢摩れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鉢袋を許す」。

肩紐なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、肩紐纏絲を許す」。

五　その時、比丘等は壁材、鈎に鉢を懸け、鉢、轉落して壞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鉢を懸くべからず、懸くる者は悪作に墮す」。

その時、比丘等は床に鉢を置き失念して坐し覆して鉢を壞れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、床に鉢を置くべからず、置く者は悪作に墮す」。

その時、比丘等は座床に鉢を置き失念して坐し覆して鉢を壞れり。世尊に此義を

告げたり。「比丘等よ、座床に鉢を置くべからず置く者は悪作に堕す」。
その時比丘等は膝上に鉢を置き失念して起ち、轉落して鉢壊れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、膝上に鉢を置くべからず、置く者は悪作に堕す」。
その時比丘等は傘中に鉢を置き、旋風の爲に傘揚がり、轉落して鉢壊れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、傘中に鉢を置くべからず、置く者は悪作に堕す」。
その時比丘等は鉢を手にして戸を開き戸は轉じて鉢壊れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鉢を手にして戸を開くべからず開く者は悪作に堕す」。

一〇—一　その時比丘等は瓠壺を以て乞食に往けり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し外道の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、瓠壺を以て乞食に往くべからず、往く者は悪作に堕す」。
115 その時比丘等は瓶壺を以て乞食に往けり。人々は呟き……世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、瓶壺を以て乞食に往くべからず、往く者は悪作に堕す」。

二　その時、一人の比丘あり、常時に糞掃衣を用ふ彼髑髏の鉢を持せり。一人の婦女あり見て恐怖し叫んで言へり、「恐るべき哉、此必ずや畢舍遮ならん」。人々は呟き憤

り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は髑髏の鉢を持すること猶し畢舍遮宗徒の如くなるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、髑髏の鉢を持すべからず、持する者は惡作に墮す。比丘等よ、常時に糞掃衣を用ふべからず、用ふる者は惡作に墮す」。

三　その時、比丘等は屑片、骨片、汚水を鉢にて運べり。人々は呟き憤り毀れり、「此等沙門釋子は食する器に此等のものを容る」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、屑片、骨片、汚水を鉢にて運ぶべからず、運ぶ者は惡作に墮す。比丘等よ、容器を許す」。

一一―一　その時、比丘等は手にて裂き衣を縫ひ、衣不直となれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、刀と氈布とを許す」。

その時、僧伽は欄ある刀を得たり。世尊に此義を告げたり、「比丘等よ、欄ある刀を許す」。

その時、六群比丘は種々の金所成、銀所成の刀欄を持せり。人々は呟き……世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、種々の刀欄を持すべからず、持する者は惡作に墮す。比丘等よ、骨所成、牙所成、角所成、葦所成、竹所成、木所成、樹脂所成、果所成、銅所成、劫貝所成のものを許す」。

116

二　その時、比丘等は鶏毛、竹皮を用ひて衣を縫ひ、衣悪しく縫はれたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、針を許す」。針錆びたり。「比丘等よ、針の竹筒を許す」。竹筒中にありても錆びたり。「比丘等よ、粉を満たすことを許す」。粉中にありても錆びたり。比丘等よ、麦粉を満たすことを許す」。麦粉中にありても錆びたり。「比丘等よ、石粉を許す」。石粉中にありても錆びたり。「比丘等よ、蜜蠟を加ふることを許す」。石粉散亂せり。「比丘等よ、石粉袋を許す」。

三　その時、比丘等は處々に杙を打ち繋ぎて衣を縫ひ、衣不正となれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、迦絺那[9]と迦絺那綱とを處々に結びて衣を縫ふことを許す」。不平等の處に迦絺那を張り、迦絺那壞れたり。「比丘等よ、不平等の處に迦絺那を張るべからず張る者は悪作に墮す」。地上に迦絺那を張り、迦絺那塵に塗れたり。「比丘等よ、草の敷具を許す」。迦絺那の縁損じたり。「比丘等よ、縁を編むことを許す」。迦絺那適[10]はざりき。「比丘等よ、横木ある迦絺那、串、籌、結綱、結絲を結びて衣を縫ふことを許す」。絲間不平等となれり。「比丘等よ、標を許す」。絲歪めり。「比丘等よ、空[11]絲を許す」。

四　その時、比丘等は足を洗はずして迦絺那を踏み、迦絺那汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、足を洗はずして迦絺那を踏むべからず踏む者は悪作に墮す」。

その時比丘等は濕りたる足を以て迦絺那を踏み迦絺那汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、濕りたる足を以て迦絺那を踏むべからず、踏む者は惡作に墮す」。その時、比丘等は履を穿ちて迦絺那を踏み、迦絺那汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、履を穿ちて迦絺那を踏むべからず、踏む者は惡作に墮す」。

五　その時、比丘等は衣を縫ふに指にて攫み指病めり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、指鞘を許す」。

その時、六群比丘は種々の金所成、銀所成の指鞘を持せり。人々は呟き……世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、種々の指鞘を持すべからず、持する者は惡作に墮す。比丘等よ、骨所成…乃至…劫貝所成のものを許す」。

その時針、刀、指鞘失はれたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、指鞘の袋を許す」。肩紐なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、肩紐、纓絲を許す」。

六　その時、比丘等は露地に於て衣を縫ひ、寒暑の爲に疲極せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、迦絺那堂、迦絺那廊を許す」。迦絺那堂、地低くして水に浸されたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、地を高むることを許す」。積土崩れたり。「比丘等

よ、三種の積土を積むことを許す、〔謂く〕瓦積、石積、木積なり」。上る時、困苦せり。「比丘等よ、三種の階段を許す、〔謂く〕瓦段、石段、木段なり」。上る時、倒れたり。「比丘等よ、欄干を許す」。迦絺那堂に草と粉と散亂せり。「比丘等よ、張りて後、內外より塗り、白色、黑色、紅土子を塗り、華鬘、蔓、摩竭魚牙、棚、衣架、衣綱を設くるを許す」。

七　その時比丘等は衣を縫ひて其處に迦絺那を放置して去り、鼠、蟻に嚙られたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、迦絺那をたゝむべきことを許す」。迦絺那、壞れたり。「比丘等よ、牛皮に迦絺那をたゝむことを許す」。迦絺那、解けたり。「比丘等よ、結綱を許す」。

その時比丘等は壁、柱に迦絺那を寄せて去り、迦絺那倒れて壞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ壁杙、釣に懸くべきことを許す」。

118

一二―一　時に、世尊は隨意の間王舍城に住したる後、毘舍離城に向つて遊行したまへり。その時比丘等は針刀、藥を鉢に容れて往けり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、藥袋を許す」。肩紐なかりき。「比丘等よ、肩紐、繼紩を許す」。

その時、一人の比丘あり、履を帶に結びて村に乞食に入れり。一人の優婆塞あり、彼

比丘を敬禮せんとして履に頭を打ち、彼比丘は羞愧せり。時に彼比丘は僧園に往き比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、履袋を許す」。肩紐なかりき。「比丘等よ、肩紐、纓絲を許す」。

一三―一　その時、途中の水好からず、漉水嚢なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、漉水嚢を許す」。布足らざりき。「比丘等よ、三角漉水器を許す」。布足らざりき「比丘等よ、水瓶漉水器を許す」。

二　その時、二人の比丘あり、拘薩羅國に於て旅途にありき。一人の比丘、非行を行じ、第二の比丘、彼比丘に言へり、「友よ、此の如きことをなす勿れ、此は宜しからず」。彼は此人を恨めり。時に、此比丘は渇に苦しみ恨を懷ける比丘に言へり、「友よ、我に漉水嚢を與へよ、我水を飲まん」。恨を懷ける比丘は與へざりき。此比丘は渇に苦しみて死せり。時に彼比丘は僧園に往き比丘等に此義を告げたり。「友よ、汝は漉水嚢を求められて與へざりしや」。「友等よ、然り」。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘、漉水嚢を求められて與へざるや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ彼比丘に問ひて言ひたまへり、「比

119 丘よ、汝は漉水嚢を求められて與へざりしとは眞實なりや」。「世尊よ、然り」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、汝の所爲は非なり……爲すべからず。愚人よ、如何ぞ汝は漉水嚢を求められて與へざるや。愚人よ、此は未信者をして信を生ぜしめ」…乃至…呵責し説法を爲して比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、旅途にある比丘は漉水嚢を求めらるれば與へざるべからず、與へざる者は惡作に墮す。比丘等よ、漉水嚢を持せずして旅途に出づべからず、出ずる者は惡作に墮す。若し漉水嚢、水瓶漉水器なくば、僧伽梨衣の角を以て、我此にて漉して飲まんと心念すべし」。

三　時に世尊は次第に遊行して毘舍離城に到りたまへり。此に世尊は毘舍離城大林重閣堂に住したまへり。その時比丘等は造營し、漉水嚢足らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、框ある漉水器を許す」。框ある漉水器足らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、漉水布を許す」。

その時比丘等は蚊に惱まされたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、蚊帳を許す」。

一四・一　時に、毘舍離城に殊妙飲食供養相續いて行はれたり。比丘等は殊妙なる

噉食を食し身に體液多くなり病多かりき。時に、耆婆童子は所用の爲に毘舍離城に往けり。耆婆童子は比丘等の身に體液多くなり病多きを見たり、見て世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して耆婆童子は世尊に白して言へり、「今や比丘等は身に體液多くなり病多し、世尊よ、願はくば比丘等に經行と溫浴とを許したまへ。此の如くにせば比丘等の病少からん」。時に、世尊は法を說きて耆婆童子を教示し……慶喜せしめたまへり。時に、世尊、法を說きて教示し……慶喜せしめたまへる時、耆婆童子は座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。時に、世尊は此緣により此時に於て說法を爲し比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、經行と溫浴とを許す」。

二　その時、比丘等は不平等の經行處に於て經行し、足痛めり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、平等に作すことを許す」。經行處地低くして水に浸されたり。「比丘等よ、地を高むることを許す」。……〔二五・二一・六〕……「比丘等よ、欄干を許す」。その時、比丘等は經行處に於て經行して倒れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、經行處の欄楯を許す」。

その時、比丘等は露地に於て經行し、寒暑の爲に疲極せり。世尊に此義を告げたり。

「比丘等よ、經行堂を許す」。經行堂に草と粉と散亂せり、「比丘等よ、張りて後…〔Ⅱ五・一一・六〕…衣綱を設くるを許す」。

三　暖房低くして水に浸されたり。「比丘等よ、地を高むることを許す」。…〔Ⅱ五・一一・六〕…「比丘等よ、欄干を許す」。暖房に戸なかりき。「比丘等よ、戸、楣、戸柱閫、枘、門、木栓、針、楔、鍵孔、紐孔、紐を許す」。

暖房の壁脚毀れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、壁の基底を疊むことを許す」。

暖房に烟道なかりき。「比丘等よ、烟道を許す」。

その時比丘等は小なる暖房の中部に竈を作り、通路なかりき。「比丘等よ、小なる暖房ならば一面に、大なるならば中部に竈を設くることを許す」。

暖房にありて火に面を燒けり。「比丘等よ、面に粘土を塗ることを許す」。

手を以て粘土を濕せり。「比丘等よ粘土桶を許す」。

粘土惡臭なりき。「比丘等よ、薫ずることを許す」。

暖房にありて火に身を燒けり。「比丘等よ、水を齎すことを許す」。

盆、鉢を以て水を齎せり。「比丘等よ、給水處と水盤とを許す」。

草覆の暖房は發汗せしめざりき。「比丘等よ、張りて後、內外より塗ることを許す」。
暖房に濕多かりき。「比丘等よ、三種の敷床を許す、〔謂く〕瓦床、石床、木床なり」。
尙濕多かりき。「比丘等よ、洗ふことを許す」。
水溜れり。「比丘等よ、排水溝を許す」。
その時、比丘等は暖房の地上に坐し四肢痒くなれり。「比丘等よ、暖房の小床を許す」。
その時、暖房に墻なかりき。「比丘等よ、三種の墻を圍らすことを許す、〔謂く〕瓦墻、石墻、木墻なり」。

四　門屋なかりき。「比丘等よ、門屋を許す」。門屋地低くして水に浸されたり。「比丘等よ、地を高むることを許す」。……〔＝五・一一・六〕……「比丘等よ、欄干を許す」。門屋に戸なかりき。「比丘等よ、戸、楣、戸柱、閫、枘門、木栓、針、楔、鍵孔、紐孔、紐を許す」。門屋に草と粉と散亂せり。「比丘等よ、張りて後、內外より塗り、白色、黑色、紅土子を塗り、華鬘、蔓、摩竭魚牙、棚を設くるを許す」。

五　房に濕多かりき。「比丘等よ、礫を撒くことを許す」。滿足せざりき。「比丘等よ、踏石を敷くことを許す」。水溜れり。「比丘等よ、排水溝を許す」。

一五—一　その時、比丘等は裸形にして裸形なる人を敬禮し、裸形にして裸形なる人の敬禮を受け、裸形にして裸形なる人に給侍し裸形にして裸形なる人の給侍を受け、裸形にして裸形なる人に施與し、裸形にして受け、裸形にして噉し、裸形にして嚼し裸形にして味ひ、裸形にして飲めり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、裸形にして敬禮すべからず、裸形にして敬禮を受くべからず裸形にして給侍すべからず、裸形にして給侍を受くべからず、裸形にして施與すべからず、裸形にして受くべからず、裸形にして噉すべからず、裸形にして嚼すべからず裸形にして味ふべからず、裸形にして飲むべからず、飲む者は惡作に墮す」。

122
一六—一　その時、比丘等は暖房の地上に衣を置き、衣、塵に汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、衣架と衣綱とを許す」。雨降りて衣濡れたり。「比丘等よ、暖房堂を許す」。暖房堂、地低くして……「比丘等よ、欄干を許す」。暖房堂に草と粉と散亂せり……「……衣綱を許す」。

二　その時、比丘等は暖房と水中とに於て疑惧して助佐をなさゞりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、三種の被覆物を許す、謂く暖房被覆物、水中被覆物、被覆衣物

なり」。

その時、暖房に水なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、井を許す」。井の縁壊れたり。「比丘等よ、三種の積土を積むことを許す、〔謂く〕瓦積、石積、木積なり」。井、地低くして……「比丘等よ、欄干を許す」。

その時、比丘等は蔓帶を以て水を汲めり。「比丘等よ、汲水の綱を許す」。手痛めり。「比丘等よ、槓杆と滑車と汲水輪とを許す」。器多く壊れたり。「比丘等よ、三種の瓶を許す、〔謂く〕銅瓶、木瓶、革瓶なり」。

その時比丘等は露地に於て水を汲み寒暑の爲に疲極せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、井堂を許す」。井堂に草と粉と散亂せり……「衣綱を許す」。井に蓋なく草と粉と塵とに塗れたり。「比丘等よ、蓋を許す」。水器缺けたり。「比丘等よ、水槽、水盤を許す」。

一七―一　その時、比丘等は僧園の處々に於て洗浴し、僧園に泥水出でたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、水池を許す」。

水池に圍なく比丘等は慚ぢて洗浴せざりき。「比丘等よ、三種の墻を圍らすことを

許す、〔謂く〕瓦墻、石墻、木墻なり」。
水溜れり。「比丘等よ、排水溝を許す」。
その時、比丘等の四肢冷えたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、拭布を許し、小布を以て拭ふことを許す」。

123

二　その時、一人の優婆塞あり、僧伽の利益の為に蓮池を作らんと欲せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、蓮池を許す」。
蓮池の縁壊れたり。「比丘等よ、三種の積土を積むことを許す、〔謂く〕瓦積、石積、木積なり」。上る時困苦せり。「比丘等よ、三種の階段を許す、〔謂く〕瓦段、石段、木段なり」。上る時倒れたり。「比丘等よ、欄干を許す」。蓮池に水満ちたり。「比丘等よ、導水路と排水溝とを許す」。
その時、一人の比丘あり、僧伽の利益の為に半覆の暖房を作らんと欲せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、半覆の暖房を許す」。

一八一―一　その時、六群比丘は四月敷具を遠離せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、四月、敷具を遠離すべからず、遠離する者は悪作に堕す」。
その時、六群比丘は華を撒ける臥床に臥したり。人々は精舎を廻り、見て呟き……「……

猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、華を撒ける臥床に臥すべからず、臥す者は悪作に墮す」。

その時、人々は香華鬘を持して〔僧〕園に來れり。比丘等は疑惧して受けざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、香を受け戸に五指間塗ることを許す、華を受け精舍の一面に置くことを許す」。

一九—一 その時、僧伽は刀欄を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、刀欄を許す」。時に比丘等に思念生じたり、「刀欄は〔自己の所有として〕決定すべきや、或は讓與すべきや」。「比丘等よ、刀欄は〔自己の所有として〕決定すべきに非ず、讓與すべきに非ず」。

その時、六群比丘は粉飾せる枕の上にありて食せり。人々は呟き……「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、粉飾せる枕の上にありて食すべからず、食す者は悪作に墮す」。

その時、一人の比丘ありて病めり、彼は食する時手に鉢を持すること能はざりき。
124 世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、支杖を許す」。

二　その時、六群比丘は同一器にて食し、同一器にて飲み、同一床に臥し、同一敷具に臥し、同一覆具に臥し、同一敷具覆具に臥したり。人々は呟き……「……猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、同一器にて食すべからず、同一器にて飲むべからず、同一床に臥すべからず、同一敷具に臥すべからず、同一覆具に臥すべからず、同一敷具覆具に臥すべからず、臥す者は悪作に堕す」。

二〇―一　その時、離車子[12]ヴッダは慈比丘・地比丘の徒の朋友なりき。時に、離車子ヴッダは慈比丘・地比丘の徒の許に到れり、到りて慈比丘・地比丘の徒に言へり、「我、卿等を敬禮す」。此の如く言へるに慈比丘・地比丘の徒は語らざりき。二たび……三たび離車子ヴッダは慈比丘・地比丘の徒に言へり、「我、卿等を敬禮す」。三たび慈比丘・地比丘の徒は語らざりき。「我、卿等に何の過ありや、何故に卿等は我に語らざるや」。「友ヴッダよ、我等此の如く摩羅子陀驃の爲に惱さるゝに汝は我等を助けず」。「我、何を爲すべきや」。「友ヴッダよ、若し汝の意に適はゞ今日、世尊に請ひて具壽、摩羅子陀驃を滅擯せしめよ」。「我、何を爲すべきや、我、何を爲し得るや」。「友ヴッダよ、汝、世尊の在す處に詣れ、詣りて世尊に此の如く白せ、『此は如法ならず、相應ならず、無畏、無害、無惱の處に畏

あり害あり悩あり、風なき處に風起り、水は熾然たるが如し、尊者摩羅子陀驃は我婦を
汚せり」」。

二　「尊者等よ、唯々」と離車子ヴッダは慈比丘・地比丘の徒に應へ、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して離車子ヴッダは世尊に白して・
125 言へり、「此は如法ならず……汚せり」。時に世尊は此縁により此時に於て比丘衆を集會せしめ、具壽摩羅子陀驃に問ひたまへり、「陀驃よ汝は此ヴッダの言へるが如きことを爲せるを憶念するや」。「世尊の我を知りたまへるが如し」。二たび世尊は……乃至……三たび世尊は具壽摩羅子陀驃に言ひたまへり、「陀驃よ……憶念するや」。「世尊の我を知りたまへるが如し」。「陀驃よ陀驃の如き人は此の如く答ふべからず、汝若し爲したらば爲せりと言ひ、爲さゞれば爲さずと言ふべし」。「我、生れてより夢時にすら婬法を行へるを憶念せず、況や覺時に於てをや」。

三　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は離車子ヴッダに覆鉢をなし僧伽と相往來せしめざれ。比丘等よ、八分を具足せる優婆塞には覆鉢をなすべし、〔謂く〕比丘等の所得無からしめんと企り、比丘等の不利を企り、比丘等の住處無からしめんと企り、比丘等を毀謗し、比丘と比丘とを離間し、佛を毀呰し、法を

毀呰し、僧を毀呰するなり。比丘等よ此の如き八分を具足せる優婆塞には覆鉢をなすべきことを許す。

四　比丘等よ、此を行ふには此の如く爲すべし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。離車子ヴッダは無根の壞戒を以て摩羅子陀驃を誹謗す。若し僧伽に機熟さば僧伽は離車子ヴッダに覆鉢をなし僧伽と相往來せしめざらん。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。離車子……誹謗す。僧伽は離車子ヴッダに覆鉢をなし僧伽と相往來せしめざれ。離車子ヴッダに覆鉢をなし僧伽と相往來せしめざるを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は離車子ヴッダに覆鉢をなし僧伽と相往來せしめざることとなし已れり。僧伽は聽す……知る』。

五　時に、具壽阿難は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し離車子ヴッダの家に到れり、到りて離車子ヴッダに言へり、「友ヴッタよ、僧伽は汝に覆鉢をなし汝と僧伽と相往來せしめず」。時に離車子ヴッダは、「僧伽は我に覆鉢をなし我と僧伽と相往來せしめず」と謂ひ其處に悶絕して倒れたり。時に、離車子ヴッダの朋友、親族は離車子ヴッダに言へり、「友ヴッダよ、止みなん、憂ふる勿れ愁ふる勿れ、我等、世尊と比丘衆とを宥めん」。時に離車子ヴッダは妻子、朋友親族と倶に、濕りたる、衣を著け濕りたる髮を頂きたる

まゝ、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊の足を頭面を以て禮拜して世尊に白して言へり、「我過てり、猶し愚者の如く癡者の如く不善者の如し、我、無根の壞戒を以て尊者摩羅子陀驃を誹謗せり、世尊よ、我過失を過失として受けたまへ、以て未來を攝せん」。「友ヴッダよ、汝は實に過てり、猶し愚者の如く癡者の如く不善者の如し、何となれば汝は無根の壞戒を以て摩羅子陀驃を誹謗したればなり。友ヴッダよ、汝は過失を過失として見て如法に懺悔するが故に我、此を受けん。友ヴッダよ、尊者の律に增長あり、何となれば過失を過失として見て如法に懺悔して未來を攝するに資せばなり」。

六　時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は離車子ヴッダに覆鉢を解き、僧伽と相往來せしむべし。比丘等よ、八分を具足せる優婆塞には覆鉢を解くべし、〔謂く〕比丘等の所得無からしめんと企らず、比丘等の不利を企らず、比丘等の住處無からしめんと企らず、比丘等を毀謗せず、比丘と比丘とを離間せず、佛を毀呰せず、法を毀呰せず、僧を毀呰せざるなり。比丘等よ、此の如き八分を具足せる優婆塞には覆鉢を解くことを許す。

七　比丘等よ、此を解くには此の如く爲すべし。比丘等よ、彼離車子ヴッダは僧伽の許に到り上衣を偏袒になし比丘等の足を禮し蹲居し合掌して此の如く唱ふべし、『僧

127 伽は我に覆鉢をなし我と僧伽と相往來せしめざることゝなせり。我は正しく行じ隨順にして出離を願ひ僧伽に覆鉢を解かんことを請ふ』。二たび請ふべし。三たび請ふべし。聰明有能なる比丘僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ我言を聞け。僧伽は離車子ヴッダに覆鉢をなし僧伽と相往來せしめざることゝなせり。彼は正しく行じ……請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は離車子ヴッダに覆鉢を解き僧伽と相往來せしむべし。此表白なり。僧伽よ我言を聞け。僧伽は離車子……請ふ。僧伽は離車子ヴッダに覆鉢を解き僧伽と相往來せしむ。離車子ヴッダに覆鉢を解き僧伽と相往來せしむることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は離車子ヴッダに覆鉢を解き僧伽と相往來せしむることゝなし巳れり。僧伽は聽す……知る』。

二一―一　時に世尊は隨意の間毘舍離に住したる後婆伽(バッガ)國に向つて遊行したまへり。次第に遊行して婆伽國に到りたまへり。此に世尊は婆伽國首摩羅山(スンスマーラギリ)恐怖林鹿野苑(ベーサカラーヴァナミガダーヤ)に住したまへり。その時菩提(ボーディ)王子はコーカナダと名づくる堂を建立して未だ久しからず、沙門婆羅門其他何人も未だ中に入りて坐する者あらざりき。時に菩提王子は薩闍子(サンヂカープッタ)摩納[13]に告げて言へり、「薩闍子よ汝は世尊の在す處に詣れ詣りて我語

を以て世尊の足を頭面を以て禮し、病少く惱少く起居輕利にして樂住したまふやと問訊して白せ、『菩提王子は世尊の足を頭面を以て禮し、病少く……樂住したまふやと問訊し而もこの如く言ふ、世尊願はくば菩提王子の請を受け明日比丘衆と倶に食を取りたまはんことをと』」。「唯々」と薩闍子摩納は菩提王子に應へ、世尊の在す處に詣れり詣りて世尊と互に相慶慰し歡喜すべき感銘すべき談を交して一面に坐せり、一面に坐して薩闍子摩納は世尊に白して言へり、「菩提王子は尊瞿曇の足を……尊瞿曇願はくば菩提……比丘衆と倶に食を取りたまはんことを」。世尊は默然として請を受けたまへり。

二　時に、薩闍子摩納は世尊の請を受けたまへるを知り座より起ちて、菩提王子の許に到れり到りて菩提王子に言へり、「我等は尊の語を以て彼世尊瞿曇に言へり、『菩提王子は……比丘衆と倶に食を取りたまはんことを』。而して沙門瞿曇は請を受けたり」。時に菩提王子は其夜を過ごして後、殊妙なる嚼食と噉食とを調へしめ、コーカナダ堂の最下の階陛に至るまで白布を敷かしめ薩闍子摩納に告げて言へり、「薩闍子よ、世尊の在す處に詣り詣りて世尊に時到れるを告げ『時到る、食調へり』と白せ」。「唯々」と薩闍子摩納は菩提王子に應へ、世尊の在す處に詣れり詣りて世尊に時到れるを

告げ「瞿曇よ、時到る、食調へり」と白したり。時に世尊は晨朝時に於て下衣を著け鉢衣
を持し菩提王子の家に到りたまへり。その時菩提王子は門外に立ちて世尊を迎へ
たり。菩提王子は世尊の遠くより來りたまふを見たり、見て其方に迎へ世尊を敬禮
し前に立ちてコーカナダ堂に到れり。時に、世尊は、最下の階陛に至りて立ちたまへ
り。時に菩提王子は世尊に白して言へり、「世尊、布を踏みたまへ、善逝、布を踏みたま
へ、此、我長夜の利益安樂とならん」。此の如く言へるに世尊は默然たりき。二たび……
……三たび菩提王子は世尊に白して言へり、「世尊……安樂とならん」。時に、世尊は具
壽阿難を顧視したまへり。時に、具壽阿難は菩提王子に言へり、「王子よ、布を收めよ、
世尊は布衣を踏みたまはず、如來は後來の衆生を憐愍したまふ」。
三　時に菩提王子は布を收めコーカナダの上に座を設けたり。時に世尊はコーカ
ナダ堂に上り比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。時に、菩提王子は佛を上首と
せる比丘衆に殊妙なる嚼食と噉食とを手づから奉り充足飽食せしめ、世尊の食し訖
り鉢と手とを洗ひたまへるを［知りて］一面に坐せり。一面に坐せる時、菩提王子の爲
129 に世尊は法を說きて教示し……慶喜せしめて座より起ちて去りたまへり。時に、世
尊は此緣により此時に於て說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、布

衣を踏むべからず、踏む者は惡作に墮す」。

四　その時、一人の婦女あり、流産せり、比丘等を招き布を設けて言へり、「布を踏みたまへ」。比丘等は疑懼して踏まざりき。「吉祥の爲の故に布を踏みたまへ」。比丘等は疑懼して踏まざりき。時に、彼婦女は呟き憤り毀れり、「如何ぞ尊者等は吉祥の爲の故に請を受けて布衣を踏まざるや」。比丘等は彼女の呟き憤り毀るを聞けり。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、在家人は吉祥を欲す、比丘等よ、在家人、吉祥の爲の故に請はゞ布衣を踏むことを許す」。その時、比丘等は疑懼して洗足布を踏まざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、洗足布を踏むことを許す」。

第二誦品〔畢〕

二二―一　時に、世尊は隨意の間、婆伽國に住したる後、舍衞城に向つて遊行したまへり、次第に遊行して舍衞城に到りたまへり。此に世尊は舍衞城、祇樹林給孤獨園に住したまへり。時に、毘舍佉鹿母は瓶、摩擦具、掃帚を持して世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して毘舍佉鹿母は世尊に白して言へり、「世尊、瓶、摩擦具、掃帚を受けたまへ、此、我長夜の利益とならん」。世尊は瓶と掃帚とを受けたまひしも、世尊は摩擦具を受けたまはざりき。時に、世尊は法を説きて毘舍佉鹿母

130 を教示し……慶喜せしめたまへり。時に、毘舎佉鹿母は、世尊の法を説きて教示し……慶喜せしめたまへる時、座より起ち世尊を敬禮し右遶を作して去れり。時に世尊は此緣により此時に於て説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、瓶と掃帚とを許す。比丘等よ、摩擦具を享くべからず、享くる者は惡作に墮す。比丘等よ、三種の摩足具を許す、〔謂く〕礫と砂と海石となり」。

二　時に、毘舎佉鹿母は扇と花瓶とを持して世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して毘舎佉鹿母は世尊に白して言へり、「世尊、扇と花瓶とを受けたまへ、此、我、長夜の利益とならん」。世尊は扇と花瓶とを受けたまへり。時に、世尊は法を説きて毘舎佉鹿母を教示し……慶喜せしめ……乃至……右遶を作して去れり。時に世尊は此緣により此時に於て説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、扇と花瓶とを許す」。

二三―一　その時、僧伽は蚊拂を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、蚊拂を許す」。

牛尾の拂子を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、牛尾の拂子を持すべか

らず持する者は惡作に墮す。比丘等よ、三種の拂子を許す、〔謂く〕樹皮所成と婆尸羅所成と孔雀羽毛所成となり」。

二　その時、僧伽は傘蓋を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、傘蓋を許す」。

その時、六群比丘は傘蓋を翳して徘徊せり。その時、一人の優婆塞あり、衆多の邪命外道の聲聞等と倶に園に往けり。彼邪命外道の聲聞等は六群比丘の遠くより傘蓋を翳して來るを見たり、見て彼優婆塞に言へり、「此處に汝等の大德等は傘蓋を翳して來る、猶し主藏大臣の如し」。「此は比丘に非ず普行梵志なり」。「比丘なり」「比丘に非ず」といひて賭けたり。時に彼優婆塞は彼等の到れる時〔比丘なる〕を知りて呟き憤り毀れり、「如何ぞ大德等は傘蓋を翳して徘徊するや」。比丘等は彼優婆塞の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ……乃至……とは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」……乃至……呵責し說法をなして比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、傘蓋を持すべからず持する者は惡作に墮す」。

三　その時、一人の比丘あり、病めり、彼は傘蓋なくしては安穩ならざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病者には傘蓋を許す」。

その時、比丘等は、世尊は病者には傘蓋を許したまへるも無病者には然らずと思ひ

僧園にても僧園の近邊にても疑惧して傘蓋を持せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病者も無病者も僧園と僧園の近邊とにては傘蓋を持することを許す」。

二四—一　その時、一人の比丘あり、絡囊に鉢を盛り杖に掛け非時に一の村邑門より出でたり。人々は「尊等よ、彼處に盜賊行く彼の劍輝けり」といひ隨ひ捕へて「比丘なるを」知りて放てり。時に彼比丘は僧園に往き比丘等に此義を告げたり。「友よ、汝は杖と絡囊とを持するや」。「友よ、然り」。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘、杖と絡囊とを持するや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり…乃至…「世尊よ、眞實なり」。…乃至…呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、杖と絡囊とを持すべからず持する者は惡作に墮す」。

二　その時、一人の比丘あり病めり杖なくしては徘徊すること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病比丘には執杖の認可を與ふることを許す。比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。彼病比丘は僧伽の許に到り上衣を偏袒になし老比丘等の足を禮し蹲居し合掌して此の如く唱ふべし、『我は病み杖なくしては徘徊すること能はず。我は僧伽に執杖の認可を請ふ』。二たび請ふべし。三たび請ふ

132 べし。聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。此處に比丘某甲は病み杖なくしては徘徊すること能はず、彼僧伽に執杖の認可を請ふ。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘某甲に執杖の認可を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。此處に……請ふ。僧伽は比丘某甲に執杖の認可を與ふ。比丘某甲に執杖の認可を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は比丘某甲に執杖の認可を與へ已れり……知る』。

三　その時、一人の比丘あり、病めり、絡嚢なくしては鉢を携ふること能はざりき。世尊に此義を告げたり。『比丘等よ、病比丘には絡嚢の認可を與ふることを許す。比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。彼病比丘……〔五・二四・二に準ず〕……知る』。

その時、一人の比丘あり、病めり、杖なくして徘徊すること能はず、絡嚢なくして鉢を携ふること能はざりき。世尊に此義を告げたり。『比丘等よ、病比丘には執杖と絡嚢との認可を與ふることを許す。比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。彼病比丘は……〔上に準ず〕……知る』。

二五—一　その時、一人の比丘あり、呵者なり、彼は再三呵して噍めり。比丘等は呟き

憤り毀れり、「此比丘は非時に食す」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ此比丘は牛胎より死沒して未だ久しからず。比丘等よ呵者の呵することを許す。比丘等よ但し口外に出したる後は嚥むべからず嚥む者は[14]法の如く治すべし」。

133

二六―一　その時、一群の人々僧次食を行へり食堂に多く飯粒散布せり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は飯を與へられて一心に受けざるや。一々の飯粒は一百の勞作の所成なり」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ與へらるゝ〔食〕落つれば自ら取りて食ふことを許す。比丘等よ已に謝せば施主〔取るなり〕」。

二七―一　その時、一人の比丘あり爪を長くして乞食に往けり。一人の婦女あり彼比丘を見て言へり、「いざ婬法を爲せ」。「姉よ止みなん此相應ならず」。「若し汝爲さずば今我自ら爪を以て四肢を傷け忿怒を裝ひ此比丘我を犯すと言はん」。「姉よ汝自ら知る」。時に彼婦女は自ら爪を以て四肢を傷け忿怒を裝ひ此比丘我を犯すと言へり。人々は走り來りて彼比丘を捉へたり。彼人々は彼婦女の爪の中に皮と血とあるを

見たり、見て、此は唯此婦女の爲せる所にして比丘の爲せるに非ずと言ひ、彼比丘を放てり。時に、彼比丘は僧園に往き比丘等に此義を告げたり。「友よ、汝は長爪を持するや」。「友よ、然り」。少欲なる比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘長爪を持するや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長爪を持するべからず、持する者は悪作に墮す」。

134 二　その時、比丘等は爪を以て爪を截り、口を以て爪を截り、壁に擦り指痛めり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、截爪刀を許す」。

爪を截りて血を出し指痛めり。「比丘等よ、乃至肉まで爪を截ることを許す」。

その時、六群比丘は二十の爪を磨かしめたり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、二十の爪を磨かしむるべからず、磨かしむる者は悪作に墮す。比丘等よ、唯垢のみを除くことを許す」。

三　その時、比丘等は長髪を有せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等は相互に髪を剃ることを能くするや」。「世尊よ、能くす」。時に、世尊は此縁により此時に於て説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、剃刀、刮刀、刀嚢、刀欄、一切の刀具を許す」。

四　その時、六群比丘は鬚を理めしめ、鬚を長くせしめ、長大鬚を作さしめ四角鬚を作さしめ胸に垂らせ、腹に垂らせ、髯を作さしめ、密處の毛を剃らしめたり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鬚を理めしむべからず、鬚を長くせしむべからず長大鬚を作さしむべからず四角鬚を作さしむべからず胸に垂らすべからず腹に垂らすべからず髯を作さしむべからず、密處の毛を剃らしむべからず、剃らしむる者は惡作に墮す」。

その時、一人の比丘あり、密處に瘡あり、藥著かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ病の故には密處の毛を剃ることを許す」。

五　その時、六群比丘は刀を以て髪を剪らしめたり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ刀を以て髪を剪らしむべからず、剪らしむる者は惡作に墮す」。

その時、一人の比丘あり頭に瘡あり剃刀を以て髪を剃ること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病の故には刀を以て髪を剪ることを許す」。

その時、比丘等は長き鼻毛を持せり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し畢舍遮宗徒の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長き鼻毛を持すべからず、持する者は惡作

に墮す」。

その時、比丘等は礫蜜蠟を以て鼻毛を取らしめ、鼻痛めり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鑷子を許す」。

その時、六群比丘は白髪を取らしめたり。人々は呟き……「在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、白髪を取らしむべからず、取らしむる者は惡作に墮す」。

135

六　その時、一人の比丘あり、耳垢の爲に塞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、挑耳篦を許す」。

その時、六群比丘は種々の挑耳篦を持せり、金所成、銀所成なり。人々は呟き……「在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、種々の挑耳篦を持すべからず、持する者は惡作に墮す。比丘等よ、骨所成、牙所成、角所成、葦所成、竹所成、木所成、樹脂所成、果所成、銅所成、刧貝所成のものを許す」。

二八―一　その時、六群比丘は多く銅物、鍮物を蓄藏せり。人々は精舍を廻りて、見、呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は多く銅物、鍮物を蓄藏するや、猶し鍮商人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、銅物、鍮物を蓄藏すべからず、蓄藏する者は惡作に

墮す」。

二　その時、比丘等は塗藥、塗藥篦、挑耳篦、柄を疑惧せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、塗藥、塗藥篦、挑耳篦、柄を許す」。

その時、六群比丘は僧伽梨衣に凭れて坐し、僧伽梨衣の緣壞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽梨衣に凭れて坐すべからず、坐する者は惡作に墮す」。

その時、一人の比丘あり、病めり、彼は繫紐なくしては安穩ならざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、繫紐を許す」。時に比丘等に思念生じたり、「如何にして繫紐を作るべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、織機と梭と緒と籌と一切の織具とを許す」。

二九―一　その時、一人の比丘あり、帶を著けずして乞食の爲に村邑に入れり。彼は道路に於て安陀會衣を落したり。人々は叫喚し、彼比丘は羞愧せり。時に、彼比丘は
136 僧園に往き比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、帶を著けずして村邑に入るべからず、入る者は惡作に墮す。比丘等よ、帶を許す」。

二　その時、六群比丘は種々の帶を持せり、〔謂く〕細編せるもの、水蛇頭の如きもの、小

鼓の形あるもの、小珠の形あるものなり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、種々の帯、細編せるもの、水蛇頭の如きもの、小鼓の形あるもの、小珠の形あるものを持すべからず、持する者は悪作に墮す。比丘等よ、二種の帯を許す、〔謂く〕細縷帯と編帯となり」。

帯の縁、損じたり。「比丘等よ、小鼓の形あるもの、小珠の形あるものを許す」。

帯の端損じたり。「比丘等よ、莊嚴と重疊とを許す」。

帯の縫目、損じたり。「比丘等よ、扣子を許す」。

その時、六群比丘は種々の扣子を持せり、金所成、銀所成なり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、種々の扣子を持すべからず、持する者は悪作に墮す。比丘等よ、骨所成……乃至……劫貝所成、絲所成のものを許す」。

三　その時、具壽阿難(アーナンダ)は輕き僧伽梨衣を著け乞食の爲に村邑に入り旋風の爲に僧伽梨衣、吹上げられたり。時に、具壽阿難は僧園に往き比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、紐、⑮鈎を許す」。

その時、六群比丘は種々の紐を持せり、金所成、銀所成なり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、種々の紐を持すべからず、持する者は悪

作に墮す。比丘等よ、骨所成、牙所成、角所成、葦所成、竹所成、木所成、樹脂所成、果所成、銅所成、刧貝所成、綵所成のものを許す」。

137

その時、比丘等は紐、鈎を衣に附け、衣損じたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、紐板、鈎板を許す」。

紐板、鈎板を端に附け、角、開きたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、紐板を端に附け、鈎板を七指若しくは八指內側に附くることを許す」。

四　その時、六群比丘は在家人の衣、[16]象鼻衣、魚網衣、四角衣、多羅葉衣、百蔓衣を著けたり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、在家人の衣、象鼻衣……百蔓衣を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

その時、六群比丘は在家人の纏衣を纏へり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、在家人の纏衣を纏ふべからず、纏ふ者は惡作に墮す」。

五　その時、六群比丘は下帶を著けたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し國王の擔夫の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、下帶を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す」。

三〇—一　その時、六群比丘は天秤棒を荷へり。人々は呟き……「……國王の擔夫の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、天秤棒を荷ふべからず、荷ふ者は惡作に墮す。比丘等よ、一方擔棒、二人棒、頭荷、肩荷、腰荷、提荷を許す」。

三一—一　その時、比丘等は楊子を嚼まず、口中臭かりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、楊子を嚼まざれば此の如く五事の過患あり、〔謂く〕眼明かならず、口中臭し、味覺處清浄ならず、痰癊食を覆ふ、食に味なし。比丘等よ、楊子を嚼まざれば此の如く五事の過患あり。比丘等よ、楊子を嚼まば此の如く五事の功德あり、〔謂く〕眼明かなり、口中臭からず、味覺處清浄なり、痰癊食を覆はず、食に味あり。比丘等よ、楊子を嚼まば此の如く五事の功德あり。比丘等よ、楊子を許す」。

二　その時、六群比丘は長き楊子を嚼み、此にて沙彌等を打てり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、長き楊子を嚼むべからず、嚼む者は惡作に墮す。比丘等よ、極長は八指の楊子を許す。此にて沙彌を打つべからず、打つ者は惡作に墮す」。

その時、一人の比丘あり、短に過ぎたる楊子を嚼み、喉に刺したり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、短に過ぎたる楊子を嚼むべからず、嚼む者は惡作に墮す。比丘等

よ、極短は四指の楊子を許す」。

三二―一　その時、六群比丘は草木を焼けり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し[17]炭焼夫の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、草木を焼くべからず、焼く者は悪作に堕す」。

その時、精舎は草に覆はれてありき、野火燃えて精舎焼けたり。比丘等は疑惧して逆焼せず防護せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、野火燃ゆる時は逆焼し防護することを許す」。

二　その時、六群比丘は樹に上り樹より樹に移れり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し猿猴の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、樹に上るべからず、上る者は悪作に堕す」。

その時、一人の比丘あり、拘薩羅國にあり、舎衛城に往かんとして途中、象に追はれたり。彼比丘は樹下に走れるも、疑惧して樹に上らざりき。彼象は餘處に往けり。時に、彼比丘は舎衛城に往き比丘等に此義を告げたり。「比丘等よ、事ある時は人の高さの樹に上り、被害ある時は要する〔高さの樹に上る〕ことを許す」。

139
三三―一　その時、夜婆、瞿婆と名づくる二比丘あり、兄弟にして婆羅門に生れ、言語善美、音聲善美なりき。彼等は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して彼等比丘は世尊に白して言へり、「今、比丘等は名を異にし姓を異にし生を異にし族を異にして出家す、彼等は各自の言詞を以て佛語を汚す。願はくば我等佛語を[18]雅語に轉ぜん。」佛世尊は呵責したまへり、「愚人等よ、汝等は如何ぞ「願はくば我等佛語を雅語に轉ぜん」と言ふや。愚人等よ、此は未信者をして……」……呵責し說法をなして比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、佛語を雅語に轉ずべからず、轉ずる者は惡作に墮す。比丘等よ、各自の言詞を以て佛語を習ふことを許す。」

二　その時、六群比丘は順世〔外道〕を習へり。人々は呟き……「……在家人の如し。」比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、順世〔外道〕を精要なりと見る者は此法と律とに於て增長廣大方廣に至るべきや。」「此事然らず。」「此法と律とを精要なりと見る者は順世〔外道〕を習ふべきや。」「此事然らず。」「比丘等よ、順世〔外道〕を習ふべからず、習ふ者は惡作に墮す。」

その時、六群比丘は順世〔外道〕を敎へたり。人々は呟き……「……在家人の如し。」世尊に

此義を告げたり。「比丘等よ、順世〔外道〕を教ふべからず、教ふる者は悪作に堕す」。

その時、六群比丘は畜生呪を習へり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、畜生呪を習ふべからず、習ふ者は悪作に堕す」。

その時、六群比丘は畜生呪を教へたり。人々は呟き……「……在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、畜生呪を教ふべからず、教ふる者は悪作に堕す」。

140

三　その時、世尊は大會衆に圍遶せられ法を說きたまひしに嚏したまへり。比丘等は、「世尊[19]長壽、善逝長壽」といひて高聲大聲を出し、其音聲によりて説法中斷せり。時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、嚏せし時『長壽』と言はば此緣によりて生死ありや」。「此事然らず」。「比丘等よ、嚏せし時『長壽』と言ふべからず、言ふ者は悪作に堕す」。

その時、人々は比丘等嚏せし時『長壽』と言ひしも、比丘等は疑惧して語らざりき。人人は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は嚏して『長壽』と言はるるも語らざるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、在家人は吉祥を欲す。比丘等よ、在家人『長壽』と言はば『老壽』と言ふことを許す」。

三四―一　その時、世尊は大會衆に圍遶せられ法を說き坐したまへり。一人の比丘あり、蒜を啖ひたり。彼は比丘等を困ぜざらんと欲して一面に坐せり。世尊は彼比丘の一面に坐せるを見たまへり、見て比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、如何ぞ彼比丘は一面に坐せるや」。「彼比丘は蒜を啖ひたり、彼は比丘等を困ぜざらんと欲して一面に坐せり」。「比丘等よ、若し啖はば此の如き說法に遠ざかるべきものを啖ふべきや」。「此事然らず」。「比丘等よ、蒜を啖ふべからず、啖ふ者は惡作に墮す」。

二　その時、具壽舍利弗は腹痛を患へり。時に、具壽摩訶目犍連は具壽舍利弗の許に到れり、到りて具壽舍利弗に言へり、「友舍利弗よ、汝は前に腹痛し何によりて安穩なるを得たりや」。「友よ、蒜なり」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病の故には蒜を啖ふことを許す」。

141 三五―一　その時、比丘等は僧園の處々に小便をなし、僧園汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一面にありて小便をなすことを許す」。

僧園臭くなれり。「比丘等よ、尿瓮を許す」。

坐して小便をなすに困難なりき。「比丘等よ、安脚處を許す」。

安脚處に圍なく、比丘等は慚ぢて小便をなさざりき。「比丘等よ、三種の墻を圍らすことを許す、〔謂く〕瓦墻、石墻、木墻なり」。

尿瓮に蓋なく臭かりき。「比丘等よ、蓋を許す」。

二　その時、比丘等は僧園の處々に大便をなし、僧園汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一面にありて大便をなすことを許す」。

僧園臭くなれり。「比丘等よ、屎坑を許す」。

屎坑の側面壞れたり。「比丘等よ、三種の積土を積むことを許す、〔謂く〕瓦積、石積、木積なり」。屎坑、地低くして水に浸されたり。「比丘等よ、地を高むることを許す」。積土倒れたり。「比丘等よ、三種の積土を積むことを許す、〔謂く〕瓦積、石積、木積なり」。上る時、困苦せり。「比丘等よ、三種の階段を許す、〔謂く〕瓦段、石段、木段なり」。上る時、倒れたり。「比丘等よ、欄干を許す」。端に坐して大便をなす時、倒れたり。「比丘等よ、床を張り中に穴を作りて大便をなすことを許す」。坐して大便をなすに困難なりき。「比丘等よ、安脚處を許す」。

三　外にありて小便をなせり。「比丘等よ、尿壺を許す」。

屎篦なかりき。「比丘等よ、屎篦を許す」。屎篦檻褸なかりき。「比丘等よ、屎篦檻褸を

許す」。

屎坑に蓋なかりき。「比丘等よ、蓋を許す」。

露地に大便をなし寒暑の為に疲極せり。「比丘等よ、廁房を許す」。廁房に戸なかりき。比丘等よ、「戸、楣、戸柱、閫、枘、門、木栓、針、楔、鍵孔、紐孔、紐を許す」。廁房に草と粉と散亂せり。「比丘等よ、張りて後、內外より塗り、白色、黑色、紅土子を塗り、華鬘、蔓、摩竭魚、牙、棚、衣架、衣綱を設くるを許す」。

142 その時、一人の老羸比丘あり、大便をなし起たんとして倒れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、欄格を許す」。

廁房に圍なかりき。「比丘等よ、三種の墻を圍らすことを許す、〔謂く〕瓦墻、石墻、木墻なり」。

四 門屋なかりき。「比丘等よ、門屋を許す」。門屋に戸なかりき。「比丘等よ、戸……紐を許す」。門屋に草と粉と散亂せり。「比丘等よ、張りて後、內外より塗り……棚を設くるを許す」。

房に濕多かりき。「礫を撒くことを許す」。滿足せざりき。「比丘等よ、踏石を敷くことを許す」。水溜れり。「比丘等よ、排水溝を許す」。灑瓶なかりき。「比丘等よ、灑瓶を許

す。灑鉢なかりき。「比丘等よ、灑鉢を許す」。坐して灑ぐに困難せり。「比丘等よ、安脚處を許す」。安脚處に圍なく比丘等は慚ぢて灑がざりき。「比丘等よ、三種の墻を圍らすことを許す、〔謂く〕瓦墻、石墻、木墻なり」。灑瓶に蓋なく、草と粉と塵とに塗れたり。「比丘等よ、蓋を許す」。

三六—一　その時、六群比丘は此の如き非行を行へり。〔謂く〕自ら華樹を……〔＝一・一三—一—二〕……種々の非行を行へり。世尊に此義を告げたり……乃至……「比丘等よ、種々の非行を行ふべからず、行ふ者は法の如く治すべし」。

三七—一　その時、優樓頻螺迦葉（ウルヱーラカッサパ）出家し、僧伽は多く銅物、木物、土物を得たり。時に比丘等に思念生じたり、「世尊は銅物を許したまへるや或は許したまはざるや、木物を許したまへるや或は許したまはざるや、土物を許したまへるや或は許したまはざるや」。世尊に此義を告げたり。時に、世尊は此縁により此時に於て説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、兵器を除く一切の銅物交椅長椅子、木鉢、木履を除く一切の木物摩擦具、陶物を除く一切の土物を許す」。

143

此に揣頌あり。

（一）樹木、杜、壁、摩浴所に於けると乾闥婆掌と紐とを用ふると
相互に身を擦るとマッラカと、疥癬と老羸と手を以て擦ると
（二）耳環、耳璫、首飾を持すべからず
腰飾、手環、腕環、手飾、指環も
•（三）長髪、櫛、蜷局櫛、手、蠟油、水油
（四）鏡、水面、瘡、（五）面を塗る、摩擦、粉飾
彩る四肢を染め、面を染め、倶に染む
眼疾、（六）山頂祭、（七）長調、（八）外に毛被ある毛衣
（九）菴婆果、果皮の一切、（一〇）蛇、（一一）〔男根を〕断つ、（一二）桝檟
（一三）種々〔の鉢〕、鉢臺、金、厚し、褶
彩色、損ず、悪臭、熱處、壞る、板榻
地床、草〔の敷具〕、小布、〔鉢〕屏、〔鉢〕籠
〔鉢〕袋、肩紐、纏絲を作る

〔壁〕枝、床、座床、膝、傘、〔戸を〕開く

（一四）瓠壺、瓶壺、髑髏、（一五）屑片容る

（一六）〔手にて〕裂く、杖、金鉢、果皮、竹筒

粉、麥粉、石粉、蜜蝋を加ふ、粉袋

不正、結ぶ、不平等、地上、損ず、適ふ

標、空絲、洗はず、濕りたり、履

指、指輪、抽匣、袋、纏絲

露地、地低し、積土、困苦

倒る、草と粉内外より塗る

白、黒、紅土子、華鬘蔓、摩竭魚牙、棚

衣架、衣綱、此等を普導師は許したまふ

放置して去る、迦絺那壞る

解く、壁（一七）鉢に容れて往く

袋、纏絲、結ぶ、履

（一八）途中の水好からず漉水嚢、布

水瓶漉水器、二比丘、牟尼、毘舍離に到り

框、漉水布の漉水嚢を此處にて許したまふ

蚊、(一九)殊妙(飲食)、多病耆婆

經行、暖房、不平等、地低し

三種の積土、倒る、階段、欄干、欄楯

露地、草と粉、內外より塗る

白、黑、紅土子、華鬘、蔓、摩竭魚牙、棚

衣架、衣綱、地を高くす

積土、階段、欄干、戸、楣、戸柱

閫、枘、閂、木栓

針、楔、鍵孔、紐孔、紐

基底、烟道、中部、面の粘土

惡臭、燒く、給水處、水盤

發汗せしめず、濕多し洗ふ、排水溝を作る

小床、門屋、設く、礫、踏石、排水溝

(二〇)裸形、(二一) 地上、雨、被覆物、井壊る、三種

蔓、帯、槓杆、滑車、汲水輪

器多く壊る、銅、木、革

堂、草、覆、水槽、水盤、墻

濕、排水溝、冷、蓮池

〔水〕満つ、半覆、 (二二)四月、臥す

(二三) 刀欄、決定せず、(二四)粉飾せる枕

(二五) 支杖 (二六)食し臥すべからず

(二七) ヴッダ、(二八)菩提、往く、(二九)瓶、摩擦具、掃帚

(三〇) 摩足具は礫と砂と海石のみ

(三一) 扇、花瓶、(三二)蚊拂、牛尾の拂子

(三三) 傘蓋、なし、僧園、三種、(三四)絡嚢、認可

(三五) 呵者、(三六)飯粒、(三七)長爪截る、指痛む

血を出す量二十〔の爪〕、 (三八)長髪

剃刀、刮刀、刀嚢、刀欄、刀具

(三九) 鬚を理め、長くせしむ、長大鬚、四角鬚
胸に垂らせ、腹に垂らせ、髯、密處の毛を剃らしむ
病刀、瘡、(四〇)長き(鼻毛)、礫、白髮、(四一)(耳)塞がる、種々
(四二) 銅物を蓄藏、(四三)凭る、繫紐
緒、籌、(四四)帶、細褊、水蛇頭
小鼓あるもの、小珠あるもの、(四五)多羅茎衣、百蔓衣
(四六) 在家人の纏衣を纏ふ、(四七)下帶、(四八)天秤棒
(四九) 楊子打つ、喉に刺す
(五〇) 野火逆燒、(五一)樹木象、(五二)夜婆、(五三)順世を習ふ、敎ふ
(五四) 畜生呪、(五五)嚏吉祥、(五六)(蒜を)噉ふ
腹痛、(五七)汚る、惡臭、困難、安脚處
慚づ、蓋なく惡臭、處々になす
惡臭、坑壞る、地低し、積土
階段、欄干、端、困難、安脚處
外壺、箆、襤褸、蓋なし

厠房、戸、楣、戸柱
閫、枘、門、木栓
針、楔、鍵孔、紐孔
紐、內外より塗る、白、黑
華鬘、蔓、摩竭魚〔牙〕、棚
衣架、衣綱、老羸、墻
門屋、礫、踏石
排水溝、〔灑〕瓶、〔灑〕鉢
困難、慚づ、蓋、(五八)非行を行ふ
(五九) 銅物を許す、但し兵器を除く
交椅、長椅子、木鉢、履を除き
一切の木所成物を大牟尼は許したまふ
摩擦具、陶器を除き哀愍者如來は
一切の土物を許したまへり
事の說示は前に等しきも

略說は攝頌の理趣によりて知れ
此の如く律の小事犍度に一百十事あり
正法に住して善美者を攝受す
善く學べる持律者は利益心あり善美にして
燈明を揭げ堅固にして供養を受くべき多聞者なり

註 ❶「彩身者」gāmapoddava　原語の意義不明。原註によれば「身皮を染めて飾れる都會人」。
❷「乾闥婆掌」gandhabbahatthaka　水浴の際身體を摩するに用ひ鳥の爪の形をせる木製の器具。
❸「朱砂紐」kuruvindakasutti　紅寶石の粉を掛けたる珠數狀の紐、洗浴に用ふ。
❹「マッラカ」mallaka　摩竭魚の牙を裂き根本を合せて鈎形に作り背中を搔くに用ふ。(原註)。
❺「未成のマッラカ」akatamallaka　摩竭魚の牙を裂かずして作れるもの。(原註)。
❻「損はれたる」底本 paricita を parijita と改む。漢譯には「火淨」「刀淨」等といへり。
❼「褶」底本 valim をシャム本によりて vali と改む。
❽「鉢屏」pattamāḷaka　煉瓦若しくは木材にて作る。(原註)。
❾「迦絺那」kaṭhina　衣を縫ふに用ふる木の枠。
❿「適はざりき」na-ppahoti　丈高き比丘の量に隨つて作れる迦絺那は丈短き比丘の衣を張るに適はざるなり。(原註)。

⑪「空絲」moghasuttaka　しつけ絲。

⑫「ヴッダ」Vaḍḍha　漢譯諸律の相應個處には「盧夷力士子」「大名梨昌」「諸大離奢」等とあり今の文に相當する名なし。

⑬「摩納」nāṇava　婆羅門の青年。

⑭「法の如く治すべし」yathādhammo kāretabbo　波逸提第三十七、三十八、四〇に相當す。（南傳大藏經第二卷一三五頁以下）。

⑮「紐」gaṇṭhikā　衣の裾の錘とする爲の「塊」と見る說多し。但し漢譯五分律（第二十六卷）相當個處には「衣紐」と譯す。尙大品原典四六頁の用例參照。

⑯「象鼻衣」hatthisoṇḍaka　以下は衣の形狀を喩へたる名稱なり。

⑰「炭燒夫」davadāhaka　原語の意は「草木を燒く者」の意なり。此にては職業の名として明瞭を缺くが故に今は英譯者の推測に從つて譯す。

⑱「雅語」chandaso　ヱーダの用語。

⑲「長壽」jīvatu　嚏をせし人の健康を祈るは一種の習慣にして例へば獨逸人は“Gesundheit !”と叫ぶ。

SC: Sayanāsana

第六　臥坐具犍度

一―一　その時、佛世尊は王舍城、竹林迦蘭陀迦園に住したまへり。その時、世尊は未だ比丘等の爲に坐臥處を制したまはざりき。此處に彼比丘等は阿蘭若、樹下、山中、洞窟、山洞、塚間、山林、露地、藁堆の處々に住し、早朝に阿蘭若、樹下、山中、洞窟、山洞、塚間、山林、露地、藁堆の處々より出來り、行歩、觀察、屈伸殊妙にして眼を地に向け威儀具足せり。

二　その時、王舍城に長者あり、早朝に園に往けり。王舍城の長者は彼比丘等の早朝に阿蘭若……威儀具足せるを見たり、見て心明淨となれり。時に、王舍城の長者は彼比丘等の許に到れり、到りて彼比丘等に言へり、「若し我、精舍を作らしめば我精舍に住したまふや」。「居士よ、世尊は未だ精舍を許したまはず」。「然らば世尊に問ひたてまつりて我に告げよ」。「居士よ、唯々」と彼比丘等は王舍城の長者に應へ世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して彼比丘等は世尊に白して言へり、「王舍城の長者は精舍を作らしめんと欲す、如何になすべきや」。時に、世尊は此緣によりて説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、五種の房舍を許

す、〔謂く〕精舍、平覆屋、殿樓、樓房、地窟なり」。

三　時に、彼比丘等は王舍城の長者の許に到れり、到りて王舍城の長者に言へり、「居士よ、世尊は精舍を許したまへり、時を知れ」。

時に王舍城の長者は一日にして六十の精舍を建てしめたり。時に、王舍城の長者は彼六十の精舍を成就し、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して王舍城の長者は世尊に白して言へり、「世尊よ、明日、比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に、王舍城の長者は世尊の許したまへるを知り座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。

四　時に、王舍城の長者は其夜過ぎて後、殊妙なる嚼食噉食を調へ、世尊に時を告げしめたり、「時到る、食調へり」。時に、世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し王舍城の長者の家に到りたまへり、到りて比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。時に、王舍城の長者は佛陀を上首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食噉食を以て手づから供養し、飽滿し謝するに至らしめ、世尊の食し已りて鉢と手とを洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり、一面に坐して王舍城の長者は世尊に白して言へり、「我、福業を願ひ生天を願ふが故に此處に六十の精舍を作らしめたり、我、此等の精舍に於て如何に爲すべきや」。「居

士よ、然らば此六十の精舍を以て已來當來の四方の僧伽に奉上せよ」。「唯々」と王舍城の長者は世尊に應へ彼六十の精舍を以て已來當來の四方の僧伽に奉上せり。

五　時に、世尊は王舍城の長者を偈を以て隨喜したまへり。

此によりて寒暑・惡獸
蛇・蚊・冷雨を障へ
暴しき風熱生ずるを障ふ
靜慮正觀せんが爲の救護、安樂の爲に
僧伽に精舍を施すは最上なりと佛讃歎したまふ
故に己利を觀ずる賢人は
悅しき精舍を作らしめ多聞の人々を住まはしめ
明淨心を以て正直の人々に
飮食衣服坐臥具を施すべし
彼等は爲に一切の苦を除く法を說かん
かくて此人は此處に法を悟り無漏にして般涅槃せん

時に、世尊は王舍城の長者を此等の偈を以て隨喜し座より起ちて去りたまへり。

二―一　人々は、世尊、精舍を許したまへり」と聞き恭敬して精舍を作らしめたり。彼精舍には戸なく、蛇蠍蜈蚣入れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、戸を許す」。壁を穿ち蔓と綱とを以て戸を縛れり。鼠蟻の爲に嚙まれ、戸は縛せし處を嚙まれて倒れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、楣、戸柱、閾、枘を許す」。戸合はざりき。「比丘等よ、紐孔、紐を許す」。戸閉ぢざりき。「比丘等よ、門、木栓、針、楔を許す」。

その時、比丘等は戸を開くこと能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鍵孔と銅鍵、木鍵、角鍵の三種の鍵とを許す」。

各人は楔を開けて入り、精舍護られざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、鑰と針とを許す」。

二　その時、精舍は草葺にして、寒時には寒く熱時には熱かりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、張りて後、内外より塗ることを許す」。

その時、精舍に窓なく、眼明かならず臭かりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、欄干窓、網窓、柵窓の三種の窓を許す」。窓の間より[1]燕、蝙蝠入れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、窓覆を許す」。窓覆の間よりも燕、蝙蝠入れり。「比丘等よ、窓戸、窓袋を

許す」。

149

三　その時、比丘等は地上に臥し、四肢、衣服塵に塗れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、草の敷具を許す」。草の敷具は鼠、蟻の爲に嚙まれたり。「比丘等よ、縁臺を許す」。縁臺にありて四肢痛めり。「比丘等よ、竹榻を許す」。

その時、僧伽は棺架の如き[2]波摩遮羅伽床(マサーラカ)を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘、等よ、波摩遮羅伽床を許す」。波摩遮羅伽小床を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、波摩遮羅伽小床を許す」。

その時、僧伽は棺架の如き文蹄床(アンディカーバッタ)を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、文蹄床を許す」。文蹄小床を得たり。「比丘等よ、文蹄小床を許す」。

その時、僧伽は棺架の如き句利羅脚床(クリーラパーダカ)を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、句利羅脚床を許す」。句利羅脚小床を得たり。「比丘等よ、句利羅脚小床を許す」。

その時、僧伽は棺架の如き阿遏遮脚床(アーハッチャパーダカ)を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、阿遏遮脚床を許す」。阿遏遮脚小床を得たり。「比丘等よ、阿遏遮脚小床を許す」。

四　その時、僧伽は交椅を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、交椅を許す」。高き交椅を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、高き交椅を許す」。凭椅を得

たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、凭椅を許す」。高き凭椅を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、高き凭椅を許す」。籐椅を得たり……椅子を……山羊脚の如き小床を……阿摩勒莖の如き小床を……臺を……草椅を……藁椅を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、藁椅を許す」。

五　その時、六群比丘は高き床に臥したり。人々は精舍を廻り、見て呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、高き床に臥すべからず、臥す者は惡作に墮す」。

その時、一人の比丘あり低き床に臥し、蛇に咬まれたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、床脚を許す」。

その時、六群比丘は高き床脚を持し床脚と倶に身を搖れり。「比丘等よ、高き床脚を持すべからず、持する者は惡作に墮す。比丘等よ、極大は八指の床脚を許す」。

六　その時、僧伽は絲を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、床を織ることを許す」。四邊に多くの絲を盡したり。「比丘等よ、邊を貫き、補綴することを許す」。小布を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、褥を作ることを許す」。厚褥子を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、木綿、蔓綿、草綿の三種の綿を刷きて枕を作る

ことを許す」。

その時、六群比丘は半身大の枕を持せり。人々は精舎を廻り、見て呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、半身大の枕を持すべからず、持する者は悪作に墮す。比丘等よ、頭大の枕を作ることを許す」。

七　その時、王舎城に山頂祭ありき。人々は大臣等の爲に枕褥を作れり、〔謂く〕羊毛枕褥、布枕褥、樹皮枕褥、草枕褥、葉枕褥なり。祭過ぎて彼等は外被を剝ぎて持去れり。比丘等は祭の處に多く羊毛、布、樹皮、草、葉の散亂せるを見たり、見て世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五種の枕褥を許す、〔謂く〕羊毛枕褥、布枕褥、樹皮枕褥、草枕褥、葉枕褥なり」。

その時、僧伽は臥具坐具の資具たる衣を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、枕褥を被ふことを許す」。

その時、比丘等は床の枕褥を疊みて小床に置き、小床の枕褥を疊みて床に置き、枕褥壞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、床を被ひ小床を被ふを許す」。

151 下敷を作らずして重ねたるに、下より漏れたり。「比丘等よ、下敷を作り敷きて枕褥を被ふことを許す」。

〔人々は〕外被を裂きて持去れり。「比丘等よ、斑點[3]を附くることを許す」。
尚持去れり。「比丘等よ、補綴を許す」。
尚持去れり。「比丘等よ、掌大の補綴を許す」。

三—一　その時、外道等の臥處は白色にして地は黑色に作り壁は紅土子に塗れり。多くの人々は臥處を見んと欲して往けり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、精舍に白色黑色と紅土子に塗ることを許す」。

その時、壁麤にして白色著かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、稃團を用ひ鏝にて平になして白色を著くることを許す」。白色著かざりき。「比丘等よ、粘土を用ひ鏝にて平になして白色を著くることを許す」。白色著かざりき。「比丘等よ、粘泥、糊を許す」。

その時、壁麤にして紅土子著かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、稃團を用ひ鏝にて平になして紅土子を著くることを許す」。紅土子著かざりき。「比丘等よ、紅粉を用ひ鏝にて平になして紅土子を著くることを許す」。紅土子著かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、芥子粉、蜜蠟油を許す」。

粒を生じたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、布にて拭取ることを許す」。
その時、地麤にして黒色著かざりき。「比丘等よ、稃團を用ひ鏝にて平になして黒色を著くることを許す」。黒色著かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、蚯蚓糞土を用ひ鏝にて平になして黒色を著くることを許す」。黒色著かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、粘泥、澁を許す」。

二　その時、六群比丘は精舍に男女相の戲畫を作らしめたり。人々は精舍を廻り、見て呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家人の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、男女相の戲畫を作らしむべからず、作らしむる者は惡作に墮す。比丘等よ、華鬘、蔓、摩竭魚牙、棚を許す」。

三　その時、精舍、地低くして、水に浸されたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、地を高むることを許す」。積土倒れたり。「比丘等よ、三種の積土を積むことを許す、謂く瓦積、石積、木積なり」。上る時疲れたり。「比丘等よ、三種の階段を許す、謂く瓦段、石段、木段なり」。上る時倒れたり。「比丘等よ、欄干を許す」。
その時、精舍に人々密集し、比丘等は慚ぢて臥せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、帳を許す」。人々は帳を掲げて見たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、

半壁を許す」。〔人々は〕半壁の上より見たり。「比丘等よ、三種の房を許す、〔謂く〕方房、長房、樓房なり」。

その時、比丘等は小なる精舍の中央に房を作り、餘地なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、小なる精舍にありては一面に、大なる〔精舍〕にありては中央に房を作ることを許す」。

四　その時、精舍の壁の基底損じたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、木の基底を許す」。

精舍の壁に雨漏れり。「比丘等よ、防護と牛糞と灰との土とを許す」。

その時、一人の比丘あり、草屋根より蛇肩に落ち彼怖れて大聲を出せり。比丘等は走り來りて彼比丘に言へり、「友よ、如何ぞ汝は大聲を出すや」。時に、彼比丘は比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、天蓋を許す」。

五　その時、比丘等は床の脚、小床の脚に袋を掛け、鼠、蟻の爲に嚙られたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、壁材、釘を許す」。

その時、比丘等は、床、小床に衣を放置し衣壞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、衣架、衣綱を許す」。

153

その時、精舎に外縁なく掩護なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、外縁、防壁、内縁、檐を許す」。外縁に圍なく、比丘等は慚ぢて臥せざりき。「比丘等よ、引帳、揭帳を許す」。

六　その時、比丘等は露地に食を配分し寒暑に疲極せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、勤行堂を許す」。勤行堂、地低く、水に浸されたり。「比丘等よ、地を高むることを許す」。積土倒れたり。「比丘等よ、三種の積土を積むことを許す、〔謂く〕瓦積、石積、木積なり」。上る時疲れたり。「比丘等よ、三種の階段を許す、〔謂く〕瓦段、石段、木段なり」。上る時倒れたり。「比丘等よ、欄干を許す」。勤行堂に草と粉と散亂せり。「比丘等よ、張りて後、内外より塗り白色、黑色、紅土子を塗り華鬘、蔓、摩竭魚牙、棚、衣架、衣綱を設くることを許す」。その時、比丘等は露地の地上に衣を擴げ衣塵に塗れたり。「比丘等よ、露地に衣架、衣綱を許す」。

七　水乾けり。「比丘等よ、水堂、水延堂を許す」。水堂、地低かりき……「……衣綱を設くることを許す」。水器なかりき。「比丘等よ、水貝、水杯を許す」。

八　その時精舎に墻なかりき。「比丘等よ、三種の墻を圍らすことを許す、〔謂く〕瓦墻、石墻、木墻なり」。

154

門屋なかりき。「比丘等よ、門屋を許す」。門屋、地低くして、水に浸されたり。「比丘等よ、地を高むることを許す」。門屋に戸なかりき。「比丘等よ、戸、楣、戸柱、閫、枘門、木栓、針、楔、鍵孔、紐孔、紐を許す」。門屋に草と粉と散亂せり。「比丘等よ……棚を設くることを許す」。

その時、房に濕多かりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、礫を撒くことを許す」。滿足せざりき。「比丘等よ踏石を敷くことを許す」。水溜れり。「比丘等よ、排水溝を許す」。

九　その時、比丘等は房の處々に火爐を作り房に煤埃ありき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一面に火堂を作ることを許す」。火堂、地低かりき……「……欄干を許す」。火堂に戸なかりき。「比丘等よ戸、楣、戸柱……紐を許す」。火堂に草と粉と散亂せり。「比丘等よ……衣綱を設くることを許す」。

一〇　僧園に墻なく、山羊、畜獸、苗木を害したり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、三種の柵を圍らすことを許す、〔謂く〕竹柵、棘柵、濠なり」。門戸なく、此の如くしても山羊、畜獸、苗木を害したり。「比丘等よ、門戸を許す、〔謂く〕棘門、阿羅迦門、樓門、閂門なり」。門戸より草と粉と散亂せり。「比丘等よ……柵を許す」。

僧園に湛多かりき……「……排水溝を許す」。

一一　その時、摩竭國の洗尼瓶沙王は僧伽の爲に石灰土に塗れる殿樓を作らしめんと欲せり。時に、比丘等に思念生じたり、「世尊は屋蓋を許したまへるや許したまはざるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五種の屋蓋を許す、〔謂く〕瓦屋、石屋、石灰屋、草屋、葉屋なり」。

初誦品畢

四―一　その時、給孤獨居士（アナータピンディカ）あり、王舍城の長者の妹婿なり。時に、給孤獨居士は所用ありて王舍城に往けり。その時、王舍城の長者は明日、佛陀を上首とせる僧伽を招ぜんとせり。時に、王舍城の長者は奴僕に命じて言へり、「然らば早朝に起き粥を煮、食を煮、羹を作り、珍味を作れ」。時に、給孤獨居士に思念生じたり、「前には此居士は我の來るや一切の事を放擲して唯我と倶に相慶慰せり、彼、今や散亂の相ありて奴僕に命
155 じて『然らば……珍味を作れ』と言ふ。此居士は嫁娶をなさんとするや、大祠を設けんとするや、摩竭國の洗尼瓶沙王と軍衆とを明日招ぜんとするや」。

二　時に、王舍城の長者は奴僕に命じたる後、給孤獨長者の許に到れり、到りて給孤獨長者と倶に相慶慰して一面に坐せり、一面に坐せる時、王舍城の長者に給孤獨居士は

言へり、「居士よ、前には汝は我の來るや一切の事を放擲して唯我と倶に相慶慰せり、汝、今や散亂の相ありて奴僕に命じて『然らば……珍味を作れ』と言ふ。居士よ、汝は嫁娶をなさんとするや、大祠を設けんとするや、摩竭國の洗尼瓶沙王と軍衆とを明日招ぜんとするや」。「居士よ、我は嫁娶をなさんとするにも非ず、摩竭國の洗尼瓶沙王と軍衆とを明日招ぜんとするにも非ず、但、大祠を設けんとす、明日佛陀を上首とせる僧伽を請ぜんとするなり」。「居士よ、汝、佛陀と言ふや」。「居士よ、我、佛陀と言ふ」。「居士よ、汝、佛陀と言ふや」。「居士よ、我、佛陀と言ふ」。「居士よ、汝、佛陀と言ふや」。「居士よ、我、佛陀と言ふ」。「居士よ、佛陀なり佛陀なりといふは世間に名稱すら得難し。居士よ、今、彼世尊應供正等覺者を見たてまつらんが爲に詣るを得べきや」。「居士よ、今は彼世尊應供正等覺者を見たてまつらんが爲に詣る時に非ず。汝は明朝、彼世尊應供正等覺者を見たてまつらんが爲に詣るべし」。

　時に、給孤獨居士は、明朝、彼世尊應供正等覺者を見たてまつらんが爲に詣らんと思ひ、佛陀を念じて臥し、三たび曉なりと思ひて起きたり。

三　時に、給孤獨居士は寒林(シータヴァナ)の門に到りしに、非人ありて門を開けたり。時に、給孤獨居士、都城より出づるに、光明滅し闇冥となり、怖畏し驚愕し身毛堅立し即ち還らんと

156 欲せり。

時に、尸呵（シーヷカ）夜叉、身を現ぜずして聲を出せり。

「設し百の象、百の馬、百の騾車あり
　摩尼の耳環を著けたる百千の童女ありとも
　一歩を前むる十六分の一にすら及ばず
居士よ、前め、居士よ、前め前まば利益あり、退く勿れ」。

時に、給孤獨居士の前に闇冥滅し光明現れ、前に生じたる怖畏驚愕身毛竪立止みたり。二たび…乃至…三たび給孤獨居士の前に光明滅し……三たび尸呵夜叉……退く勿れ」。三たび給孤獨居士の前に闇冥……止みたり。

四　時に、給孤獨居士は寒林に到れり。その時、世尊は晨朝に起き露地にありて經行したまへり。世尊は給孤獨居士の遠くより來るを見たまへり。見て經行處より降り座を敷きて坐したまへり、坐して世尊は給孤獨居士に言ひたまへり、「善來、須達多よ」。時に、給孤獨居士は、世尊は我に名を呼びて語りたまふと知り、歡喜踊躍し世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊の足を頭面を以て禮し世尊に白して言へり、「世尊、安樂に臥したまふや否や」。

諸欲に染せられず清涼無依にして
般涅槃せる婆羅門は一切處に於て安樂に臥す
一切の執著を斷ち心の苦惱を調伏し
心の寂止を得、寂靜にして安樂に臥す

157

五　時に、世尊は給孤獨居士に次第して説きたまへり、謂く、施論、戒論、生天論、諸欲の過患・邪害・雜染出離の功德を説きたまへるなり。給孤獨居士に堪任心・柔軟心・離障心・歡喜心・明淨心の生じたるを知りたまひて世尊は諸佛の本眞の説法を説きたまへり、〔謂く〕苦・集・滅・道なり。譬へば清淨にして黑點無き布の正しく色を受くるが如く、此の如く即ち其座に於て給孤獨居士に遠塵離垢の法眼生じたり、〔謂く〕集法を有するものは悉皆此、滅法を有すと。時に、給孤獨居士は已に法を見、法を得、法を知り、法に悟入し、疑惑を超え、猶豫を除き、無畏を得、師の教を措きて他に緣ること無く、世尊に白して言へり、「妙なる哉、妙なる哉、譬へば倒れたるを起すが如く、覆はれたるを露はすが如く、迷へる者に道を教ふるが如く、暗中に燈火を掲げて眼ある者をして色を見せしむるが如く、此の如く世尊は種々の方便を以て法を顯示したまへり。我、此處に世尊と法と比丘衆とに歸依したてまつる、世尊、我を優婆塞として容したまへ、今日より初めて

命終るまで歸依したてまつる。世尊、明日比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。世尊は默然として請を受けたまへり。時に、給孤獨居士は世尊の請を受けたまへるを知り、座より起ちて世尊を敬禮し右遶をなして去れり。

六　王舍城の長者は、給孤獨居士、明日佛陀を上首とせる僧伽を請じたりと聞けり。時に、王舍城の長者は給孤獨居士に言へり、「居士よ、汝は明日、佛陀を上首とせる僧伽を招じたるも汝は客人なり、居士よ、我、汝に資を給せん、汝は此によりて佛陀を上首とせる僧伽の爲に食を作らしめよ」。「居士よ、止みなん、我に資あり、我は此によりて佛陀を上首とせる僧伽の爲に食を作らしめん」。

王舍城の一住人あり、給孤獨居士、明日佛陀を上首とせる僧伽を招じたりと聞けり。時に、王舍城の住人は給孤獨居士に言へり、「居士よ、汝は明日、佛陀を上首とせる僧伽を招じたるも汝は客人なり居士よ、我、汝に資を給せん、汝は此によりて佛陀を上首とせる僧伽の爲に食を作らしめよ」。「尊よ、止みなん……作らしめん」。摩竭國の洗尼瓶沙王は……「大王よ、止みなん……作らしめん」。

七　時に、給孤獨長者は其夜過ぎて後、王舍城の長者の家に於て殊妙なる嚼食噉食を
158 調へ、世尊に時を告げしめたり、「時到る、食調へり」。時に、世尊は晨朝時に下衣を著け

鉢衣を持し王舍城の長者の家に到りたまへり、到りて比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。時に、給孤獨居士は佛陀を上首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食噉食を以て手づから供養し、飽滿し謝するに至らしめ、世尊の食し已りて鉢と手とを洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり、一面に坐して給孤獨居士は世尊に白して言へり、「世尊、比丘衆と倶に舍衞城に於て我雨安居を受けたまへ」。「居士よ、如來は空屋に於て快樂を享く」。「世尊よ、我知る、善逝よ、我知る」。時に、世尊は法を說きて給孤獨居士を敎示し勸導し讃勵し慶喜せしめ座より起ちて去りたまへり。

八　その時、給孤獨居士には親友多く朋友多く言に信ありき。時に、給孤獨居士は王舍城に於て彼所用を濟し舍衞城に向つて去れり。時に、給孤獨居士は途中に人々に命じて言へり、「僧園を作り精舍を建て布施を設けよ。佛陀、世間に出でたまふ、彼世尊は我請を受け此道を來りたまはん」。時に、彼人々は給孤獨居士の敎を受けて僧園を作り精舍を建て布施を設けたり。

時に、給孤獨居士は舍衞城に往き舍衞城の周邊を觀察せり、「世尊の住したまふ處を何處に定めんや。宜しく都邑より遠からず近きに過ぎず、往來に便にして、總て希求する人々の往き易く、晝は喧鬧少く夜は音聲少く、人跡絕え、人々を離れて靜に、宴默

に適する處たるべし」。

九　給孤獨居士は祇陀(チェータ)王子の園の、都邑より遠からず近きに過ぎず……宴默に適する處なるを見たり。見て祇陀王子の許に到れり、到りて祇陀王子に言へり、「君よ、我に園を與へよ、僧園を作らんとす」。「居士よ、金錢を側布せしむるとも僧園として與へじ」「君よ、僧園として買ふ」。「居士よ、僧園として賣らず」。「買ふ」「賣らず」と言ひ斷事大臣等に問へり。大臣等は言へり、「君よ、汝は價を決したるが故に僧園として賣りたるなり」。時に、給孤獨居士は車に載せて金を運ばしめ祇樹林に側布せしめたり。

一〇　一たび出したる金は門屋の周邊の小空地に足らざりき。時に、給孤獨居士は人々に命じて言へり、「往きて金を持ち來れ、我、此空地に布かん」。時に、祇陀王子に思念生じたり、「此、尋常に非ず、此居士はかくも多くの金を捨つ」。給孤獨居士に言へり、「居士よ、止みなん、此地に布く勿れ、我に此空地を與へよ、我、布施となさん」。時に、給孤獨居士は、「此祇陀王子は著名高名の人なり、此の如き高名の人の此法と律とに於て淨信生ぜんことは[4]大勢力あらん」と思ひ彼空地を祇陀王子に讓れり」。

時に、祇陀王子は彼空地に門屋を建てしめたり。時に、給孤獨居士には祇樹林に精舍を作らしめ、房を作らしめ、門屋を作らしめ、勤行堂を作らしめ、火堂を作らしめ、食廚

を作らしめ、厠房を作らしめ、經行處を作らしめ、經行堂を作らしめ、井を作らしめ、井堂を作らしめ暖房を作らしめ、暖房堂を作らしめ、小池を作らしめ、廷堂を作らしめたり。

五—一　時に、世尊は隨意の間王舍城に住したる後、毘舍離に向つて遊行したまへり。次第に遊行して毘舍離に至りたまへり。此に世尊は毘舍離大林重閣堂に住したまへり。その時、人々は一心に造營し、造營を經營する比丘等にも衣服・摶食・坐具・臥具・病藥・資具を以て奉事せり。

時に、一人の貧しき裁縫匠あり、思念生じたり、「此は尋常のことに非ず、此等の人々は一心に造營す。我も亦宜しく造營すべし」。時に、彼貧しき裁縫匠は自ら泥を揑ね瓦を積みて壁を築けり。彼巧ならざるが故に積みたる壁は歪みて倒れたり。二たび……三たび彼貧しき裁縫匠は自ら泥を……倒れたり。

二　時に、彼貧しき裁縫匠は呟き憤り毀れり、「彼沙門釋子等に衣服・摶食・坐具・臥具・病藥・資具を施す者等には教授教誡し造營を經營するに、我は貧しければ何人も教授教誡し造營を經營する者なし」。比丘等は彼貧しき裁縫匠の呟き憤り毀るを聞けり。時に、比丘等は世尊に此義を告げたり。時に、世尊は此緣により此時に於て說法をな

し比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、[5]營事を與ふることを許す。比丘等よ、營事比丘は勤めて精舍を速かに成就せしめ、破損を修治すべし。

三　比丘等よ、此を與ふるには此の如く爲すべし。始に比丘を請ふべし、請ひて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば居士某甲の精舍に比丘某甲の營事を與ふべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。僧伽は居士某甲の……與ふ。居士某甲の精舍に比丘某甲の營事を與ふることを聽す具壽は默せよ、聽さざる者は言へ。僧伽は……知る』」。

六―一　時に、世尊は隨意の間毘舍離に住したる後、舍衞城に向つて遊行したまへり。その時、六群比丘の隨從比丘等は佛陀を上首とせる僧伽の前に往き精舍を取り臥處を取りて、「此は我等の和尚に屬す、此は我等の阿闍梨に屬す、此は我等に屬す」となせり。時に、具壽舍利弗は佛陀を上首とせる僧伽の後に往きしに、精舍は已に取られ臥處は已に取られ、臥處を得ずして一の樹下に坐せり。時に、世尊は晨朝に起きて謦咳したまひしに、具壽舍利弗も亦謦咳せり。「誰か其處にありや」。「世尊よ、我なり、舍利弗なり」。「舍利弗よ、如何ぞ汝は此處に坐せるや」。時に、具壽舍利弗は世尊に此義を告げたり。

161

二　時に、世尊は此縁により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひて言ひたまへり、「比丘等よ、六群比丘の……此は我等に屬すとなすとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ彼愚人等は佛を上首とせる……取りて……我等に屬すとなすや。比丘等よ、此は未信者をして……」……呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、誰か第一座第一水第一食を受くべきや」。一類の比丘等は言へり、「世尊よ、刹帝利種より出家せる者は第一坐第一水第一食を受くべし」。一類の比丘等は言へり、「世尊よ、婆羅門種より出家せる者は……居士種より出家せる者は……經師は……持律者は……説法者は……初靜慮を得し者は……第二靜慮を得し者は……第三靜慮を得し者は……第四靜慮を得し者は…………預流者は……一來者は……不還者は……阿羅漢は……三明者……六神通者は第一坐第一水第一食を受くべし」。

三　時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり。

比丘等よ、乃往過去世に雪山の中腹に大なる尼拘律樹あり、此に依りて三親友住したり、鷓と獼猴と象となり。彼等は相互に尊重せず畏敬せず和合せずして住したり。比丘等よ、時に彼親友等に思念生じたり、「我等、我等の中の年長者を知り、恭敬尊重尊

敬供養し彼の教誡に依住せん」。比丘等よ、時に、鷄と獼猴とは象に問ひて言へり、「汝は過去の何事を憶念するや」。「我小かりし時、此尼拘律樹を腿の間に跨ぎて過ぎたり、頂の芽は我腹に觸れたり、我は此の如き過去の事を憶念す」。比丘等よ、時に、鷄と象とは獼猴に問ひて言へり、「汝は過去の何事を憶念するや」。「我小かりし時、地上に坐して此尼拘律樹の頂の芽を噉へり、我は此の如き過去の事を憶念す」。比丘等よ、時に、獼猴と象とは鷄に問ひて言へり、「汝は過去の何事を憶念するや」。「彼空地に大なる尼拘律樹ありき、我は其より一の果を啄み此空地に大便したり、此尼拘律樹は其より生
162 じたるなり。然らば我は年長者なり」。比丘等よ、時に、獼猴と象とは鷄に言へり、「汝は我等の中の年長者なり、我等は汝を恭敬尊重尊敬供養し汝の教誡に依住せん」。比丘等よ、時に、鷄は獼猴と象とに五戒を授け自ら五戒を持して住せり。彼等は相互に尊重畏敬和合して住し、身壞し命終して善趣天上に生じたり。比丘等よ、此、鷄法（ティッティリヤ）と名づくる梵行なりき。

年長者を恭敬する人は法に通曉し
現法には稱讚を受け後世には善趣を得

四「比丘等よ、然らば畜生の類すら相互に尊重畏敬和合して住せん。比丘等よ、此處

に汝等は此の如く善く說かれたる法と律とに於て出家したれば相互に尊重畏敬和合して住せば善からん。比丘等よ、此は未信者をして……說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、長幼に隨つて敬禮・迎逆・合掌・和敬・第一坐・第一水・第一食を得べきことを許す。比丘等よ、而して僧伽の物は長幼に隨つて遮すべからず、遮する者は惡作に墮す。

五　比丘等よ、禮すべからざる者に十あり。前に具足戒を受けし者は後に具足戒を受けし者を禮すべからず、未だ具足戒を受けざる者を禮すべからず、異住にして非法說の年長者を禮すべからず、女人を禮すべからず、黃門を禮すべからず、別住者を禮すべからず、本日治を受くべき者を禮すべからず、摩那埵を受くべき者を禮すべからず、摩那埵を行ずる者を禮すべからず、出罪を受くべき者を禮すべからず。比丘等よ、此の如き十種の人を禮すべからず。比丘等よ、禮すべき者に三あり。後に具足戒を受けし者は前に具足戒を受けし者を禮すべし、異住にして如法說の年長者を禮すべし、比丘等よ、天魔梵此世間、沙門婆羅門人天の有情界に於ける如來應供正等覺者を禮すべし。比丘等よ、此の如き三種の人を禮すべし。

七―一　その時、人々は故らに僧伽の爲に廷堂を調へ敷具を調へ空地を調へたり。
163 六群比丘の隨從比丘等は「世尊は僧伽の物は長老に隨つて許したまへるも故らに作れるものは然らず」と言ひ、佛陀を上首とせる僧伽の前に往き廷堂を取り敷具を取り空地を取りて「此は我等の和尚に屬す、此は我等の阿闍梨に屬す、此は我等に屬す」となせり。時に、具壽舍利弗は佛陀を上首とせる僧伽の後に往きしに、廷堂は已に取られ敷具は已に取られ空地は已に取られ、空地を得ずして一の樹下に坐せり。時に、世尊は晨朝に起きて謦咳したまひしに、具壽舍利弗も亦謦咳せり。「誰か其處にありや」。「世尊よ、我なり、舍利弗なり」。「舍利弗よ、如何ぞ汝は此處に坐せるや」。時に、具壽舍利弗は世尊に此義を告げたり。時に、世尊は此緣により此時に於て比丘衆を集會せしめ比丘等に問ひて言ひたまへり、「比丘等よ、六群比丘の……」……呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、故らに作れるものも亦長幼に隨つて遮すべからず、遮する者は惡作に墮す」。

八―一　その時、人々は食堂屋內に種々の高床大床を設けたり、謂く、[6]過大の床、獸像を脚臺とせる椅子、長き山羊毛の覆、文彩ある覆、白氈の覆、花を繡せる覆、綿を滿せる覆、虎

師子の像ある覆、二邊に緣ある覆、一邊に緣ある覆、寶石を鏤めたる覆、絹の覆、十六人の舞女の立ちて舞ふに足る大さの覆、象の覆、馬の覆、車の覆、羚羊皮の覆、殊勝羚羊毛の覆、天蓋、兩邊に赤き枕ある床なり。比丘等は疑惧して坐せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、過大の床、獸像を脚臺とせる椅子、綿を滿せる覆の三種を除き在家人の作れるものに坐することを許す、但し臥すべからず」。

その時、人々は食堂、屋内に綿を入れたる小床、床を設けたり。比丘等は疑惧して坐せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、在家人の作れるものに坐することを許す、但し臥すべからず」。

164
九―一　時に、世尊は次第に遊行して舍衛城に至りたまへり。此に世尊は舍衛城祇樹林給孤獨園に住したまへり。時に、給孤獨居士は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐して給孤獨居士は世尊に白して言へり、「世尊よ、明日、比丘衆と倶に我食を受けたまへ」。世尊は默然として許したまへり。時に、給孤獨居士は世尊の許したまへるを知り座より起ちて世尊を敬禮し右遶を爲して去れり。

時に、給孤獨居士は其夜過ぎて後、殊妙なる嚼食噉食を調へ、世尊に時を告げしめたり、「時到る、食調へり」。時に世尊は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し給孤獨居士の家に到りたまへり、到りて比丘衆と倶に設けの座に坐したまへり。時に、給孤獨居士は佛陀を上首とせる比丘衆に殊妙なる嚼食噉食を以て手づから供養し、飽滿し謝するに至らしめ、世尊の食し已りて鉢と手とを洗ひたまへるを〔見て〕一面に坐せり、一面に坐して給孤獨居士は世尊に白して言へり、「我、祇樹林に於て如何に爲すべきや」。「居士よ、然らば祇樹林を以て已來當來の四方の僧伽に奉上せよ」。「唯々」と給孤獨長者は世尊に應へ祇樹林を以て已來當來の四方の僧伽に奉上せり。

二　時に、世尊は給孤獨居士を偈を以て隨喜したまへり。

此によりて寒暑・惡獸
蛇・蚊冷雨を障へ
暴しき風熱生ずるを障ふ
靜慮、正觀せんが爲の救護、安樂の爲に
僧伽に精舍を施すは最上なりと佛讃歎したまふ
故に己利を觀ずる賢人は

悅しき精舍を作らしめ多聞の人々を住まはしめ
明淨人を以て正直の人々に
飮食衣服坐臥具を施すべし
彼等は爲に一切の苦を除く法を說かん
かくて此人は此處に法を悟り無漏にして般涅槃せん

165 時に、世尊は給孤獨居士を此等の偈を以て隨喜し座より起ちて去りたまへり。

一〇—一　その時、一人の邪命外道聲聞なる大臣あり、僧次食を設けたり。具壽跋難陀釋子は後れて來り食未だ全からざるに次座の比丘を起たしめ、食堂に喧擾生じたり。時に、彼大臣は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は後れて來り食未だ全からざるに比丘等を起たしむるや。食堂に喧擾生じたり。餘處に坐すとも欲するに隨つて食するを得るに非ずや」。比丘等は彼大臣の呟き憤り毀るを聞けり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ具壽跋難陀釋子は後れて來り食未だ全からざるに次座の比丘を起たしむるや。食堂に喧擾生じたり」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「跋難陀よ、汝は後れて來り食未だ全からざるに次座の比丘を起たしめ、食

堂に喧擾生じたりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、如何ぞ汝は後れて來り食未だ全からざるに次座の比丘を起たしむるや。食堂に喧擾生じたり。愚人よ、此は未信者をして……呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、食未だ全からざるに比丘を起たしむべからず、起たしむる者は惡作に墮す。若し起たしむるに已に食を謝せる時は、往きて水を齎せ」と言ふべし。若し此の如くにして得ば善し若し得ずば哺を善く嚼み年長者に座を讓るべし。比丘等よ、如何なる事ありとも年長比丘に座を遮すべからず、遮する者は惡作に墮す」。

二　その時、六群比丘は病比丘等を起たしめたり。病〔比丘〕等は言へり、「友よ、我等は起つこと能はず、我等は病めり」。「我等は具壽等を起たしめん」と言ひ捉へて起たしめ立てるを放てり。病〔比丘〕等は放たれて倒れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病〔比丘〕を起たしむべからず起たしむる者は惡作に墮す」。

166 その時、六群比丘は「我等は病めり起たしむべからず」と言ひ最勝なる臥具を保てり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病比丘には相稱なる臥具を與ふるを許す」。

その時、六群比丘は些事を構へて臥具坐具を保てり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、些事を構へて臥具坐具を保つべからず保つ者は惡作に墮す」。

一一—一　その時、十七群比丘は一の邊隅の大精舍を修治し「我等は此處に雨安居に住せん」と思へり。六群比丘は十七群比丘の精舍を修治するを見たり、見て言へり、「友等よ、此處に十七群比丘は精舍を修理す、我等、彼等を去らしめん」。一類の者等は言へり、「友等よ、修治するを待つべし、修治已らば去らしめん」。時に、六群比丘は十七群比丘に言へり、「友等よ、去れ、精舍は我等に屬す」。「友等よ、前に言ふべきに非ずや。我等は他の〔精舍〕を修治せん」。「友よ、精舍は僧伽の物に非ずや」。「友等よ、然なり、精舍は僧伽の物なり」。「友等よ、去れ、精舍は我等に屬す」。「友等よ、精舍は大なり、汝等も住せよ、我等も住せん」。「友等よ、去れ、精舍は我等に屬す」と言ひ忿り悅ばずして頸を捉へ曳出せり。彼等は曳出され號泣せり。比丘等は言へり、「友等よ、如何ぞ汝等は號泣するや」。「友等よ、此處に六群比丘は忿り悅ばずして我等を僧伽の精舍より曳出せり」。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は忿り悅ばずして比丘等を僧伽の精舍より曳出すや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘は忿り悅ばずして比丘等を僧伽の精舍より曳出せりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、忿り悅ばずして比丘を僧

伽の精舍より曳出すべからず、曳出す者は法[7]の如く治すべし。比丘等よ、臥具坐具を分つことを許す」。

167 二　時に、比丘等に思念生じたり、「誰か臥具坐具を分つべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足せる比丘を分臥坐具人に選ぶことを許す。〔謂く〕愛に隨はず、瞋に隨はず、癡に隨はず、怖に隨はず得と不得とを知れる者なり。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし。始に比丘を請ふべし、請ひて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば僧伽は比丘某甲を選びて分臥坐具人と爲すべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。僧伽は比丘某甲を選びて分臥坐具人と爲す。比丘某甲を選びて分臥坐具人と爲すことを聽す……言へ……知る」」。

三　時に、分臥坐具比丘等に思念生じたり、「如何にして臥具坐具を分つべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、始に比丘等を算へ、比丘等を算へて後臥具を算へ、臥具を算へて後臥具毎に分つことを許す」。臥具毎に分ち臥具剩れり。「比丘等よ、精舍毎に分つことを許す」。精舍毎に分ちしに精舍剩れり。「比丘等よ、房毎に分つことを許す」。房毎に分ちしに房剩れり。「比丘等よ、重ねて分つことを許す」。重ねて分ちしに

他の比丘來れり。「若し欲せずば與ふべからず」。

その時、比丘等は境界外の者に臥具坐具を分てり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、境界外の者に臥具坐具を分つべからず、分つ者は惡作に墮す」。

その時、比丘等は臥具坐具を取りて一切時に保てり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、臥具坐具を取りて一切時に保つべからず、保つ者は惡作に墮す。比丘等よ、雨安居の三月は保つことを許す、平時には保つべからず」。

四　時に、比丘等に思念生じたり、「臥具坐具を分つに幾何ありや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、臥具坐具を分つに三あり、〔謂く〕初・後・中なり。頞沙荼の滿月の翌日に初の分をなし、頞沙荼の滿月より一月後に後の分をなし、自恣の翌日より次の雨安居に至るまでに中の分をなすべし。比丘等よ、此の如く臥具坐具を分つに三あり」。

第二誦品〔畢〕

一二―一　その時、具壽跋難陀釋子は臥具坐具を取りて後、一の村邑住處に往けり、其處にても亦臥具坐具を取れり。時に彼比丘等に思念生じたり、「友等よ、此處に具壽跋難陀釋子は訴訟を事とし鬪諍を事とし爭論を事とし諍論を事とし僧伽に於て諍事を事とす。若し彼、此處に雨安居を住せば我等は皆安穩に住するを得ざらん。彼

に問はん」。時に、彼比丘等は具壽跋難陀釋子に言へり、「友跋難陀よ、汝は舍衞城に於て已に臥具坐具を取れるや」。「友等よ、然なり」。「友跋難陀よ、汝は一人にて二を保つや」。「友等よ、然らば此處には捨し彼處に取らん」。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ具壽跋難陀釋子は一人にして二を保つや」。世尊に此義を告げたり。時に、世尊は此縁により此時に於て比丘衆を集會せしめ具壽跋難陀釋子に問ひて言ひたまへり、「跋難陀よ、汝は一人にして二を保つとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人よ、如何ぞ汝は一人にして二を保つや。愚人よ、汝は彼處に取りて此處に捨し、此處に取りて彼處に捨す。愚人よ、汝は此の如くにして兩處に失へるなり。愚人よ、此は未信者をして……」説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、一人にて二を保つべからず、保つ者は惡作に墮す」。

一三—一　その時、世尊は比丘等の爲に無數の方便を設けて律論を論じ律を讃歎し律に通利するを讃歎し事毎に具壽優波離(ウパリ)を讃歎したまへり。比丘等は、世尊は無數の方便を設けて律論を論じ……優波離を讃歎したまふ。友等よ、我等、具壽優波離に隨つて律を學ばん」と言ひ、此處に多くの比丘等は長老も新參も中位も具壽優波離に

隨つて律を學べり。具壽優波離は長老比丘等を尊重するが故に立ちて教へ、長老比丘等も法を尊重するが故に立ちて教を受けたり、此處に長老比丘等も具壽優波離も疲極せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、新參比丘、教ふる時は若しくは等座に、
169 若しくは法を尊重するが故に高座に坐すことを許す。長老比丘、教を受くる時は若しくは等座に、若しくは法を尊重するが故に下座に坐すことを許す」。

二　その時、多くの比丘等は具壽優波離の許にありて立ちて讀誦を待ち疲極せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、座を等しくすべき者の倶に坐することを許す」。時に、比丘等に思念生じたり、「幾何まで座を等しくすべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、三歳迄は倶に坐すことを許す」。

その時、衆多の座を等しくすべき者あり、床に坐せしに床壞れ、小床に坐せしに小床壞れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、三人床を倶にし三人小床を倶にすることを許す」。

三人床を倶にして坐せしに床壞れ、小床を倶にして坐せしに小床壞れたり。「比丘等よ、二人床を倶にし、二人小床を倶にすることを許す」。

その時、座を等しくすべからざる比丘等は疑懼して倶に長き座に坐せざりき。世

尊に此義を告げたり。「比丘等よ、黄門・殺母者・二根者を除き、座を等しくすべからざる者、倶に長き座に坐することを許す」。

その時、比丘等に思念生じたり、「極小は幾何を長き座となすや」。「比丘等よ、三人を容るるを極小として長き座となすを許す」。

一四―一　その時、毘舎佉鹿母(ヰサーカーミガーラマーター)は僧伽の爲に外縁あり象首柱頭ある殿樓を作らしめんと欲せり。時に、比丘等に思念生じたり、「世尊は殿樓を受用するを許したまへるや許したまはざるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一切の殿堂の受用を許す」。

その時、拘薩羅國の波斯匿(パセーナディ)王の祖母死せり。彼女死して僧伽は多く不相應なる物を得たり、謂く、過大の床、獸像を脚臺とせる椅子、長き山羊毛の覆、文彩ある覆、白氈の覆、花を繡せる覆、綿を滿せる覆、虎師子の像ある覆、二邊に縁ある覆、一邊に縁ある覆、寶石を鏤めたる覆、絹の覆、十六人の舞女の立ちて舞ふに足る大さの覆、象の覆、馬の覆、車の覆、羚羊皮の覆、殊勝羚羊毛の覆、天蓋、兩邊に赤き枕ある床なり。世尊に此義を告げた
170 り。「比丘等よ、過大の床の脚を去りて受用し、獸像を脚臺とせる椅子の毛を去りて受用し、綿を滿せる覆を刷きて枕を作り、餘は地上の敷具となすことを許す」。

一五—一　その時、舍衛城の近くの一の村邑の住處に於て其住處の比丘等は客來比丘等の爲に臥坐具を設くるに困憊せり。時に彼比丘等に思念生じたり、「友等よ、今、我等は客來比丘等の爲に臥坐具を設くるに困憊す。友等よ、一切の僧伽の臥坐具を一人に與へ彼の所有を受用せん」。彼等は一切の僧伽の臥坐具を一人に與へたり。客比丘等あり彼比丘等に言へり、「友等よ、我等の爲に臥坐具を設けよ」。「友等よ、僧伽の臥坐具はなし、我等は一切を一人に與へ已れり」。「友等よ、汝等は僧伽の臥坐具を讓與するや」。「友等よ、然なり」。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ比丘等は僧伽の臥坐具を讓與するや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等は僧伽の臥坐具を讓與すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ彼愚人等は僧伽の臥坐具を讓與するや。比丘等よ、此は……」……呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり。

二　「比丘等よ、五種の不可捨物あり、僧伽も衆も人も讓與すべからず、讓與すとも讓與せるに非ず、讓與する者は偸蘭遮に墮す。何をか五と爲すや。〔一に〕僧園と僧園の地となり。此第一の不可捨物なり、僧伽も衆も人も讓與すべからず、讓與すとも讓與せ

るに非ず、讓與する者は偸蘭遮に墮す。〔二に〕精舍と精舍の地となり。此第二の……〔三に〕床・小床・枕・褥・枕なり、此、第三の……〔四に〕銅甌・銅壺・銅甕・銅瓮・小斧・斧・鉞・鋤・鍬なり、此第四の……〔五に〕蔓・竹・們叉草・草・土・木具・土具なり、此第五の……比丘等よ、此の如く五種の不可捨物あり……偸蘭遮に墮す」。

171

一六―一　時に、世尊は隨意の間舍衞城に住したる後、枳吒山(キターギリ)に向つて遊行したまへり、大比丘衆五百人と舍利弗目犍連と俱なりき。阿說示・分那婆藪の徒の比丘等は聞けり、「世尊は枳吒山に來りたまふ、大比丘衆五百人と舍利弗目犍連と俱なり」。〔彼等は言へり〕、「友等よ、我等は一切の僧伽の臥坐具を分與せん、舍利弗目犍連は邪欲にして邪欲に隨ふ、我等は彼等の爲に臥坐具を設けじ」。

時に、世尊は次第に遊行して枳吒山に到りたまへり。時に、世尊は衆多の比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、汝等は阿說示分那婆藪の徒の比丘等の許に至りて言ふべし、『友等よ、世尊は枳吒山に……舍利弗目犍連と俱なり。友等よ、世尊と比丘衆と舍利弗目犍連との爲に臥坐具を設けよ』」。「唯々」彼比丘等は世尊に應へ、阿說示・分那婆藪の徒の比丘等の許に到れり、到りて阿說示・分那婆藪の徒の比丘等に言へり、「友

等よ、世尊は……臥坐具を設けよ」。「友等よ、僧伽の臥坐具はなし、我等、一切を分與せり。友等よ、世尊善來。世尊は隨意の精舍に住したまふべし。舍利弗・目犍連は邪欲にして邪欲に隨ふ、我等は彼等の爲に臥坐具を設けじ」。

二 「友等よ、汝等は僧伽の臥坐具を分與せるや」。「友等よ、然なり」。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ阿說示・分那婆藪の徒の比丘等は僧伽の臥坐具を分與するや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ……眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。「比丘等よ、如何ぞ彼愚人等は僧伽の臥坐具を分與するや。比丘等よ、此は……」……呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、五種の不可分物あり僧伽も衆も人も分與すべからず、分與するとも分與せるに非ず、分與する者は偸蘭遮に墮す。何をか五となすや。〔一〕に僧園と……〔六・一五・二に準ず〕……比丘等よ、此の如く五種の不可分物あり……偸蘭遮に墮す」。

172

一七—一 時に世尊は隨意の間枳吒山に住したる後、阿羅毘國(アーラヴィー)に向つて遊行したまへり。次第に遊行して阿羅毘國に到りたまへり。此に、世尊は阿羅毘國阿伽羅婆廟(アッガーラヴ)に住したまへり。

その時阿羅毘國の比丘等は此の如き營事を與へたり。〔謂く〕唯土塊を置くに營事を與へ、唯壁を塗るに營事を與へ、唯戸を立つるに營事を與へ、唯門を作るに營事を與へ、唯窓を作るに營事を與へ、唯白色を作るに營事を與へ、唯黑色を作るに營事を與へ、唯紅土子を作るに營事を與へ、唯屋根を作るに營事を與へ、唯接合するに營事を與へ、唯横木を附するに營事を與へ、唯破壞せるを修治するに營事を與へ、唯地床を作るのみに營事を與へ、二十年の營事を與へ、三十年の營事を與へ、乃至命終までの營事を與へ、荼毘時盡くるまでの精舍の營事を與へたり。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ阿羅毘國の比丘等は此の如き營事を與ふるや。〔謂く〕……荼毘時盡くるまで精舍の營事を與ふるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、唯土塊を置くに營事を與ふべからず……荼毘時盡くるまで精舍の營事を與ふべからず、與ふる者は惡作に墮す。比丘等よ、未作若しくは未成の精舍の營事を與ふることを許す。小なる精舍に於ける業を觀察して五六年の營事を與へ、平覆屋に於ける業を觀察して七八年の營事を與へ、大なる精舍若しくは殿樓に於ける業を觀察して十年十二年の營事を與ふることを許す」。

173

二　その時比丘等は一切の精舍の營事を與へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一切の精舍の營事を與ふべからず、與ふる者は惡作に墮す」。

その時比丘等は一人に二三の營事を與へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一人に二を與ふべからず與ふる者は惡作に墮す」。

その時比丘等は營事を受けて他人を住はしめたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、營事を受けて他人を住はしむるべからず、住はしむる者は惡作に墮す」。

その時比丘等は營事を受けて僧伽の物を保てり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、營事を受けて僧伽の物を保つべからず、保つ者は惡作に墮す。比丘等よ、一の最勝臥處を保つことを許す」。

その時比丘等は境界外にある者に營事を與へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、境界外にある者に營事を與ふべからず、與ふる者は惡作に墮す」。

その時比丘等は營事を受けて一切時に保てり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、營事を受けて一切時に保つべからず、保つ者は惡作に墮す。比丘等よ、雨季三月保つことを許す、平時は保つべからず」。

三　その時比丘等は營事を受けて去り還俗し、死し、沙彌なりと自言し、學を捨てたり

と自言し、極罪を犯せりと自言し、發狂者なりと自言し、心散亂者なりと自言し、受に苦しむと自言し、罪を見ざるによりて擧せられたりと自言し、罪を懺悔せざるによりて擧せられたりと自言し、惡見を棄てざるによりて擧せられたりと自言し、黃門なりと自言し、賊住者なりと自言し、外道に歸せりと自言し、畜生なりと自言し、殺母者なりと自言し、殺父者なりと自言し、殺阿羅漢者なりと自言し、比丘尼を汚せりと自言し、破和合僧者なりと自言し、〔佛身より〕血を出せりと自言し、二根者なりと自言せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、此處に比丘あり營事を受けて去る。僧伽に損なからしめんが爲に他に與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり、營事を受けて還俗す、死す……二根者なりと自言す。僧伽に損なからしめんが爲に他に與ふべし。比丘等よ、此處に比丘あり營事を受け未だ成ぜずして去る……二根者なりと自言す。僧伽に損なからしめんが爲に他に與ふべし。比丘等よ此處に比丘あり營事を受け終了して去る、此彼に屬す。比丘等よ、此處に比丘あり營事を受け終了して還俗す……極罪を犯せりと自言す、僧伽を主となす。比丘等よ、此處に比丘あり、營事を受け終了して發
174 狂者なりと自言す……惡見を棄てざるによりて擧せられたりと自言す、此彼に屬す。比丘等よ……終了して黃門なりと自言す……二根者なりと自言す、僧伽を主となす」。

一八―一　その時、比丘等は一人の優婆塞の精舍にて受用する臥坐具を餘處にて受用せり。時に、彼優婆塞は呟き憤り毀れり、「如何ぞ尊者等は一處にて受用するものを餘處にて受用するや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一處にて受用するものを餘處にて受用すべからず。受用する者は惡作に墮す」。

その時、比丘等は疑惧して布薩堂集會場に移さず、地上に坐し、四肢も衣服も塵に塗れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、暫時移すことを許す」。

その時、僧伽の大精舍壞れたり。比丘等は疑惧して臥坐具を移さゞりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、護持の爲ならば移すことを許す」。

一九―一　その時、僧伽は臥坐具の資具として大價の欽婆羅衣を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、增大せんが爲ならば交易することを許す」。

その時、僧伽は臥坐具の資具として大價の衣を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、增大せんが爲ならば交易することを許す」。

その時、僧伽は熊皮を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、足拭を作ることを許す」。遮伽利衣を得たり。「比丘等よ、足拭を作ることを許す」。布巾を得たり。「比

丘等よ、足拭を作ることを許す」。

175

二〇―一　その時、比丘等は足を洗はずして臥坐具を踏み、臥坐具汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、足を洗はずして臥坐具を踏むべからず、踏む者は悪作に堕す」。

その時、比丘等は濡れたる足を以て臥坐具を踏み、臥坐具汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、濡れたる足を以て臥坐具を踏むべからず、踏む者は悪作に堕す」。

その時、比丘等は履を著けて臥坐具を踏み臥坐具汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、履を著けて臥坐具を踏むべからず、踏む者は悪作に堕す」。

二　その時比丘等は工作せる地に唾し、色汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、工作せる地に唾すべからず、唾する者は悪作に堕す。比丘等よ、唾壺を許す」。

その時、床の脚、小床の脚は工作せる地を搔き壊れり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、小布を以て纒くことを許す」。

その時、比丘等は工作せる壁に凭り、色汚れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、工作せる壁に凭るゝべからず、凭るゝ者は悪作に堕す。比丘等よ、凭板を許す」。凭

板は下は地を掻き壞り上は壁を損じたり。「比丘等よ、上下を小布を以て繼くことを許す」。

その時、❽疑惧して足を洗ひて踏むべき處に臥せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、覆ひて臥すことを許す」。

176

二一—一　その時、世尊は隨意の間、阿羅毘に住したる後、王舍城に向つて遊行したまへり。次第に遊行して王舍城に到りたまへり。此に、世尊は王舍城竹林迦蘭陀迦園に住したまへり。その時、王舍城は饑饉なりき。人々は僧次食をなすこと能はず、別請食、請食、行籌食、十五日食、布薩食、月初日食をなさんと欲せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧次食、別請食、請食、行籌食、十五日食、布薩食、月初日食を許す」。

その時、六群比丘は自ら甘美の食を取り麤惡の食を比丘等に與へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足せる比丘を差次食人に選ぶことを許す。「謂く愛に隨はず、瞋に隨はず、癡に隨はず、怖に隨はず、差と不差とを知れる者なり。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし。始に比丘を請ふべし、請ひて後…〔六・九・二に準ず〕…知る」。

時に差食比丘等に思念生じたり、如何にして食を差すべきや」。世尊に此義を告げ

たり。「比丘等よ、籌[9]若しくは布片に〔名を〕附し集めて差すことを許す」。

二　その時僧伽に知臥坐具人なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足せる比丘を知臥坐具人に選ぶことを許す。〔謂く〕愛に隨はず……知と不知とを知れる者なり。比丘等よ、選ぶには此の如く爲すべし……知る」。

その時僧伽に守庫人なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足せる比丘を守庫人に選ぶことを許す。〔謂く〕愛に隨はず……守と不守とを知れる者なり。比丘等よ、選ぶには……知る」。

その時僧伽に衣の受納人なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足せる比丘を衣の受納人に選ぶことを許す。〔謂く〕愛に隨はず……受と不受とを知れる者なり。比丘等よ、選ぶには……知る」。

その時僧伽に分衣人…分粥人…分果人なかりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足せる比丘を分衣人…分粥人…[10]分果人に選ぶことを許す。〔謂く〕愛に隨はず……分と不分とを知れる者なり。比丘等よ、選ぶには……知る」。

その時僧伽に分嚼食人なく、嚼食は分たずして滅壞せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足せる比丘を分嚼食人に選ぶことを許す……知る」。

177
三　その時、僧伽は藏庫に些細の資具を得たり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足せる比丘を捨些細人に選ぶことを許す。〔謂く〕愛に隨はず……捨と不捨とを知れる者なり。捨些細比丘は一々の針を與へ、鋏を與へ、覆を與へ、帯を與へ、肩紐を與へ、濾水嚢を與へ、水甕を與へ、(11)大樽を與へ、小樽を與へ、條を與へ、葉を與へ、竪縁、横縁を與ふべし。若し僧伽、酥、油、蜜、糖を得ば、一たび與へて味はしむべく、若し更に要あらば更に與へ、若し更に要あらば更に與ふべし」。

その時、僧伽に(12)分浴衣人……分鉢人なかりき。世尊に此義を告げたり。比丘等よ、五分を具足せる比丘を分浴衣人……分鉢人に選ぶことを許す。〔謂く〕愛に隨はず……得と不得とを知れる者なり。比丘等よ、選ぶには……知る」。

その時、僧伽に使淨人主なく、淨人等は使ふ主なくして業を爲さゞりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、五分を具足せる比丘を使淨人主に選ぶことを許す。〔謂く〕愛に隨はず使と不使とを知れる者なり。比丘等よ、選ぶには……知る」。

その時、僧伽に使沙彌人なく、沙彌等は使ふ主なくして業を爲さゞりき……「……知る」。

此に攝頌あり。

（一）その時、最勝佛陀は未だ精舍を制したまはざりき
彼勝者の聲聞等は其々かの住處より出來れり
長者居士は此を見て比丘等に言へり「作らしめなば住したまふや」
彼等は導師に問ひまつれり
精舍・平覆屋・殿樓・樓房・地窟の五房舍を許したまへり
長者は精舍を作らしめたり
人々も精舍を作らしめしも戶なく締なかりき
戶・戶柱・閫・枘
紐孔・紐・閂・木栓
針・楔・鍵孔・銅、木、角の鍵
鑰・針・張りて內外より塗り
欄干窓・網窓・柵窓・窓覆・敷具
緣臺・竹榻・棺架の如き波摩遮羅伽床
文跡床・句利羅脚床・阿遏遮脚床・交椅高き交椅
凭椅・籐椅・椅子・山羊脚の如き小床

阿摩勒菓の如き小床・草椅・藂椅
高き床・床[13]脚・八指の床脚
絲・補綴・小布・厚褥子・半身大〔の枕〕
山頂祭・枕褥・衣・臥坐具
被覆・下り落つ、裂きて持去る
補綴掌大の補綴を如來許したまへり
外道の精舎、稃〔團〕粘土
粘泥・鏝・紅粉・芥子粉・蜜蠟油
粒を拭取る、蟲、蚯蚓糞土
粘泥・戲畫、地低し、積土、上る
倒る、密集、半壁、また三種
小なる〔精舎〕、壁の基底、雨漏・聲材
衣架・衣綱・外縁帳
欄干・草と粉、以下は理趣を作れ
露地乾く、〔水〕堂・以下には〔水〕器

精舍・門屋・房・火堂
僧園・門屋、以下は理趣を作れ
[14]石灰、信者給孤獨は寒林に往けり
法を見て僧伽と倶に導師を招じたり
途中に命じて人々は僧園を作らしめき
毘舍離の造營、前に往きて取る
誰か第一食を受くべき、鶏禮すべからざる者
取る屋内、綿、舍衞城に至る
僧園を建つ、食堂の喧擾
病人・最勝の臥具、虚構、十七〔群比丘〕
誰、如何にして、精舍毎に分ち
房毎に分ち、欲せずば分を與へず
境界外の者、一切時、臥坐具を分つに三
跋難陀、讃歎、立つ、等座、
座を等しくして壞る、三、人、四人

179

座を等しくすべからざる者、長座、彼二受用

尊者等、近く、分つ、枳吒山

阿羅毘國、土塊壁、戸門

窓、白色、黑色、紅、土子屋根、接合

横木、破壞、地床、二十年、三十年、乃至命終

蟲、未作、一切、小〔なる精舍に〕五六年、

平覆屋に七八年、大〔なる精舍に〕十年十二年

一切の精舍、一人他人を住はす僧伽の物

境界外、一切時去る、還俗す

死す、沙彌、學を捨つ、極罪

發狂者、心散亂者、受罪を見ざる

懺悔せざる、〔惡〕見、黃門、賊住者、外道

畜生、〔殺〕母、〔殺〕父、〔殺〕阿羅漢、〔比丘尼〕を汚せる

破〔和合僧〕者、〔佛身より〕血を出せる、二根者

僧伽に損なからしめんが爲に營事を他に與ふべし

未だ成ぜずば他に〔與へ〕、成ぜば彼に屬す
去る、還俗す、死す、沙彌となる
學を捨つ、極罪、黃門ならば僧伽を主となす
發狂者、〔心〕散亂者、受不見、不懺悔、惡見
彼に屬す、黃門、賊住者、外道
畜生、〔殺〕母、〔殺〕父、殺〔阿羅漢〕、〔比丘尼を〕汚せる
破〔和合僧〕者、血〔を出す〕、〔二〕根者
若し自言せば僧伽を主となす
移す、餘處、疑懼、壞る、欽婆羅衣
衣、皮、遮伽利衣、布巾、踏む
濕れたる、覆、唾、搔く、凭る
凭、搔く、洗ふ、覆ふ
王舍城、不能、麤惡、差次食人
如何にして、知〔臥坐具〕人、守庫人の選
受納人、分配人、粥、分果人

分嚼食人、捨些細人
分浴衣人、分鉢人
使淨人主、使沙彌人の選
一切に勝ち世間を解し利益心ある遍導師は
靜慮、正觀せんが爲の救護、安樂の爲に〔說きたまふ〕

註❶「燕」kālakā　PTS辭典に出さず。梵語辭典には鳥の一類とあり。漢譯四分律相當個處に「夜患蝙蝠糞患鵄烏入」とあるによりて暫く此を當てたり。
❷「波摩遮羅伽」以下の床の名稱は波逸提第十四(南傳大藏經第二卷六三頁)に出づ。
❸「斑點」以下の文脈は原註等によるも未だ詳にするを得ず。
❹「大勢力」底本 mahiddhiya　シャム本 mahiddhika 此語は多くは mahānubhava と連りて大神通大威力と譯す、今は神通の義には非ざるべし。
❺「營事を與ふ」。建築の監督を委任するなり。
❻「過大の床」以下の名稱は大品(南傳大藏經第三卷三三九頁)に出づ。
❼「法の如く治す」。波逸提第十七に相當す(南傳大藏經第二卷六九頁)。
❽「疑惧して」云々。文面の如くにては明かならず、今は原註に隨って譯出す。
❾「籌」云々。某甲の提供せる行籌食には何々と記したる籌又は布片を作り、籠又は衣の裾などに匿してよく混じ此を抽かしめて當れる食に差すもの丶如し。
❿「分果人」云々。此處及後の個處に底本の省略法常に異れり。今は統一せり。

⓫「大壇」云々。以下は比丘の衣の部分の名稱なり、大品(南傳大藏經第三卷五〇一頁)に出づ。

⓬「分浴衣人」。及び分衣人、分鉢人の 'galāpaka を多く「收受人」と解するも今は採らず(六一一參照)。

⓭「床脚」。底本 atipāduka を paṭipādaka と改む。

⓮「石灰」。底本 suddhaṁ を sudhaṁ と改む。

SC: Saṅghabheda

180

第七　破僧犍度

一―一　その時、世尊は阿奴夷(アヌピヤ)國の阿奴夷(アヌピヤ)と名づくる摩羅種の村邑に住したまへり。その時、著名なる釋種の童子等は世尊の出家したまへるに隨つて出家せり。その時、釋氏摩訶男(マハーナーマ)と釋氏阿那律(アヌルッダ)との二人の兄弟ありき。釋氏阿那律は柔軟にして彼に三の殿あり、一は冬、一は夏、一は雨季の爲なり。彼、雨季の殿にあり男子を交へず妓人に圍遶せられて四月殿より下らざりき。時に、釋氏摩訶男に思念生じたり、「今や著名なる釋種の童子等は世尊の出家したまへるに隨つて出家せるに、我等の族よりは未だ一人も家を出でて出家せる者なし。宜しく我か然らずんば阿那律は出家すべし」。時に、釋氏摩訶男は釋氏阿那律の許に到れり、到りて釋氏阿那律に言へり、「今や著名なる釋種の童子等は世尊の出家したまへるに隨つて出家せるに、我等の族よりは未だ一人も家を出でて出家せる者なし。汝出家せよ、然らずば我、出家せん」。「我は柔軟なり、我は家を出でて出家すること能はず、汝出家せよ」。

二　「阿那律よ、然らば我、汝の爲に家業を説かん。先づ田を耕せしめよ、耕せしめて種

181

を播かしめよ、種を播かしめて水を漑がしめよ、水を漑がしめて水を泄さしめよ、水を泄さしめて草を除かしめよ、草を除かしめて刈らしめよ、刈らしめて收めしめよ、收めしめて堆となさしめよ、堆となさしめて打たしめよ、打たしめて藁を除かしめよ、藁を除かしめて粰を除かしめよ、粰を除かしめて簸しめよ、簸しめて藏めしめよ、藏めしめて當來の年も此の如く爲し、當來の年も此の如く爲せ」。「業盡きず、業の終を知らず。何時か業盡き何時か業の終を知るや。何時か我等は安易に五妙欲豐足全備にして喜樂するを得るや」。「阿那律よ、業盡きず業の終を知らず。父も祖父も業盡きずして死せり」。「然らば汝、家業を知れ。我は家を出でて出家せん」。

時に、釋氏阿那律は母の許に到れり、到りて母に言へり、「母よ、我は家を出でて出家せんと欲す、家を出でて出家するを許したまへ」。此の如く言へるに釋氏阿那律の母は釋氏阿那律に言へり、「阿那律よ、汝等二子は我可愛可意無厭なり死によるも汝等と離るるを欲せず、況んや生きながら汝等の家を出でて出家するを許さんや」。二たび釋氏阿那律は母に言へり、「母よ、我は家を出でて出家せんと欲す、家を出でて出家するを許したまへ」。「阿那律よ、汝等……出家するを許さんや」。三たび釋氏阿那律は母に……「……家を出でて出家するを許したまへ」。

三　その時、釋氏跋提王(バッディヤ)、釋氏を治め、釋氏阿那律の朋友なりき。時に、釋氏阿那律の母は、「此處に釋氏跋提王、釋氏を治め、釋氏阿那律の朋友なり、彼は家を出でて出家すること能はず」と思ひ、釋氏阿那律に言へり、「阿那律よ、若し釋氏跋提王、家を出でて出家せば汝も亦出家せよ」。

時に、釋氏阿那律は釋氏跋提王の許に到れり、到りて釋氏跋提王に言へり、「我出家の事は汝に繫る」。「若し汝の出家の事、我に繫らば無繫なるを得しめん❶、我、汝と倶に――意に任せて出家せよ」。「我等倶に家を出でて出家せん」。「我は家を出でて出家すること能はず。若し我、汝の爲に餘事を爲すを得ば此を爲さん。汝出家せよ」。「母、我に言へり、『阿那律よ、若し釋氏跋提王、家を出でて出家せば汝も亦出家せよ』。而して汝は此語を言へり、『若し汝の出家の事、我に繫らば無繫なるを得しめん、我、汝と倶に――意に任せて出家せよ』。我等倶に家を出でて出家せん」。

その時、人々は語の如く行ひ約の如く行へり。時に、釋氏跋提王は釋氏阿那律に言へり、「七年を待て、七年過ぎて後、我等倶に家を出でて出家せん」。「七年は久しきに過ぐ、七年を待つこと能はず」。「六年…乃至…五年……四年……三年……二年……一年を待て、一年過ぎて後、我等倶に家を出でて出家せん」。「一年は久しきに過ぐ、一年を待

つこと能はず」。「七月を待て、七月過ぎて後、我等倶に家を出でて出家せん」。「七月は久しきに過ぐ、七月を待つこと能はず」。「六月…乃至…五月……四月……三月……二月……一月……半月を待て、半月過ぎて後…出家せん」。「半月は久しきに過ぐ、半月を待つこと能はず」。「七日を待て、其間に王事を兒等と兄弟とに托せんとす」。「七日は久しからず、我待たん」。

四　時に釋氏跋提王、阿那律、阿難、婆咎(バグ)、金毘羅(キンビラ)、提婆達多(デーヷダッタ)は剃髮師優波離(ウパーリ)と七人にて前に屢々四部兵を率ゐて園地に出遊せるが如く、此の如く四部兵を率ゐて出遊せり。彼等は遠く往きて兵を還らしめ異界に出でて裝具を解き上衣に荷を包み、剃髮師優波離に言へり、「優波離よ、還れ、此は汝の生活を資くるに足らん」。時に、剃髮師優波離は還らんとせしに思念生じたり、「釋氏等は暴戾なれば、童子等を滅亡せしめたりと爲して我を殺さしめん。此處に釋氏童子等は家を出でて出家せんとす、我も亦然せざらんや」。彼は荷を解き荷を樹に懸け若し見る者あらば與へん持去れ、と言ひ彼釋
183 氏童子等の許に到れり。彼釋氏童子等は剃髮師優波離の遠くより來るを見たり、見て剃髮師優波離に言へり、「優波離よ、如何ぞ還れるや」。「尊子等よ、此處に我還らんとせしに思念生じたり、『釋氏等は……然せざらんや』。尊子等よ、我は荷を解き荷を樹

に懸け、若し見る者あらば與へん、持去れ、と言ひ還り來れり」。「優波離よ、汝の還れるや、善し、釋氏等は……汝を殺さしめん」。時に彼釋氏童子等は剃髪師優波離と倶に世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して彼釋氏童子等は世尊に白して言へり、「我等釋氏は憍慢あり。此處に剃髪師優波離は長夜に我等が僕たり。世尊、彼を先づ出家せしめたまへ、我等は彼に敬禮、迎逆、合掌、恭敬をなさん、此の如くにして我等釋氏の釋氏慢を除かん」。時に、世尊は先づ剃髪師優波離、後に彼釋氏童子等を出家せしめたまへり。時に、具壽跋提は其雨安居の中にありて三明を現證し、具壽阿那律は天眼を生じ、具壽阿難は預流果を現證し、提婆達多は異生位の神通を成じたり。

五　その時、具壽跋提は阿練若に往き、樹下に往き、空閑處に往きて屢々自慶して言へり、「甚だ樂し甚だ樂し」。時に衆多の比丘等は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して彼比丘等は世尊に白して言へり、「具壽跋提は阿練若に往き、樹下に往き、空閑處に往きて屢々自慶して言ふ、『甚だ樂し甚だ樂し』。必ずや具壽跋提は梵行を修するを悅ばず、前の王者の安樂を憶念し、阿練若に往き、樹下に往き空閑處に往きて屢々自慶して『甚だ樂し甚だ樂し』と言ふならん」。

184

時に、世尊は一人の比丘に告げて言ひたまへり、「比丘よ、汝、我語を以て比丘跋提に告げて『友跋提よ、師は汝を喚びたまふ』と言へ」。「唯々」と彼比丘は世尊に應へ、具壽跋提の許に到れり、到りて具壽跋提に言へり、「友、跋提よ、師は汝を喚びたまふ」。

六　「唯々」と具壽跋提は彼比丘に應へ、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐せる時、具壽跋提に世尊は言ひたまへり、「跋提よ、汝、阿練若に往き樹下に往き空閑處に往きて屢々自慶して『甚だ樂し甚だ樂し』と言ふとは眞實なりや」。「然なり」。「跋提よ汝は何の義趣を觀てか阿練若に往き樹下に往き、空閑處に往きて屢々自慶して『甚だ樂し甚だ樂し』と言ふや」。「我、前に王たりし時は後宮の中にありても衞護嚴備し後宮の外にありても衞護嚴備し城内にありても衞護嚴備し城外にありても衞護嚴備し國内にありても衞護嚴備せり。此の如く衞護守護ありても怖畏、倦厭、疑惧、驚愕して住せり。今や阿練若に往き樹下に往き空閑處に往くに怖畏なく倦厭なく疑惧なく驚愕なく安穩、從順、安易にして鹿心を以て住す。此義趣を觀るが故に阿練若に往き樹下に往き空閑處に往きて屢々自慶して『甚だ樂し甚だ樂し』と言ふ」。時に、世尊は此義を知り此時、自慶して言ひたまへり。

　　内に忿怒なく如是有無を越え

185

二一一　時に、世尊は隨意の間、阿奴夷國に住したる後、拘睒彌(コーサンビー)に向つて遊行したまへり。次第に遊行して拘睒彌に到りたまへり。此に世尊は拘睒彌瞿師羅園(ゴーシターラーマ)に住したまへり。時に、提婆達多、靜居宴默せるに心に思量生じたり、「我❷何人をして信樂せしめば其信樂によりて利養恭敬を得べきや」。時に、提婆達多に思念生じたり、「此處に阿闍世王子(アヂヤータサットゥ)は幼く將來に吉祥あり。我宜しく阿闍世王子をして信樂せしめ其信樂によりて利養恭敬を得べし」。時に、提婆達多は臥坐具を藏め鉢衣を持し王舍城に向ひ、次第して王舍城に到れり。時に、提婆達多は自相を滅し童子相を化作し蛇の帶を著けて阿闍世王子の膝下に現れたり。時に、阿闍世王子は怖畏、惓厭、疑惧、驚愕せり。時に、提婆達多は阿闍世王子に言へり、「王子よ、我を畏るるや」。「我畏る、汝は何人なりや」。「我は提婆達多なり」。「汝若し尊提婆達多ならば願はくば自相を以て現ぜよ」。時に、提婆達多は童子相を滅し僧伽梨衣と鉢衣とを持して阿闍世王子の前に立てり。時に阿闍世王子は提婆達多の此神通神變に歡喜し朝暮に五百の乘車を將ゐ往きて奉事し五百釜に飲食を煮て供せり。時に、提婆達多は利養恭敬名稱に敝はれ心亂れ

此の如き欲望生じたり、「我比丘衆を領理せん」。此心生ずると倶に提婆達多は彼神通を失へり。

二　その時、迦休(カクダ)と名づくる拘羅子(コーリヤプッタ)あり、具壽摩訶目犍連の侍者にして近頃死し、一の意所成身に生れ、其體を受くること譬へば摩竭國村田の二三の如く、其體を受けて自他を障礙することなかりき。時に迦休天子は具壽摩訶目犍連の許に到れり、到りて具壽摩訶目犍連を敬禮して一面に立てり、一面に立ちて迦休天子は具壽摩訶目犍連に言へり、「提婆達多は利養恭敬名聲に敝はれ心亂れ此の如き欲望生じ『我、比丘衆を領理せん』と思ふ。此心生ずると倶に提婆達多は彼神通を失へり」。迦休天子は此の如く言へり、此の如く言ひ具壽摩訶目犍連を敬禮し右遶をなして其處に沒せり。

時に、具壽摩訶目犍連は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽摩訶目犍連は世尊に白して言へり、「迦休と名づくる拘羅子あり、我侍者にして近頃死し、一の意所成身に生れ、其體を受くること譬へば摩竭國村田の二三の如く、其體を受けて自他を障礙することなし。時に迦休天子は我許に到れり、到りて我を敬禮して一面に立てり、一面に立ちて迦休天子は我に言へり、『提婆達多は……失へり』迦休天子は此の如く言へり、此の如く言ひ我を敬禮し右遶をなして

其處に沒せり」。「目犍連よ、汝は心を以て迦休天子の心を遍知して迦休天子の言ふ所は一切此、如是にして不如是に非ずと知れるや」。「我、心を以て迦休天子の心を遍知して迦休天子の言ふ所は一切此、如是にして不如是に非ずと知る」。「目犍連よ、此語を祕せよ、目犍連よ、此語を祕せよ。今彼愚人は自ら己を現さん」。

187 三 目犍連よ、世間に五種の師ありて現在す。何をか五となすや。目犍連よ、此處に一の師あり戒不清淨なるに自ら戒清淨なりと言ひ、己の戒は清淨潔白無染なりといふ。弟子等は此の如く、此尊師は戒不清淨なるに自ら戒清淨なりと言ひ己の戒は清淨潔白無染なりといふと知り、若し我等、此を在家人等に告げなば彼は悅ばざらん、彼の悅ばざる所を以て如何ぞ我等彼に語らん、彼は衣服飮食臥坐具病藥資具を以て歸向を受く、彼は其所爲によりて知られんといふ。目犍連よ、此の如き師の戒を弟子等防護し此の如き師の戒は弟子の防護を求むるなり。

四 目犍連よ、此處にまた一の師あり、命不清淨なるに自ら命清淨なりと言ひ、己の命は清淨潔白無染なりといふ。弟子等は此の如く、此尊師は命不清淨なるに自ら命清淨なりと言ひ……無染なりといふと知り、若し我等、此を在家人等に告げなば彼は悅ばざらん……知られんといふ。目犍連よ、此の如き師の命を弟子等防護し此の如き

師の戒は弟子の防護を求むるなり。

目犍連よ、此處にまた一の師あり、說法不淸淨なるに自ら說法淸淨なりと言ひ己の說法は淸淨……說法は弟子の防護を求むるなり。

目犍連よ、此處にまた一の師あり、記說不淸淨なるに自ら記說淸淨なりと言ひ己の記說は淸淨……記說は弟子の防護を求むるなり。

目犍連よ、此處にまた一の師あり、智見不淸淨なるに自ら智見淸淨なりと言ひ己の智見は淸淨……智見は弟子の防護を求むるなり。

目犍連よ此の如く世間に五種の師ありて現在す。

目犍連よ我はまた戒淸淨にして自ら戒淸淨なりと言ひ我戒は淸淨潔白無染なりといふ。我の戒を弟子等防護せず我戒は弟子等の防護を求めず。命淸淨にして……說法淸淨にして……記說淸淨にして……智見淸淨にして自ら智見淸淨なりと言ひ、我智見は淸淨潔白無染なりといふ。我智見を弟子等防護せず我智見は弟子等の防護を求めず。

五　時に、世尊は隨意の間拘睒彌に住したる後、王舍城に向つて遊行したまへり。次第に遊行して王舍城に到りたまへり。此に世尊は王舍城竹林迦蘭陀迦園に住した

188

まへり。時に、衆多の比丘あり世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して彼比丘等は世尊に白して言へり、「提婆達多の爲に阿闍世王子は朝暮に五百の乘車を將ゐて往きて奉事し五百釜に飲食を煮て供す」。「比丘等よ、提婆達多の利養恭敬名稱を羨む勿れ。比丘等よ、提婆達多の爲に阿闍世王子朝暮に五百の乘車を將ゐて往きて奉事し五百の釜に飲食を煮て供さんに比丘等よ、而も其間に提婆達多の希求し得べきは善法の損減にして增長には非ず。比丘等よ猶し暴惡なる[3]狗の鼻の隆起を壞らんが如し比丘等よ此の如くならば彼狗の暴惡は增大せん比丘等よ、此の如く提婆達多の爲に阿闍世王子朝暮に五百の乘車を將ゐて往きて奉事し五百の釜に飲食を煮て供せんに比丘等よ、而も其間に、提婆達多の希求し得べきは善法の損減にして增長には非ず。比丘等よ、提婆達多の得たる利養恭敬名稱は能く己を害ひ提婆達多の得たる利養恭敬名稱は能く己を壞る。比丘等よ猶し芭蕉果を生じて己を害ひ果を生じて己を壞るが如く比丘等よ、此の如く提婆達多の得たる利養恭敬名稱は能く己を害ひ提婆達多の得たる利養恭敬名稱は能く己を壞る。比丘等よ猶し竹、果を生じて己を害ひ果を生じて己を壞るが如く、比丘等よ、此の如く……己を壞る。比丘等よ猶し蘆果を生じて己を害ひ……己を壞る。比丘等よ猶し驢受

胎して己を害ひ受胎して己を壊るが如く比丘等よ此の如く……己を壊る」。

芭蕉は實りて害はれ竹蘆も實らば亦然く
驢は孕みて死す如く悪人を害ふは恭敬なり

初誦品畢

三—一　その時世尊は大集會に圍遶せられ法を説きて坐したまへり集會には王を交へたり。時に提婆達多は座より起ち上衣を偏袒になし世尊の在す處に合掌を捧げ世尊に白して言へり、「今や世尊は老衰老羸老邁晩年高齢なり世尊よ今は安穏に現法楽住に專らに住し比丘衆を我に付囑したまへ我比丘衆を領理せん」。「止みなん、提婆達多よ比丘衆を領理せんと樂ふ勿れ」。二たび提婆達多は……三たび提婆達多は世尊に白して言へり、「今や世尊は老衰……領理せん」。「提婆達多よ我は舍利弗目犍連にすら比丘衆を付囑せず況や汝[4]六年涎唾を食へる者に於てをや」。時に提婆達
189 多は「世尊は王を交へたる集會に於て我をば涎唾を食へる者と毀訾し舍利弗目犍連を稱讚したまへり」と忿り悦ばずして世尊を敬禮し右遶をなして去れり。此提婆達多の世尊に於ける第一の嫌恨なりき。

二　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ然らば僧伽は提婆達多の

爲に王舍城に於て[5]顯示羯磨を行ひ提婆達多はその本性、前と今と異る、提婆達多の身語に爲す所を以て佛・法・僧なりと見るべからず、唯提婆達多のみなりと見るべしといへ。比丘等よ、此を行ふには次の如くなすべし。聰明有能なる比丘僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば僧伽は提婆達多の爲に王舍城に於て顯示羯磨を行ひ提婆達多はその本性……唯提婆達多のみなりと見るべしといはん。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。僧伽は提婆達多の爲に王舍城に於て顯示羯磨を行ひ、提婆達多はその本性……唯提婆達多のみなりと見るべしといふ。提婆達多の爲に王舍城に於て顯示羯磨を行ひ、提婆達多はその本性……唯提婆達多のみなりと見るべしといふことを聽す具壽は默せよ、聽さざる者は言へ。僧伽は提婆達多の爲に王舍城に於て顯示羯磨を行ひ、提婆達多はその本性……唯提婆達多のみなりと見るべしといふことを已れり。僧伽は聽す……知る』。

時に、世尊は具壽舍利弗に告げて言ひたまへり、「舍利弗よ、然らば汝、王舍城に於て提婆達多を顯示せよ」。「前に我は王舍城に於て提婆達多を讃歎して、ゴーディ子は大神通ありゴーディ子は大威力ありといへり、如何ぞ我、王舍城に於て提婆達多を顯示せんや」。「舍利弗よ、汝は如實に王舍城に於て提婆達多を讃歎して、ゴーディ子は大神

通ありゴーディ子は大威力ありといへるや」。「然なり」。「舍利弗よ此の如く如實に王舍城に於て提婆達多を顯示せよ」。「唯々」と具壽舍利弗は世尊に應へたり。

三　時に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば僧伽は舍利弗を選びて王舍城に於て提婆達多を顯示せしめ、提婆達多はその本性前と今と異る……唯提婆達多のみなりと見るべしといはしめよ。比丘等よ、選ぶには此の如くなすべし。始に舍利弗に請ふべし、請ひて後、聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば僧伽は具壽舍利弗を選びて王舍城に於て提婆達多を顯示せしめ、提婆達多はその本性、前と今と異る……唯提婆達多のみなりと見るべしといはしむべし。此表白なり。僧伽よ、我言を聞け……聽す具壽は……言へ。僧伽は具壽舍利弗を選びて王舍城に於て提婆達多を顯示せしめ、提婆達多にその本性前と今と異る……唯提婆達多のみなりと見るべしといはしむることと爲し已れり……僧伽は聽す……知る」。

具壽舍利弗は選ばれて衆多の比丘と倶に王舍城に入りて王舍城に於て提婆達多を顯示し、提婆達多はその本性前と今と異る……唯提婆達多のみなりと見るべしといへり。無信、無淨心、劣覺の人々は言へり、「此沙門釋子等は嫉妬心あり、提婆達多の

利養恭敬を嫉妬す」。有信、有淨心、賢明、有覺の人々は言へり、「此は些少事に非ざらん、世尊、王舍城に於て提婆達多を顯示せしめたまへばなり」。

四　時に、提婆達多は阿闍世王子の許に到れり到りて阿闍世王子に言へり、「王子よ、往昔の人々は長壽なりしも今は短命なり、汝尚王子にして已に死せんこと此處（ことわり）あるべし。王子よ、然らば汝は父を殺して王となれ我は世尊を殺して佛陀とならん」。

時に、阿闍世王子は「尊提婆達多は大神通大威力あり、尊提婆達多は我所爲を知るならん」と思ひ、腿に利劍を帶して朝、怖畏、倦厭、疑惧、驚愕しつつ疾々に後宮に入れり。後宮の侍從大臣等は阿闍世王子の朝、怖畏、倦厭、疑惧、驚愕して疾々に後宮に入るを見たり、見て捉へたり。彼等は搜求して腿に利劍を帶せるを見て阿闍世王子に言へり、「王子よ、汝は何を爲さんとするや」。「父を殺さんと欲す」。「誰か敎唆せるや」。「尊提婆達多なり」。一類の大臣等は議をなして言へり、「王子を殺し、提婆達多と一切の比丘等とを殺すべし」。一類の大臣等は議をなして言へり、「比丘等を殺すべからず、比丘等は何等罪なし、王子と提婆達多とを殺すべし」。一類の大臣等は議をなして言へり、「王子を殺すべからず、提婆達多と比丘等とをも殺すべからず、王に告ぐべし、王の言の如くなさん」。

191
五　時に、大臣等は阿闍世王子と倶に摩竭國の洗尼瓶沙王の許に到れり到りて摩竭國の洗尼瓶沙王に此義を告げたり。「大臣等は何の議をなすや」。「大王よ、一類の大臣等は議をなして『王子を殺し、提婆達多と一切の比丘等とを殺すべし』と言ひ、一類の大臣等は議をなして『比丘等を殺すべからず、比丘等には何等罪なし、王子と提婆達多とを殺すべし』と言ひ、一類の大臣等は議をなして『王子を殺すべからず提婆達多と比丘等とをも殺すべからず、王に告ぐべし、王の言の如くなさん』」。「佛・法・僧は此を如何になすや。世尊は已に、王舍城に於て提婆達多を顯示せしめ提婆達多はその本性前と今と異る……唯提婆達多のみなりと見るべしといはしめたまへるに非ずや」。此處に議をなして「王子を殺し提婆達多と一切の比丘等とを殺すべし」と言へる大臣等の官を免じ議をなして「比丘等を殺すべからず比丘等は何等罪なし、王子と提婆達多とを殺すべし」と言へる大臣等を下位に置き議をなして「王子を殺すべからず、提婆達多と比丘等とをも殺すべからず、王に告ぐべし、王の言の如くなさん」と言へる大臣等を上位に置けり。

時に、摩竭國の洗尼瓶沙王は阿闍世王子に言へり、「王子よ、如何ぞ汝は我を殺さんと欲するや」。「大王よ、我は王位を得んと欲す」。「王子よ、若し汝、王位を得んと欲せば、汝

に王位を譲らん」。かくて阿闍世王子に王位を譲れり。

六　時に、提婆達多は阿闍世王子の許に到れり、到りて阿闍世王子に言へり、「大王よ、人々に命じて沙門瞿曇の命を奪はしめよ」。時に、阿闍世王子は人々に命じて言へり、「尊提婆達多の言の如くなせ」。

時に、提婆達多は一人に命じて言へり、「友よ、往け、某處に沙門瞿曇住す、その命を奪ひ此道より來れ」。その道に二人を立てて、「此道に一人にて來る者あらばその命を奪ひ此道より來れ」と言ひ、その道に四人を立てて、「此道に二人にて來る者あらばその命を奪ひ此道より來れ」と言ひ、その道に八人を立てて、「此道に四人にて來る者あらばその命を奪ひ此道より來れ」と言ひ、その道に十六人を立てて、「此道に八人にて來る者あらばその命を奪ひて來れ」と言へり。

七　時に、彼一人は劍と楯とを取り弓と箙とを裝ひ世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊の近くにあるや怖畏、俙厭、疑惧、驚愕し身剛直して立てり。世尊は彼人の怖畏俙厭、疑惧、驚愕し身剛直して立てるを見たまへり、見て彼人に言ひたまへり、「友よ、畏るる勿れ」。時に、彼人は劍と楯とを一面に置き弓と箙とを捨てて世尊の在す處に詣れり、詣りて頭面を以て世尊の足を禮して世尊に白して言へり、「我過てり猶し愚者の如

く癡者の如く不善者の如し、我は惡心あり害心ありて此處に詣れるなり。世尊よ、我過を過として受け未來を攝したまへ」。「友よ汝過てり、猶し愚者の如く癡者の如く不善者の如し汝は惡心あり害心ありて此處に詣れるなり。友よ汝は過を過として見、如法に懺悔するが故に我等此を受けん。友よ此、聖者の律の增長なり、過を過として見、如法に懺悔して未來を攝するが故なり」。

時に世尊は彼人の爲に次第して說きたまへり、謂く、施論、戒論、生天論、諸欲の過患、邪害、雜染、出離の功德を說きたまへるなり……乃至……苦、集、滅、道なり。譬へば清淨にして黑點無き布の正しく色を受くるが如く、此の如く即ち其座に於て彼人に遠塵離垢の法眼生じたり、「謂く集法を有するものは悉皆此滅法を有す」と。

時に彼人は已に法を見法を得法を知り法に悟入し疑惑を超え猶豫を除き無畏を得師の教を措きて他に緣ること無く、世尊に白して言へり、「妙なる哉、妙なる哉、譬へば倒れたるを起すが如く、覆はれたるを露はすが如く、迷へる者に道を敎ふるが如く、暗中に燈火を揭げて眼有る者をして色を見せしむるが如く、此の如く世尊は種々の
193 方便を以て法を顯示したまへり。我、此處に世尊と法と比丘衆とに歸依したてまつる、世尊、我を優婆塞として容したまへ、今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」。

時に世尊は彼人に告げて「友よ此道より往く勿れ、此道より往け」と言ひ他の道より往かしめたまへり。

七　時に彼二人は「如何ぞ彼一人の來ること遲きや」といひ、逆行せしに、世尊の一樹下に坐したまへるを見たり、見て世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。彼等の爲に世尊は次第して說きたまへり…乃至…師の教を措きて他に緣ること無く、世尊に白して言へり、「妙なる哉…乃至…世尊我等を優婆塞として容したまへ今日より初めて命終るまで歸依したてまつる」。

時に世尊は彼人等に告げて「友等よ此道より往く勿れ、此道より往け」と言ひ他の道より往かしめたまへり。

時に彼四人は「如何ぞ彼二人の來ること遲きや」といひ……他の道より往かしめたまへり。

時に彼八人は「如何ぞ彼四人の來ること遲きや」といひ……他の道より往かしめたまへり。

時に、彼十六人は「如何ぞ彼八人の來ること遲きや」といひ……「……命終るまで歸依したてまつる」。

九　時に彼一人は提婆達多の許に到れり、到りて提婆達多に言へり、「我は彼世尊の命を奪ひたてまつること能はず、彼世尊は大神通大威力あり」。「友よ、止みなん、汝は沙門瞿曇の命を奪ふべからず我自ら沙門瞿曇の命を奪はん」。

その時、世尊は耆闍崛（ギッヂャクータ）山の背後に經行したまへり。時に、提婆達多は耆闍崛山に上り大石を擲ち、此にて沙門瞿曇の命を奪はんと思へり。兩の山峰相寄りて彼石を支へしも石片落ちて世尊の足より血を出せり。時に、世尊は上を仰ぎ提婆達多に告げて言ひたまへり、「愚人よ汝の非福を積むや多大なり、汝、惡心害心ありて如來の血を出せばなり」。時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、此處に提婆達多は初めて無間業を得たり、惡心害心ありて如來の血を出せばなり」。

一〇　比丘等は聞けり、「提婆達多は世尊を害したてまつらんと企つ」。此處に彼比丘等は世尊の精舍を周りて經行し高聲大聲にて讀誦し世尊を守護覆護衞護せんとせり。世尊は高聲大聲なる讀誦の聲を聞きたまへり、聞きて具壽阿難に告げて言ひたまへり、「阿難よ、高聲大聲なる讀誦の聲は何ぞや」。「比丘等は聞けり、『提婆達多は世尊を害したてまつらんと企つ』。此處に彼比丘等は世尊の精舍を……守護覆護衞護せんとす。世尊よ、此彼高聲大聲なる讀誦の聲なり」。「阿難よ然らば我語を以て彼

比丘等に告げて「師、具壽等を喚びたまふ」と言へ」。「唯々」と具壽阿難は世尊に應へ彼比丘等の許に到れり、到りて彼比丘等に告げて言へり、「師、具壽等を喚びたまふ」。「唯々」と彼比丘等は具壽阿難に應へ、世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、彼比丘等に世尊は言ひたまへり、「比丘等よ、暴力を以て如來の命を奪はんこと處に非ず機あらず。比丘等よ、如來は次第して般涅槃したまふ。比丘等よ、世間に五種の師ありて現在す……〔＝七・二・三―四。「目犍連よ」を「比丘等よ」に改む〕……我智見は弟子等の防護を求めず。比丘等よ、暴力を以て如來の命を奪はんこと處に非ず機あらず。比丘等よ、如來は次第して般涅槃したまふ。比丘等よ、各々精舍に往け比丘等よ、如來は防護すべきに非ず」。

一一　その時、王舍城にナーラーギリと名づくる象あり、暴惡にして能く人を殺す。時に、提婆達多は王舍城に入り象廐に往き象師等に言へり、「我等王族は下位に在る者を上位に置き飲食俸給を増大ならしむることを能くす。然らば、沙門瞿曇、此大道に入れる時、此ナーラーギリ象を放ちて此大道に入れよ」。「唯々」と彼象師等は提婆達多に應へたり。

195 時に世尊は最朝時に下衣を著け鉢衣を持し衆多の比丘等と倶に乞食の爲に王舍

城に入りたまへり。時に、世尊は彼大道に入りたまへり。彼象師等は世尊の此大道に入りたまへるを見たり、見てナーラーギリ象を放ちて彼大道に入れたり。ナーラーギリ象は世尊の遠くより來たまへるを見たり、見て鼻を擧げ耳と尾を竪立して世尊に走り寄れり。彼比丘等はナーラーギリ象の遠くより來るを見たり、見て世尊に白して言へり、「此ナーラーギリ象は暴惡にして能く人を殺す、此大道に入れり、世尊よ、退きたまへ、善逝よ、退きたまへ」。「比丘等よ、畏るる勿れ。比丘等よ、暴力を以て……般涅槃したまふ」。二たび彼比丘等は……三たび彼比丘等は世尊に白して言へり、「此ナーラーギリ象は……善逝よ、退きたまへ」。「比丘等よ……般涅槃したまふ」。

一二　その時、人々は殿樓、樓房、屋上に上りて見たり。此處に無信、無淨心、劣覺の人々は言へり、「端嚴なる大沙門は象に害せられんとす」。有信、有淨心、賢明、有覺の人々は言へり、「龍象の龍象と會合するや久し」。時に、世尊は慈心を以てナーラーギリ象を遍滿したまへり。時に、ナーラーギリ象は世尊の慈心を以て遍滿せられ鼻を垂れて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊の前に立てり。時に、世尊は右手を以てナーラーギリ象の面瘤を摩し偈を以てナーラーギリ象に言ひたまへり。

象よ、龍象に抗する勿れ

象よ、龍象に抗するは苦なり
象よ、若し龍象を殺さば
後世に善趣を得ざるが故なり
酔狂なる勿れ放逸なる勿れ
放逸ならば善趣に往かず
汝こそ善趣に往くべく
此の如く行ふべきなれ

時に、ナーラーギリ象は鼻を以て世尊の足の塵を取り頭上に撒き後に屈して退き、その間世尊を見たてまつれり。時に、ナーラーギリ象は象廐に往き自の處に立てり。

196 此の如くナーラーギリ象は柔和となれり。

その時、人々は偈を唱へたり。

人は杖、鉤鞭を以て調御するに
大仙は刀杖を用ひずして象を御せり

一三 人々は呟き憤り毀れり、「此提婆達多の邪惡不祥なるも甚しい哉、沙門瞿曇は此の如く大神通大威力あるに此を殺さんと企つればなり」。かくて提婆達多の利養

恭敬減じ世尊の利養恭敬増したり。

その時提婆達多は利養恭敬減じたれば衆と倶に家々に索めて食せり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は家々に索めて食するや。誰か善く成ぜるを悦ばざらん誰か嘗味を喜ばざらん」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ提婆達多は衆と倶に家々に索めて食するや」。世尊に此義を告げたり。「提婆達多よ汝衆と倶に家々に索めて食すとは眞實なりや」。「世尊よ眞實なり」。呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ然らば三の義趣あるによりて家々に比丘等三人共食することを制す、〔謂く〕不恥愧人を折伏せんが爲善美比丘の樂住の爲惡欲ある者徒黨によりて僧伽を破することなからしめん爲俗家を哀愍するが爲なり。衆人共食せば❻法の如く治すべし」。

一四　時に提婆達多は倶伽梨迦留羅提舍乾陀驃三聞達多の許に到れり到りて倶伽梨迦留羅提舍乾陀驃三聞達多に言へり、「友等よ我等沙門瞿曇の僧伽を破し❼輪を破せん」。此の如く言へるに倶伽梨は提婆達多に言へり、「友よ沙門瞿曇は大神通大威力あり。如何ぞ我等沙門瞿曇の僧伽を破し輪を破せんや」。「友等よ我等沙門瞿曇の許に到りて五事を請ひて言はん、『世尊は無數の方便を以て小欲知足漸損頭陀信心、

197

損減、發勤を稱讃して說きたまふ。此處に五事あり、無數の方便を以て少欲、知足、漸損、頭陀信心損減、發勤に資す。願はくば比丘等は盡形壽、林住すべく、村邑に入らば罪とせられん。盡形壽乞食すべく、請食を受けなば罪とせられん。盡形壽、糞掃衣を著くべく、居士衣を受けなば罪とせられん。盡形壽樹下に坐すべく、屋内に到らば罪とせられん。盡形壽、魚肉を食はざるべく、魚肉を食はゞ罪とせられん」。沙門瞿曇は此[8]五事を許さゞらん。我等、此五事を以て衆人に告げん。友等よ、此五事を以て沙門瞿曇の僧伽を破し輪を破するを得ん。友等よ、人々は質素を信樂すればなり」。

一五　時に提婆達多は衆と倶に世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して提婆達多は世尊に白して言へり、「世尊は無數の方便を以て小欲……魚肉を食はゞ罪とせられん」。「止みなん、提婆達多よ、若し欲せば常時林住すべく若し欲せば村邑に住すべし。若し欲せば常時乞食すべく若し欲せば請食を受くべし。若し欲せば常時糞掃衣を著くべく若し欲せば居士衣を受くべし。提婆達多よ、我は、八月樹下に坐臥するを許し、不見不聞不疑の三事清淨ならば魚肉を許せり」。

時に、提婆達多は「世尊は此五事を許したまはず」と知り、歡喜踊躍して衆と倶に座より起ち世尊を敬禮し右遶をなして去れり。

時に、提婆達多は衆と倶に王舍城に入りて五事を以て衆人に告げて言へり、「友等よ、我等は沙門瞿曇の許に到り五事を請ひて言へり、『世尊は無數の方便を以て少欲……魚肉を食はゞ罪とせられん』。沙門瞿曇は此五事を許さず。我等は此五事を持して住す」。

一六　此處に無信、無淨心、劣覺の人々は言へり、「此沙門釋子等は頭陀を行じ漸損にして住す沙門瞿曇は奢侈にして奢侈を念とす」。有信、有淨心、賢明、有覺の人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ提婆達多は世尊の僧伽を破し輪を破せんと企つるや」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ提婆達多は僧伽を破し輪を破せんと企つるや」。

時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「提婆達多よ、汝僧伽を破し輪を破せんと企つるとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。「止みなん、提婆達多よ、破僧を喜ぶ勿れ、提婆達多よ、破僧は重〔罪〕なり。提婆達多よ、和合僧を破せば一劫の罪過を積み一劫、地獄に煮られん。提婆達多よ、破せる僧伽を和合せしめば梵福を積み一劫、天上に樂しまん。止みなん、提婆達多よ、破僧を喜ぶ勿れ、提婆達多よ、破僧は重〔罪〕なり」。

一七　時に、具壽阿難は晨朝時に下衣を著け鉢衣を持して乞食の爲に王舍城に入れ

り。提婆達多は具壽阿難乞食の爲に王舍城を歩むを見たり、見て具壽阿難の許に到れり、到りて具壽阿難に言へり、「阿難よ、我は今日より世尊と別れ比丘衆と別れて布薩を行ひ僧伽の羯磨を行はんとす」。時に、具壽阿難は乞食の爲に王舍城を歩み食後乞食より還りて世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽阿難は世尊に白して言へり、「此處に我晨朝時に下衣を著け鉢衣を持し乞食の爲に王舍城に入れり。提婆達多は我の乞食の爲に王舍城を歩むを見たり、見て我の許に到りて我に言へり、『阿難よ、我は今日より……僧伽の羯磨を行はんとす』。提婆達多は今日僧伽を破せんとす」。時に、世尊は此義を知り此時に於て自慶を説きたまへり。

善人の善をなすは易く
惡人の善をなすは難し
惡人の惡をなすは易く
聖者の惡をなすは難し

第二誦品畢

199
四—一 時に、その日は布薩なりき。提婆達多は籌を取らしめて言へり、「友等よ、我

等沙門瞿曇の許に到り五事を請ひて言へり、「世尊は無數の方便を以て少欲……魚肉を食はゞ罪とせられん」。沙門瞿曇は此五事を許さず。我等は此五事を持して住す。此五事を聽す具壽は籌を取れ」。

その時、毘舍離の跋耆子の比丘五百人あり、新參にして事を辨ぜず、彼等は、此法なり、此、律なり、此、師の敎なりと思ひ籌を取れり。時に、提婆達多は僧伽を破し五百人の比丘を將ゐて象頭山(ガヤーシーサ)に向つて去れり。

時に、舍利弗、目犍連は世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽舍利弗は世尊に白して言へり、「提婆達多は僧伽を破し五百人の比丘を將ゐて象頭山に向つて去れり」。「舍利弗等よ、汝等、彼新參比丘等に於て悲心なからんや。舍利弗等よ、彼比丘等の未だ懊惱に墮せざる間に往け」。「唯々」と舍利弗、目犍連は世尊に應へ、座より起ち世尊を敬禮し右遶をなし象頭山に到れり。

その時、一人の比丘あり、世尊の近くにあり、啼泣して立てり。時に、世尊は彼比丘に言ひたまへり、「比丘よ、汝は如何ぞ啼泣するや」。「舍利弗、目犍連は世尊の第一弟子なるに而も提婆達多の許に往き提婆達多の法を喜ぶ」。「比丘よ、舍利弗、目犍連にして提婆達多の法を喜ばんこと處(ことわり)に非ず機あらず。彼等は比丘等を說得せんが爲に往け

るなり」。
二　その時、提婆達多は大衆に圍遶せられ法を説きて坐せり。提婆達多は舍利弗、目犍連の遠くより來るを見たり、見て比丘等に告げて言へり、「比丘等よ、見よ、我の法を説くや此の如く善し。舍利弗、目犍連は沙門瞿曇の第一弟子なり、而も我許に來り我法を喜ぶ」。此の如く言へるに倶伽梨は提婆達多に言へり、「提婆達多よ、舍利弗、目犍
200 連を信頼する勿れ、舍利弗、目犍連は悪欲あり、悪欲に隨ふ」。「止みなん、友よ彼等の來るは善し、我法を喜べばなり」。

時に、提婆達多は具壽舍利弗に半座を分ち招きて言へり、「舍利弗よ、此處に坐せ」。「止みなん、友よ」と言ひ具壽舍利弗は一の座を取りて一面に坐せり。具壽目犍連も亦一の座を取りて一面に坐せり。

時に提婆達多は夜分多く比丘等の爲に法を説きて教示し勸導し讃勵し慶喜せしめ、具壽舍利弗に勸請して言へり、「舍利弗よ、比丘衆は已に惛沈睡眠を離れたり、舍利弗よ、比丘等の爲に説法せよ、我背痛めり、息まん」。「唯々」と具壽舍利弗は提婆達多に應へたり。時に、提婆達多は僧伽梨を四疊し右脇して臥せり。彼は疲極し妄念不正知にして須臾にして睡れり。

三　時に、具壽舍利　記心神變教誡の説法をなして比丘等を教導教誡し、具壽摩訶目犍連は神通神變教誡の説法をなして比丘等を教導教誡せり。時に比丘等は具壽舍利弗の記心神變教誡と摩訶目犍連の神通神變教誡とによりて教導教誡を受け遠塵離垢の法眼を得たり、「謂く集法を有するものは悉皆此滅法を有すと。時に具壽舍利弗は比丘等に告げて言へり、「友等よ世尊の許に往かん、世尊の法を喜ぶ者は來れ」。時に、舍利弗目犍連は彼五百人の比丘と倶に竹林に到れり。

時に拘伽梨は提婆達多を起して言へり、「提婆達多よ起きよ、舍利弗目犍連は彼比丘等を將ゐて去れり。提婆達多よ我汝に言へるには非ずや、「提婆達多よ、舍利弗目犍連を信頼する勿れ、舍利弗目犍連は惡欲あり惡欲に隨ふ」」。時に提婆達多は即ち其處に於て口より熱血を吐けり。

201
四　時に、舍利弗目犍連は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽舍利弗は世尊に白して言へり、「願はくば破僧に隨へる比丘等をして更に具足戒を受けしめん」。「止みなん、舍利弗よ、破僧に隨へる比丘等をして更に具足戒を受けしめんと樂ふ勿れ。舍利弗よ然らば破僧に隨へる比丘等に偷蘭遮悔過をなさしめよ。舍利弗よ提婆達多は汝を如何にせしや」。「世尊は夜分多く比丘

等の爲に法を說きて教示し勸導し讃勵し慶喜せしめて我に勸請して言ひたまふ、「舍利弗よ、比丘衆は已に惛沈睡眠を離れたり、舍利弗よ比丘等の爲に說法せよ、我背痛めり、息まん」。此の如く提婆達多はなせり」。

五　時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり。

「比丘等よ過去世に空閑處に大池水ありき。衆象此によりて住せり。彼等は池水に入り鼻を以て藕根を拔取し善く洗ひて泥を去り嚼みて食へり。彼等は此によりて光澤を得氣力を得、爲に死を受けず、致死の苦を受けざりき。比丘等よ、彼大象に倣ひて小象は彼池水に入り鼻を以て藕根を拔取し善く洗はず泥を合せ嚼みて食へり。彼等は此によりて光澤を得ず氣力を得ず、爲に死を受け致死の苦を受けたり。比丘等よ、此の如く提婆達多は我に倣ひ困苦して死せん」。

大地を擕し藕を食し水中に夜を徹する大龍[9]に〔倣ひ〕
泥を食へる小象の如く我に倣ひ困苦して死せん。

六　「比丘等よ、八分を具足せる比丘は使命を受けて往くに適ふ。何をか八となすや。比丘等よ、此處に比丘あり、能く聞き、能く說き、能く學び、能く持し、能く解し、能く解を與へ、助伴と非助伴とを〔知る〕に〔善巧〕にして、鬪諍をなさず。比丘等よ、此の如き八分を具

足せる比丘は使命を受けて往くに適ふ。比丘等よ、八分を具足せる舎利弗は使命を受けて往くに適ふ。何をか八となすや。比丘等よ、此處に舎利弗は能く聞き、能く説き……鬪諍をなさず。比丘等よ、此の如き八分を具足せる舎利弗は使命を受けて往くに適ふ」。 202

暴言の集會に往きて懼れず
言を止めず教を覆はず
説くに疑惑なく問はれて忿らず
此の如き比丘等は使命を受けて往くに適ふ

七「比丘等よ、八非法に蔽はれ心捉はれたる提婆達多は惡趣地獄に墮して一劫住し救ふべからず。何をか八となすや。比丘等よ、提婆達多は利に蔽はれ心捉はれ惡趣地獄に墮して一劫住し救ふべからず……衰に……稱に……譏に……敬に……不敬に……惡欲に……惡友に蔽はれ……救ふべからず。比丘等よ、此の如き八非法に蔽はれ……救ふべからず。比丘等よ、須く已生の利を敗りて住すべし、已生の衰、已生の稱、已生の譏、已生の敬、已生の不敬、已生の惡欲、已生の惡友を敗りて住すべし。比丘等よ、⑩何の義趣によるが故に比丘は已生の利を敗りて住すべきや、已生の衰……已生の

惡友を敗りて住すべきや。比丘等よ、已生の利を敗らずして住さば苦惱熱煩の諸漏生ずべく、已生の利を敗りて住さば此の如く彼苦惱熱煩の諸漏生ぜず。比丘等よ、已生の衰を……已生の惡友を敗らずして住さば苦惱熱煩の諸漏生ずべく、已生の惡友を敗りて住さば此の如く彼苦惱熱煩の諸漏生ぜず。比丘等よ、此義趣によるが故に比丘は已生の利を敗りて住すべく已生の衰を……已生の惡友を敗りて住すべし。故に比丘等よ、「我等已生の利を敗りて住さん已生の衰を……已生の惡友を敗りて住さん」と此の如く比丘等よ學すべし」。

「比丘等よ、三非法に蔽はれ心捉はれたる提婆達多は惡趣地獄に墮して一劫住し救ふべからず。何をか三となすや。〔謂く〕惡欲と、惡友と、下劣の殊勝證得の故に途中、廢せるとなり。比丘等よ、此の如き三非法に蔽はれ……救ふべからず」。

八　世間に惡欲者生[11]ずること勿れ
今[12]〔說く所により〕惡欲者の趣を知れ
我聞く、提婆達多は賢者と知られ
已修性と許され名稱赫々たりき
彼放逸を行ひ[13]彼如來を輕侮し

恐怖すべく四門ある無間地獄に墮せり
汚なく惡業をなさゞる者を障害なし
惡心あり恭敬なき者は邪惡に敵はる
毒壺を以て海を汚さんと思ふも
汚すべからず、海は[14]怖畏すべく大なり
此の如く如來は成就し心寂靜なれば
論を以て害さんとするも論は增長せず
賢者は此人を友とし此人に事へよ
比丘若し此人の道に隨はゞ苦の滅盡を得ん

五―一　時に、具壽優波離は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽優波離は世尊に白して言へり、[15]「僧諍、僧諍と名づくるは、何か僧諍にして破僧に非ざるや、何か僧諍にして而も破僧なりや」。「優波離よ、一方に一人あり他方に二人あり、第四人唱言して籌を取らしめ、此は法なり、此は律なり、此は師の敎なり、此を取り此を信樂せよといふ。優波離よ、此の如きは僧諍にして破僧には非

ず。優波離よ、一方に二人あり、第五人唱言して……優波離よ、一方に二人あり、他方に三人あり、第六人唱言して……優波離よ、一方に三人あり、他方に三人あり、第七人唱言して……優波離よ、一方に三人あり、他方に四人あり、第八人唱言して籌を取らしめ、此は法なり、此は律なり、此は師の敎なり、此を取り此を信樂せよといふ。優波離よ此の如きは僧諍にして破僧には非ず。優波離よ、一方に四人あり、他方に四人あり、第九人唱言して……優波離よ、此の如きは僧諍にして而も破僧なり。優波離よ、九人若しくは九人に過ぐるは僧諍にして而も破僧なり。優波離よ、比丘尼は破〔僧〕を企つるも破僧ならず。式叉摩那……沙彌は……沙彌尼は……優婆塞は……優婆夷は破〔僧〕を企つるも破僧ならず。優波離よ、同住にして同境界にある眞の比丘、僧を破す」。

二 「破僧、破僧と名づくるは、何をか僧破せりとなすや」。「優婆離よ、此處に比丘等あり、非法を法と説き、法を非法と説き、非律を律と説き、律を非律と説き、如來の所説所言に非ざるを如來の所説所言と説き、如來の所説所言を如來の所説所言に非ずと説き、如來の常所行法に非ざるを如來の常所行法と説き、如來の常所行法を如來の常所行法に非ずと説き、如來の所制に非ざるを如來の所制と説き、如來の所制を如來の所制に

205

非ずと説き、無罪を罪と説き、罪を無罪と説き、軽罪を重罪と説き、重罪を軽罪と説き、有餘罪を無餘罪と説き、無餘罪を有餘罪と説き、麤罪を麤罪に非ずと説き、麤罪に非ざるを麤罪と説く。彼等、此十八事を以て[16]誘ひ惑はし不共の布薩を行ひ不共の自恣を行ひ不共の僧伽羯磨を行ふ。優波離よ、此を僧破せりとなす」。

三「僧和合、僧和合と名づくるは何をか僧和合すとなすや」。「優波離よ、此處に比丘等あり、非法を非法と説き、法を法と説き……麤罪に非ざるを麤罪に非ずと説く。彼等、此十八事を以て誘はず惑はさず不共の布薩を行はず不共の自恣を行はず不共の僧伽羯磨を行はず。優波離よ、此を僧和合すとなす」。

四「和合僧を破さば何をか積むや」。「優波離よ、和合僧を破さば一劫住する罪過を積み一劫、地獄に煮らる」。

　破僧者は悪趣地獄に往き一劫住し
　部衆を喜び非法に住する者は安穏を得ず
　和合僧を破さば一劫、地獄に煮らる

「破僧を和合せしめば何をか積むや」。「優波離よ、破僧を和合せしめば梵福を積み一劫、天上に楽しむ」。

僧伽の和合と和合者の攝受とは樂なり。

和合を喜び法に住する者は安穩を失はず

僧伽を和合せしめば、一劫天上に樂しむ

五　「破僧者にして惡趣地獄に往き一劫住して救ふべからざる者ありや」。「優波離よ、破僧者にして惡趣地獄に往き一劫住して救ふべからざる者あり」。「破僧者にして惡趣地獄に往かず一劫住せず救ふべき者ありや」。「優波離よ、破僧者にして惡趣地獄に往かず一劫住せず救ふべき者あり」。

「如何なる破僧者か惡趣地獄に往き一劫住して救ふべからざるや」。「優波離よ、此處に比丘あり、非法を法と説き此を非法なりと見、破僧を非法なりと見、見を堅持し忍を堅持し喜を堅持し修を堅持して唱言し籌を取らしめ、此は法なり、此は律なり、此は師の敎なり、此を取り此を信樂せよといふ。優波離よ、此の如き破僧者は惡趣地獄に往き一劫住して救ふべからず。優波離よ、また比丘あり、非法を法と説き此を非法なりと見、破僧を法なりと見……救ふべからず。優波離よ、また[17]比丘あり、非法を法と説き此を法なりと見、破僧に疑を生じ……此を法なりと見、破僧を非法なりと見……此を法なりと見、破僧に疑を生じ……此に疑を生じ破僧を非法なりと見……此に疑を生

じ破〔僧〕を法なりと見…… 此に疑を生じ破〔僧〕に疑を生じ…… 救ふべからず」。

206 六 「如何なる破僧者か惡趣地獄に往かず一劫住せず救ふべきや」。「優波離よ、此處に比丘あり、非法を法と說き此を法なりと見、破〔僧〕を法なりと見、見を堅持せず忍を堅持せず喜を堅持せず修を堅持せずして唱言し籌を取らしめ、此は法なり、此は律なり、此は師の敎なり、此を取り此を信樂せよといふ。優波離よ、此の如き破僧者は惡趣地獄に往かず一劫住せず救ふべし。優波離よ、また法を非法と說き…… 麤罪に非ざるを麤罪と說き此を法なりと見、破〔僧〕を法なりと見…… 救ふべし」。

第三誦品畢

此に攝頌あり。

(一)阿奴夷、著名、柔軟にして〔出〕家を〔欲〕せず
耕、播種、漑水、排水、除草、刈、收穫
堆打〔穀〕、〔除〕稾、〔除〕籾、簸藏
當來にも盡きず、父も祖父も
(二)跋提、阿那律、阿難、婆咎、金毘羅

(三)釋子慢、(四)拘睒彌、(神通を)失ふ、(五)迦休
(六)顯示(羯磨)、(七)父、(八)人、(九)ナーラーギリ
(一〇)三人(共食)、(一一)五事、(一二)重罪、(一三)破(僧)、偷蘭遮
(一四)三種の八分、(一五)三(非法)、(一六)僧(諍)、(一七)破(僧)、(一八)有無

註 ❶「我汝と俱に」。朋友に對する愛情より突嗟に我、汝と俱に出家せんと言はんとせるも心は王位の吉祥に對する貪愛に惹かれて我、汝と俱にとのみ言ひ殘餘を言ふを得ざりしなり(原註)。

❷「何人」。底本 kiṁ をシャム本によりて kaṁ と改む。

❸「鼻の隆起を壞る」。nāsāyaṁ pittaṁ bhindeyyuṁ 在來の譯は各異る。漢譯を按ずるに、「狗の鼻を打つ」と解するを妥當とすべきが如し。pitta は piṭha の轉、隆盛、繁榮の義なり。

❹「六年涎唾を食へる者」。罵詈の言なり、漢譯五分律に「食涎唾」とあり。

❺「顯示羯磨」。その言動の佛敎に非ざる旨を宣言公示するなり、通常列擧する羯磨の數になし。

❻「法の如く治す」。波逸提第三十二に當る(南傳大藏經第二卷一一三頁)。

❼「輪を破す」。漢譯十誦律に「壞轉法輪」といふ。

❽「五事」の二語底本に脫落す。

❾「大龍」。この原語 mahāvarāha は大猪の義なれど註釋家は「大龍」mahānāga と釋す。

❿「何の」。底本 kiṁ をシャム本によりて kaṁ と改む。

⑪「生ず」。底本 udapajjatha をシャム本により upapajjatha と改む。

⑫「今〔說く所〕」。底本 amināpi をシャム本により imināpi と改む。

⑬「彼如來を輕侮」。底本一語をシャム本により分つて āsajjanaṁ と讀む。

⑭「怖畏すべき」。底本 bhasmā をシャム本により bhesmā と改む。

⑮「憎諍」。大品(南傳大藏經第三卷五八九頁)にては「僧伽をして塵垢ならしむ」と譯せり。今は簡略なる譯語を依用す。

⑯「誘ひ惑はす」。底本 apakāsanti avapakāsanti シャム本 apakassanti avapakāsanti 此二語は未だ詳にせず。兩語共に語根は √kṛṣ なるべくその前綴は ava 及 vaya (<vyava) なるべし。但し漢譯十誦律に「敎」と「折伏」とあるを見れば前者の語は或は pakāsenti とあるべきか。若し然らば次節の否定辭は省くべし。

⑰「比丘」の一語底本に脫落す。

SC: Vattakkhandhaka

第八　儀法犍度

一―一　その時佛世尊は舍衞城祇樹林給孤獨園に住したまへり。その時、客比丘等は履を著けて僧園に入り、傘蓋を持して僧園に入り、頭上に衣を載せて僧園に入り、飲用水を以て足を洗ひ、年長の舊比丘を敬禮せず、臥坐處を問はざりき。

一人の客比丘あり、無住なる精舍の楔を外し戸を開き急遽に入れり、梁上より肩に蛇落ちたり、彼は怖れて聲を擧げたり。比丘等走り來りて彼比丘に言へり、「友よ、如何ぞ聲を擧げたるや」。時に、彼比丘は比丘等に此義を告げたり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ客比丘等は履を著けて僧園に入り、傘蓋を持して僧園に入り……飲用水を以て足を洗ひ、年長の舊比丘を敬禮せず、臥坐處を問はざるや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、客比丘等履を著けて僧園に入り傘蓋を持して……臥坐處を問はずとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ客比丘等は履を著けて僧園に入り……問はざるや。比丘

等よ、此は未信者をして……呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば客比丘の儀法を制し客比丘等をして行はしめん。

二　比丘等よ、客比丘は將に僧園に入らんとして履を脱ぎ下に置きて叩きて持し、傘蓋を下し、頭の被覆を外し、衣を肩に載せ、善く遽てずして僧園に入るべし。僧園に入らば舊比丘等は何處に退けるやと觀察すべし。舊比丘等の退ける勤行堂、廷堂、樹下に往き一面に鉢を置き、一面に衣を置き、相稱の座を取りて坐すべし。飲用水を問ひ用水を問ひて何れが飲用水、何れが用水なりやといふべし。若し飲用水を須ゐば飲用水を取りて飲み、若し用水を須ゐば用水を取りて足を洗ふべし。足を洗ふには一の手を以て水を灑ぎ他の手を以て足を洗ふべし、一の手を以て水を灑ぎ而もその手を以て足を洗ふべからず。履を拭ふ布を問ひて履を拭ふべし。履を拭ふには始に乾ける布を以て拭ひ後に濕れたる布を以てすべし。履を拭ふ布を洗ひて一面に置くべし。若し舊比丘年長ならば敬禮すべし、若し新參ならば敬禮せしむべし。臥坐處を問ひ何れの臥坐處を得るやといふべし。有住無住を問ふべし。親近を問ひ非親近を問ふべし。❶學地認定の家を問ふべし。大便所を問ふべし。小便所を問ふべし。飲用水を問ふべし。用水を問ふべし。杖を問ふべし。僧伽の約定所を問ひ何

時入り何時出づべきやといふべし。

三　若し精舍無住ならば戸を叩き須臾待ち楔を外し戸を開き外に立ちて窺ふべし。若し精舍塵に汚れ床に床を載せ小床に小床を載せ臥坐具を上に積みてあらば若し能くせば浄むべし。精舍を浄むるには先づ地上の敷具を出して一面に置くべし。床脚を出して一面に置くべし。褥と枕とを出して一面に置くべし。座具の敷具を出して一面に置くべし。床を下に置き戸、楣に衝突せざるやうに善く出して一面に置くべし。小床を下に置き戸、楣に衝突せざるやうに善く出して一面に置くべし。唾壺を出して一面に置くべし。凭板を出して一面に置くべし。若し精舍に蛛網あらば觀察して始めて拂ふべし。窓と隅々とを掃除すべし。若し紅土子に塗れる壁、塵に汚れたらば雜巾を濕し絞りて拭ふべし。若し黒色に作せる地、塵に汚れたらば雜巾を濕し絞りて拭ふべし。若し工作せざる地ならば水を撒布して掃除し精舍塵の爲に汚るることなからしむべし。塵を集めて一面に棄つべし。

四　地上の敷具を乾し、浄め打ち、運び入れ、故の如く敷くべし。床脚を乾し、掃ひ、運び入れ故の處に置くべし。床を乾し、浄め、打ち、下に置き、戸、楣に衝突せざるやうに善く運び入れて故の如く敷くべし。小床を乾し、浄め、打ち、下に置き、戸、楣に衝突せざるや

うに善く運び入れて故の如く敷くべし。褥と枕とを乾し、浄め、打ち、運び入れて故の如く敷くべし。坐具の敷具を乾し、浄め、打ち、運び入れて故の如く敷くべし。唾壺を乾し、拭ひ、運び入れ、故の處に置くべし。凭板を乾し、拂ひ、運び入れて故の處に置くべし。

五　鉢衣を藏むべし。鉢を藏むるには一手に鉢を取り他手を以て床の下、若しくは小床の下を摩觸して後鉢を藏むべし、露地に鉢を置くべからず。上衣を藏むるには一手に上衣を取り他手を以て衣架若しくは衣綱を拂ひ端を外に襞を内にして上衣を藏むべし。

若し東方より塵風吹かば東の窓を閉づべし。若し西方より……北方より……南方より塵風吹かば南の窓を閉づべし。若し寒時ならば晝は窓を開き夜は閉づべし。若し暑時ならば晝は窓を閉ぢ夜は開くべし。

210 若し房、塵に汚れたらば房を掃除すべし。若し門屋、塵に汚れたらば門屋を掃除すべし。若し勤行堂、塵に汚れたらば勤行堂を掃除すべし。若し火堂、塵に汚れたらば火堂を掃除すべし。若し厠房、塵に汚れたらば厠房を掃除すべし。若し飲用水なくば飲用水を備ふべし。若し用水なくば用水を備ふべし。若し灑瓶に水なくば灑瓶

に水を灑ぐべし。

比丘等よ、此、客比丘の儀法なり、此の如く客比丘等は行ふべし」。

二—一　その時、舊比丘等は客比丘等を見ても床座を設けず、洗足水、足臺、足布を置かず、迎逆して鉢衣を取らず、水を要するやと問はず、年長の客比丘等を敬禮せず、臥坐處を設けざりき。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ舊比丘等は客比丘等を見ても床座を設けず……臥坐處を設けざるや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば舊比丘の儀法を制し舊比丘等をして行はしめん。

二　比丘等よ、舊比丘は年長の客比丘を見ば床座を設くべし、洗足水、足臺、足布を置くべし、迎逆して鉢衣を取るべし、水を要するやと問ふべし、若し能くせば履を拭ふべし。履を拭ふには始に乾ける布を以て拭ひ後に濕れたる布を以てすべし。履を拭ふ布を洗ひて一面に置くべし。客比丘を敬禮すべし、臥坐處を設け此を汝の臥坐處とすといふべし。有住無住を告ぐべし。親近を告げ非親近を告ぐべし。學地認定の家を告ぐべし。大便所を告ぐべし。小便所を告ぐべし。飲用水を告ぐべし。用水を

告ぐべし。杖を告ぐべし。僧伽の約定所を告げ此時に入り此時に出づべしといふべし。

211 三　若し新參ならば坐して告げ此處に鉢を置き此處に上衣を置き此座に坐せといふべし。飲用水を告ぐべし。用水を告ぐべし。履を拭ふ布を告ぐべし。客比丘をして敬禮せしむべし。臥坐處を告げ此を汝の臥坐處とすといふべし。有住無住を告ぐべし。親近を……此時に出づべしといふべし。

比丘等よ、此舊比丘の儀法なり此の如く舊比丘等は行ふべし」。

三―一　その時、遠行比丘等は木具土具を藏めず、戶、窓を開き、臥坐處を托せずして去り、木具土具損じ臥坐處に護なかりき。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ遠行比丘等は……去るや、木具土具損じ臥坐處に護なし」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ然らば遠行比丘の儀法を制し遠行比丘等をして行はしめん。

二　比丘等よ、遠行比丘は木具土具を藏め、戶、窓を閉ぢ、臥坐處を托して去るべし。若

し比丘なくば沙彌に托すべし。若し沙彌なくば守園人に托すべし。若し比丘、沙彌、守園人なくば四の石を置きて床を敷き、床に床を載せ、小床に小床を載せ、臥坐具を上に積み、木具土具を藏め、戸、窓を閉ぢて去るべし。

三　若し精舍雨漏らば、若し能くせば葺くべし。若しくは努めて精舍を葺かしむべし。若し此の如くにして得ば善し、若し得ずば雨漏らざる處に四の石を置きて床を敷き、床に床を載せ、小床に小床を載せ、臥坐具を上に積み、木具土具を藏め、戸、窓を閉ぢて去るべし。若し總じて精舍雨漏らば、若し能くせば臥坐具を村邑に運ぶべし。若しくは努めて臥坐具を村邑に運ばしむべし。若し此の如くにして得ば善し、若し得ずば露地に四の石を置きて床を敷き、床に床を載せ、小床に小床を載せ、臥坐具を上に積み、木具土具を藏め、草葉を以て覆ひ一分にても殘れかしと「願ひて」去るべし。

比丘等よ、此、遠行比丘の儀法なり、此の如く遠行比丘等は行ふべし」。

四—一　その時、比丘等は食堂に於て隨喜せざりき。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門釋子等は食堂に於て隨喜せざるや」。比丘等は彼人々の……毀るを聞けり。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。時に、世尊は此縁により此時に於て說法を

なし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、食堂に於て随喜することを許す」。

時に、比丘等に思念生じたり、「何人か食堂に於て随喜すべきや」。世尊に此義を告げたり。時に、世尊は此縁により此時に於て説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、長老比丘、食堂に於て随喜することを許す」。

その時、一群の人々僧次食を行ひ、具壽舍利弗、僧伽の長老なりき。比丘等は「世尊は長老比丘、食堂に於て随喜することを許したまへり」とて具壽舍利弗を唯一人殘して去れり。時に、具壽舍利弗は彼人々に感謝し後に一人往けり。世尊は具壽舍利弗の遠くより來るを見たまへり見て具壽舍利弗に告げて言ひたまへり、「舍利弗よ、食は豐富なりしや」。「食は豐富なりき。然れども比丘等は我を唯一人殘して去れり」。時に、世尊は此縁により此時に於て説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、食堂に於て四五の長老隨長老の比丘、待つことを許す」。その時、一人の長老あり、食堂にて用便を待てり、彼は大便を堪へて悶絶せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し事ある時は次後の比丘に告げて去ることを許す」。

213 二　その時、六群比丘は上衣下衣齊整ならず威儀具足せずして食堂に往き傍に出でて長老比丘等の前に往き、長老比丘等を侵害して坐し、新參比丘等の座を奪ひ、僧伽梨

を擴げて屋内に坐せり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘等は上衣下衣……往き……坐し……奪ひ……坐するや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘等は上衣下衣……坐すとは眞實なりや」。「世尊よ眞實なり」。呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば比丘等の食堂の儀法を制し比丘等をして食堂に於て行はしめん。

三　若し僧園にありて時到れるを告げらるる時は[2]三輪を覆ひ遍く下衣を著け帯を結び、僧伽梨を疊みて纒ひ、紐を結び鉢を洗ひて持し、善く遽てずして村邑に入るべし。傍に出でて長老比丘等の前に往くべからず。善く身を覆ひて屋内を往くべし。善く身を攝して屋内を往くべし。眼を地に向けて屋内を往くべし。衣を偏抄して屋内を往くべからず。[3]戯笑して屋内を往くべからず。高聲にして屋内を往くべからず。身を搖りて屋内を往くべからず。臂を搖りて屋内を往くべからず。頭を搖りて屋内を往くべからず。叉腰して屋内を往くべからず。頭を覆ひて屋内を往くべからず。蹲行して屋内を往くべからず。善く身を覆ひて屋内に坐すべし。善く身を攝して屋内に坐すべし。眼を地に向けて屋内に坐すべし。衣を偏抄して屋内に坐すべからず。戯笑して屋内に坐すべからず。高聲にして屋内に坐すべからず。

身を揺りて屋内に坐すべからず。臂を揺りて屋内に坐すべからず。頭を揺りて屋内に坐すべからず。叉腰して屋内に坐すべからず。頭を覆ひて屋内に坐すべからず。拊肩して屋内に坐すべからず。長老比丘を侵害して坐すべからず。新參比丘の座を奪ふべからず。僧伽梨を擴げて屋内に坐すべからず。

四　水を受くる時は兩手にて鉢を持して水を受くべし。下に置き善く衝突せざるやうにして洗ふべし。若し受水者あらば下に置きて受水器に水を灌ぐべく、受水者に水を掛くべからず、周圍の比丘等に水を掛くべからず、僧伽梨に水を掛くべからず。若し受水者なくば下に置き地上に水を灌ぐべく、周圍の比丘等に水を掛くべからず、僧伽梨に水を掛くべからず。飯を受くる時は兩手にて鉢を持して飯を受くべし。羹の餘地を存すべし。若し酥、油、添味あらば長老は言ふべし、「一切の人に等しく供せよ」。一心に食を受くべし。鉢を想念して食を受くべし。羹に等しく食を受くべし。鉢に溢れざる食を受くべし。一切の人飯を受け已らずば長老食すべからず。

五　一心に食を食すべし。鉢を想念して食を食すべし。順次に食を食すべし。羹に等しく食を食すべし。中央より壓して食を食すべからず。更に得んと欲して羹、添味を飯を以て覆ふべからず。羹、飯を己の爲に乞ひて食すべからず、但し病者を除

く。嫌心ありて他人の鉢を視るべからず。過大の飯塊を作るべからず。圓形の食團を作るべし。飯球を近づけずして口を開くべからず。食ふ時手を總て口中に入るるべからず。飯塊を口に含みて語るべからず。食を口に投じて食すべからず。飯塊を嚙りて食すべからず。頰を脹して食すべからず。手を振りて食すべからず。飯粒を撒きて食すべからず。舌を吐きて食すべからず。唼唼と聲を作して食すべからず。聲を作して吸食すべからず。手を舐めて食すべからず。鉢を舐めて食すべからず。唇を舐めて食すべからず。汚手を以て水瓶を取るべからず。

六　一切の人食し已らざれば長老水を受くべからず。水を受くる時は兩手にて鉢を持して水を受くべし。下に置き善く衝突せざるやうにして鉢を洗ふべし。若し受水者あらば下に置きて受水器に水を灌ぐべく、受水者に水を掛くべからず、周圍の比丘等に水を掛くべからず、僧伽梨に水を掛くべからず。若し受水者なくば下に置き地上に水を灌ぐべく、周圍の比丘等に水を掛くべからず、僧伽梨に水を掛くべからず。飯粒あらば鉢の洗水を屋內に棄つべからず。還るには新參比丘前に還るべく

215 長老後にすべし。善く身を覆ひて屋內を往くべし。善く身を攝して……蹲行して屋內を往くべからず。

比丘等よ、此比丘等の食堂の儀法なり、此の如く比丘等は食堂に於て行ふべし」。

初誦品(畢)

五—一　その時、乞食比丘等は上衣下衣齊整ならず威儀具足せずして乞食に往き、觀察せずして家に入り、觀察せずして出で急遽として入り、急遽として出で、甚しく遠くに立ち、甚しく近くに立ち、甚しく久く立ち、甚しく速かに還れり。

一人の乞食比丘あり、觀察せずして家に入り門なり思ひて後室に入れり。その後室に婦女あり、裸形にして仰臥せり。彼比丘は彼婦女の裸形にして仰臥せるを見たり。見て此は門に非ず、此は後室なりと思ひその後室より出でたり。彼婦女の夫は彼婦女の裸形にして仰臥せるを見たり。見て、此比丘は我婦を汚せりと思ひ、彼比丘を捉へて打てり。時に彼婦女はその聲にて覺め、彼夫に言へり、「尊よ、如何ぞ此比丘を打つや」。「此比丘は汝を汚せり」。「尊よ、此比丘我を汚せるに非ず、此比丘は過なし」と言ひ彼比丘を放たしめたり。時に、彼比丘は僧園に往き比丘等に此義を告げたり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ乞食比丘等は上衣下衣……往き……入り……出で……立ち……甚しく速かに去るや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し説法をなし比丘等に告げて言

216

ひたまへり、「比丘等よ、然らば乞食比丘の儀法を制し乞食比丘等をして行はしめん。

二　比丘等よ、乞食比丘は將に村邑に入らんとして三輪を覆ひ遍く下衣を著け、帶を結び、僧伽梨を疊みて纒ひ、紐を結び、鉢を洗ひて持し、善く遽てずして村邑に入るべし。善く身を覆ひて屋内を往くべし…〔八・四・三に準ず〕…蹲行して屋内を往くべからず。家に入るには、此處より入り此處より出でんと觀察すべし。急遽に入るべからず。急遽に出づべからず。甚しく遠くに立つべからず。甚しく近くに立つべからず。甚しく久しく立つべからず。甚しく速かに還るべからず。立つ時は食を與へんと欲するや與へんと欲せざるやを觀察すべし。若し業事を置き、座より起ち、匙を摩觸し、器を摩觸し若しくは置かば與へんと欲するものの如しと思ひて立ちとどまるべし。食を受くる時は左手にて僧伽梨を披き右手にて鉢を出し兩手に鉢を持して食を受くべし。施食者の面を視るべからず。羹を與へんと欲するや與へんと欲せざるやを觀察すべし。若し匙を摩觸し、器を摩觸し、若しくは置かば與へんと欲するものの如しと思ひて立ちとどまるべし。食を已に受けたる時は僧伽梨にて鉢を覆ひ善く遽てずして還るべし。善く身を覆ひて屋内を往くべし……蹲行して屋内を往くべからず。

三　前に村邑の乞食より還る者は、床座を設け、洗足水、足臺、足布を調へ、盛長食器を洗ひて調へ、飲用水、用水を調ふべし。後に村邑の乞食より還る者は若し餘食ありて欲せば食ひ欲せずば青草無き處に棄て或は蟲類無き水に沈むべし。彼は床座を除き、洗足水、足臺、足布を納め盛長食器を洗ひて納め、飲食を納め、食堂を淨むべし。若し水瓶、用水瓶、灑瓶の空虛なるを見ば其人は備ふべし。若し彼能くせずば手を以て他の[比丘]を招き手振にて備ふべし。此に緣りて語を用ふべからず。

比丘等よ、此、乞食比丘の儀法なり此の如く乞食比丘等は行ふべし」。

217 六―一　その時、衆多の比丘、阿練若に住せり。彼等は飲用水を調へず用水を調へず、火を調へず鑽火具を調へず、星宿を知らず、方角を知らざりき。賊等其處に來りて彼比丘等に言へり、「飲用水ありや」。「なし」。「用水ありや」。「なし」。「火ありや」。「なし」。「鑽火具ありや」。「なし」。「今日月は何れの星宿と合するや」。「知らず」。「此方角は何ぞや」。「知らず」。時に、彼賊等は、此等は飲用水を有せず、用水を有せず、火を有せず、鑽火具を有せず、星宿を知らず、方角を知らず此等は賊にして比丘には非ずといひ打ちて去れり。時に、彼比丘等は比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。時に、

世尊は此縁によりて説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば阿練若比丘の儀法を制し阿練若比丘等をして行はしめん。

二　比丘等よ、阿練若比丘は早朝に起き、鉢を袋に入れ、肩に掛け、上衣を肩に載せ履を穿ち、木具土具を藏め戸窓を閉ぢて臥坐處を出づべし。將に村邑に入らんとして履を脱ぎ下に置き打ち袋に入れて肩に掛け、三輪を覆ひ、遍く下衣を著け帶を…(六・五・二に準ず)…遽てずして還るべし。善く身を覆ひて屋内を往くべし…乃至…蹲行して屋内を往くべからず。

三　村を出づるには鉢を袋に入れ、肩に掛け、上衣を疊みて頭上に載せ履を穿ちて往くべし。比丘等よ、阿練若比丘は飲用水を調ふべし、用水を調ふべし、火を調ふべし、鑽火具を調ふべし、杖を調ふべし、總じて若じくは一分の星宿を學ぶべし方角に善巧なるべし。

比丘等よ、此阿練若比丘の儀法なり此の如く阿練若比丘は行ふべし」。

218 七―一　その時、衆多の比丘露地に於て衣を作れるに、六群比丘は風に逆へる庭に於て臥坐具を打ち、比丘等は塵に塗れたり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ

六群比丘は風に逆へる庭に於て臥坐具を打つや。比丘等は塵に塗れたり」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘は風に逆へる庭に於て臥坐具を打ち、比丘等は塵に塗れたりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば比丘の臥坐具の儀法を制し比丘等をして臥坐具に於て行はしめん。

二　若し住する精舍塵に汚れたらば若し能くせば淨むべし。精舍を淨むるには先づ鉢衣を出して一面に置き坐具の敷具を出して一面に置き褥と枕とを出して一面に置くべし。床を下に置き戸楣に衝突せざるやうに善く出して一面に置くべし。小床を下に置き戸楣に衝突せざるやうに善く出して一面に置くべし。床脚を出して一面に置くべし。唾壺を出して一面に置くべし。凭板を出して一面に置くべし。地の敷具を敷かれたる所を觀察して出して一面に置くべし。若し精舍に蛛網あらば觀察して始めて拂ふべし。窓と隅々とを掃除すべし。若し紅土子に塗れる壁塵に汚れたらば雜巾を濕し絞りて拭ふべし。若し黑色に作せる地塵に汚れたらば雜巾を濕し絞りて拭ふべし。若し工作せざる地ならば水を撒布して掃除し精舍塵の爲に汚るることなからしむべし。塵を集めて一面に棄つべし。比丘の周圍にて臥

219

坐具を打つべからず。精舍の周圍にて臥坐具を打つべからず。飲用水の周圍にて臥坐具を打つべからず。用水の周圍にて臥坐具を打つべからず。風に逆へる庭にて臥坐具を打つべからず。風下にて臥坐具を打つべし。

三　地上の敷具を一面にて乾し、淨め打ち、運び入れ故の如く敷くべし。床脚を一面にて乾し、掃ひ、運び入れ故の處に置くべし。床を一面にて乾し淨め打ち、下に置き、戶、楣に衝突せざるやうに善く運び入れて故の如く敷くべし。小床を一面にて乾し淨め、打ち、下に置き、戶、楣に衝突せざるやうに善く運び入れて故の如く敷くべし。褥と枕とを一面にて乾し、淨め、打ち、運び入れて故の如く敷くべし。坐具の敷具を一面にて乾し、淨め、打ち、運び入れて故の如く敷くべし。唾壺を一面にて乾し拭ひ、運び入れ、故の處に置くべし。凭板を一面にて乾し掃ひ運び入れて故の處に置くべし。鉢衣を藏むべし。鉢衣を藏むるには一手に鉢を取り他手を以て床の下若しくは小床の下を摩觸して後、鉢を藏むべし。露地に鉢を置くべからず。上衣を藏むるには一手に上衣を取り他手を以て衣架若しくは衣綱を拂ひ端を外に襞を內にして上衣を藏むべし。

四　若し東方より塵風吹かば東の窓を閉づべし。若し西方より……北方より……

南方より塵風吹かば南の窓を閉づべし。若し寒時ならば晝は窓を開き夜は閉づべし。若し暑時ならば晝は窓を閉ぢ夜は開くべし。

若し房、塵に汚れたらば房を掃除すべし。若し門屋、塵に汚れたらば門屋を掃除すべし。若し勤行堂、塵に汚れたらば勤行堂を掃除すべし。若し火堂、塵に汚れたらば火堂を掃除すべし。若し厠房、塵に汚れたらば厠房を掃除すべし。若し飲用水なくば飲用水を備ふべし。若し用水なくば用水を備ふべし。若し灑瓶に水なくば灑瓶に水を灑ぐべし。

若し年長比丘と倶に同一精舍に住せば年長者に告げずして説示を與ふべからず、質問を與ふべからず讀誦をなすべからず、法を説くべからず、燈を點ずべからず、燈を消すべからず窓を開くべからず窓を閉づべからず。若し年長者と同一經行處に經

220 行せば年長者に隨つて往くべし但し僧伽梨の角にて衝くべからず。

比丘等よ、此比丘の臥坐具の儀法なり、此の如く比丘等は臥坐具に於て行ふべし。

八―一　その時、六群比丘は暖房に於て長老比丘等に遮せられしに、不恭敬に縁りて多く薪を積み火を點じ戸を閉ぢ戸口に坐したり。比丘等は熱氣に苦しみ出づるを

得ずして悟絶して倒れたり。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ六群比丘は暖房に於て長老比丘等に……坐すや……倒れたり」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘は暖房に於て長老比丘等に……坐し……倒れたりとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、暖房に於て長老比丘に遮せらるゝに不恭敬に縁りて多く薪を積み火を點ずべからず、點ずる者は惡作に墮す。比丘等よ、戸を閉ぢ戸口に坐すべからず、坐する者は惡作に墮す。

二　比丘等よ、然らば比丘の暖房の儀法を制し比丘等をして暖房に於て行はしめん。前に暖房に往く者は若し灰多き時は灰を棄つべし。若し暖房、塵に汚れたらば暖房を掃除すべし。若し地床、塵に汚れたらば地床を掃除すべし。若し房……若し門屋……若し暖房堂、塵に汚れたらば暖房堂を掃除すべし。細麵を捏るべし、粘土を濕すべし、水瓶に水を灑ぐべし。暖房に入るには粘土を以て面に塗り前後より纒ひて暖房に入るべし。長老比丘を押して坐すべからず、新參比丘を座より拒むべからず。若し能くせば暖房に於て長老比丘等に奉侍すべし。暖房を出づるには暖房の臺を持し前後より纒ひて暖房を出づべし。若し能くせば水中に於ても長老比丘等に奉

待すべし。長老比丘等の前にて浴すべからず、上にて浴すべからず。已に浴して出づる者は入る者に道を讓るべし。後に暖房を出づる者は若し暖房に濕あらば洗ふべし。粘土瓶を洗ひ、暖房臺を藏め、火を消し、戶を閉ぢて出づべし。

比丘等よ、此比丘の暖房の儀法なり、此の如く比丘等は暖房に於て行ふべし」。

九—一　その時、一人の比丘あり、婆羅門種なり、大便して洗淨するを欲せず、「誰か此不潔惡臭なるものに觸れんや」といへり。彼の大便道に蟲生じたり。時に、彼比丘は比丘等に此義を告げたり。「汝は大便して洗淨せざるや」。「然なり」。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ比丘大便して洗淨せざるや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、汝は大便して洗淨せずとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、大便し若し水あらば洗淨せざるべからず、洗淨せざる者は惡作に墮す」。

一〇—一　その時、比丘等は廁房に於て長幼に隨つて大便せり。新參比丘等、前に來りて大便を催して待てり、彼等は大便を耐へ悶絕して倒れたり。世尊に此義を告げ

たり。「比丘等よ眞實なりや」。「世尊よ眞實なり」。呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ廁房に於て長幼に隨つて大便すべからず、なす者は惡作に墮す。比丘等よ來れる次第によりて大便することを許す」。

222

二 その時六群比丘は急遽に廁房に入り裾を捲りて入り、呻きて大便し、楊子を嚙みて大便し尿甕の外に大便し尿甕の外に小便し、尿甕に唾を吐き、麁なる屎橛を以て搔き、屎橛を屎坑に投下し、急遽に廁房を出で裾を捲りて出で、喉々の聲をなして洗淨し、洗淨盤に水を殘せり。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ六群比丘は急遽に廁房に入り……洗淨盤に水を殘すや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ眞實なりや」。「世尊よ眞實なり」。呵責し說法をなして比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば比丘等の廁房の儀法を制し比丘をして廁房に於て行はしめん。

三 廁房に往かば外に立ちて謦咳すべく、中にある者も謦咳すべし。衣架衣綱に上衣を置き善く遽てずして廁房に入るべし。急遽に入るべからず裾を捲りて入るべからず安脚處に立ちて裾を捲るべし。呻きて大便すべからず。楊子を嚙みて大便すべからず。尿甕の外に大便すべからず尿甕の外に小便すべからず。尿甕に唾を吐くべからず。麁なる屎橛を以て搔くべからず屎橛を屎坑に投下すべからず。安

脚處に立ちて裾を覆ふべし。急遽に出づべからず。裾を捲りて出づべからず。洗淨處の安脚處に立ちて裾を捲るべし。噫々の聲をなして洗淨すべからず。洗淨盤に水を殘すべからず。洗淨處の安脚處に立ちて裾を覆ふべし。若し廁房汚れたらば洗ふべし。若し屎櫥箱滿たば屎櫥を棄つべし。若し廁房、塵に汚れたらば廁房を掃除すべし。地床、塵に汚れたらば地方を掃除すべし。若し房……若し門屋、塵に汚れたらば門屋を掃除すべし。若し灑瓶に水なくば灑瓶に水を灑ぐべし。

比丘等よ、此は比丘の廁房の儀法なり、此の如く比丘等は廁房に於て行ふべし」。

一一—一　その時、弟子等は和尚等に正しく承事せざりき。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ弟子等は和尚等に正しく承事せざるや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ弟子等は和尚等に正しく承事せずとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。佛世尊は呵責したまへり、「比丘等よ、如何ぞ弟子等は和尚等に正しく承
223 事せざるや。比丘等よ、此は……」……呵責し說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば弟子の和尚に於ける儀法を制し弟子等をして和尚に於て行はしめん。

二—一八　比丘等よ、弟子は和尚に對して正しく承事すべし……〔＝大品一・二五・八—二四〕……

快癒を待つべし。

比丘等よ、此弟子の和尚に於ける儀法なり此の如く弟子等は和尚等に於て行ふべし」。

一二—一 その時和尚等は弟子等に正しく承事せざりき。少欲の比丘等は……毀れり、「如何ぞ和尚等は弟子等に正しく承事せざるや」。時に彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、和尚等は弟子等に正しく承事せずとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し說法をなして比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、然らば和尚の弟子に於ける儀法を制し和尚等をして弟子等に於て行はしめん。

二—一 比丘等よ、和尚は弟子に對して正しく承事すべし……(＝大品一・二六・一—一一)……快癒を待つべし。

231

比丘等よ、此和尚の弟子に於ける儀法なり此の如く和尚等は弟子等に於て行ふべし」。

第二誦品(畢)

一三—一 その時侍者等は阿闍梨等に正しく承事せざりき……(八・一一に準ず。「和尚」「弟

子を阿闍梨、侍者と改む〕…。

一四―一　その時、阿闍梨等は侍者等に正しく承事せざりき…〔八・一二に準ず。「和尚」「弟子を「阿闍梨」「侍者」と改む〕…。

〔第三誦品畢〕

此犍度に五十五事あり儀法は十四なり。此に攝頌あり。

(一)履、傘蓋、被覆頭上、飲用水
敬禮せず、問はず、蛇、善美呟く
(二)脫ぐ、傘蓋、肩遽てず退く
鉢衣を置く、相稱問ふ
灑ぐ、洗ふ、乾、濕履
(三)年長、新參問ふ住人、親近
學地認定、大便、飲用水、用水、杖、約定所
時、須臾、(四)廐汚、地上の敷具、出す

床脚枕褥床、小床唾壺
凭板、窓隅々、紅土子、黑色、不工作
塵、地上の敷具床脚床、小床
枕、坐具、唾壺、凭板
鉢衣、地端を外、襞を内
(五)東西、北、南、
寒暑、晝夜、 (六)房、門屋
勤行堂、火堂、厠房の儀法
飲用水、用水瓶、灑瓶
(七)客比丘の儀法、此等を無比者制したまふ
(八)床座なく、水なく、迎逆せず、飲用水なく
敬禮せず、設けず、善美呟く
(九)年長床座、水、迎逆、飲用水、
履、一面、敬禮、設く
住人、親近、學地認定、處、飲用水、用水

杖、約定所、時、新参には坐す
敬禮、告ぐ理趣上の如し
(一〇)舊比丘の儀法、此等を商主說きたまふ
(一一)遠行、木具土具開く、托せず、
損ず、無護、善美呟く
(一二)藏め、閉ぢ、托して去る
(一三)比丘、沙彌、守園人、優婆塞
石、積む、藏む、閉づ
能くす、努む、漏らざる處
總じて漏る、村邑、露地
一分にても殘れかし、遠行比丘の儀法
(一四)隨喜せず長老、殘す、四五
大便を催して悟絕す、此等は隨喜の儀法
(一五)六群比丘、上衣下衣齊整ならず
威儀ならず、傍に出づ長老を侵害す

新参比丘、僧伽梨、善美呟く
(一六)三輪、下衣、帯、畳む、紐
傍に出でず、身を覆ふ、身を攝す、眼を地に向く
偏抄、戯笑、高聲、三種の揺
叉腰、覆、蹲行、(一七)身を覆ふ、身を攝す
眼[5]を地に向く、偏抄、戯笑、低聲、三種の揺
叉腰、覆、拊肩、侵害、座[6]
撼ぐ、(一八)水、下に置く掛く
受水者周、圍、僧伽梨、(一九)飯、受く
(二〇)羹、添味、一切、溢れず
(二一)一心、鉢を想念す、順次、羹
中央、覆ふ乞ふ、嫌心
大、圓、口、手總て、含む
投ず、嚙る、頬を脹す飯粒
舌を吐く、唼々、吸食

手、鉢、唇を舐む、汚手を以て取る

(三二)一切未だし、水、下に置く灌ぐ

受水者、周圍、僧伽梨、下に置く、地上

飯粒あり還る、善く身を覆ふ蹲行

(三三)此食堂の儀法を法王制したまふ

(三四)衣齊整ならず、威儀ならず、觀察せず、急遽

門、近、久、速、乞食

(三五)身を覆ひて往くべし、善く身を攝す眼を地に向く

偏抄、戲笑、高聲、三種の搖

叉腰、覆、蹲行、觀察、急遽

(三六)器を置く、拔く、出す

受く、視ず、(三七)羹も然なり

(三八)比丘、僧伽梨にて覆ふ、覆ひて往く

身を攝す、眼を地に向く、偏笑、戲笑

低聲、三種の搖、叉腰、覆、蹲行

(二九)前者、床座、盛長食器、飲用水、用水

(三〇)後者、欲せば食す、沈む、除く

藏む、淨む、空虚備ふ

(三一)飲用水、用水、火鑽火具、星宿方角、賊

手振、用ふ乞食者の儀法

一切無し、打つ、鉢、肩衣

(三二)阿練若者も乞食者の儀法の如し

將に、肩に掛く、三輪遍く著く

鉢、肩衣、頭、穿つ、飲用水

用水、火鑽火具、杖

星宿或は一分方角にも善巧なれ

(三三)此等阿練若者の儀法、最上師は制したまふ

(三四)露地、塗る、善美呟く

(三五)若し精舍塵に汚れたらば、先づ鉢衣

褥、枕、床、小床、唾壺

凭板、窓、隅々、紅土子、黒色、不工作

塵、(三六)比丘の周圍、臥坐具、精舍、飲用水

用水の周圍、風に逆へる庭

風下、(三七)敷具、床脚、床

小床、枕、坐具、唾壺、凭板

鉢衣、地、端を外、襞を内

(三八)東、西、北、南

寒暑、晝夜、(三九)房、門屋

勤行堂、火堂、厠房飲用水

灑瓶、(四〇)年長、説示、質問、讀誦

法、燈、消す、開かず、閉ぢず

年長者に随つて往く、角にて衝かず

(四一)此、臥坐具の儀法、大雄制したまへり

(四二)遮せらる戸、惛絶、善美呟く

(四三)灰を棄つ暖房、地床

房門屋、堂細麵粘土、瓶
面前、上道、濕粘土、臺
消して出づ、(四四)比丘暖房の儀法
(四五)洗浄せず、(四六)長幼、次第、(四七)急遽
[7]捲る呻く、楊子屎尿、唾、
[illegible]坑、急遽捲る、唼々、[8]殘す
外内謦咳、綱遽てず
急遽、捲る呻く楊子、屎
尿、唾、[illegible]、坑、安脚處
急遽捲る、安脚處、唼々
殘さず覆はず汚る、箱
厠房、地床房、門屋
灑瓶の水、此、厠房の儀法
(四八)履、楊子、漱水、座
粥、水、洗ふ、去る汚る、村

衣帯、疊む、鉢に水を入る
隨從三輪、遍く著く、結ぶ
疊む、洗ふ、隨從、遠きに過ぎず、取る
談る、犯、先に來る、座
水、臺、布、迎ふ、衣
乾す、放置、損壞、鬟、食す、捧ぐ
飲用水、水下に、暫時、放置せず
鉢衣、地端を外、鬟を内
去る、藏む、汚る、浴す
冷、熱、暖房、細麵、粘土、隨從
臺、衣、細麵、粘土、能くす、而
前、長老、奉侍、出づ
前、水、浴して下衣を著く、和尚
衣、僧伽梨、臺、座
足、臺、布、水、説教の請

[9]汚れ能くせば浄む、先づ鉢衣
(四九)坐具の敷具、枕褥
床、小床、脚、唾壺、凭板
地上の敷具、蛛網、窓、紅、土子、黒色、不工作
地上の敷具、脚、床、小床、枕褥
坐具の敷具、唾壺、凭板、鉢衣
(五〇)東、西、北、南
寒、暑、晝、夜、(五一)房、門屋
勤行堂、火堂、廁、房、飲用水、用水
灑瓶、(五二)不欣喜、惡作、見、尊法
本日治、摩那埵、出罪、苦切、依止
驅出、下意、擧罪、若し行はゞ
(五三)洗ふ、作るべし、染料、染む、反覆返轉
鉢、衣、資具、剃る
奉侍、侍事、隨從、施食、入る

塚間、地方、命ある限り近侍す
此、弟子の儀法、(五四)和尚は
教導、教誡、説示、質問、鉢、衣
資具病隨從沙門と[10]ならず
和尚に於ける儀法の如く阿闍梨にも然なり
弟子に於ける儀法の如く侍者にも然なり
(五五)客比丘、舊比丘の儀法
遠行者、隨喜者、食堂、乞食者
阿練若者の儀法、臥坐具の儀法
暖房、厠房、和尚、弟子
阿闍梨の儀法、侍者
十六章に十九事あり
儀法を圓滿せずば戒を圓滿せず
戒不淨、劣慧にして心一境を得ず
心散々、非一境にして法を見ず

正法を見ずして苦より解脱せず
儀法を圓滿せば戒を圓滿す
戒淸淨、有慧にして心一境を得
心不散亂、一境にして法を見る
正法を見て苦より解脱す
故に觀察ある最勝子は儀法を圓滿す
此、最勝佛の敎誡なり、よりて涅槃に到るべし。

註❶「學地認定」。提舍尼第三(南傳大藏經第二卷二九〇頁以下)參照。
❷「三輪」。大品第一犍度(南傳大藏經第三卷八二頁)に出づ。
❸「戲笑」。底本 ujjhaggikāya をシャム本により ujjagghikāya と改む。
❹「施食者」。本節の施食者は婦女なり。
❺「眼を地に向け」。底本 ukkhittacittā をシャム本により okkhittukkhitta と改む。
❻以下否定辭は必ずしも譯出せず。
❼「捲る」。底本 uppajji をシャム本により ubbhuji と改む。
❽「殘す」。底本 sethena をシャム本により sesakaṁ と改む。
❾「汚れ能くせば淨む」。底本 uklāpaṁ su sodheyya をシャム本により uklāp' ussahaṁ sodheyyaṁ と改む。
❿「ならず」。底本 na …… sīve をシャム本により na …… bhave と改む。

SC: Uposathaṭṭhāpana

第九　遮說戒犍度[1]

一―一　その時、佛世尊は舍衞城、東園鹿母殿（プッバーラーマミガーラマートゥパーサーダ）に住したまへり。その時、世尊は布薩日に當りて比丘衆に圍遶せられて坐したまへり。時に、具壽阿難は夜更け初夜分過ぎて座より起ち上衣を偏袒にし世尊の在す處に合掌を捧げ世尊に白して言へり、「夜更けたり、初夜分過ぎたり、比丘衆坐すること久し、世尊、比丘等の爲に波羅提木叉を說きたまへ」。此の如く白せるに世尊は默然したまへり。二たび具壽阿難は夜更け中夜分過ぎて座より起ち上衣を……「……中夜分過ぎたり、比丘衆……說きたまへ」。二たび世尊は默然したまへり。三たび具壽阿難は夜更け後分過ぎ日出でて夜明けんとせし時、座より起ち上衣を……「……後夜分過ぎ日出でて夜明けんとす、比丘衆……說きたまへ」。「阿難よ、衆會不淸淨なり」。

二　時に、具壽摩訶目犍連に思念生じたり、「世尊は何れの人の爲の故に『阿難よ、衆會不淸淨なり』と言ひたまふや」。時に、具壽摩訶目犍連は心を以て一切の比丘衆の心を觀察して作意せり。具壽摩訶目犍連は彼人の破戒、惡法、不淨にして疑訝を招く行あ

237

り所作を隱覆し、非沙門にして沙門と稱し、非梵行者にして梵行者と稱し、內心腐爛し、漏泄し、塵介に等しきが、比丘衆の中に坐せるを見たり、見て彼人の許に到れり、到りて彼人に言へり、「友よ、起て、世尊は汝を見たまふ、比丘等と共住すべからず」。此の如く言へるに彼人は默然せり。二たび具壽摩訶目犍連は彼人に言へり、「友よ起て……共住すべからず」。二たび彼人は默然せり。三たび具壽摩訶目犍連は彼人に言へり、「友よ起て…… 共住すべからず」。三たび彼人は默然せり。時に、具壽摩訶目犍連は彼人の臂を捉へ門外に出でしめ針楔を下して世尊の在す處に詣れり詣りて世尊に白して言へり、「我彼人を出でしめたり、衆會淸淨となれり、世尊、比丘等の爲に波羅提木叉を說きたまへ」。「目犍連よ、希有なり未曾有なり、彼愚人は乃至臂を捉へらるるに至る」。

三　時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、大海には八種の希有未曾有の法あり、此を見て阿修羅は大海に於て歡喜す。何をか八となすや。比丘等よ、大海は漸々に趣向し漸々に傾向し漸々に臨入し忽然として嶮峻あることなし。比丘等よ、大海の漸々に趣向し漸々に傾向し漸々に臨入し忽然として嶮峻あることなきは、比丘等よ、此、大海の第一の希有未曾有の法なり、此を見て阿修羅、大海に於て歡喜す。

比丘等よ、また大海に常法あり岸を超えず。比丘等よ、大海に常法あり岸を超えざるは、比丘等よ、此、大海の第二の……歡喜す。比丘等よ、また大海は死屍と共住せず、若し大海に死屍あらば此を速疾に岸に運び陸に上ぐ。比丘等よ、大海、死屍と共住せず、若し大海に死屍あらば……上ぐるは、比丘等よ、此、大海の第三の……歡喜す。比丘等よ、また大河あり、謂く恆河(ガンガー)、夜摩那(ヤムナー)河、阿夷羅跋提(アチラヴァティー)河、舍勞浮(サラブー)河、摩企(マヒー)河なり、此等は大海に到らば前の名姓を棄て唯大海とのみ號す。比丘等よ、大河あり……號するは、比丘等よ、此大海の第四の……歡喜す。比丘等よ、また世間の流水は大海に流入り天雨濺ぐもその故に大海に增減あるを知らず。比丘等よ、世間の……知らざるは、比丘等よ、此、大海の第五の……歡喜す。比丘等よ、また大海は一味鹹味なり。比丘等よ、大海の一味鹹味なるは、比丘等よ、此、大海の第六の……歡喜す。比丘等よ、また大海に多寶、無量寶あり、此中寶とは謂く眞珠、摩尼珠、瑠璃、硨磲、璧玉、珊瑚、銀、金、紅玉、瑪瑙なり。比丘等よ、大海に多寶……瑪瑙なるは比丘等よ、此、大海の第七の……歡喜す。比丘等よ、また大海は大衆生の住處なり、此中衆生とは提魔(ティミ)魚、提魔耆羅(ティミンガラ)魚、提魔提魔耆羅(ティミティミンガラ)魚、阿修羅、龍、乾達婆なり、大海には百由旬身、二百由旬身、三百由旬身、四百由旬身、五百由旬身なるあり。比丘等よ、大海の大衆生の住處にして……身なるあるは、比丘等よ、此、大海の第八の……

：：歡喜す。比丘等よ、大海には此の如き八種の希有未曾有の法あり、此を見て阿修羅は大海に於て歡喜す。

四　比丘等よ、此の如く此法と律とには八種の希有未曾有の法あり、此を見て比丘等は此法と律とに於て歡喜す。何をか八となすや。比丘等よ、譬へば大海の漸々に趣向し漸々に傾向し漸々に臨入し忽然として嶮峻あることなきが如く、此の如く比丘等よ、此法と律とに於ては漸々に學あり漸々に所作あり漸々に道ありて忽然として了知通達あることとなし。比丘等よ、此法と律とに於て漸々に學あり：：了知通達あることなきは、比丘等よ、此、此法と律との第一の希有未曾有の法なり、此を見て比丘等は此法と律とに於て歡喜す。比丘等よ、譬へば大海に常法あり岸を超えざるが如く、此の如く比丘等よ、我聲聞等の爲に制せる學處は我聲聞等、乃至失命の因縁ありとも
239 越えず。比丘等よ我聲聞等の爲に制せる學處を我聲聞等の乃至失命の因縁ありとも越えざるは、比丘等よ、此、此法と律との第二の：：：歡喜す。比丘等よ、譬へば大海の死屍と共住せず、若し大海に死屍あらば此を速疾に岸に運び陸に上ぐるが如く、此の如く比丘等よ、若し人の破戒、惡法、不淨にして疑訝を招く行あり、所作を隱覆し、非沙門にして沙門と稱し、非梵行者にして梵行者と稱し、内心腐爛し漏泄し塵介に等しきあ

らば、僧伽は此と共住せず速疾に集會して此を擧す、若し彼僧伽の中に坐すとも彼は僧伽と遠離し、僧伽も彼と遠離す。比丘等よ、若し人の破戒……僧伽も彼と遠離するは、比丘等よ、此、此法と律との第三の……歡喜す。比丘等よ、譬へば大河あり、謂く恆河、夜摩那河、阿夷羅跋提河、舍勞浮河、摩企河なり、此等は大海に到らば前の名姓を棄て唯大海とのみ號するが如く、此の如く比丘等よ、刹帝利、婆羅門、吠舍、首陀羅の四姓あり彼等は如來所説の法と律とに於て家を出でて出家せば前の名姓を棄て唯沙門釋子とのみ號す。比丘等よ、刹帝利……號するは、比丘等よ、此、此法と律との第四の……歡喜す。比丘等よ、譬へば世間の流れは大海に流入り天雨澍ぐもその故に大海に增減あるを知らざるが如く、此の如く比丘等よ、若し多くの比丘等、無餘涅槃界に般涅槃するもその故に無餘涅槃界に增減あるを知らず。比丘等よ、若し多くの……增減あるを知らざるは、比丘等よ、此、此法と律との第五の……歡喜す。比丘等よ、譬へば大海の一味鹹味なるが如く、此の如く比丘等よ、此法と律とは一味解脱味なり。比丘等よ、此法と律との一味解脱味なるは、比丘等よ、此、此法と律との第六の……歡喜す。比丘等よ、譬へば大海に多寶、無量寶あり、此中寶とは謂く、眞珠、摩尼珠、瑠璃、硨渠、璧玉、珊瑚、銀、金、紅玉、瑪瑙なり、此の如く比丘等よ、此法と律とには多寶、無量寶あり、此中寶とは謂く、四念

處、四正勤、四神足、五根、五力、七覺支、八聖道なり。比丘等よ、此法と律とに多寶、無量寶あり……八聖道なるは、比丘等よ、此、此法と律との第七の……歡喜す。比丘等よ、譬へば大海は大衆生の住處なり、此中衆生とは提魔魚、提魔提魔耆羅魚、提魔耆羅魚、阿修羅、龍、乾達婆なり、大海には百由旬身、二百由旬身、三百由旬身、四百由旬身、五百由旬身なるあるが如く、此の如く比丘等よ、此法と律とは大衆生の住處なり、此中衆生とは預流者、向預流果現證者、一來者、向一來果現證者、不還者、向不還果現證者、阿羅漢、向阿羅漢性者なり。比丘等よ、此法と律との大衆生の住處にして……向阿羅漢性者なるは、比丘等よ、此、此法と律との第八の……歡喜す。比丘等よ、此法と律とには此の如く八種の希有未曾有の法あり、此を見て比丘等は此法と律とに於て歡喜す。時に、世尊は此義を知り此時に於て自慶して説きたまへり。

雨は覆へるものには強く降り
露はなるものにば強く降らず
故に覆へるを露はにせよ
此の如くせば雨強く降ることなからん

二—一　時に、世尊は比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、我、今より後は布薩を行はず波羅提木叉を誦せず。比丘等よ、今より後は汝等自ら布薩を行ひ波羅提木叉を誦せ。比丘等よ、如來、不清淨の衆會に於て布薩を行ひ波羅提木叉を誦せんこと處(ことわり)に非ず機あらず。比丘等よ、罪ある者は波羅提木叉を聞くべからず聞かば惡作に墮す。比丘等よ、若し罪ある者波羅提木叉を聞かばその人に說戒を遮すことを許す。比丘等よ、遮すには此の如くなすべし。布薩の日、十四日若しくは十五日に彼人現前

241

する時、僧伽の中に於て說いて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。某甲人は罪あり、我彼に說戒を遮す彼現前する時波羅提木叉を誦すべからず」。已に說戒を遮せるなり」。

三—一　その時、六群比丘は「何人も我等を知らじ」と思ひ罪ありながらに波羅提木叉を聞けり。長老比丘等は他心を知り比丘等に告げて言へり、「友等よ、某甲と某甲との六群比丘は「何人も我等を知らじ」と思ひ罪ありながらに波羅提木叉を聞けり」。

　六群比丘は聞けり、「長老比丘等は他心を知り比丘等に告げて「友等よ、某甲と某甲との六群比丘は「何人も我等を知らじ」と思ひ罪ありながらに波羅提木叉を聞けり」と言へり」。彼等は「善美比丘等先づ我等に說戒を遮せん」と思ひ、先んじて無事無因なる

に無罪の清浄比丘等に説戒を遮せり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘は無事無因なるに無罪の清浄比丘等に説戒を遮するや」。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、六群比丘は無事無因なるに……遮すとは眞實なりや」。「世尊よ、眞實なり」。呵責し説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、無事無因なるに無罪の清浄比丘等に説戒を遮すべからず、遮す者は悪作に墮す。

二　比丘等よ、一の非法遮説戒あり、一の如法なるあり。二の非法遮説戒あり、二の如法なるあり。三の非法遮説戒あり、三の如法なるあり。四……五……六……七……八……九……十の非法遮説戒あり、十の如法なるあり。

三　何をか一の非法遮説戒となすや。無根の壞戒の故を以て説戒を遮す、此を一の非法遮説戒となす。何をか一の如法遮説戒となすや。有根の壞戒の故を以て説戒を遮す、此を一の如法遮説戒となす。

何をか二の非法遮説戒となすや。無根の壞戒の故を以て説戒を遮し無根の壞行の故を以て説戒を遮す、此を二の……何をか二の如法遮説戒となすや。有根の壞戒の故を以て説戒を遮し有根の壞行の故を以て説戒を遮す、此を二の……

何をか三の非法遮説戒となすや。無根の壞戒の故を以て説戒を遮し無根の壞行

の故を以て説戒を遮し無根の壊見の故を以て説戒を遮す、此を三の……何をか三の如法遮説戒となすや。有根の……壊見の故を以て説戒を遮す、此を三の……

何をか四の非法遮説戒となすや。無根の壊戒の故を以て説戒を遮し無根の壊行の故を以て説戒を遮し無根の壊見の故を以て説戒を遮し無根の壊命の故を以て説戒を遮す、此を四の……何をか四の如法遮説戒となすや。有根の……壊命の故を以て説戒を遮す、此を四の……

何をか五の非法遮説戒となすや。無根の波羅夷の故を以て説戒を遮し無根の僧残の故を以て説戒を遮し無根の波逸提の故を以て説戒を遮し無根の波羅提提舎尼の故を以て説戒を遮し無根の悪作の故を以て説戒を遮す、此を五の……何をか五の如法遮説戒となすや。有根の波羅夷の故を以て……有根の悪作の故を以て説戒を遮す、此を五の……

何をか六の非法遮説戒となすや。無根の壊戒の不作[2]の故を以て説戒を遮し無根の壊戒の作の故を以て説戒を遮し無根の壊行の不作の故を以て説戒を遮し無根の壊行の作の故を以て説戒を遮し無根の壊見の不作の故を以て説戒を遮し無根の壊見の作の故を以て説戒を遮す、此を六の……何をか六の如法遮説戒となすや。有根

の壞戒の不作の故を以て說戒を遮し……有根の壞見の作の故を以て說戒を遮す、此を六の……

何をか七の非法遮說戒となすや。無根の波羅夷の故を以て說戒を遮し、無根の僧殘の故を以て……偷蘭遮の故を以て……波逸提の故を以て……波羅提提舍尼の故を以て……惡作の故を以て……無根の惡說の故を以て說戒を遮す、此を七の……何をか七の如法遮說戒となすや。有根の波羅夷の故を以て……惡說の故を以て說戒を遮す、此を七の……

何をか八の非法遮說戒となすや。無根の壞戒の不作の故を以て說戒を遮し、無根の壞戒の作の故を以て說戒を遮し無根の壞行の不作の故を以て說戒を遮し無根の
243 壞行の作の故を以て說戒を遮し無根の壞見の不作の故を以て說戒を遮し無根の壞見の作の故を以て說戒を遮し無根の壞命の不作の故を以て說戒を遮し無根の壞命の作の故を以て說戒を遮す、此を八の……何をか八の如法遮說戒となすや。有根の壞戒の不作の故を以て說戒を遮し……有根の壞命の作の故を以て說戒を遮す、此を八の……

何をか九の非法遮說戒となすや。無根の壞戒の不作の故を以て說戒を遮し無根

の壞戒の作の故を以て說戒を遮し無根の壞戒の作不作の故を以て說戒を遮し無根の壞行の不作……作……作不作の故を以て說戒を遮し無根の壞見の不作……作……作不作の故を以て說戒を遮す、此を九の……何をか九の如法遮說戒となすや。有根の壞戒の不作の故を以て說戒を遮し……有根の壞見の作不作の故を以て說戒を遮す、此を九の……

何をか十の非法遮說戒となすや。波羅夷を犯せる者その衆會に坐せず、波羅夷說[3]未了なるに非ず、戒を捨せる者その衆會に坐せず、捨戒論未了なるに非ず、如法和合に隨順し、如法和合に違逆せず、如法和合に違逆する說未了なるに非ず、壞戒に見聞疑なく、壞命に見聞疑なく、壞見に見聞疑なし、此を十の……何をか十の如法遮說戒となすや。波羅夷を犯せる者その衆會に坐し、波羅夷說未了なり、戒を捨せる者その衆會に坐す、捨戒論未了なり、如法和合に隨順せず、如法和合に違逆し、如法和合に違逆する說未了なり、壞戒に見聞疑あり、壞行に見聞疑あり、壞見に見聞疑あり、此[4]を十の如法遮說戒となす。

四　何をか波羅夷を犯せる者その衆會に坐すとなすや。比丘等よ、此處に相、表、徵ありて波羅夷法を犯す、比丘ありて比丘のその相、表、徵ありて波羅夷法を犯すを見る。

244

若しくは比丘、比丘の波羅夷法を犯すを見ざるも、他比丘、比丘に告げて『友よ、比丘某甲は波羅夷法を犯せり』と言ふ。若しくは比丘、比丘の波羅夷法を犯すを見ず、他比丘、比丘に告げて『友よ、比丘某甲は波羅夷法を犯せり』と言ふにも非ざるも、彼、比丘に告げて『友よ、我は波羅夷法を犯せり』と言ふ。比丘等よ、比丘若し欲せば彼見聞疑によりて布薩の日、十四日若しくは十五日彼人現前する時、僧伽の中に於て告ぐべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲人は波羅夷法を犯せり、我、彼に説戒を遮す、彼現前する時波羅提木叉を誦すべからず』。如法遮説戒なり。比丘に説戒を遮し若し十の障礙の一あらば衆會は起ち去る、〔謂く〕王の障礙、賊の障礙、火の障礙、水の障礙、人の障礙、非人の障礙、猛獸の障礙、蛇の障礙、命の障礙、梵行の障礙なり。比丘等よ、比丘若し欲せばその住處に於て若しくは何れかの住處に於て彼人現前する時、僧伽の中に於て告ぐべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲人の波羅夷説未了にして彼事未だ決定せず。若し僧伽に機熟さば僧伽は彼事を決定すべし』。此の如くにして得ば善し、若し得ずば布薩の日、十四日は若しくは十五日、彼人現前する時、僧伽の中に於て告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲人の波羅夷説未了にして彼事未だ決定せず、我、彼に説戒を遮す、彼現前する時波羅提木叉を誦すべからず』。如法遮説戒なり。

245

五　何をか戒を捨せる者その衆會に坐すとなすや。比丘等よ、此處に相、表、徴ありて戒を捨す、比丘ありて比丘のその相表徴ありて戒を捨するを見る。若しくは比丘、比丘の戒を捨するを見ざるも、他比丘、比丘に告げて『友よ、比丘某甲は戒を捨せり』と言ふ。若しくは比丘、比丘の戒を捨するを見ず、他比丘、比丘に告げて『友よ、比丘某甲は戒を捨せり』と言ふにも非ざるも、彼、比丘に告げて『友よ、我は戒を捨せり』と言ふ。比丘等よ、比丘若し欲せば彼見聞疑によりて布薩の日、十四日若しくは十五日彼人現前する時、僧伽の中に於て告ぐべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲人は學を捨てたり、我、彼に説戒を遮す、彼現前する時波羅提木叉を誦すべからず』。如法遮説戒なり。比丘に説戒を遮し若し十の障礙の一あらば衆會は起ち去る、〔謂く〕王の障礙……梵行の障礙なり。比丘等よ、比丘若し欲せばその住處に於て若しくは何れかの住處に於て彼人現前する時、僧伽の中に於て告ぐべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲人の捨戒説未了にして彼事未だ決定せず。若し僧伽に機熟さば僧伽は彼事を決定すべし』。此の如くにして得ば善し、若し得ずば布薩の日、十四日若しくは十五日、彼人現前する時、僧伽の中に於て告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲人の捨戒説未了にして彼事未だ決定せず、我、彼に説戒を遮す、彼現前する時波羅提木叉を誦すべからず』。如法遮説戒なり。

六　何をか如法和合に隨順せずとなすや。比丘等よ、此處に相、表、徵ありて如法和合に不隨順なり、比丘ありて比丘のその相、表、徵ありて如法和合に隨順せざるを見る。若しくは比丘、比丘の如法和合に隨順せざるを見るも、他比丘、比丘に告げて「友よ、比丘某甲は如法和合に隨順せず」と言ふ。若しくは比丘、比丘の如法和合に隨順せざるを見ず、他比丘、比丘に告げて「友よ、比丘某甲は如法和合に隨順せず」と言ふにも非ざるも彼、比丘に告げて「友よ、我は如法和合に隨順せず」と言ふ。比丘等よ、比丘若し欲せば彼見聞疑たよりて布薩の日、十四日若しくは十五日彼人現前する時、僧伽の中に於て告ぐべし、「僧伽よ、我言を聞け。某甲人は如法和合に隨順せず、我彼に說戒を遮す、彼現前する時波羅提木叉を誦すべからず」。如法遮說戒なり。

七　何をか如法和合に違逆すとなすや。比丘等よ、此處に相、表、徵ありて如法和合に違逆す、比丘ありて比丘のその相、表、徵ありて如法和合に違逆するを見る。若しくは……〔上に準ず〕……告ぐべし、「僧伽よ、我言を聞け。某甲人は如法和合に違逆す、我彼に說戒を遮す彼現前する時波羅提木叉を誦すべからず」。如法遮說戒なり。比丘に說戒を遮し若し十の障礙の……〔九・三・五に準ず。「捨戒說」を「違逆如法和合說」と改む〕……「……彼現前する時波羅提木叉を誦すべからず」。如法遮說戒なり。

八　何をか壞戒に見聞疑ありとなすや。比丘等よ、此處に相、表徵ありて壞戒に見聞疑ありて比丘ありて比丘のその相、表徵ありて壞戒に見聞疑あるを見る。若しくは比丘、比丘の壞戒に見聞疑あるを見ざるも、他比丘、比丘に告げて「友よ、比丘某甲は壞戒に見聞疑あり」と言ふ。若しくは比丘、比丘の壞戒に見聞疑あるを見ず、他比丘、比丘に告げて「友よ、我は壞戒に見聞疑あり」と言ふにも非ざるも、彼比丘に告げて「友よ、比丘某甲は壞戒に見聞疑あり」と言ふ。比丘等よ、比丘若し欲せば彼見聞疑によりて……告ぐべし、「僧伽よ、我言を聞け。某甲人は壞戒に見聞疑あり、我、彼に說戒を遮す、彼現前する時波羅提木叉を誦すべからず」。如法遮說戒なり。

九　何をか壞行に見聞疑ありとなすや。比丘等よ、此處に……〔上に準ず〕……何をか壞見に見聞疑ありとなすや。比丘等よ、此處に……〔上に準ず〕……如法遮說戒なり。[247]

此を十の如法遮說戒となす」。

初誦品畢

四―一　時に、具壽優波離は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽優波離は世尊に白して言へり、「自ら事を取らんと欲する比丘は幾何を具足せば自ら事を取るべきや」。

「優波離よ、自ら事を取らんと欲する比丘は五分を具足せば自ら事を取るべし。優波離よ、自ら事を取らんとする比丘は此の如く觀察すべし、『我、自ら事を取らんと欲す、此は自ら事を取るべき時なりや否や』。優波離よ、若し比丘觀察するに此の如く『自ら事を取るに此は非時なり時に非ず』と知らば、優波離よ、自ら事を取るべからず。優波離よ、若し比丘、觀察するに此の如く『自ら事を取るに此は時なり非時に非ず』と知らば、優波離よ、彼比丘は更に觀察すべし、『我、自ら事を取らんと欲す、自ら事を取るは實なりや否や』。優波離よ、若し比丘、觀察するに此の如く『自ら事を取るは不實にして實に非ず』と知らば、優波離よ、自ら事を取るべからず。優波離よ、若し比丘、觀察するに此の如く『自ら事を取るは實にして不實に非ず』と知らば、優波離よ、彼比丘は更に觀察すべし、『我、自ら事を取らんと欲す、事を取るは有利益なりや否や』。優波離よ、若し比丘、觀察するに此の如く『自ら事を取るは無利益にして有利益に非ず』と知らば、優波離よ、自ら事を取るべからず。優波離よ、若し比丘、觀察するに此の如く『自ら事を取るは有利益にして無利益に非ず』と知らば、優波離よ、彼比丘は更に觀察すべし、『我、自ら事を取るに同見相親の比丘等を如法如律に我黨となすを得んや否や』。優波離よ、若し比丘、觀察するに此の如く『我、自ら事を取るに同見相親の比丘等を如法如律に我黨とな

248
すを得じ」と知らば、優波離よ、自ら事を取るべからず。優波離よ若し比丘、觀察するに此の如く「我、自ら事を取るに同見相親の比丘等を如法如律に我黨となすを得ん」と知らば、優波離よ彼比丘は更に觀察すべし、「我、自ら事を取らんに此に因りて僧伽に訴訟、鬪諍、爭論、諍論おこり僧伽を破し僧伽を塵垢にし僧伽を別住せしめ僧伽を別異ならしむるや否や」。優波離よ若し比丘觀察するに此の如く「我、自ら事を取らんに此に因りて僧伽に訴訟……僧伽を別異ならしめん」と知らば、優波離よ、自ら事を取るべからず。優波離よ若し比丘觀察するに此の如く「我、自ら事を取らんに此に因りて僧伽に諍訟……僧伽を別異ならしむること無からん」と知らば優波離よ自ら事を取るべし。

優波離よ、此の如く五分を具足して自ら事を取らば後に追悔を生ぜざらん」。

五―一　「難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば幾何の法を内に觀察して後、他人を難詰すべきや」。

「優波離よ、難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば五法を内に觀察して後、他人を難詰すべし。優波離よ、難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば此の如く觀察すべし、「我は身行

清浄なりや、清浄無穿無過の身行を具足するや、我に此法ありや否や」。優波離よ、若し比丘、身行清浄ならず、清浄無穿無過の身行を具足せずば彼に説いて言はん、「具壽よ、願はくば且く身行を學せよ」。此の如く説く者あらん。優波離よ、また難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば此の如く觀察すべし、「我は語行清浄なりや、清浄無穿無過の語行を具足するや、我に此法ありや否や」。優波離よ、若し比丘、語行清浄ならず、清浄無穿無過の語行を具足せずば彼に説いて言はん、「具壽よ、願はくば且く語行を學せよ」。此の如く説く者あらん。優波離よ、また難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば此の如く觀察すべし、「我は同梵行者に於て無礙の慈心を修めたるや、我に此法ありや否や」。優波離よ、若し比丘、同梵行者に於て無礙の慈心を修めだるに非ずば彼に説いて言はん、「具壽よ、願はくば且く同梵行者に於て慈心を修めよ」。此の如く説く者あらん。優波離よ、また難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば此の如く觀察すべし、「我は多聞にして所聞を持し所聞を積めるや、初善中善後善にして義理文句を具足して純一圓滿清浄の梵行を讃歎する法を多く聞き持し語を以て積み意を以て觀じ見を以て善く通達せるや、我に此法ありや否や」。優波離よ、若し比丘多聞にして所聞を持し……法を多く聞き持し語を以て積み意を以て觀じ見を以て善く通達せるに非ずば彼に説

いて言はん、「具壽よ、願はくば且く阿含を習へ」。此の如く說く者あらん。優波離よ、また難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば此の如く觀察すべし、「我は兩波羅提木叉を審に善く知り善く分別し善く轉じ經と文とによりて善く決擇せるや、我に此法ありや、否や」。優波離よ、若し比丘、兩波羅提木叉を審に善く知り善く分別し……善く決擇せるに非ず、「友よ、此は世尊何處に說きたまひしや」と問はれて說くこと能はずば彼に說いて言はん、「具壽よ、願はくば且く律を習へ」。此の如く說く者あらん。優波離よ、難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば此の如く觀察して後、難詰すべし」。

二　「難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば幾何の法を內に修めて後、他人を難詰すべきや」。

「優波離よ、難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば五法を內に修めて後、他人を難詰すべし。〔謂く〕『我、時を以て說き非時を以てせじ、實を以て說き不實を以てせじ、柔軟を以て說き麤暴を以てせじ、有利益を以て說き無利益を以てせじ、慈心ありて說き瞋心ありてせじ』。優波離よ、難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば此の如き五法を內に修めて後、他人を難詰すべし」。

250 三　「非法難詰比丘に於ては幾何の相を以て追悔せしむべきや」。

「優波離よ、非法難詰比丘に於ては五相を以て追悔せしむべし。〔謂く〕「具壽よ、汝は非時を以て難詰し時を以てせず、追悔すべし。汝は不實を以て難詰し實を以てせず、追悔すべし。汝は麤暴を以て難詰し柔軟を以てせず……無利益を以て難詰し有利益を以てせず……瞋心ありて難詰し慈心ありてせず、追悔すべし」。優波離よ、非法難詰比丘に於ては此の如き五相を以て追悔せしむべし。此故如何。他の比丘をして不實を以て難詰せられんと思惟せしめざらんが爲なり」。

四 「非法被難詰比丘に於ては幾何の相を以て追悔なからしむべきや」。

「優波離よ、非法被難詰比丘に於ては五相を以て追悔なからしむべし。〔謂く〕「具壽は非時を以て難詰を被り時に非ず、追悔する勿れ……瞋心ありて難詰を被り慈心ありてに非ず、追悔する勿れ」。優波離よ、非法被難詰比丘に於ては此の如き五相を以て追悔なからしむべし」。

五 「如法難詰比丘に於ては幾何の相を以て追悔なからしむべきや」。

「優波離よ、如法難詰比丘に於ては五相を以て追悔なからしむべし。〔謂く〕「具壽よ、汝は時を以て難詰し非時を以てせず、追悔する勿れ……慈心ありて難詰し瞋心ありてせず、追悔する勿れ」。優波離よ、如法難詰比丘に於ては此の如き五相を以て追悔な

からしむべし。此故如何。他の比丘をして實を以て難詰せられんと思惟せしめんが爲なり」。

六 「如法被難詰比丘に於ては幾何の相を以て追悔せしむべきや」。

「優波離よ、如法被難詰比丘に於ては、五相を以て追悔せしむべし。〔謂く〕「具壽は時を以て難詰を被り非時に非ず、追悔すべし……慈心ありて難詰を被り瞋心ありてに非ず、追悔すべし」。優波離よ、如法被難詰比丘に於ては此の如き五相を以て追悔せしむべし」。

七 「難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば幾何の法を內に作意して後、他人を難詰すべきや」。

「優波離よ、難詰比丘、他人を難詰せんと欲せば五法を內に作意して後、他人を難詰すべし。〔謂く〕慈悲あると利益を尋覓すると、哀愍あると、罪を超えたると、律を尊重するとなり。優波離よ、難詰比丘他人を難詰せんと欲せば此の如き五法を內に作意して
251 後、他人を難詰すべし」。

「被難詰比丘は幾何の法に於て住すべきや」。

「優波離よ、被難詰比丘は二法に於て住すべし、〔謂く〕眞實と無忿となり」。

此犍度に三十事あり。此に攝頌あり。

(一)布薩に於て惡比丘去らず

目犍連に遮[5]せらる、彈指、(二)勝者の教に

趣向、漸々學、常法、超えず、

僧伽、死屍を擧す、河は「名姓を」棄つ

河、般涅槃す、一味、解脱

多「寶」、法律、衆生、八輩

海の喩を説き教の徳を誦す

(三)布薩の説戒、(四)「何人も我等を知らじ」

(五)先んず、呟く、(六)一、二、三、四

五、六、七、八、九、十

(七)戒、行、見、命の四[6]分

(八)波羅夷、僧殘、波逸提、波羅提提舍尼

惡作の五分、(九)戒、行の壞

作、不作、六分、隨應

(一〇) 波羅夷、僧殘、偷蘭遮、波逸提

波羅提提舍尼、惡作、惡說

壞戒、見命の壞

(一一) 八の作不作、戒、行、見

不作、作、作不作

(一二) 此の如く如實の理によりて九種を說く

(一三) 波羅夷、未了、捨[戒]

(一四) 隨順、(一五)違逆、違逆說

(一六) 戒、行の壞、壞見

(一七) 見聞疑、(一八)十種、此を知れ

(一九) 比丘、比丘を觀る、觀て他人告ぐ

(二〇) 清淨にして說く、(二一) 說戒を遮す

(二二) 障礙あらば起ち去る、王、賊、火、水

人、非人、猛獸、蛇、命、梵[行]

十の隨一、その〔住處〕、他の〔住處〕
如法、非法、道の如く知れ
(二三)時、實、有利益を得ん、あらん
(二四)身、語、慈、多〔聞〕、眞實、兩〔波羅提木叉〕
(二五)時、實、柔軟、利益、慈を以て難詰せよ
(二六)非[7]法による追悔は此の如く除くべし
(二七)如法難詰被難詰の追悔を除くべし
(二八)慈悲、利益、哀愍、超越、尊重
(二九)難詰の道を佛說きたまへり
(三〇)被難詰の法性は眞實と無忿となり

註❶「遮說戒」。罪ある者をして波羅提木叉の讀誦を聽聞せしめざるなり。波羅提木叉、說戒何れも同一原語。
❷「不作」。作爲的に犯せるに非ざるなり。「作」は作爲的犯罪。
❸「未了」, vippakata　此語は多く巴利にては「未了」の義、特に「談話未了の用例多し。但し漢譯四分律の相當個處には「不入波羅夷說中」とあり、若し「入」ならば恐らくは此語に非ざるべし。

❹「此を」以下の一文底本に脱落す。

❺「遮」底本 niccudlo シャム本 nivuttha 俱に明にするを得ず。今の譯は推測に過ぎず。

❻「四分」底本 catusāvake をシャム本により catubhāgike と改む。

❼「非法による」云々。底本 vippaṭisārādhammena tathā vācā vinodaye をシャム本によりて vippaṭisāri adhammena tathāpi vinodaye と改む。

SC: Bhikkhunikkhandhaka

第十　比丘尼犍度

一—一　その時、佛世尊は釋(サッカ)氏國迦維羅衛(カピラヴァットゥ)城、尼拘律園(ニグローダーラーマ)に住したまへり。時に、摩訶波闍波提瞿曇彌(マハーパチャーパティーゴータミー)は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり。一面に立ちて摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊に白して言へり、「願はくは女人をして如來所説の法と律とに於て家を出でて出家するを得しめたまへ」。「止みなん、瞿曇彌よ、女人の如來所説の法と律とに於て家を出でて出家するを樂ふ勿れ」。二たび摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊に白して言へり、「願はくは……出家するを得しめたまへ」。「止みなん、瞿曇彌よ……樂ふ勿れ」。三たび摩訶波闍波提瞿曇彌は……「止みなん、瞿曇彌よ……樂ふ勿れ」。時に摩訶波闍波提瞿曇彌は「世尊は女人の如來所説の法と律とに於て家を出でて出家するを許したまはず」と知りて苦惱悲嘆し涙を出し啼泣して世尊を敬禮し右遶をなして去れり。

二　時に、世尊は隨意の間、迦維羅衛城に住したる後、毘舍離城に向つて遊行したまへり、次第に遊行して毘舍離城に到りたまへり。此に世尊は毘舍離城大林重閣堂に住

254

したまへり。

時に摩訶波闍波提瞿曇彌は髪を除き袈裟衣を著け衆多の釋女と倶に毘舍離城に向つて遊行せり、次第に遊行して毘舍離城大林重閣堂に到れり。時に摩訶波闍波提瞿曇彌は足腫れ身塵に塗れ苦惱悲嘆し淚を出し啼泣して門戶の外に立てり。具壽阿難は摩訶波闍波提瞿曇彌の足腫れ身塵に塗れ苦惱悲嘆し淚を出し啼泣して門戶の外に立てるを見たり、見て摩訶波闍波提瞿曇彌に言へり、「瞿曇彌よ、如何ぞ汝は足腫れ……啼泣して門戶の外に立てるや」。「大德阿難よ、世尊は女人の如來所說の法と律とに於て家を出でて出家するを許したまはず」。「然らば瞿曇彌よ、須臾此處に待て、我、世尊に女人の如來所說の法と律とに於て家を出でて出家するを請ひたてまつらん」。

三　時に具壽阿難は世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽阿難は世尊に白して言へり、「此處に波闍波提瞿曇彌は足腫れ……啼泣して門戶の外に立ち、世尊は女人の如來所說の法と律とに於て家を出でて出家するを許したまはずと言ふ。願はくは女人をして如來所說の法と律とに於て家を出でて出家するを得しめたまへ」。「止みなん阿難よ、女人の如來所說の法と律とに於

て家を出でて出家するを樂ふ勿れ」。二たび具壽阿難は世尊に白して言へり、「願はくば……出家するを得しめたまへ」。「止みなん、阿難よ……樂ふ勿れ」。三たび具壽阿難は世尊に……「止みなん阿難よ……樂ふ勿れ」。時に、具壽阿難は「世尊は女人の如來所説の法と律とに於て家を出でて出家するを許したまはず」と〔知り〕「我宜しく他の方便を以て世尊に女人の……出家するを請ひたてまつらん」と〔思へり〕。時に、具壽阿難は世尊に白して言へり、「女人若し如來所説の法と律とに於て家を出でて出家せば預流果、一來果、不還果、阿羅漢果を現證するを得べきや」。「阿難よ、女人若し如來所説の法と律とに於て家を出でて出家せば預流果、一來果、不還果、阿羅漢果を現證するを得べけん」。「女人若し如來所説の法と律とに於て……阿羅漢果を現證するを得べくば摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊に恩を施せること多く姨母、嬭母、養母、乳哺母にして生
255 母命終してより世尊に乳を與へたり。願はくは女人をして如來所説の法と律とに於て家を出でて出家するを得しめたまへ」。

四 「阿難よ若し摩訶波闍波提瞿曇彌、八重法を受くれば此を以てその具足戒となさん。〔謂く〕比丘尼は具足戒を受けて百歳なりとも本日具足戒を受けたる比丘の爲に敬禮、迎逆、合掌、恭敬をなすべし、此法を尊敬、尊重、奉事、讃歎して盡形壽犯すべからず。

比丘尼は無比丘の住處に住すべからず、此法を……犯すべからず。比丘尼は半月ごとに比丘衆に二法を請ふべし、布薩を問ふと教誡に往くとなり、此法を……犯すべからず。比丘尼雨安居を住し已らば兩衆[1]に於て見聞疑の三事によりて自恣を行ふべし、此法を……犯すべからず。比丘尼尊法を犯さば兩衆に於て半月摩那埵を行ふべし、此法を……犯すべからず。式叉摩那二年六法に於て學を學ばゞ兩衆に於て具足戒を請ふべし此法を……犯すべからず。比丘尼は如何なる事によるも比丘を罵詈譏謗すべからず、此法を……犯すべからず。今日より後、比丘尼の比丘に於ける言路を閉ざし比丘の比丘尼に於ける言路を閉ざさず、此法を……犯すべからず。阿難よ、若し摩訶波闍波提瞿曇彌、此の如き八重法を受くれば此を以てその具足戒となさん」。

五　時に、具壽阿難は世尊のみ許に於て八重法の教を受けて摩訶波闍波提瞿曇彌の許に到れり到りて摩訶波闍波提瞿曇彌に言へり、「瞿曇彌よ、若し汝、八重法を受くれば此を以て汝の具足戒となさん。［謂く］比丘尼は具足戒を受けて百歳なりとも本日具足戒を受けたる比丘の爲に敬禮……比丘の比丘尼に於ける言路を閉ざさず、此法を……犯すべからず。瞿曇彌よ、若し汝、此の如き八重法を受くれば此を以て汝の具足戒となさん」。「大德阿難よ、譬へば男女の壯年、年少にして莊飾を好む者、頭を洗沐し

256 優鉢羅華鬘、婆師華鬘、阿希物多華鬘を得、兩手に受けて頭上に置くが如く、此の如く、阿難よ、我は此の如き八重法を受けて盡形壽犯さざし」。

六　時に、具壽阿難は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽阿難は世尊に白して言へり、「摩訶波闍波提瞿曇彌は八重法を受けたり、世尊の姨母は具足戒を受けたり」。「阿難よ、若し女人、如來所説の法と律とに於て家を出でて出家するを得ざりせば阿難よ、梵行久住し正法一千年住せしならん。阿難よ、女人、如來所説の法と律とに於て家を出でて出家せるが故に、阿難よ、今や梵行久住せじ、阿難よ、今や正法唯五百年住せん。阿難よ、譬へば家に女多く男少き時は盜賊夜盜侵し易し、此の如く、阿難よ、若し法と律とに於て女人、家を出でて出家するを得ば此梵行は久住せず。阿難よ、譬へば成就せる稻田に白黴と名づくる疫病生ずる時は彼稻田久住せず、此の如く、阿難よ、若し法と律とに於て女人、家を出でて出家するを得ば此梵行は久住せず。阿難よ、譬へば成就せる甘蔗田に茜黴と名づくる疫病生ずる時は彼甘蔗田久住せず、此の如く、阿難よ、若し……久住せず。阿難よ、譬へば人、大池には豫め堤を設けて水をして氾濫せしめざらんとするが如く、阿難よ、此の如く、我は豫め比丘尼等の爲に八重法を制して盡形壽犯すことなからしむ」。

比丘尼八重法畢

257 二―一　時に、摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり、一面に立ちて摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊に白して言へり、「我、此釋女等を如何に爲すべきや」。時に、世尊は法を說きて摩訶波闍波提瞿曇彌を教示し……慶喜せしめたまへり。時に、世尊法を說きて敎示し……慶喜せしめたまへる時、摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊を敬禮し右遶をなして去れり。時に、世尊は此緣により此時に於て說法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、比丘尼の比丘に隨つて具足戒を受くることを許す」。

二　時に、彼比丘尼等は摩訶波闍波提瞿曇彌に言へり、「尊は未だ具足戒を受けず、我等は已に具足戒を受けたり。世尊は此の如く『比丘尼は比丘に隨つて具足戒を受くべし』と制したまふ」。時に、摩訶波闍波提瞿曇彌は具壽阿難の許に到れり、到りて具壽阿難を敬禮して一面に立てり、一面に立ちて摩訶波闍波提瞿曇彌は具壽阿難に言へり、「大德阿難よ、彼比丘尼等は此の如く言ふ、『尊は未だ具足戒を受けず、我等は已に具足戒を受けたり。世尊は此の如く「比丘尼は比丘に隨つて具足戒を受くべし」と制したまふ』」。時に、具壽阿難は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に坐

せり、一面に坐して具壽阿難は世尊に白して言へり、「摩訶波闍波提瞿曇彌は言へり、「大德阿難よ、彼比丘尼等は……と制したまふ」」。「阿難よ、摩訶波闍波提瞿曇彌は八重法を受けたり、此を以て具足戒を受けたりとなす」。

三―一　時に摩訶波闍波提瞿曇彌は具壽阿難の許に到れり、到りて具壽阿難を敬禮して一面に立てり、一面に立ちて摩訶波闍波提瞿曇彌は具壽阿難に言へり、「大德阿難よ、我世尊に一の願を請ひたてまつる、願はくは世尊、比丘、比丘尼倶に長幼に隨つて敬禮、迎逆、合掌恭敬をなすを許したまへ」。時に具壽阿難は世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽阿難は世尊に白して言へり、「摩訶波闍波提瞿曇彌は言へり、「大德阿難よ……許したまへ」」。「阿難よ、如來の女人に敬禮、迎逆、合掌恭敬をなすを許すは處に非ず機あらず。阿難よ、彼邪説の法を有する外道等すら女人に敬禮、迎逆、合掌恭敬をなさじ、如何に況や如來、女人に敬禮、迎逆、合掌恭敬をなすを許さんや」。時に、世尊は此縁により此時に於て説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、女人に恭敬、迎逆、合掌恭敬をなすべからず、なす者は惡作に墮す」。

四―一　時に摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり、一面に立ちて摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊に白して言へり、「比丘尼の學處にして比丘と共なるあり、我等、彼學處に於ては如何になすべきや」。「瞿曇彌よ、比丘尼の學處にして比丘と共なるは比丘等の學するが如くその學處に於て學せよ」。「比丘尼の學處にして比丘と不共なるあり、我等、彼學處に於ては如何になすべきや」。「瞿曇彌よ、比丘尼の學處にして比丘と不共なるは所制に隨つて學處に於て學せよ」。

五―一　時に摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の在す處に詣れり、詣りて世尊を敬禮して一面に立てり、一面に立ちて摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊に白して言へり、「願はくは世尊、略して法を說きたまへ、我、世尊より法を聞きて獨り寂靜、不放逸、熱心、精勤に住せん」。「瞿曇彌よ、若し汝、法を知るに此法は貪欲に資し離貪に資せず、結縛に資し離繫に資せず、積集に資し損減に資せず、大欲に資し少欲に資せず、不滿足に資し滿足に資せ
259
ず、聚會に資し閑寂に資せず、懈怠に資し發勤に資せず、難養に資し易養に資せずば、瞿曇彌よ、一向に、此は法に非ず、此は律に非ず、此は師の教に非ずと知るべし。瞿曇彌よ、

若し汝、法を知るに、此法は離貪に資し貪欲に資せず、離繋に資し結縛に資せず、損減に資し積集に資せず、少欲に資し大欲に資せず、滿足に資し不滿足に資せず、閑寂に資し聚會に資せず、發勤に資し懈怠に資せず、易養に資し難養に資せずば、瞿曇彌よ、一向に此は法なり、此は律なり、此は師の教なりと知るべし」。

六―一　その時、比丘尼等の爲に波羅提木叉を誦せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼等の爲に波羅提木叉を誦することを許す」。時に、比丘尼等に思念生じたり、「誰か比丘尼等の爲に波羅提木叉を誦すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、比丘尼等の爲に波羅提木叉を誦することを許す」。

その時、比丘等は比丘尼の住房に到り比丘尼等の爲に波羅提木叉を誦せり。人々は呟き憤り毀れり、「此は彼等の婦なり、此は彼等の情婦なり、今彼等、彼女等と倶に娯樂せん」。比丘等は彼人々の呟き憤り毀るを聞けり。時に、彼比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、比丘尼等の爲に波羅提木叉を誦すべからず、誦す者は惡作に墮す。比丘等よ、比丘尼等、比丘尼等の爲に波羅提木叉を誦することを許す」。比丘尼等は波羅提木叉を誦すを知らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、

比丘尼等の爲に波羅提木叉を誦すことを許す」。

二　その時、比丘尼等は罪を懺悔せざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は罪を懺悔せざるべからず、懺悔せざる者は悪作に墮す」。比丘尼等は懺悔するを知らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、比丘尼等の爲に懺悔するを
260 敎ふることを許す」。時に、比丘等に思念生じたりき、「誰か比丘尼等の罪を受納すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ比丘等比丘尼等の罪を受納することを許す」。

その時、比丘尼等は街路巷路四衢道に於て比丘を見て鉢を地に置き上衣を偏袒にになし蹲居し合掌を捧げて罪を懺悔せり。人々は呟き憤り毀れり、「此は彼等の婦なり、此は彼等の情婦なり、夜、等閑にして今謝す」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、比丘尼等の罪を受納すべからず、受納する者は悪作に墮す。比丘等よ、比丘尼等、比丘尼等の罪を受納することを許す」。比丘尼等は罪を受納するを知らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、比丘尼等の爲に罪を受納するを敎ふることを許す」。

三　その時、比丘尼等の爲に羯磨を行はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼等の爲に羯磨を行ふことを許す」。

時に、比丘等に忿念生じたりき、「誰か比丘尼等の爲に羯磨を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等比丘尼等の爲に羯磨を行ふことを許す」。

その時、羯磨を受けたる比丘尼等は街路、巷路、四衢道に於て比丘を見て鉢を地に置き上衣を偏袒になし蹲居し合掌を捧げて謝し、此の如く爲すべしと思惟せり。人々は呟き憤り譏れり、「此は彼等の婦なり、此は彼等の情婦なり、夜、等閑にして今謝す」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、比丘尼等の爲に羯磨を行ふべからず、行ふ者は悪作に墮す。比丘等よ、比丘尼等、比丘尼等の爲に羯磨を行ふことを許す」。比丘尼等は羯磨を行ふを知らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、比丘尼等の爲に羯磨を行ふを教ふることを許す」。

七—一　その時、比丘尼等は僧伽の中に於て訴訟を生じ鬪諍を生じ諍論をなし相互に口戟を以て衝きて住し彼諍事を滅することを能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、比丘尼等の諍事を滅することを許す」。

その時、比丘等は比丘尼等の諍事を滅せしに、彼諍事を滅する時、羯磨に與る比丘尼等と罪を犯せる比丘尼等とありき。比丘尼等は言へり、「願はくは比丘尼等の爲に

羯磨を行へ、比丘尼等の罪を受納せよ、世尊は『比丘等、比丘尼等の諍事を滅すべし』と制したまへり』。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等、比丘尼等の爲に羯磨を定めて比丘尼等に委ね比丘尼等をして比丘尼等の羯磨を行はしめ、比丘等、比丘尼等の罪を定めて比丘尼等に委ね比丘尼等をして比丘尼等の罪を受納せしむることを許す」。

八―一　その時、蓮華色(ウッパラヴァンナー)比丘尼の隨從比丘尼は七年世尊に隨侍して律を習ひしに忘念にして受くるに隨つて忘れたり。彼比丘尼は「世尊、舍衛城に往かんと欲したまふ」と聞けり。時に彼比丘尼に思念生じたり、「我は七年世尊に隨侍して律を習ひしに、忘念にして受くるに隨つて忘る。女人の盡形壽師に隨侍するは難し。我如何に爲すべきや」。時に彼比丘尼は比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等比丘尼等に律を教ふることを許す」。

・初誦品

九―一　時に、世尊は隨意の間、毘舍離城に住したる後、舍衛城に向つて遊行したまへり、次第に遊行して舍衛城に到りたまへり。此に世尊は舍衛城祇樹林給孤獨園に住したまへり。その時、六群比丘は比丘尼等に汚水を灑ぎ己等に愛著せしめんとせり。

世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘は比丘尼等に汚水を灑ぐべからず、灑ぐ者は惡作に墮す。比丘等よ、彼比丘に罰を行ふことを許す」。時に、比丘等に思念生じたり、「如何にして罰を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、彼比丘は比丘尼衆より禮を受けざるものとなすべし」。

その時、六群比丘は身を露はして比丘尼等に示し腿を露はして比丘尼等に示し生支を露はして比丘尼等に示し比丘尼等に麁語し比丘尼等と交りて己等に愛著せしめんとせり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘は身を露はして比丘尼等に示すべからず腿を露はして比丘尼等に示すべからず生支を露はして比丘尼等に示すべからず比丘尼等に麁語すべからず比丘尼等と交るべからず、交る者は惡作に墮す。比丘等よ、彼比丘に罰を行ふことを許す」。時に、比丘等に思念生じたり、「如何にして罰を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、彼比丘は比丘尼衆より禮を受けざるものとなすべし」。

二　その時、六群比丘尼は比丘等に汚水を灑ぎ己等に愛著せしめんとせり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は比丘等に汚水を灑ぐべからず、灑ぐ者は惡作に墮す。比丘等よ、彼比丘尼に罰を行ふことを許す」。時に、比丘等に思念生じたり、「如

何にして罰を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ[2]禁斷を爲すことを許す」。禁斷を爲せるも受けざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ教誡を遮すことを許す」。

その時六群比丘尼は身を露はして比丘等に示し乳房を露はして比丘等に示し腿を露はして比丘等に示し生支を露はして比丘等に示し比丘等に麤語し比丘等と交りて己等に愛著せしめんとせり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ比丘尼は身を露はして比丘等に示すべからず乳房を露はして比丘等に示すべからず腿を露はして比丘等に示すべからず生支を露はして比丘等に示すへからず比丘等に麤語すべからず比丘等と交るべからず交る者は惡作に墮す。比丘等よ彼比丘尼に罰を行ふことを許す」。時に比丘等に思念生じたり、「如何にして罰を行ふべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ禁斷を爲すことを許す」。禁斷を爲せるも受けざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ教誡を遮すことを許す」。

三　時に比丘等に思念生じたり、「教誡を遮せられたる比丘尼と倶に布薩を行ふは可なりや不可なりや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ乃至彼諍事滅するまで教誡を遮せられたる比丘尼と倶に布薩を行ふべからず」。

その時具壽優陀夷(ウダーイ)は教誡を遮して遊行せり。比丘尼等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ尊優陀夷は教誡を遮して遊行するや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、教誡を遮して遊行すべからず遊行する者は悪作に堕す」。

その時愚癡不聰明の者等教誡を遮せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、愚癡不聰明の者は教誡を遮すべからず遮せば悪作に堕す」。

その時比丘等は無事無因なるに教誡を遮せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、無事無因なるに教誡を遮すべからず遮す者は悪作に堕す」。

その時比丘等は教誡を遮して決定を與へざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、教誡を遮して決定を與へざるべからず、與へざる者は悪作に堕す」。

四　その時比丘尼等は教誡に往かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は教誡に往かざるべからず往かざる者は[3]法の如く治すべし」。

その時比丘尼衆總て教誡に往けり。人々は呟き憤り毀れり、「此は彼等の婦なり、此は彼等の情婦なり、今彼等彼女等と倶に娯樂せん」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼衆總て教誡に往くべからず若し往かば悪作に堕す。比丘等よ、四五人の比丘尼にて教誡に往くことを許す」。

その時四五人の比丘尼にて教誡に往けり。人々は呟き憤り毀れり、「此は……娯樂せん」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ四五人の比丘尼にて教誡に往くべからず、若し往かば悪作に墮す。比丘等よ、二三人の比丘尼にて教誡に往くことを許す。一人の比丘の許に到り上衣を偏袒になし足を禮し蹲居し合掌を捧げて此の如く唱ふべし、『尊よ比丘尼衆は比丘衆の足を禮し教誡を受けんと請ふ比丘尼衆をして教誡を受くるを得しめよ』。彼比丘は説戒者の許に到りて此の如く唱ふべし、『比丘尼衆は比丘衆の足を禮し教誡を受けんと請ふ、比丘尼衆をして教誡を受くるを得しめよ』。説戒者は言ふべし、『比丘尼教誡の選に當れる比丘ありや』。若し比丘尼教誡の選に當れる比丘あらば説戒者は言ふべし、『比丘某甲比丘尼教誡の選に當る比丘尼衆は彼の許に往くべし』。若し比丘尼教誡の選に當れる比丘なくば説戒者は言ふべし、『何れの具壽か能く比丘尼等を教誡するや』。若し能く比丘尼を教誡し而も八分具足する者あらば選びて後言ふべし『比丘某甲比丘尼教誡の選に當る、比丘尼衆は彼の許に往くべし』。若し能く比丘尼等を教誡する者なくば説戒者は言ふべし、『比丘尼教誡の選に當れる比丘なし、比丘尼衆は謹愼して勤めよ』」。

五　その時比丘等は教誡を爲さゞりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、教誡を

265

爲さゞるべからず、爲さゞる者は惡作に墮す」。

その時、一人の比丘あり、愚癡なりき。比丘尼等は彼の許に到りて言へり、「尊よ、教誡を爲せ」。「姉妹よ、我は愚癡なり、如何ぞ教誡を爲さんや」。「尊よ、教誡を爲せ」、世尊は此の如く「比丘は比丘尼の教誡を爲すべし」と制したまへり」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、愚者を除き餘の者等の教誡を爲すことを許す」。

その時、一人の比丘あり病めり。比丘尼等は彼の許に到りて言へり、「尊よ、教誡を爲せ」。「姉妹よ、我は病む、如何ぞ教誡を爲さんや」。「尊よ、教誡を爲せ、世尊は此の如く「愚者を除き餘の者等は教誡を爲すべし」と制したまへり」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、愚者と病者とを除き餘の者等の教誡を爲すことを許す」。

その時、一人の遠行比丘あり。比丘尼等は彼の許に到りて言へり、「尊よ、教誡を爲せ」。「姉妹よ、我は遠行者なり、如何ぞ教誡を爲さんや」。「尊よ、教誡を爲せ、世尊は此の如く「愚者と病者とを除き餘の者等は教誡を爲すべし」と制したまへり」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、愚者と病者と遠行者とを除き餘の者等の教誡を爲すことを許す」。

その時、一人の比丘あり、林中に住せり。比丘尼等は彼の許に到りて言へり、「尊よ、

教誡を爲せ」。「姉妹よ、我は林中に住す、如何ぞ教誡を爲さんや」。「尊よ、教誡を爲せ、世尊は此の如く「愚者と病者と遠行者とを除き餘の者等は教誡を爲すべし」と制したまへり」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、阿練若比丘は教誡を爲さんとし彼處にて果さんと約を定むることを許す」。

その時比丘等は教誡を爲さんとして說かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、教誡を說かざるべからず說かざる者は惡作に墮す」。

その時比丘等は教誡を爲さんとして果さゞりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、教誡を果さゞるべからず果さざる者は惡作に墮す」。

その時比丘等は比丘尼と約して往かざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼と約して往かざるべからず、往かざる者は惡作に墮す」。

266 **一〇―一**　その時比丘尼等は長き帶を著け此によりて脇[5]を撓めたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は長き帶を著くるべからず、著くる者は惡作に墮す。比丘等よ、比丘尼に一匝に遶らす帶を許す。脇を撓むべからず、撓むる者は惡作に墮す」。

その時、比丘尼等は竹布を以て脇を撓めたり、皮布を以て脇を撓めたり、白布を以て脇を撓めたり、白布條を以て脇を撓めたり、白布褶を以て脇を撓めたり、朱羅布を以て脇を撓めたり、朱羅條を以て脇を撓めたり、朱羅褶を以て脇を撓めたり、絲條を以て脇を撓めたり、絲褶を以て脇を撓めたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は竹布を以て脇を撓むべからず、皮布を以て脇を撓むべからず、白布を以て脇を撓むべからず、白布條を以て脇を撓むべからず、白布褶を以て脇を撓むべからず、朱羅布を以て脇を撓むべからず、朱羅條を以て脇を撓むべからず、朱羅褶を以て脇を撓むべからず、絲條を以て脇を撓むべからず、絲褶を以て脇を撓むべからず、撓むる者は惡作に墮す」。

二　その時、比丘尼等は❻牛脛骨を以て背を指摩せしめ牛顎骨を以て背を按摩せしめ手を按摩せしめ手背を按摩せしめ足を按摩せしめ足背を按摩せしめ、腿を按摩せしめ面を按摩せしめ齒齦を按摩せしめたり。人々は呟き憤り毀れり、「猶し諸欲を享くる在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は牛脛骨を以て背を指摩せしむべからず牛顎骨を以て背を按摩せしむべからず手を按摩せしむべからず手背を按摩せしむべからず足を按摩せしむべからず足背を按摩せしむべからず

腿を按摩せしむべからず面を按摩せしむべからず歯齦を按摩せしむべからず、按摩せしむる者は悪作に堕す」。

三　その時、六群比丘尼は面を塗り面を摩擦し面を粉飾し雄黄を以て面を彩り四肢を染め面を染め四肢と面とを染めたり。人々は呟き……「……在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は面を塗るべからず面を摩擦すべからず面を粉飾すべからず雄黄を以て面を彩るべからず四肢を染むべからず面を染むべからず四肢と面とを染むべからず、染むる者は悪作に堕す」。

四　その時、六群比丘尼は點青をなし黥面をなし窓より外を窺ひ戸より半身を出して立ち舞踏を催し婬女を安じ酒鋪を設け肉肆を設け市肆を營み金融を行ひ商賈を行ひ奴を蓄へ賤女を蓄へ僕を蓄へ婢を蓄へ畜類を蓄へ蔬菜を賣り刀欄を持せり。人々は呟き……「……在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は點青をなすべからず黥面をなすべからず窓より外を窺ふべからず戸より半身を出して立つべからず舞踏を催すべからず婬女を安ずべからず酒鋪を設くべからず肉肆を設くべからず市肆を營むべからず金融を行ふべからず商賈を行ふべからず奴を蓄ふべからず賤女を蓄ふべからず僕を蓄ふべからず婢を蓄ふべからず畜類を蓄ふべか

らず蔬菜を賣るべからず刀欄を持すべからず持す者は悪作に墮す」。

五　その時、六群比丘尼は眞青衣を著けたり眞黄衣を著けたり眞赤衣を著けたり眞茜色衣を著けたり眞黒衣を著けたり眞紅藍色衣を著けたり眞落葉色衣を著けたり縁に斷片を用ひざる衣を著けたり長き縁ある衣を著けたり縁に華ある衣を著けたり縁に蛇冠ある衣を著けたり襯衣を著けたり樹皮衣を著けたり。人々は呟き……「在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は眞青衣を著くるべからず眞黄衣を著くるべからず……襯衣を著くるべからず樹皮衣を著くるべからず、著くる者は悪作に墮す」。

268

一一―一　その時、一人の比丘尼あり死せんとして言へり、「我死後は我資具を僧伽に歸せ」。此處に比丘等と比丘尼等と爭ひて「我等に屬す」「我等に屬す」と言へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、若し比丘尼死せんとして「我死後は我資具を僧伽に歸せ」と言はゞ此處に比丘衆を主とせずして此は比丘尼衆に屬す。比丘等よ、若し式叉摩那……乃至……沙彌尼死せんとして……此處に比丘衆を主とせずして此は比丘尼衆に屬す。比丘等よ、若し比丘死せんとして……此處に比丘尼衆を主とせずして此

は比丘衆に屬す。比丘等よ、若し沙彌…乃至…優婆塞……優婆夷……餘の人死せんとして「我死後は我資具を僧伽に歸せ」と言はゞ此處に比丘尼衆を主とせずして此は比丘衆に屬す」。

一二—一　その時、一人のもと摩羅女あり、比丘尼の中に出家せり、彼女は街路に弱力の比丘を見て肩頭にて衝きて轉ぜしめたり。比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘尼は比丘を衝くや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は比丘を衝くべからず、衝く者は惡作に墮す。比丘等よ、比丘尼、比丘を見ば遠くより避けて道を讓るべきことを許す」。

一三—一　その時、一人の婦女あり、夫不在なるに情夫によりて娠めり、彼女は墮胎して常敎化の比丘尼に言へり、「願はくは此胎兒を鉢に入れて持し去れ」。時に、彼比丘尼は彼胎兒を鉢に入れ僧伽梨に裹みて往けり。その時、一人の乞食比丘あり、願を作して「我、始めて得る所の食は比丘若しくは比丘尼に與へずしては食せじ」となせり。時に、彼比丘は彼比丘尼を見て言へり、「姉よ、食を受けよ」。「尊よ、止みなん」。二たび…

269 ……三たび彼比丘は彼比丘尼に言へり……「尊よ、止みなん」。「姉よ、我は願を作して『我、始めて得る所の食は比丘若しくは比丘尼に與へずしては食せじ』となせり。姉よ、食を受けよ」。時に、彼比丘尼は彼比丘に強いられて出して鉢を示して言へり、「見よ、鉢中に胎兒あり、何人にも告ぐる勿れ」。時に、彼比丘は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘尼は鉢に入れて胎兒を持し去るや」。時に、彼比丘は比丘等に此義を告げたり。少欲の比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘尼は鉢に入れて胎兒を持し去るや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は鉢に入れて胎兒を持し去るべからず、持したる者は惡作に墮す。比丘等よ、比丘尼、比丘を見ば鉢を出して示すべきことを許す」。

二　その時、六群比丘尼は比丘を見て鉢を覆して底を示せり。比丘等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ六群比丘尼は比丘を見て鉢を覆して底を示すや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は比丘を見て鉢を覆して底を示すべからず、示す者は惡作に墮す。比丘等よ、比丘尼、比丘を見ば鉢を傾けて示すべきことを許す、若し鉢中に飲食あらば此を以て比丘を招ずべし」。

一四—一　その時、舍衛城の街路に男根を棄てたるものあり、比丘尼等は一心に此を

瞻視せり。人々は高聲を出し、彼比丘尼等は羞耻せり。時に、彼比丘尼等は住房に往き比丘尼等に此義を告げたり。少欲の比丘尼等は呟き憤り毀れり、「如何ぞ彼比丘尼等は男根を瞻視するや」。時に、彼比丘尼等は比丘等に此義を告げたり。比丘等は世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は男根を瞻視すべからず、瞻視する者は悪作に墮す」。

一五—一　その時、人々、比丘等に飲食を與へたるに比丘等は比丘尼等に與へたり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ大德等は己の受用の爲に與へられし所を他人に與ふるや、我等は布施を與ふるを知らざるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、己の受用の爲に與へられし所を他人に與ふべからず、與ふる者は悪作に墮す」。

その時、比丘等の飲食夥多なりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽に與ふることを許す」。愈々夥多になれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、個人にも與ふることを許す」。

その時、比丘等の貯藏せる飲食夥多なりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘等の貯藏は比丘尼と比丘とをして取りて受用せしむることを許す」。

二　その時、人々は比丘尼等に飲食を與へしに、比丘尼等は比丘等に與へたり。人々は呟き憤り毀れり、「如何ぞ比丘尼等は己の受用の爲に與へられし所を他人に與ふるや、我等は布施を與ふるを知らざるや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は己の受用の爲に與へられし所を他人に與ふべからず、與ふる者は惡作に墮す」。

その時、比丘尼等の飲食夥多なりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、僧伽に與ふることを許す」。愈々夥多になれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、個人にも與ふることを許す」。

その時、比丘尼等の貯藏せる飲食夥多なりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼等の貯藏は比丘と比丘尼とをして取りて受用せしむることを許す」。

一六—一　その時、比丘等の臥坐具夥多にして比丘尼等には有らざりき。比丘尼等は比丘等の許に使者を遣りて言へり、「尊者よ、願はくは暫時我等に臥坐具を與へよ」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼等に暫時臥坐具を與ふることを許す」。

二　その時、比丘尼等、月忌ありて覆ある床、覆ある小床に坐臥し、臥坐具、血に塗れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は覆ある床、覆ある小床に坐臥すべからず、

坐臥する者は悪作に堕す。比丘等よ、屋内衣を許す」。屋内衣、血に塗れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、小帯を許す」。帯落ちたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、紐を以て縛し腿に縛することを許す」。紐切れたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、褌襠と腰紐とを許す」。

その時、六群比丘尼は常時に腰紐を持せり。人々は呟き……「……在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は常時に褌襠を持すべからず、持する者は悪作に堕す。比丘等よ、月忌あるとき腰紐を許す」。

第二誦品

一七―一 その時、具足戒を受けし女に[8]無相女あり、少相女あり、無月水女あり、常月水女あり、恒布女あり、漏水女あり、長蝙女あり、黄門女あり、出兩邊女あり、壞根女あり、二根女ありき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、具足戒を授くるに二十四障法を問ふことを許す。比丘等よ、此の如く問ふべし、『汝は無相女ならずや、少相女ならずや、無月水女ならずや、常月水女ならずや、恒布女ならずや、漏水女ならずや、長蝙女ならずや、黄門女ならずや、出兩邊女ならずや、壞根女ならずや、二根女ならずや、癩、癰、白癩、乾痟、癲狂の病なきや、人なりや、女なりや、自在なりや、負債なきや、王臣に非ざるや、父母夫許せ

りや、二十歲に滿てるや、鉢衣を圓滿せるや、名は何ぞや、和尚尼の名は何ぞや」」。

二　その時、比丘尼等に障法を問へり。具足戒を受けんと願へる女等は困惑羞愧して答ふること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼衆に於て一分具足戒を受け已に淸淨となりて後、比丘衆に於て具足戒を授くることを許す」。

その時、比丘尼等は具足戒を受けんと願へる女に未だ敎誡を與へずして障法を問へり。具足戒を受けんと願へる女は困惑羞愧して答ふること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、先に敎誡して後に障法を問ふことを許す」。

その僧伽の中に於て敎誡せり。具足戒を受けんと願へる女は困惑羞愧して答ふること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一面に於て敎誡して後に障法を問ふことを許す。比丘等よ、敎誡するには此の如く爲すべし。始に和尚を擇ばしむべし。和尚を擇ばしめて後鉢衣を示して言ふべし、『此は汝の鉢なり、此は僧伽梨なり、此は鬱多羅僧なり、此は安陀會なり、此は覆肩衣なり、此は水浴衣なり。往きて彼處に立て』」。

三　愚癡不聰明なる女、敎誡を與へたり。具足戒を受けんと願へる女は敎誡を受け

しも困惑羞愧して答ふること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、愚癡不聰明なる女は教誡を與ふべからず、教誡を與ふれば惡作に墮す。比丘等よ、聰明有能なる比丘尼の教誡を與ふることを許す」。

四　選に當らざる女、教誡を與へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、選に當らざる女は教誡を與ふべからず、教誡を與ふれば惡作に墮す。比丘等よ、選に當れる女の教誡を與ふることを許す。比丘等よ選ぶには此の如く爲すべし。若しくは己を選び若しくは他の女を選ぶなり。如何にして己を選ぶや。聰明有能なる比丘尼、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲女は大姉某甲より具足戒を受けんと願ふ。若し僧伽に機熟さば我は某甲女に教誡を與へん』。此の如く己を選ぶなり。如何にして他の女を選ぶや。聰明有能なる比丘尼、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲女は大姉某甲より具足戒を受けんと願ふ。若し僧伽に機熟さば某甲女をして某甲女に教誡を與へしめん』。此の如く他の女を選ぶなり。

五　彼選に當れる比丘尼は具足戒を受けんと願ふ女の許に到りて言ふべし、『某甲女よ、聞け。今は汝の眞を語る時、實を語る時なり。僧伽の中に於て問を受くれば有るを有りと言ひ無きを無しと言ふべし。困惑すること勿れ、羞愧すること勿れ。汝

273 に此の如く問はん、汝は無相女ならずや……和尚尼の名は何ぞやと』。〔教誡女と受者と〕相伴ひて來れり。『相伴ひて來るべからず。教誡女は先に來りて僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲女は大姉某甲より具足戒を受けんと願ふ。我已に彼女に教誡を與へたり。若し僧伽に機熟さば某甲女をして來らしめん』。『來れ』と言ふべし。上衣を偏袒になし比丘尼等の足を禮し蹲居し合掌を捧げて具足戒を請はしむべし、『我、僧伽に具足戒を請ふ、僧伽、哀愍して我を濟度したまへ。二たび……三たび我僧伽に具足戒を請ふ、僧伽、哀愍して我を濟度したまへ』。

六　聰明有能なる比丘尼、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け、此處に某甲女は大姉某甲より具足戒を受けんと願ふ。若し僧伽に機熟さば、我、某甲女に障法を問はん。某甲女よ、聞け。今は汝の眞〔を語る〕時、實〔を語る〕時なり。我、汝に事を問ふ。有るを有りと言ひ無きを無しと言ふべし。汝は無相女ならずや……和尚尼の名は何ぞや』。

七　聰明有能なる比丘尼、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け、此處に某甲女は大姉某甲より具足戒を受けんと願ふ。障法を有すること無く鉢衣圓滿せり。某甲女は僧伽に請ひて大姉某甲を和尚尼として具足戒を受けんとす。若し僧伽に機

熟さば僧伽は大姉某甲を和尚尼として某甲女に具足戒を授くべし、此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け、此處に……大姉某甲を和尚尼として具足戒を受けんとす。僧伽は大姉某甲を和尚尼として某甲女に具足戒を授く。大姉某甲を和尚尼として某甲女に具足戒を授くることを聽す大姉は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を説く……乃至……我三たび此義を説く……言へ。僧伽は大姉某甲を和尚尼として某甲女に具足戒を授け已れり。僧伽は……知る』。

八　直に伴ひて比丘衆の許に到り上衣を偏袒になし比丘等の足を禮し蹲居し合掌を捧げて具足戒を請はしむべし、『我、某甲は大姉某甲より具足戒を受けんと願ひ已に比丘尼衆に於て一分具足戒を受け清淨となり、僧伽に具足戒を請ふ、僧伽、哀愍して我を濟度したまへ。我、某甲は……清淨となり、二たび……我、某甲は……清淨となり、三たび僧伽に具足戒を請ふ、僧伽哀愍して我を濟度したまへ』。

聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け、此處に某甲女は某甲女より具足戒を受けんと願ひ已に比丘尼衆に於て一分具足戒を受け清淨となれり。某甲女は某甲女を和尚尼として僧伽に具足戒を請ふ。若し僧伽に機熟さば、僧伽は某甲女を和尚尼として某甲女に具足戒を授くべし、此、表白なり。僧伽よ、我言を

聞け、此處に……某甲女を和尙尼として具足戒を受けんとす。僧伽は某甲女を和尙尼として某甲女に具足戒を授く。某甲女を和尙尼として某甲女に具足戒を授くることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く……乃至……我三たび此義を說く……言へ。僧伽は某甲女を和尙尼として某甲女に具足戒を授け已れり。僧伽は聽す……知る』。

直に〔日〕影を量り、時季を告げ、日分を告げ、法式を告げ、比丘尼等に說くべし、「此女に三依と八非事とを告げよ」。

一八―一　その時、比丘尼等は食堂に於て座に猶豫ありて時を過ごせり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、八比丘尼は長幼に隨ひ餘は來れるに隨ふことを許す」。

その時、比丘尼等は「世尊は八比丘尼は長幼に隨ひ餘は來れるに隨ふことを許したまへり」と言ひ一切處に於て八比丘尼長幼に隨つて遮し餘は來れるに隨へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、食堂に於ては八比丘尼は長幼に隨ひ餘は來れるに隨ふも餘の一切處に於ては長幼に隨つて遮すべからず、遮す者は惡作に墮す」。

275
一九—一　その時、比丘尼等は自恣を行はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は自恣を行はざるべからず、行はざる者は[11]法の如く治すべし」。

その時、比丘尼等は自ら自恣を行ひ比丘衆に於て自恣を行はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼、自ら自恣を行ひ比丘衆に於て自恣を行はざるは不可なり、行はざる者は法の如く治すべし」。

その時、比丘尼等は比丘等と倶時に自恣を行ひ喧擾を致せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は比丘等と倶時に自恣を行ふべからず、行ふ者は悪作に堕す」。

その時、比丘尼等は食前に自恣を行ひ時を過ごしたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、食後に自恣を行ふことを許す」。食後に自恣を行へるに非時となれり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、當日〔比丘尼衆に於て〕自恣を行ひ翌日比丘衆に於て自恣を行ふことを許す」。

二　その時、比丘尼衆總て自恣を行ひ喧擾を致せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一人の聰明有能なる比丘尼を選び比丘尼衆の爲に比丘衆に於て自恣を行はしむることを許す。比丘等よ選ぶには此の如くなすべし。始に比丘尼を請ふべし、請ひて後、聰明有能なる比丘尼、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽

に機熟さば僧伽は比丘尼を選び比丘尼衆の爲に比丘衆に於て自恣を行はしむべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。僧伽は比丘尼某甲を選び比丘尼衆の爲に比丘衆に於て自恣を行はしむ。比丘尼某甲を選び比丘尼衆の爲に比丘衆に於て自恣を行はしむることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。僧伽は比丘尼某甲を選び比丘尼衆の爲に比丘衆に於て自恣を行はしむることゝ爲し已れり。僧伽は聽す……知る」。

三　彼選に當れる比丘尼は比丘尼衆と倶に比丘衆の許に到り上衣を偏袒になし比丘等の足を禮し蹲居し合掌を捧げて此の如く唱ふべし、「比丘尼衆は見、聞、疑に於て比丘衆に於て自恣を行ふ、比丘尼衆を哀愍して說きたまへ、〔罪を〕見ば懺悔せん。二たび……三たび比丘尼衆は比丘衆に……懺悔せん」」。

二〇―一　その時、比丘尼等は比丘等に布薩を妨げ、自恣を妨げ、相倶に語り、教誡を與[12]へ許可を得、難じ、憶念せしめたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は比丘に布薩を妨ぐべからず、妨ぐるも妨ぐとなさず、妨ぐる者は惡作に墮す。自恣を妨ぐべからず、妨ぐるも妨ぐとなさず、妨ぐる者は惡作に墮す。相倶に語るべからず、語るも語るとなさず、語る者は惡作に墮す。教誡を與ふべからず、與ふるも與ふとなさず、

與ふる者は悪作に堕す。許可を得べからず、得るも得となさず、得る者は悪作に堕す。難ずべからず、難ずるも難ずとなさず、難ずる者は悪作に堕す。憶念せしむべからず、憶念せしむるも憶念せしむとなさず、憶念せしむる者は悪作に堕す」。

その時、比丘等は比丘尼等に布薩を妨げ……憶念せしめたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘の比丘尼に布薩を妨ぐることを許す、妨ぐるは善く妨げたるなり妨ぐる者に罪なし……憶念せしむることを許す、憶念せしむる者に罪なし」。

二一一　その時、六群比丘尼は車乗に乗りて往けり、或は牝牛索きて男子御し、或は牡牛索きて女人御せるなり。人々は……毀れり、「猶し恆河、摩企河に於ける〔歡喜祭〕の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は車乗に乗りて往くべからず、往く者は[13]法の如く治すべし」。

その時、一人の比丘尼あり、病みて歩行すること能はざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、病女に車乗を許す」。

時に、比丘尼等に思念生じたり、「牝牛の索くものなりや、牡牛の牽くものなりや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、牝牛の牽くものと牡牛の牽くものと手にて牽く

ものとを許す」。

277 その時、一人の比丘尼あり、車乗の動揺の為に却て苦悩せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、輿、轎を許す」。

二二—一　その時、婬女[14]半迦尸（アッダカーシー）は比丘尼等の中に於て出家せり。彼女は舎衛城に往き世尊のみ許に於て具足戒を受けんと欲せり。弊悪人等は「婬女半迦尸は舎衛城に往かんと欲す」と聞き、道を塞げり。婬女半迦尸は「弊悪人等、道を塞げり」と聞き世尊のみ許に使を遣りて言へり、「我は具足戒を受けんと欲す、我、如何になすべきや」。時に、世尊は此縁により此時に於て説法をなし比丘等に告げて言ひたまへり、「比丘等よ、受使を以て具足戒を授くることを許す」。

二　比丘を受使として具足戒を授けたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘を受使として具足戒を授くべからず、授くる者は悪作に堕す」。

式叉摩那を受使として具足戒を授けたり、彌沙を受使として具足戒を授けたり、沙彌尼を受使として具足戒を授けたり、愚癡不聴明の女を受使として具足戒を授けたり。「比丘等よ、愚癡不聴明の女を受使として具足戒を授くべからず、授くる者は悪作

に堕す。比丘等よ、聰明有能なる比丘尼を受使として具足戒を授くることを許す。

三　彼受使比丘尼は僧伽の許に到り上衣を偏袒になし比丘等の足を禮し蹲居し合掌を捧げて此の如く唱ふべし、『某甲女は大姉某甲より具足戒を受けんと願ひ已に比丘尼衆に於て一分具足戒を受け清浄となれり、彼女は若干の障礙ありて來らず。某甲女は僧伽に具足戒を請ふ、僧伽、哀愍して彼女を濟度したまへ。某甲女は……來らず。二たび某甲女は僧伽に具足戒を請ふ……濟度したまへ。某甲女は……來らず。三たび某甲女は僧伽に具足戒を請ふ……濟度したまへ』。

聰明有能なる比丘、僧伽に告げて言ふべし、『僧伽よ、我言を聞け。某甲女は某甲女より具足戒を受けんと願ひ已に比丘尼衆に於て一分具足戒を受け清浄となれり、彼女は若干の障礙ありて來らず。某甲女は某甲女を和尚尼として僧伽に具足戒を請ふ。若し僧伽に機熟さば、僧伽は某甲女を和尚尼として某甲女に具足戒を授くべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。某甲女は某甲女より具足戒を受けんと願ひ……某甲女を和尚尼として具足戒を受けんとす。僧伽は某甲女を和尚尼として某甲女に具足戒を授く。某甲女を和尚尼として某甲女に具足戒を授くることを聽す具壽は默せよ、聽さゞる者は言へ。我二たび此義を說く……我三たび此義を說く……言

へ。僧伽は某甲女を和尚として某甲女に具足戒を授け已れり。僧伽は聽す……知る』。

直に『日影を量り、時季を告げ、日分を告げ、法式を告げ、比丘尼等に說くべし、『此女に三依と八非事とを告げよ』』。

二三―一　その時、比丘尼等阿練若に住せしに、弊惡人等汚せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は阿練若に住すべからず、住せば惡作に墮す」。

二四―一　その時、一人の優婆塞あり、比丘尼衆の爲に小屋を與へたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、小屋を許す」。小屋にて足らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、住房を許す」。住房にて足らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、造營を許す」。造營にて足らざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、個人の爲にも作ることを許す」。

二五―一　その時、一人の婦人あり、懷胎して比丘尼等の中に於て出家せり。彼女出

家せるに胎兒動けり。時に、彼比丘尼に思念生じたり、「我、此男兒に於て何を爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、乃至彼男兒、分別を得るまで養ふことを許す」。時に、彼比丘尼に思念生じたり、「我獨り住するを得ず、餘の比丘尼、男兒と倶に住するをも得ず。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一人の比丘尼を選び彼比丘尼の隨伴として附することを許す。比丘等よ、選ぶには此の如くなすべし。始に比丘尼を請ふべし。請ひて後、聰明有能なる比丘尼、僧伽に告げて言ふべし、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば、僧伽は某甲比丘尼を選び某甲比丘尼の隨伴となすべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。僧伽は某甲比丘尼を選び某甲比丘尼の隨伴となす。某甲比丘尼を選び某甲比丘尼の隨伴となすことを聽す大姉は默せよ、許さゞる者は言へ。僧伽は某甲比丘尼を選び某甲比丘尼の隨伴となし已れり。僧伽は聽す……知る」」。

二　時に、彼隨伴比丘尼に思念生じたり、「我、此男子に於て如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、同屋にあることを除き、餘の男子に於て爲すが如く此男兒に於て爲すことを許す」。

三　その時、一人の比丘尼あり、尊法を犯し摩那埵を行ぜり。時に、彼比丘尼に思念生

じたり、「我獨り住するを得ず、餘の比丘尼、我と倶に住するをも得ず。我、如何に爲すべきや」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、一人の比丘尼を選び彼比丘尼の隨件として附することを許す。比丘等よ、選ぶには此の如くなすべし。始に……知る」。

二六―一　その時、一人の比丘尼あり、學を棄てゝ還俗せり。彼女再び來りて比丘尼等に具足戒を請へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は學を棄つべからず、若し還俗せば即ち非比丘尼なり」。

二　その時、一人の比丘尼あり、袈裟衣を著けて外道に歸せり。彼女再び來りて比丘尼等に具足戒を請へり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼若し袈裟衣を著けて外道に歸せば來るも具足戒を授くべからず」。

280

二七―一　その時、比丘尼等は疑惧して男子より敬禮、剪髮、剪爪、瘡の治療を受けざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、受くることを許す」。

二　その時、比丘尼等は結跏趺坐し跟觸を受けたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は結跏趺坐すべからず、若しなさば惡作に墮す」。

その時、一人の病比丘尼あり。彼女は結跏趺坐せずしては安穩なるを得ざりき。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼に半跏趺坐を許す」。

三　その時、比丘尼等厠房に於て大便せり。六群比丘尼は其處に於て墮胎せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は厠房に於て大便するべからず、若しなさば惡作に墮す。比丘等よ、比丘尼の下開き上覆へる處にて大便することを許す」。

四　その時、比丘尼等は細麪を用ひて浴せり。人々は呟き……「……在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は細麪を用ひて浴すべからず、若し浴せば惡作に墮す。比丘等よ、糠と粘土とを許す」。その時、比丘尼等は香氣ある粘土を用ひて浴せり。人々は呟き……「……在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は香氣ある粘土を用ひて浴すべからず、若し浴せば惡作に墮す。比丘等よ、本來の粘土を用ふることを許す」。その時、比丘尼等は暖房に於て浴し喧擾を致せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は暖房に於て浴すべからず、若し浴せば惡作に墮す」。その時、比丘尼等は流水に逆ひて浴し流水の觸を受けたり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は流水に逆ひて浴すべからず、若し浴せば惡作に墮す」。その時、比丘尼等は非津岸に於て浴し、弊惡人等汚せり。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘

281

尼は非津岸に於て浴すべからず、若し浴せば悪作に堕す」。その時、比丘尼等は男子の津岸に於て浴せり。人々は呟き……「……在家女の如し」。世尊に此義を告げたり。「比丘等よ、比丘尼は男子の津岸に於て浴すべからず、若し浴せば悪作に堕す。比丘等よ、女人の津岸に於て浴することを許す」。

第三誦品〔畢〕

此犍度に一百六事あり。

此に攝頌あり。

(一)瞿曇彌出家を請ふ(二)如來許したまはず
(三)偏導師迦維羅衞より毘舍離に往きたまふ
(四)塵に塗れ門戸にて阿難に說く
(五)「得べきや」と「母、養母」との理趣を以て請ふ
(六)百歳と新參、(七)無比丘、(八)「一法を」請ふ
(九)自恣、(一〇)尊法、(一一)二年、(一二)罵詈せず
(一三)[15]閉ざす、此八法を盡形壽行ふ
重法を受くるをその具足戒となす

(四)一千年と五(百年)、夜盗、白徽
茜徽、譬喩、此の如く正法の損減
堤を設く、⑯譬喩、此の如く正法住す
(一五)具足戒、尊、(一六)長幼に隨ふ
なさじ、況や、(一七)共と不共
(一八)敎誡、(一九)波羅提木叉、誰(二〇)住房
(二一)知らず、敎ふ、(二二)懺悔せず、比丘等
(二三)比丘等受納す、(二四)比丘尼等受納す
敎ふ、(二五)羯磨、比丘等、呟く、比丘尼等
敎ふ(二六)訴訟、定む、(二七)蓮華色
(二八)舍衞城、(二九)汚水、(三〇)不禮、(三一)身、(三二)腿
(三三)生支、(三四)麤語、(三五)交る、(六)群
(三六)不禮、罪、(三七)比丘尼も同じ
遮、敎誡、(三八)可、(三九)去る
(四〇)怨人、無事、決定、敎誡、(四一)五人僧伽

二三(四二)爲さず、(四三)愚人、(四四)病人、(四五)遠行者
(四六)阿練若者、(四七)説かず、果さず、往かず
(四八)長、竹、皮、白布、條褶
朱羅、條褶、絲、條褶
(四九)牛脛骨、牛顎骨、手背、足[17]
腿、面、齒齦、(五〇)塗、摩擦、粉飾
彩、塗肢、塗面、及び二
(五一)黠青、(五二)鯨面、(五三)窓、(五四)戸口、(五五)舞踏
(五六)婬女、(五七)酒鋪、(五八)肉肆、(五九)市肆、(六〇)金融、(六一)商賈
(六二)奴、賤女、僕、婢を蓄ふ
畜類、(六三)蔬菜、(六四)刀欄を持す
(六五)青、黄、赤、茜色、黑衣
紅藍色、落葉色、斷片を用ひず、長
華、蛇、[18]冠、襯衣、樹皮衣を持す
(六六)比丘尼、式叉摩那、沙彌尼死し

資具を譲らば比丘尼を主となし
(六七)比丘、沙彌、優婆塞、優婆夷
及び他の資具を譲らば比丘を主となす
(六八)摩羅女、(六九)胎兒、(七〇)鉢の底、(七一)男根、(七二)飲食
(七三)夥多、愈々(七四)貯藏の飲食
比丘等の如く比丘尼も然なり
(七五)臥坐具、(七六)月忌、塗る、衣
切る、常時、(七七)[19]無相
〔少〕相、無月水、常月水
恒布、漏水、長嗰、黃門女
出兩邊、壞根、二根あり
(七八)無相を始として二根に至る
此より以下に癲、癰、白癩
乾痟、癲狂、人、女、自在
無負債、非王臣、許可、二十歲

圓滿、名、和尙尼

(七九)二十四障法を問ひて後具足戒

(八〇)困惑、敎へず、僧伽中

(八一)和尙を選ぶ、僧伽梨、鬱多羅僧、安陀會

覆肩衣、水浴衣、說いて後遣る

(八二)愚癡、選に當らず、(八三)相伴、(八四)請ふ、(八五)障法を問ふ

(八六)一分具足戒、(八七)比丘衆

(八八)影、時季、日分、法式、(八九)三依

八非事、(九〇)時、一切處、八

(九一)比丘尼自恣せず、比丘衆

喧擾、食前、非時、喧擾

(九二)布薩、自恣、俱語、敎誡

許可、難憶念、大仙は禁じたまふ

(九三)比丘、比丘尼、大仙は許したまふ

(九四)車乘、病、牽く、車乘の動搖、(九五)牛迦尸

(九六)比丘、式叉摩那、沙彌、沙彌尼、愚女

(九七)阿練若、(九八)優婆塞の小屋、住房

造營足らず、(九九)懷胎、獨

同屋、(一〇〇)尊法、(一〇一)棄、(一〇二)歸す

(一〇三)敬禮、髮、爪、瘡の治療

(一〇四)結跏趺坐、病女、(一〇五)大便、(一〇六)細麵、香氣

暖房、逆流、非律岸、男

摩訶瞿曇彌請ひ、阿難如理(作意す)

勝者の敎の出家に四衆あり

厭背を生ぜしめ正法[20]増長の爲に

病苦の藥を佛陀示したまふ

正法に於て此の如く知らば餘の女人も

不滅の處に[21]到り、到りては憂なからん

註❶「兩衆」。比丘衆と比丘尼衆。

❷「禁斷」。精舍に入ることを禁止す(原註)。大品(南傳大藏經第三卷一四二頁)に出づ。

③「法の如く治す」。比丘尼波逸提第五八(南傳大藏經第二卷五〇七頁)に相當す。

④「八分」。波逸提第二一(南傳大藏經第二卷八一頁)に出づ。

⑤「脇を撓む」。英譯者は「緣をとる」と解す。原註には「pāsuka を namana せんが爲に縛す」と言へるのみ。

⑥「牛髀骨」(aṭṭhilla)。若し梵語 aṭṭhilā に相當すとせば「圓形の小石」なり。今の譯は暫く原註に隨ふ。

⑦「摩羅女」。摩羅族は力士として聞ゆ。

⑧「無相女」以下南傳大藏經第一卷二一七頁三行以下及その註參照。

⑨「三依」。比丘の四依(南傳大藏經第三卷一六三頁)の中「樹下坐」は比丘尼には許さゞるが故に三なり。

⑩「八非事」。比丘尼の八波羅夷なり。此に對して比丘に四非事あり(南傳大藏經第三卷一六四頁)。

⑪「法の如く治す」。比丘尼波逸提第五七(南傳大藏經第二卷五〇六頁)に相當し上記(本犍度一・四)八重法の第四なり。

⑫「與ふ」。底本 ṭhapenti をシャム本により paṭṭhapenti と改む。以下倣之。用例は本書第一犍度五、第二犍度一、二其他にあり。

⑬「法の如く治す」。比丘尼波逸提第八五(南傳大藏經第二卷五四五頁)。此に對して比丘の同樣の行爲は惡作なり(南傳大藏經第三卷三三八頁)。

⑭「半迦尸」。漢譯十誦律に「迦尸國有婆羅門生一女端正殊好價直半迦尸國」といふ。

⑮「閉さす云々」。底本 ovāden' aṭṭha tc をシャム本により ovato ca aṭṭha と改む。

⑯〝譬喩〟。底本 'yya pā eva をシャム本によりて yy' upamāhi と改む。

⑰〝足〟。底本 pari tathā をシャム本によりて padaṁ tathā と改む。

⑱〝蛇冠〟。底本 pala シャム本 phala を phaṇa と改む。

⑲〝無相〟。底本 animittādi をシャム本によりて animittā pi と改む。

⑳〝増長〟。底本 buddhiyā をシャム本によりて vuḍḍhiyā と改む。

㉑〝到る〟。底本 tāyanti をシャム本によりて tā yanti と改む。

SC：Pañcasata

第十一　五百〔結集〕犍度

一―一　時に、具壽摩訶迦葉は比丘等に告げて言へり。

友等よ、一時、我、波婆國（パーヴァー）拘尸城（クシナーラー）に於て旅途にあり、五百人の大比丘衆と倶なりき。友等よ、時に、我は道を離れて一樹下に坐せり。その時、一人の邪命外道あり、曼陀羅華を持し波婆に於て旅途にありき。友等よ、我は彼邪命外道の遠くより來るを見たり、見て彼邪命外道に言へり、「友よ、我等の師を知るや」。「友よ、知れり、沙門瞿曇般涅槃して今日は已に七日なり、我は彼處より此曼陀羅華を得たり」。友等よ、此に於て未離欲の比丘等は或は手を擧げ身を投じて轉轉反側して言へり、「善逝般涅槃したまふこと何ぞ早き、世間眼滅すること何ぞ早き」。已離欲の比丘等は正念正知し忍べり、「諸行無常なり、如何ぞ〔常なるを〕得べけん」。友等よ、時に、我は彼比丘等に言へり、「友等よ、止みなん、憂ふる勿れ愁ふる勿れ世尊は豫て說きたまひしに非ずや、「一切の愛樂する所と別離離散分離せん」と。友等よ、如何ぞ〔常なるを〕得べけん。所生、所成、有爲にして滅壞の法を有するものをして滅壞せしめざらんとするは此處（ことわり）あるべからず」。

友等よ、その時、須跋陀羅（スバッダ）と名づくる老年出家者あり、彼衆中に坐せり。友等よ、時に、
285 老年出家者須跋陀羅は彼比丘等に言へり、「友等よ、憂ふる勿れ愁ふる勿れ我等、彼大沙門より脱するを得たるや善し此は應、此は不應と我等を惱したり今や我等は若し欲せば爲し欲せずば爲さじ」。

友等よ我等宜しく法と律とを結集し、非法興りて法衰へ非律興りて律衰へ非法説者強く如法説者弱く非律説者強く如律説者弱くなからんことに先んぜん。

二　「然らば大徳長老よ、比丘を選擇したまへ」。時に、摩訶迦葉、選擇せしに五百に一を缺けり。比丘等は具壽摩訶迦葉に言へり、「大徳よ、此處に具壽阿難あり、有學なりと雖も貪瞋癡怖の爲に非道に隨せじ、而も彼、世尊に隨つて多く法と律とを學べり、然らば大徳長老よ、具壽阿難をも選擇したまへ」。時に、具壽摩訶迦葉は具壽阿難をも選擇せり。

三　時に、長老比丘等に思念生じたり、「我等何處に於て法と律とを結集すべきや」。時に、長老比丘等に思念生じたり、「王舍城は飲食多く臥坐處豐なり。我等宜しく王舍城に於て雨安居に住して法と律とを結集せん、餘の比丘等をして王舍城に雨安居に來らしめじ」。

四　時に、具壽摩訶迦葉は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば僧伽は此五百比丘を選び王舍城に於て雨安居に住して法と律とを結集せしめ、餘の比丘等をして王舍城に於て雨安居に住すること無からしむべし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。僧伽は此五百比丘を選び王舍城に於て雨安居に住して法と律とを結集せしめ、餘の比丘等をして王舍城に於て雨安居に住せしめず。此五百比丘を選び王舍城に於て雨安居に住し法と律とを結集せしめ、餘の比丘等をして王舍城に於て雨安居に住せしめざることを聽す具壽は默せよ、聽さざる者は言へ。僧伽は此五百比丘を選び王舍城に於て雨安居に住して法と律とを結集せしめ、餘の比丘等をして王舍城に於て雨安居に住せしめず。僧伽は聽す……知る」。

[286] 五　時に長老比丘等は法と律とを結集せんが爲に王舍城に往けり。時に、長老比丘等に思念生じたり、「友等よ、世尊は破損を修理するを讚歎したまへり。友等よ、我等、第一日に破損を修理し中日に集會して法と律とを結集せん」。時に、長老比丘等は第一日に破損を修理したり。

六　時に、具壽阿難は「明日集會あり我、有學にして集會に往かんこと相應せじ」と思ひ、夜の多分は身念を持して過ごし夜過ぎて早晨に臥せんとして身を倚せ、頭は未だ枕

に到らず脚は已に地を離れこの中間に於て諸漏を脱し心解脱せり。時に具壽阿難は阿羅漢たるを得て集會に往けり。

七　時に、具壽摩訶迦葉は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば我、優波離に律を問はん」。具壽優波離は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば我、具壽摩訶迦葉の律を問ふに答へん」。時に、具壽摩訶迦葉は具壽優波離に言へり、「友優波離よ、第一波羅夷は何處に於て制せられしや」。「大徳よ、毘舍離城なり」。「誰に因むや」。「須提那（ステインナ）迦蘭陀子（カランダプッタ）に因む」。「何の事に於てなりや」。「不浄法に於てなり」。時に、具壽摩訶迦葉は具壽優波離に第一波羅夷の事を問ひ因縁を問ひ人を問ひ制を問ひ二制を問ひ犯を問ひ不犯を問へり。「友優波離よ、第二波羅夷は何處に於て制せられしや」。「大徳よ、王舍城なり」。「誰に因むや」。「壇尼迦（ダニキャ）陶師子に因む」。「何の事に於てなりや」。「不與取に於てなり」。時に、具壽摩訶迦葉は具壽優波離に第二波羅夷の事を問ひ因縁を問ひ……不犯を問へり。「友優波離よ、第三波羅夷は何處に於て制せられしや」。「大徳よ、毘舍離城なり」。「誰に因むや」。「衆多の比丘に因む」。「何の事に於てなりや」。「人身に於てなり」。時に、具壽摩訶迦葉は具壽優波離に第三波
287 羅夷の事を問ひ因縁を問ひ……不犯を問へり。「友優波離よ、第四波羅夷は何處に於

て制せられしや」。「大徳よ、毘舍離城なり」。「誰に因むや」。「婆裘(ヷッグムダー)河邊の比丘等に因む」。「何の事に於てなりや」。「上人法に於てなり」。時に、具壽摩訶迦葉は具壽優波離に第四波羅夷の事を問ひ因縁を問ひ……不犯を問へり。此方便によりて兩部の律を問ひ、具壽優波離隨つて答へたり。

八　時に、具壽摩訶迦葉は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば我阿難に法を問はん」。具壽阿難は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば我、具壽摩訶迦葉の法を問ふに答へん」。時に具壽摩訶迦葉は具壽阿難に言へり、「友阿難よ梵網經は何處に於て說かれしや」。「大徳よ、王舍城と那蘭陀(ナーランダー)との中間なる王屋菴羅絺(アンバラッティカー)に於てなり」。「誰に因むや」。「普行梵志須卑(スッピヤ)と孺童梵摩達(ブラフマダッタ)に因む」。時に、具壽摩訶迦葉は具壽阿難に梵網經の因縁を問ひ人を問へり。「友阿難よ、沙門果經は何處に於て說かれしや」。「大徳よ、王舍城耆婆菴婆園に於てなり」。「誰と倶なりしや」。「阿闍世韋提希子(アヂャータサットゥヹーデーヒープッタ)と倶なり」。時に、具壽摩訶迦葉は具壽阿難に沙門果經の因縁を問ひ人を問へり。此方便によりて五部經を問ひ、具壽阿難隨つて答へたり。

九　時に、具壽阿難は長老比丘等に言へり、「大徳等よ、世尊般涅槃したまふ時、我に言ひたまへり、『阿難よ、我滅後僧伽若し欲せば小々戒は捨つるも可なり』」。「友阿難よ、汝

288 は何をか小々戒となすと世尊に問ひたてまつりしや」。「大徳よ、我は何をか小々戒となすと世尊に問ひたてまつらざりき」。一類の長老等は言へり、「四波羅夷を除き餘は小々戒なり」。一類の長老等は言へり、「四波羅夷を除き十三僧殘を除き餘は小々戒なり」。一類の長老等は言へり、「四波羅夷を除き十三僧殘を除き二不定を除き餘は小々戒なり」。一類の長老等は言へり、「四波羅夷を除き十三僧殘を除き二不定を除き三十捨墮を除き餘は小々戒なり」。一類の長老等は言へり、「四波羅夷を除き十三僧殘を除き二不定を除き三十捨墮を除き九十二波逸提を除き餘は小々戒なり」。一類の長老等は言へり、「四波羅夷を除き十三僧殘を除き二不定を除き三十捨墮を除き九十二波逸提を除き四提舍尼を除き餘は小々戒なり」。

時に具壽摩訶迦葉は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。我等の戒には在家人に係るあり、在家人と雖も、此は汝等釋子に應、此は不應なりと我等を知る。若し我等、小々戒を捨てなば或は言ふ者あらん、『沙門瞿曇、弟子等の爲に制せる戒は、久しからざること、烟の如し、師在りし時は戒を學し、師般涅槃しては今や戒を學せず』。若し僧伽に機熟さば僧伽は未制を制せず所制を壞らず制に隨つて戒を持して住せん。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。我等の戒には……『……今や戒を學せず』。僧伽は未制

289

を制せず所制を壊らず制に随つて戒を持して住す。未制を制せず所制を壊らず制に随つて戒を持して住することを聴す具壽は默せよ、聴さざる者は言へ。僧伽は未制を制せず所制を壊らず制に随つて戒を持して住す。僧伽は聴す……知る」。

一〇　時に長老比丘等は具壽阿難に言へり、「友阿難よ、汝何をか小々戒となすと世尊に問ひたてまつらざりしは悪作なり此を悪作として懺悔せよ」。「大徳等よ、我、失念して何をか小々戒となすと世尊に問ひたてまつらざりき我悪作なるを見ず、然れども具壽等を信ずるが故に此を悪作として懺悔す」。

「友阿難よ、汝、世尊の雨浴衣を踏みて縫ひしは悪作なり此を悪作として懺悔せよ」。「大徳等よ、我不尊重の故に世尊の雨浴衣を踏みて縫ひしに非ず、我悪作なるを見ず、然れども具壽等を信ずるが故に此を悪作として懺悔す」。

「友阿難よ、汝、女人等をして先に世尊の舎利を禮せしめその啼泣するによりて世尊の舎利涙に塗れたるは悪作なり此を悪作として懺悔せよ」。「大徳等よ、我、非時に至らんことを恐れたるが故に女人等をして先に世尊の舎利を禮せしめたり、我悪作なるを見ず、然れども具壽等を信ずるが故に此を悪作として懺悔す」。

「友阿難よ、世尊廣大の相を示し廣大の現を示したまひしに汝、世尊に請ひて「世尊よ、

一劫住したまへ、善逝よ、一劫住したまへ、衆生の利益、衆生の安樂、世間の哀愍、人天の義利利益・安樂の爲なり」と白さざりしは惡作なり、此を惡作として懺悔せよ」。「大徳等よ、我、魔の爲に覆はれしが故に世尊に請ひて『世尊よ、一劫……安樂の爲なり』と白さざりしなり、我、惡作なるを見ず、然れども具壽等を信ずるが故に惡作として懺悔す」。

「友阿難よ、汝勉めて女人をして如來所説の法と律とに於て出家するを得しめたるは惡作なり、此を惡作として懺悔せよ」。「大徳等よ、彼摩訶波闍波提瞿曇彌は世尊の姨母、嬭母、養母、哺乳母にして生母命終して後世尊に乳を與へまつれりと思惟せるが故に勉めて女人をして如來所説の法と律とに於て出家するを得しめたり、我、惡作なるを見ず、然れども具壽等を信ずるが故に惡作として懺悔す」。

290

一一　その時、具壽富蘭那（プラーナ）は南山に遊行し大比丘衆五百人と倶なりき。時に、具壽富蘭那は長老比丘等の法と律とを結集せる時、隨意の間南山に住したる後、王舍城竹林迦蘭陀迦園の長老比丘等の許に到れり、到りて長老比丘等と相倶に會釋して一面に坐せり。一面に坐せる時、具壽富蘭那に長老比丘等言へり、「友富蘭那よ、長老等は法と律とを結集せり、此結集を受けよ」。「友等よ、法と律とを結集せるや善し、然れども我は世尊の現前に聞き現前に受けたるが如く持せん」。

一二　時に、具壽阿難は長老比丘等に言へり、「世尊般涅槃したまふ時、我に言ひたまへり、『阿難よ、然らば我滅後僧伽をして闡陀(チャンナ)比丘に梵壇をなさしめよ』と」。「友阿難よ、汝は何をか梵壇となすと世尊に問ひたてまつりしや」。「大徳等よ、我は何をか梵壇となすと世尊に問ひたてまつれり。『阿難よ、闡陀は比丘等にその欲する如く語らんに比丘等は闡陀比丘に語るべからず教導すべからず教誡すべからず』と」。「友阿難よ、然らば汝自ら闡陀比丘に梵壇をなさしめよ」。「大徳等よ、我、如何ぞ闡陀比丘に梵壇をなさしめんや彼比丘は暴戻麁悪なり」。「友阿難よ、然らば多比丘と倶に往け」。「唯々大徳」と具壽阿難は長老比丘等に應へ、大比丘衆五百人と倶に流を上る船に乗り拘睒彌國にて降り憂陀延那(ウデーナ)王の園に近き一樹下に坐せり。

一三　その時、憂陀延那王は侍女等と倶に園に遊歩せり。憂陀延那王の侍女等は聞けり、「我等の師尊阿難、園に近き一樹下に坐す」。時に、憂陀延那王の侍女等は憂陀延那王に言へり、「大王よ、我等の師尊阿難園に近き一樹下に坐す、大王よ、我等は尊阿難を見んと欲す」。「然らば汝等沙門阿難を見よ」。時に、憂陀延那王の侍女等は具壽阿難の許に到れり、到りて具壽阿難を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時、憂陀延那王の侍女等の爲に具壽阿難は法を説きて教示し勸導し讃勵し慶喜せしめたり。時

291
に、具壽阿難、法を説きて教示し……慶喜せしめたるに、憂陀延那王の侍女等は具壽阿難に五百の欝多羅僧衣を施せり。時に、憂陀延那王の侍女等は具壽阿難の所説に歡喜踊躍し座より起ち具壽阿難を敬禮し右遶をなして憂陀延那王の許に到れり。

一四　憂陀延那王は侍女等の遠くより來るを見たり、見て侍女等に言へり、「汝等、沙門阿難を見しや」。「大王よ、我等、尊阿難を見たり」。「汝等、沙門阿難に若干を與へしや」。「大王よ、我等、尊阿難に五百の欝多羅僧衣を與へたり」。憂陀延那王は呟き憤り毀れり、「如何ぞ沙門阿難は此の如く多くの衣を受くるや、沙門阿難は衣商を爲さんとするや商鋪を開かんとするや」。時に、憂陀延那王は具壽阿難の許に到れり、到りて具壽阿難と相倶に會釋し歡喜すべく感銘すべき談を交して一面に坐せり、一面に坐して憂陀延那王は具壽阿難に言へり、「阿難よ此處に我侍女等來りしや」。「大王よ此處に汝の侍女等來れり」。「阿難に若干を與へしや」。「大王よ我に五百の欝多羅僧衣を與へたり」。「阿難は此の如き多くの衣を以て何を爲すや」。「大王よ、弊衣の比丘等と倶に分たんとす」。「阿難よ汝等は古き弊衣を以て何を爲すや」。「大王よ、上覆を作らん」。「阿難よ、汝等は古き上覆を以て何を爲すや」。「大王よ、褥覆を作らん」。「阿難よ、汝等は古き褥覆を以て何を爲すや」。「大王よ、地上の敷具を作らん」。「阿難よ、汝等は古き地上の敷具を以て

何を爲すや」。「大王よ、足拭布を作らん」。「阿難よ、汝等は古き足拭布を以て何を爲すや」。「大王よ、雜巾を作らん」。「阿難よ、汝等は古き雜巾を以て何を爲すや」。「大王よ、此を叩き泥に混じ地床を塗る」。時に、優陀延那王は此釋子等は一切の物を如理に用ひ[1]散壞せしめずと〔知り〕具壽阿難に更に五百の衣を施せり。此、具壽阿難千衣の施與を受けし

292

第一なり。

一五　時に、具壽阿難は瞿師羅園に到れり到りて設けの座に坐せり。時に、具壽闡陀は具壽阿難の許に　れり、到りて具壽阿難を敬禮して一面に坐せり。一面に坐せる時具壽闡陀に具壽阿難は言へり、「友闡陀よ、僧伽は汝に梵壇をなさしむ」。「大徳阿難よ、何をか梵壇となすや」。「友闡陀よ、汝は比丘等に欲する如く語らんに比丘等は汝に語るべからず教導すべからず教誡すべからず」。「大徳阿難よ、此の如きは我を殺すに非ずや比丘等我に語るべからず教導すべからず教誡すべからずとは」と言ひ其處に於て悶絶して倒れたり。時に、具壽闡陀は梵壇の爲に辛苦し慚愧し嫌厭し獨り遠離し不放逸、熱心、精勤に住し久しからずして、善男子の正しく家を出でて出家する本意たる無上の梵行究竟を現法に於て自ら證知現證し具足して住し、生已に盡き梵行已に立し所作已に辦じ更にまた有を受けずと證知し、具壽闡陀は阿羅漢の一人となれり。

時に、具壽闡陀は阿羅漢たるを得て具壽阿難の許に到れり、到りて具壽阿難に言へり、「大德阿難よ、今や我爲に梵壇を止めよ」。「友闡陀よ、汝阿羅漢たるを得たる時を以て梵壇止められたり」。

一六　此律結集には五百比丘あり、多からず少からざりしが故に此律結集を名づけて五百〔結集〕と爲す。

此犍度に二十三事あり。此に攝頌あり。

(一)佛陀般涅槃したまひし時迦葉と名づくる長老は
正法護持者にして比丘衆に告げたり。
(二)波婆の旅路にありて須跋陀羅、言へり。
(三)我等正法を結集して非法興るに先んぜん
(四)五百人に一人缺け(五)阿難をも選べり
(六)最上洞窟に雨安居して法と律とを結集せり
(七)律は優波離、(八)經は賢阿難に問ひ
(九)勝者の弟子は三藏を結集せり。

(一〇)小々[戒]、異論、(一一)所制に隨つて住す
(一二)問ひたてまつらず、(一三)踏む、(一四)禮せしむ、(一五)請はず
(一六)女人出家、(一七)信ずるが故に我惡作とす
(一八)富蘭那、(一九)梵壇、(二〇)憂陀延那と侍女等
此の如く多き、弊[衣]・、上覆褥[覆]
地上の敷具、拭巾雜巾、泥に混ず
(二一)阿難と名づくる者始めて千衣を得
(二二)梵壇に懼れ四諦を得
(二三)五百の自在者ある故に五百[結集]となす

註❶「散壞せしむ」。kulāvaṁ (シャム本 kulavaṁ) gamenti 英譯「私有す」と譯すも其理由明かならず、恐らく「惡しき」義の ku- と梵語 lava, lāva「切斷、分離」と結合せる語なるべし。

SC: Sattasatikakkhandhaka

294

第十二　七百〔結集〕犍度

一―一　その時、世尊般涅槃したまひてより百歳なり、毘舍離の跋闍子比丘等毘舍離城に於て十事を出せり、〔謂く〕、[1]器中鹽淨なり、兩指淨なり、近聚落淨なり、住處淨なり、後聽可淨なり、常法淨なり、不攪乳淨なり、飲闍樓伽酒淨なり、無縷邊坐具淨なり、金銀淨なりと。

その時、具壽耶舍迦乾陀子（ヤサカーカンダカプッタ）あり、跋闍國に遊行し毘舍離城に到れり。此に具壽耶舍迦乾陀子は毘舍離城大林重閣堂に住せり。その時、毘舍離の跋闍子比丘等は布薩の日に當りて銅鉢に水を滿たし比丘衆の中に置き毘舍離の優婆塞等の來れる者に言へり、「友等よ、僧伽に[2]一迦利沙槃、半迦利沙槃、四分迦利沙槃、一摩沙迦を與へよ、僧伽は資具を須ゆ」。此の如く言へる時、具壽耶舍迦乾陀子は毘舍離の優婆塞等に言へり、「友等よ、僧伽に一迦利沙槃……一摩沙迦を與ふる勿れ、金銀は沙門釋子に於て淨ならず、沙門釋子は金銀を受けず、沙門釋子は金銀を取らず、沙門釋子は摩尼黄金を棄て金銀を離れたり」。此の如く具壽耶舍迦乾陀子言へるに毘舍離の優婆塞等は僧伽に一迦

利沙槃……一摩沙槃を與へたり。

時に、その夜を過ごして毘舍離の跋闍子比丘等は彼金を比丘等に分ち一配分を除けり。時に、毘舍離の跋闍子比丘等は具壽耶舍迦乾陀子に言へり、「友耶舍よ、此は汝
295
の金の配分なり」。「友等よ、我に金の配分なし、我は金を受けず」。

二　時に、毘舍離の跋闍子比丘等は言へり、「友等よ、此處に耶舍迦乾陀子は信心あり淨心ある優婆塞等を罵詈譏謗し不信を生ぜしむ、我等彼に下意羯磨を行はん」。彼等、彼に下意羯磨を行へり。時に、具壽耶舍迦乾陀子は毘舍離の跋闍子比丘等に言へり、「友等よ、世尊は下意羯磨を受けたる比丘には隨伴を附すべしと制したまへり。友等よ、我に隨伴比丘を與へよ」。時に、毘舍離の跋闍子比丘等は一比丘を選び具壽耶舍迦乾陀子に隨伴として附したり。

時に、具壽耶舍迦乾陀子は隨伴比丘と俱に毘舍離城に入り毘舍離の優婆塞等に言へり、「我は信心あり淨心ある尊優婆塞等を罵詈譏謗し不信を生ぜしむるや。我は非法を非法と說き法を法と說き非律を非律と說き律を律と說くなり。

三　友等よ、❸ある時、世尊は舍衞城祇樹林給孤獨園に住したまへり。友等よ、此に世尊は比丘等に告げて言ひたまへり。

比丘等よ、日月の翳に四あり、日月若しこの翳に覆はるれば光らず輝かず照さず。何をか四となすや。比丘等よ、雲は日月の翳なり、日月若しこの翳に覆はるれば光らず輝かず照さず。比丘等よ霧は日月の翳なり……比丘等よ烟塵は日月の翳なり……比丘等よ、阿修羅王羅睺は日月の翳なり、……比丘等よ、此の如く日月の翳に四あり、日月若しこの翳に覆はるれば光らず輝かず照さず。比丘等よ、此の如く沙門婆羅門の翳に四あり沙門婆羅門の一類若しこの翳に覆はるれば光らず輝かず照さず。何をか四となすや。比丘等よ沙門婆羅門の一類にして穀酒を飲み木酒を飲みて飲酒を離せざるものあり。比丘等よ此、沙門婆羅門の第一の翳なり、沙門婆羅門の一類若しこの翳に覆はるれば光らず輝かず照さず。比丘等よ、沙門婆羅門の一類にして不浄法を習して不浄法を離せざるものあり。比丘等よ、此、沙門婆羅門の第二の……比丘等よ沙門婆羅門の一類にして金銀を受けて金銀の執受を離せざるものあり。比丘等よ、此、沙門婆羅門の第三の……比丘等よ沙門婆羅門の一類にして邪命にして活きて邪命を離せざるものあり。比丘等よ此、沙門婆羅門の第四の……比丘等よ、此の如く沙門婆羅門の翳に四あり、沙門婆羅門の一類若しこの翳に覆はるれば光らず輝かず照さず。

へり。

一類の沙門婆羅門は
貪と瞋とに逵らさる
人は無明に礙へられて
可愛の色を愛樂し
木洒と穀酒とを飲みて
不淨の法を習熟す
彼等はその性無知にして
金銀をも亦これを受く
一類の沙門婆羅門は
邪命によりて生活す
日種の佛陀は此は皆
翳と名づくと說きたまふ
一類の沙門婆羅門は

此等の翳に覆はれて
不浄塵垢の獣なれば
光り照さんことはなし
盲冥の闇に閉ざされて
愛の奴は執著し
可怖畏の墓處を増大し
未來の生を受くるなり。

此の如く説くに我は信心あり浄心ある尊優婆塞等を罵詈譏謗し不信を生ぜしむるや。我は非法を非法と説き法を法と説き非律を非律と説き律を律と説くなり。

四　友等よ、ある[4]時、世尊は王舍城竹林迦蘭陀迦園に住したまへり。友等よ、その時、王の後宮の王の衆會に集坐集會せし人々あり因みに此の如き談生じたり、「沙門釋子に於て金銀は浄なり、沙門釋子は金銀を受く沙門釋子は金銀を取る」。友等よ、その時、摩尼珠髻（マニチューラカ）聚落主あり、この衆會に坐せり。友等よ、時に摩尼珠髻聚落主は彼衆會に言へり、「尊等よ、此の如く言ふ勿れ、沙門釋子に於て金銀は浄ならず、沙門釋子は金銀を
297 受けず、沙門釋子は金銀を取らず、沙門釋子は摩尼黄金を棄て金銀を離れたり」。友等

よ、摩尼珠髻聚落主は能く彼衆會をして解せしむるを得たり。友等よ、時に、摩尼珠髻聚落主は能く彼衆會をして解せしむるを得て世尊の在す處に詣れり詣りて世尊を敬禮して一面に坐せり。友等よ、一面に坐して摩尼珠髻聚落主は世尊に白して言へり、「大德よ、此處に王の後宮の王の衆會に集坐…」…沙門釋子は金銀を取る』。此の如く言へる時我は彼衆會に言へり、『尊等よ、此の如く言ふ勿れ……金銀を離れたり』。我は能く彼衆會をして解せしむるを得たり。我、此の如く説くは世尊の所説を説くや、非實を以て世尊を譏謗するに非ざるや、法を法に隨つて説くや、順法の順正説、呵責處に墮することと無きや」。「聚落主よ、實に汝此の如く説くは[5]我所説を説くなり、非實を以て我を譏謗するに非ず、法を法に隨つて説くなり、順法の順正説、呵責處に墮すことと無し。聚落主よ、沙門釋子に於て金銀は淨ならず沙門釋子は金銀を受けず、沙門釋子は金銀を取らず、沙門釋子は摩尼黄金を棄て金銀と離れたり。聚落主よ、金銀を淨となす者は五欲を淨となす、五欲を淨となす者は、聚落主よ、一向に非沙門の法あり非釋子の法ありと知るべし。聚落主よ然れども我は此の如く言ふ。草を須ゐんには草を索め、木を須ゐんには木を索め車を須ゐんには車を索め、人を須ゐんには人を索むべし。聚落主よ然れども我は言ふ何れの事ありとも金銀を受くべからず索むべか

らず」。

此の如く説くに我は信心あり浄心ある尊優婆塞等を罵詈譏謗し不信を生ぜしむるや。我は非法を非法と説き……律を律と説くなり。

五　友等よ、ある時、世尊は彼王舍城に於て具壽跋難陀釋子に因みて金銀を禁じ戒を制したまへり。

此の如く説くに我は信心あり浄心ある尊優婆塞等を罵詈譏謗し不信を生ぜしむるや。我は非法を非法と説き……律を律と説くなり」。

六　此の如く言へるに毘舍離の優婆塞等は具壽耶舍迦乾陀子に言へり、「大徳よ、尊耶舍迦乾陀子獨り沙門釋子なり彼等は總て非沙門非釋子なり。大徳尊耶舍迦乾陀子よ、毘舍離城に住したまへ、我等、尊耶舍迦乾陀子の爲に努めて衣服飲食床座病藥資具を供せん」。時に、具壽耶舍迦乾陀子は毘舍離の優婆塞等をして解せしめ隨伴比丘と倶に僧園に往けり。

七　時に、毘舍離の跋闍子比丘等は隨伴比丘に問へり、「友よ、耶舍迦乾陀子は毘舍離の優婆塞等に謝せりや」。「友等よ、我等に善からず、獨り耶舍迦乾陀子を沙門釋子なりとなし我等總てを非沙門非釋子なりとなせり」。

時に毘舍離の跋闍子比丘等は言へり、「友等よ、此處に耶舍迦乾陀子は我等の選に當らずして在家人に宣說せり我等彼に擧罪羯磨を行はん」。彼等は彼に擧罪羯磨を行はんとして集會せり。時に具壽耶舍迦乾陀子は虛空に騰り拘睒彌(コーサンビ)に立てり。

時に具壽耶舍迦乾陀子は波利(パーテッヤ)邑・阿槃提(アヴンテイ)國・南路(ダッキナーパタ)國の比丘等の許に使を遣りて言へり、「具壽等よ、來れ、我等此を諍事として受け、非法榮え法衰へ非律榮え律衰へ非法說者強く如法說者弱く非律說者強く如律說者弱くならんに先んぜん。」

八　その時、具壽三浮陀(サンブータ)舍那婆斯(サーナヴァーシー)は阿吁恆河(アホーガンガ)山に住せり。時に、具壽耶舍迦乾陀子は阿吁恆河山の具壽三浮陀舍那婆斯の許に到れり到りて具壽三浮陀舍那婆斯を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽耶舍迦乾陀子は具壽三浮陀舍那婆斯に言へり、「大德よ、毘舍離の跋闍子比丘等毘舍離城に於て十事を出せり、「謂く、器中鹽淨なり……金銀淨なりと。」大德よ、我等此を諍事として受け、非法榮え……如律者弱くならんに先んぜん。」「唯々友よ」と具壽三浮陀舍那婆斯は具壽耶舍迦乾陀子に應へたり。時に、六十人の波利邑の比丘あり總て阿練若者、總て乞食者、總て糞掃衣者、總て三衣者、總て阿羅漢なるが阿吁恆河山に集會せり。八十八人の阿槃提國・南路國の比丘あり、一分は阿練若者、一分は乞食者、一分は糞掃衣者、一分は三衣者、總て阿羅漢なるが阿吁恆河

山に集會せり。

九　時に、長老比丘等、相議せるに思念生じたり、「此諍事は粗にして難なり。我等、誰を伴に得ば以て此諍事に於て有力なるを得るや」。その時、具壽離婆多あり、須離に住せり、多聞にして阿含に通じ法を持し律を持し摩夷を持し賢明、聰明、有慧、有恥、有悔にして學を欲せり。時に、長老比丘等に思念生じたり、「此處に具壽離婆多あり、須離に住し多聞にして……學を欲す。我等若し具壽離婆多を伴に得ば此の如くにして此諍事に於て有力なるを得ん」。

具壽離婆多は淸淨超人の天眼を以て長老比丘等の相議するを聞けり、聞きて彼に思念生じたり、「此諍事は粗にして難なり。我此の如き諍事を避くるは應ならず。然れども今彼比丘等來らば伴侶多く安穩に往くを得じ。我宜しく先んじて往くべし」。時に、具壽離婆多は須離より僧伽賒國に往けり。時に、長老比丘等は須離に往きて問へり、「具壽離婆多は何處に在りや」。彼等は言へり、「具壽離婆多は僧伽賒國に往けり」。時に、具壽離婆多は僧伽賒國より伽那慰闍國に往けり。時に、長老比丘等は僧伽賒國に往きて問へり、「具壽離婆多は何處に在りや」。彼等は言へり、「具壽離婆多は伽那慰闍國に往けり」。時に、具壽離婆多は伽那慰闍國より優曇婆邏國に往けり。

時に、長老比丘等は伽那慰闍國に往きて問へり、「具壽離婆多は何處にありや」。彼等
は言へり、「具壽離婆多は優曇婆邏國に往けり」。時に、具壽離婆多は優曇婆邏國より
300 阿伽樓羅（アッガラプッ）國に往けり。時に、長老比丘等は優曇婆邏國に往きて問へり、「具壽離婆多
は何處にありや」。彼等は言へり、「具壽離婆多は阿伽樓羅國に往けり」。時に、具壽離
婆多は阿伽樓羅國より薩寒若（サハヂャーティ）國に往けり。時に、長老比丘等は阿伽樓羅國に往きて
問へり、「具壽離婆多は何處にありや」。彼等は言へり、「具壽離婆多は薩寒若國に往
けり」。時に、長老比丘等は薩寒若國に於て具壽離婆多に會せり。

一〇　時に、具壽三浮陀舍那婆斯は具壽耶舍迦乾陀子に言へり、「友よ、此處に具壽離婆多は多聞にして阿含に通じ法を持し律を持し摩夷を持し、賢明、聰明、有慧、有恥、有悔にして學を欲す。我等若し具壽離婆多に一問を問はゞ具壽離婆多は能く唯一問を以て終夜過ごすことを得ん。今、具壽離婆多は隨從の唱誦比丘を喚ばん、彼比丘の唱誦已らば汝、具壽離婆多の許に到り此十事を問へ」。「唯々、大德よ」と具壽耶舍迦乾陀子は具壽三浮陀舍那婆斯に應へたり。

時に、具壽離婆多は隨從の唱誦比丘を喚べり。時に、彼比丘の唱誦已り、具壽耶舍迦乾陀子は具壽離婆多の許に到れり、到りて具壽離婆多を敬禮して一面に坐せり、一面

301 に坐して具壽耶舍迦乾陀子は具壽離婆多に言へり。

「大德よ、器中鹽淨なりや」。「友よ、何をか器中鹽淨となすや」。「大德よ、若し鹽無き時あらば食せんとして器中に鹽を蓄ふるは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。

「大德よ、兩指淨なりや」。「友よ、何をか[8]兩指淨となすや」。「大德よ、〔日〕影兩指を過ぎ非時に食するは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。

「大德よ、近聚落淨なりや」。「友よ、何をか近聚落淨となすや」。「大德よ、食し已り謝し已りて將に聚落に入らんとして非殘食を食するは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。

「大德よ、住處淨なりや」。「友よ、何をか住處淨となすや」。「大德よ、同一境界の衆多の住處にて各別に布薩を行ふは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。

「大德よ、後聽可淨なりや」。「友よ、何をか後聽可淨となすや」。「大德よ、部衆にて羯磨を行ひ比丘等來らば[9]聽可を求めんとするは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。

「大德よ、常法淨なりや」。「友よ、何をか常法淨となすや」。「大德よ、此は我和尚の常法、此は我阿闍梨の[10]常法とて行ふは淨なりや」。「友よ、常法は一分は淨、一分は不淨なり」。

「大德よ、不攪乳淨なりや」。「友よ、何をか不攪乳淨となすや」。「大德よ、食し已り謝し已りて非乳非酪の乳の非殘食なるを飲むは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。

「大徳よ、闍樓伽酒を飲むは淨なりや」。「友よ、何をか闍樓伽酒となすや」。[11]「未だ搾らず酒と成らさる酒を飲むは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。

「大徳よ、無縷邊坐具淨なり」。「友よ、不淨なり」。

「大徳よ、金銀淨なりや」。「友よ、不淨なり」。

「大徳よ、彼毘舍離の跋闍子比丘等は毘舍離城に於て此の如き十事を出せり。大徳よ、我等、此を諍事として受け、非法榮え……如律説者弱くならんに先んぜん」。「唯々、友よ」と具壽離婆多は具壽耶舍迦乾陀子に應へたり。

初誦品〔畢〕

二―一　毘舍離の跋闍子比丘等は聞けり、「耶舍迦乾陀子は此を諍事として受けんと欲し伴を索め伴を得たり」。時に、毘舍離の跋闍子比丘等に思念生じたり、「此諍事は粗にして難なり。我等、誰を伴に得ば以て此諍事に於て有力なるを得るや」。時に、毘舍離の跋闍子比丘等に思念生じたり、「此處に具壽離婆多あり、多聞にして阿含に通じ……學を欲す。我等若し具壽離婆多を伴に得ば此の如くにして此諍事に於て有力なるを[12]得ん」。時に、毘舍離の跋闍子比丘等は多くの沙門の資具を調へたり、「謂く、鉢・衣・坐具・針筒・帶・漉水嚢・水甕なり。時に、毘舍離の跋闍子比丘等はかの沙門の資具

302 を持し船に乘じて流を上りて薩寒若國に往けり。船を降りて一樹下に於て食を配分せり。

二　時に、具壽沙蘭、靜居宴默せるに此の如き心念生じたり、「何れを如法說者となすや、波夷那比丘か波利比丘か」。時に、具壽沙蘭、法と律とを觀察せしに此の如き思念生じたり、「波夷那比丘は非法說者なり、波利比丘は如法說者なり」。時に、一の淨居天神あり、心を以て具壽沙蘭の心念を知り、譬へば力士の屈したる腕を伸すが如く伸したるを屈するが如く〔速疾に〕淨居天に沒して具壽沙蘭の現前に現れたり。時に、彼天神は具壽沙蘭に言へり、「善い哉、大德沙蘭よ、波夷那比丘は非法說者なり、波利比丘は如法說者なり。大德沙蘭よ、然らば法に隨つて如是に住せよ」。「天神よ、我は前も今も法に隨つて如是に住す。然れども我、此諍事の選に當るまでは我見を顯さじ」。

三　時に、毘舍離の跋闍子比丘等はかの沙門の資具を持して具壽離婆多の許に到れり、到りて具壽離婆多に言へり、「大德長老よ、沙門の資具を受けたまへ、〔謂く〕鉢・衣・坐具・針筒・帶・漉水囊・水甕なり」。「友等よ、止みなん、我に三衣圓滿するが故に受くるを欲せず」。

その時、鬱多羅と名づくる比丘あり、二十歳にして具壽離婆多の侍者なりき。時に、

303 毘舎離の跋闍子比丘等は具壽鬱多羅の許に到れり、到りて具壽鬱多羅に言へり、「具壽鬱多羅よ、沙門の資具を受けたまへ、〔謂く鉢……水甕なり〕」。「友等よ、止みなん、我に三衣圓滿するが故に受くるを欲せず」。「友鬱多羅よ、人々、世尊に沙門の資具を奉り、世尊若し受けたまはゞ喜悅し、世尊若し受けたまはずば具壽阿難に奉りて『大德長老よ、沙門の資具を受けたまへ、世尊の受けたまへるに等しからん』と言へり。具壽鬱多羅は毘舎離よ、沙門の資具を受けたまへ、長老の受けたるに等しからん」。時に、具壽鬱多羅は毘舎離の跋闍子比丘等に強ひられて一衣を取りて言へり、「友等よ、然らば須ゆる所を言へ」。「具壽鬱多羅よ、此の如く長老に言ひたまへ、『大德長老は此の如く僧伽の中に於て言ひたまへ、諸佛世尊は東方の國土に生れたまふ、波夷那比丘は如法說者なり、波利比丘は非法說者なりと』」。「唯々、友等よ」と具壽鬱多羅は毘舎離の跋闍子比丘等に應へ、具壽離婆多の許に到れり、到りて具壽離婆多に言へり、「大德長老は…… 波利比丘は非法說者なりと」。「比丘よ、汝は我を非法に墮せしむ」と言ひ長老は具壽鬱多羅を擯出せり。時に、毘舎離の跋闍子比丘等は具壽鬱多羅に言へり、「友鬱多羅よ、長老は何を言へるや」。「友等よ、我等に善からず、『比丘よ、汝は我を非法に墮せしむ』と言ひ我を擯出せり」。「友よ、汝は二十歲に滿てりや」。「然なり、友等よ」。「然らば我等、師として依止

せん」。

四　時に、僧伽は彼諍事を決定せんと欲して集會せり。時に、具壽離婆多は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。我等若し此諍事を此處に於て滅せんには、或は造事比丘等、更に羯磨を發起せん。若し僧伽に機熟さば、僧伽は此諍事の生じたる處に於て此諍事を滅すべし」。時に、長老比丘等は彼諍事を決定せんと欲して毘舍離、城に往けり。

その時[13]、一切去（サッバカーミ）と名づくる地上僧伽の長老あり、具足戒を受けてより一百二十歳、具壽阿難の弟子にして毘舍離城に住せり。時に、具壽離婆多は具壽三浮陀舍那婆斯に言へり、「友よ、我は一切去長老の住する精舍に往かん、汝は晨朝に具壽一切去の許に到り此十事を問ふべし」。「唯々、大德よ」と具壽三浮陀舍那婆斯は具壽離婆多に應へたり。時に、具壽離婆多は一切去長老の住する精舍に往けり。具壽一切去の爲には房内に臥坐具を敷き具壽離婆多の爲には房前に敷けり。時に、具壽離婆多は、「此長老は
304 老羸なるに而も臥さず」と思ひて臥さゞりき。具壽一切去は、「此客比丘は疲極せるに而も臥さず」と思ひて臥さゞりき。

五　時に、具壽一切去は夜過ぎて明相出でんとする時、具壽離婆多に言へり、「汝は今

多く何れの三昧[14]によりて住するや」。「大徳よ、今多く慈三昧によりて住す」。「汝は今多[15]く俗三昧によりて住す、慈は俗三昧なり」。「大徳よ、我、前に在家たりし時、慈を習へり、故に今多く慈三昧によりて住す。然れども我阿羅漢たるを得てより已に久し。長老大徳は今多く何れの三昧によりて住したまふや」。「今多く空三昧によりて住す」。「長老大徳は今多く大人の三昧によりて住したまふ、大徳よ、空は大人の三昧なり」。「我、前に在家たりし時、空を習へり、故に今多く空三昧によりて住す。然れども我阿羅漢たるを得てより已に久し」。

六　此の如く兩長老比丘の對談未だ畢らざるに、時に、具壽三浮陀舍那婆斯、其處に到れり。時に、具壽三浮陀舍那婆斯は具壽一切去の許に到れり、到りて具壽一切去を敬禮して一面に坐せり、一面に坐して具壽三浮陀舍那婆斯は具壽一切去に言へり、「大德よ、毘舍離の跋闍子比丘等毘舍離城に於て十事を出せり〔謂く器中鹽淨なり……金銀淨なりと。長老大德は和尚の許に於て多く法と律とを習ひたまへり。長老大德は法と律とを觀察して如何に思念せらるゝや、何れを如法說者となすや、波夷那比丘か波利〔比丘〕か」。「友よ、汝も亦和尚の許に於て多く法と律とを習へり。友よ、汝は法と律とを觀察して如何に思念するや、何れを如法說者となすや、波夷那比丘か波利〔比丘〕

か」。「大徳よ、我、法と律とを觀察するに此の如き思念生じたり、波夷那比丘は非法說者なり、波利比丘は如法說者なりと。然れども我、此諍事の選に當るまでは我見を顯さじ」。「友よ、我も亦法と律とを觀察するに此の如き思念生じたり、波夷那比丘は非法說
305 者なり、波利比丘は如法說者なりと。然れども我、此諍事の選に當るまでは我見を顯さじ」。

七　時に、僧伽は此諍事を決定せんと欲して集會せり。此諍事を決定せんとするに[16]無邊の所說生じて一所說の義すら知るを得ざりき。時に、具壽離婆多は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。我等此諍事を決定せんとするに無邊の所說生じて一所說の義すら知るを得ず。若し僧伽に機熟さば僧伽は斷事人を選びて此諍事を滅せしむべし」。波夷那の四比丘と波利邑の四比丘とを選べり。波夷那比丘の中よりは具壽一切去、具壽沙蘭、具壽不闍宗(クッヂャソービタ)、具壽婆沙藍(ヷーサバガーミク)なり、波利比丘の中よりは具壽離婆多、具壽三浮陀舍那婆斯、具壽耶舍迦乾陀子、具壽修摩那(スマナ)なり。

時に具壽離婆多は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。我等、此諍事を決定せんとするに無邊の所說生じて一所說の義すら知るを得ず。若し僧伽に機熟さば僧伽は波夷那の四比丘と波利邑の四比丘とを選び斷事人として此諍事を滅せしむ

べし。此、表白なり。僧伽よ、我言を聞け。我等、此……知るを得ず。僧伽は波夷那の……選び斷事人によりて此諍事を滅せしむ。波夷那の四比丘と波利邑の四比丘とを選び斷事人として此諍事を滅せしむることを聽す具壽は默せよ、聽さゝる者は言へ。僧伽は波夷那の四比丘と波利邑の四比丘とを選び斷事人として此諍事を滅せしむることとなし巳れり。僧伽は聽す……知る」。

その時、阿夷頭（アヂタ）と名づくる比丘あり、十歳にして僧伽の說戒者なりき。時に、僧伽は具壽阿夷頭を選び長老比丘等の爲に知臥坐具人となせり。

時に、長老比丘等に思念生じたり、「我等、何處に於て此諍事を滅すべきや」。時に長老比丘等に思念生じたり、「此婆利迦（ヷーリカ）園は可愛にして音聲少し。我等宜しく婆利迦園に於て此諍事を滅すべし」。時に長老比丘等は彼諍事を滅せんと欲して婆利迦園に往けり。

八　時に、具壽離婆多は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば我、具壽一切去に律を問はん」。具壽一切去は僧伽に告げて言へり、「僧伽よ、我言を聞け。若し僧伽に機熟さば我、離婆多の律を問ふに答へん」。

時に、具壽離婆多は具壽一切去に言へり。

「大徳よ、器中塩浄なりや」。「友よ、何をか器中塩浄となすや」。「大徳よ、若し塩無き時あらば食せんとして器中に塩を蓄ふるは浄なりや」。「友よ、不浄なり」。「何處に於て禁ぜられしや」。「舍衛城に於てなり」。[17]經分別にあり」。「何を犯すや」。「殘宿食の波逸提なり」。「僧伽よ、我言を聞け。僧伽此處に第一事を決定せるが故に此事は邪法邪律にして師の教に離せり。此處に第一籌を下す。

大徳よ、兩指浄なりや」。「友よ、何をか兩指浄となすや」。[18]「大徳よ、〔日〕影兩指を過ぎて非時に食するは浄なりや」。「友よ、不浄なり」。「何處に於て禁ぜられしや」。「王舍城に於てなり」。[19]經分別にあり」。「何を犯すや」。「非時食の波逸提なり」。「僧伽よ、我言を聞け。僧伽は此處に第二事を……第二籌を下す。

大徳よ、近聚落浄なりや」。「友よ、何をか近聚落浄となすや」。「大徳よ、食し已り謝し已りて將に聚落に入らんとして非殘食を食するは浄なりや」。「友よ、不浄なり」。「何處に、於て禁ぜられしや」。「舍衛城に於てなり」。[20]經分別にあり」。「何を犯すや」。「非殘食の波逸提なり」。「僧伽よ、我言を聞け。僧伽は此處に第三事を……第三籌を下す。

大徳よ、住處浄なりや」。「友よ、何をか住處浄となすや」。「大徳よ、同一境界の衆多の住處にて各別に布薩を行ふは浄なりや」。「友よ、不浄なり」。「何處に於て禁ぜられしや」。

「王舍城に於てなり。[21]布薩相應にあり」。「何を犯すや」。「律に違する惡作なり」。「僧伽よ、我言を聞け。僧伽は此處に第四事を……第四籌を下す。

大德よ、後聽可淨なりや」。「友よ、何をか後聽可淨となすや」。「大德よ、部衆にて羯磨を
307 行ひ比丘等來らば聽可を求めんとするは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。「何處に於て禁ぜられしや」。[22]「瞻波律事にあり」。「何を犯すや」。「律に違する惡作なり」。「僧伽よ、我言を聞け。僧伽は第五事を……第五籌を下す。

大德よ、常法淨なりや」。「友よ、何をか常法淨となすや」。「大德よ、此は我和尚の常法、此は我阿闍梨の常法として行ふは常なりや」。「友よ、常法は一分は淨、一分は不淨なり」。「僧伽よ、我言を聞け。僧伽は第六事を……第六籌を下す。

大德よ、不攪乳淨なりや」。「友よ、何をか不攪乳淨となすや」。「大德よ、食し已り謝し已りて非乳非酪の乳の非殘食なるを飮むは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。「何處に於て禁ぜられしや」。「舍衞城に於てなり」。[23]「經分別に出づ」。「何を犯すや」。「非殘食の波逸提なり」。「僧伽よ、我言を聞け。僧伽は此處に第七事を……第七籌を下す。

大德よ、闍樓伽酒を飮むは淨なりや」。「友よ、何をか闍樓伽酒となすや」。「未だ搾らず酒と成らざる酒を飮むは淨なりや」。「友よ、不淨なり」。「何處に於て禁ぜられしや」。「拘

睒彌に於てなり。[24]經分別にあり」。「何を犯すや」。「飲酒の波逸提なり」。「僧伽よ、我言を聞け。僧伽は此處に第八事を……第八籌を下す。……

僧伽は此處に第九事を……第九籌を下す。

大徳よ、無縷邊坐具淨なりや」。「友よ、不淨なり」。「何處に於て禁ぜられしや」。「舍衛城に於てなり。[25]經分別にあり」。「何を犯すや」。「裁斷の波逸提なり」。「僧伽よ、我言を聞け。僧伽は此處に第十事を……第十籌を下す。

大徳よ、金銀淨なりや」。「友よ、不淨なり」。「何處に於て禁ぜられしや」。「王舍城に於てなり。[26]經分別にあり」。「何を犯すや」。「金銀を受くる波逸提なり」。「僧伽よ、我言を聞け。

僧伽よ、我言を聞け。僧伽此十事を決定せるが故に此事は邪法邪律にして師の教に離せり」。

〔具壽一切去は言へり、〕「友よ、此諍事は已に除かれ靜まり寂靜となり善く寂靜となれり。友よ、然れども汝更に僧伽の中に於て我に此十事を問ひ以て彼比丘等をして解せしむべし」。

時に、具壽離婆多は更に僧伽の中に於て具壽一切去に此十事を問ひ、具壽一切去は隨つて答へたり。

九　此律結集には七百比丘あり、多からず少からざりしが故に此律結集を名づけて七百〔結集〕と爲す。

〔第二誦品畢〕

308

此犍度に二十五事あり。此に攝頌あり。

(一)十事、(二)滿たす、(三)羯磨、(四)隨伴、(五)入る
(六)四、(七)金、(八)拘睒彌、(九)[27]波利
(一〇)道、(一一)須離、(一二)[28]僧伽賒、(一三)伽那慰闍、(一四)優曇婆邏
(一五)[29]薩寒若、(一六)[30]喚ぶ、(一七)聞く、我等誰を
鉢、(一八)船[31]にて上る、(一九)[32]……
(二〇)……(二一)僧伽、(二二)毘舍離、(二三)慈、(二四)僧伽(二五)斷事人

註❶「器中鹽淨」(singiloṇakappa)。梵語 śṛṅgi は或は「薑」の義、此によらば「薑と鹽とは淨なり」となる。漢譯五分律然り。又此語には恐らく「一種の器」の義あり(梵語辭典參照)。今は此解を採る。後文一二・一・一〇に singinā loṇaṁ とあるを見ればかく解せざるを得ず。但し其個處の異本(底本三三〇頁所引)に singiloṇaṁ とあり、若し此によらば上の第一解を採るべきか。

❷「迦利沙槃」。錢の單位、摩沙迦はその二十分の一。

❸「ある時」。以下の文は增支部二(南傳大藏經第十八卷九三頁以下)に出づ。

❹「ある時」。以下の文は相應部(原典第四卷三二五頁)に出づ。

❺「我」、底本 c'eva と hosi の間 me を脫す、シャム本によりて補ふ。

❻「ある時」。捨墮第十八(南傳大藏經第一卷四〇〇頁以下)參照。

❼「誰」。兩本倶に kathaṁ に作るも十二・二・一の同文に於ては兩本倶に kaṁ なり、採るべし。

❽「兩指淨」。漢譯諸律は兩指にて抄食(つまみぐひ)することゝ解す。

❾「聽可を求めんとす」。底本 anujānessāmā をシャム本により anumānessāmā と改む。

❿「常法とて」。底本 ajjhācinnaṁ taṁ をシャム本により ajjhācinnaṁ ti と改む。

⓫「未だ搾らず」。底本 asurātā をシャム本により asutā と改む(梵語の用例參照)。

⓬「針筒」。底本 sucighara よりもシャム本 sūcighara を採るべし。

⓭「一切去」。漢譯四分律五分律の譯例による。但し此ならば原語は Sabbagāmin なるべし。

⓮「三昧」。原語は「住」(vihāra)なり。

⓯「俗三昧」。(kullakavihāra)。漢譯諸律には「小定」、「小三昧行」、「麤定」と譯す。然らばその原語は khuddaka なるべし。今の原語の解に異說あり、今は暫く kula の派生語と見たり。

原註に uttāna と釋せるは「顯了」の義に非ずして「淺薄」の義なるべし。

⓰「無遂」。底本 anaggāni をシャム本により anantāni と改む。

⓱「經分別」。波逸提第三十八(南傳大藏經第二卷一三七頁)。

⓲「大德」。以下底本の省略多し、補つて譯す。

⓳「經分別」。波逸提第三十七(南傳大藏經第二卷一三五頁)。

⑳「經分別」。波逸提第三十五(南傳大藏經第二卷一二九頁)。

㉑「布薩相應」。大品第二犍度八・三(南傳大藏經第三卷一九〇頁)。

㉒「瞻波律事」。大品第九犍度三・五(南傳大藏經第三卷五五三頁)。

㉓「經分別」。上の註⑳に同じ。

㉔「經分別」。波逸提第五十一(南傳大藏經第二卷一七一頁)。

㉕「經分別」。波逸提第八十九(南傳大藏經第二卷二六九頁)。

㉖「經分別」。捨墮第十八(南傳大藏經第一卷四〇〇頁)。此場合は尼薩耆波逸提(卽捨墮)なり

㉗「波利」。底本 Paveyyako をシャム本により Patheyyako と改む。

㉘「僧伽賒」。底本 Saṁkāsaṁ をシャム本により Saṁkassaṁ と改む。

㉙「薩寒若」。底本 Sahaṁjāti シャム本 Sahajāti 上の本文中には後者の如くあり。

㉚「喚よ」兩本倶に majjhesi とあり、ヨは二個の母音の間に挿入せるのみ。

㉛「上る」。底本 sa ujji をシャム本により ujjavi と改む。

㉜以下の三語は兩本の何れによるも文意明かならず

索

隱

音索隠

索　隱

漢字索隠

漢　字

ア

イ

ク，グ

ケ，ゲ

サ，ザ

ス，ズ

セ，ゼ

ソ，ゾ

ヒ，ビ，

南傳大藏經

高楠博士功績記念會纂譯

代表者
文學博士　宇井伯壽
文學博士　長井眞琴
文學士　福島直四郎

監修
マスター・オブ・アーツ
ドクター・オブ・リテラチュア
ドクトル・フィロゾフィー
文學博士　高楠順次郎

翻譯

文學士　阿部文雄
文學士　和泉得成
文學博士　宇井伯壽
文學博士　故荻原雲來
文學士　神林隆淨
文學士　栗原廣廓
文學士　坂本幸男
文學博士　高楠順次郎
文學士　土田勝彌
文學博士　長井眞琴
文學博士　羽溪了諦
文學士　干潟龍祥
文學士　福島直四郎
文學士　増永靈鳳
文學士　宮田菱道
文學士　山田龍城
文學士　渡邊楳雄
文學士　青原慶哉
文學士　石川海淨
文學士　上田天瑞
文學博士　金倉圓照
文學博士　故木村泰賢
文學士　佐藤密雄
文學士　末永眞海
文學士　高田修
文學士　故寺崎修一
文學士　成田昌信
文學士　花山信勝
文學士　平松友嗣
文學士　藤田眞道
文學士　松濤誠廉
文學士　宮本正尊
文學士　山本快龍
文學士　渡邊照宏
故赤沼智善
文學士　石黒彌致
文學士　小野島行忍
文學士　金森西俊
文學士　久野芳隆
文學士　佐藤良智
文學士　田中於菟彌
ドクター・オブ・フィロソフィー　立花俊道
文學士　中野義照
文學士　西義雄
林五邦
文學士　平等通昭
文學博士　逸見梅榮
文學士　水野弘元
文學士　山崎良順
文學士　山本智敎

編輯

文學博士　小野玄妙
文學士　山本快龍
文學士　渡邊俊英
文學士　蓮澤成淳
文學士　金森西俊
文學士　岡崎密朗
文學士　和泉得成
文學士　山本智敎
吉水睦子

昭和十四年二月五日　印刷
昭和十四年二月八日　發行

第四卷

會員番號
●

【非賣品】

編輯兼發行者　東京市本鄕區本鄕三丁目二　大藏出版株式會社　小野玄妙
印刷者　東京市芝區芝浦一丁目二三　森下笑吉
印刷所　東京市芝區芝浦一丁目二三　單式印刷株式會社
製本所　東京市荒川區日暮里町八ノ五六五　村田文泉閣

發行所　東京市本鄕區本鄕三丁目二
大藏出版株式會社
電話小石川　六一四一番
六三一〇番
振替東京五一六八四番

Concordance コンコルダンス

The Japanese texts in this volume are translations based on the edition prepared by Hermann Oldenberg, *Vinaya piṭakaṃ: one of the principal Buddhist holy scriptures in the Pâli language;* London 1879–83 (PTS) in 5 Vol.:

1. *Mahâvagga,* 1879 [archiv.org, Permalink: `ark:/13960/t9g511h6r`]
2. *Cullavagga,* 1880 [archiv.org, Permalink: `ark:/13960/t6vx6pn0k`]
3. *Suttavibhañga, first part (Pârâjika, Saṃghâdisesa, Aniyata, Nissaggiya),* 1881. [archiv.org, Permalink: `ark:/13960/t30355t68`]
4. *Suttavibhañga, second part (end of the Mahâvibhañga, Bhikkhunîvibhañga)* [archiv.org, Permalink: `ark:/13960/t0dv7vv3s`]
5. *Parivâra,* 1883 [archiv.org, Permalink: `ark:/13960/t8x97j937`]

The present volume contains from the *Khandhaka* (ケン度):

- 小品 (Cullavagga):

☸ ☸ ☸

Other Cullavagga editions or translations 他の小品翻訳

Balangoda Ananda Maitreya; ***Cullavaggapāli: Vinayapiṭakayehi sataravana granthaya*** Colombo 1977–83 2 Vol., “The fourth book in the Vinaya Pitaka. The book is Cullavaggapali;” Editorial Board of the Tripitaka Translation Committee (Pāli in Sinhala script and Sinhala translation)

Banerjee, Anukul Chandra; ***Sarvāstivāda literature*** Urbana, Ill. 1957, pt. 2: *“The first work of the Tibetan Vinaya corresponding to the Pāli Mahāvagga and portions of Cullavagga”* (thesis, University of Calcutta.)

Bentara Saddhtissa, Thera; ***Cullavaggo*** Alutgama 1915 (Pāli in Sinhala). `archive.org` (ark:/13960/t0zp4h51t)

ព្រះត្រៃបិដកបាឡី និងសេចក្ដីប្រែជាភាសាខ្មែរ *Braḥ trai pitak pāḷī ning secakṭī prae jā bhāsā khmaer*] Taipeh 2010–6, in Vol. 9: *Cullavagga Pathamabhaga: Kammakkhandhaka Parivasikakkhandaka and Samuccayakkhandhaka,* Vol. 10: *Cullavagga Dutiyabhaga: Samathakkhandhaka Khuddakavatthukkhandhaka; Senasanakkhandhaka;* Vol. 11: *Cullavagga Tatiyabhaga: Sanghabhedakkhandhaka Vattakkhandhaka Patimokkhattapanakkhandhaka Bhikkunikhandhaka Pancasatikakkhandhaka; Sattasatikakkhandhaka.* (Text in Pali, in Khmer script, with parallel Khmer translation.)

Bīrabala Śarmā; ***Samantapāsādikā*** Patna 1961 … *the commentary on Vinaya 3 Vinayapiṭake Mahāvagga-cullavagga-parivāra-pāliyā Samantapāsādikā nāma aṭṭhakathā*

Buddhaghosa; *Khuddakanikāye Vinayapiṭake Cūḷavaggādiaṭṭhakathā* Rangoon 1966 (Marammaraṭṭhe Buddhasāsanasamiti); also New Delhi 1992 (Library of Congress Office), 4 microfiches (Pāli in Burmese) "Commentary on Cullavagga and Parivāra, Theravada Buddhist canonical text on monastic rules."

Buddhaghosa; ***Samantapāsādikāya nāma Vinayaṭṭhakathāya*** Bangkok 2002, Vol. 3: *Mahāvagga vaṇṇanā, Cullavagga vaṇṇanā ceva Parivāra vaṇṇanā ca*

Cœdès, George; ***Fragments du Vinaya et du Buddhābhiseka;* 18??** 2. Cullavagga: 26 folios of a 93 page palm-leaf mss. in Laotian (in Royal Danish Library)

Cullavagga pāli Ratnapura 1956, Vol. 12 in: *Siripāda tipiṭaka ganthamālā;* (Pāli in Sinhala)

Dharmasamaya yantrālaya; *Vinaya pitakaya* Colombo 1957, in Vol. 4 and 5 (Pāli in Sinhala)

Dvārikādāsa Śāstrī; *Vinayapiṭake Cullavaggapāli: Hindīrūpāntarasahitā* Vārānasī 2008 (Pāli and Hindi in Devanagari: विनयपिटके चुल्लवग्गपालि : हिंदीरूपांतरसहिता, engl. summary), Author: संपादक एवं अनुवादक स्वामी द्वारिकादासशास्त्री. द्वारिकादास शास्त्री = Dwarikadas Shastri, Swami.

Hirasaki Sogo Co., ***Braḥ Traipiṭakapāli;* Tokyo 2002** Vol. 9–11 in … *nīṅ secaktīpraijābhāsā Khmer* (Pāli in caligraphic *mul* (អក្សរមូល), modern Khmer text in Chriĕng (អក្សរជ្រៀង) script.) Reprint of a edition published in Phnom Penh 1954–6 [? 1958].

Hofinger, M.; ***Étude sur le concile de Vaiśālī*** Louvain 1946 (Bureaux du Muséon). (Partial French: Les récits canoniques du concile de Vaisali. Les récits du Cullavagga XII et des Vinaya mahīśāsaka, dharmaguptaka et sarvāstivādin …)

Horner, Isaline B.; ***The Book of Discipline*** Lancaster 1954 (PTS). English: Vol. IV and V.; [Review: EAST AND WEST, Vol. 4 (1953), No. 3, pp. 204–205]

Jagadīśa Kāśyapa; *Vinayapiṭake cullavagga-pāli* = चूळवग्गपाळि; Nālandā 1956 (Pāli Publication Board, Bihar Government), (Pāli in Devanagari). Reprint 2017.

전재성역주; **쭐라박가-율장소품;** … 전통본율장제 4 권 = 협회본율장제 2 권; 2014 (한국빠알리성전협회); ISBN 9788989966722

Jambudhaja, Ashin; *Cūḷavā 'aṭhakathā nisya;* Ran' kun' 1910 (Pāli in Burmese)

Kittisāratthera Kittisāramuni; ***Phraḥ Vinayapiṭaka Cullavagga*** Bangkok 1894 (Pāli in Thai); "Known as the King of Siam's (Thailand's) edition;" alt. title: *Phra Winayapitaka Čhunlawak* Microfiche: New Delhi [1982?] (Library of Congress Office) 8 MF 10 × 15 cm. (SEAR T no. 00005). Reprint 1928: ญาณวรตฺเถเรน สาสนโสภเนน ปุน โสธิโต; *วีนยปิฏเก จุลฺลวคฺคสฺส*

Mūnnithi Phūmiphalō**; *Khamphī Phračhunlawak*** [? 1970] on spine: "Khrōngkān Pariwat 'Aksọ̄n Khọ̄m læ 'Aksọ̄n Bōrān Thọ̄ngthin Chamra læ Plǣ Phrakhamphī thāng Phraphutthasātsanā pen Phāsā Thai" (Pāli in Khmer script); "copy reproduced from the manuscript [304 leaves, 22 × 54 cm] preserved in Wat Sakēt, Bangkok:" New Delhi 1998 (Library of Congress Office), 7 microfiches

Mylius, Klaus; *Gautama Buddha;* 1985 (dtv-Verlag). Partial German: `palikanon.de`: VI, 4: Anāthapindika; VII, 2–4: Devadatta; XI, 1: Konzil von Rājagaha; XII, 1: Konzil von Vesālī.

Paññāsāra, Dehigaspē; *Vinayapiṭake Cullavagga pāḷi;* Colombo 1963 (Pāli in Sinhala)

***Syāmaraṭhassa Tepiṭakaṃ;* Bangkok [3]1926** I) Vinayapiṭaka, 6–7. Cullavagga (Pahlavi)

Rāhula Sāṅkṛtyāyana; *Vinaya-paṭaka* Sār-nāth 1935, Vol. 4: *Cullavagga* (Mahābodhi Sabhā)

Sangha Society; ***Vinayapiṭake Cūlavaggapāli*** Bangkok 1996 2 Vol. (Pāli in Lanna-Script)

Santuṭṭho; ***Vinaya-Piṭaka: die Sammlung der Vorschriften für die buddhistischen Ordinierten*** *… vollständige Übersetzung aus dem Pāli auf der Grundlage des Textes der Chaṭṭha Saṅgāyana Tipiṭaka 4.0;* Berlin 1995, Reprint 2014, 2018. (Vipassana Research Institute), p. 649–1303 = Bd. 2: *Cullavagga: die kleine Gruppe;* ISBN 9783000562662. (German)

Sāsanasobhana Nānavara; ***Vinayapiṭake chullavaggassa paṭhamo (dutiyo) bhāgo;*** Bangkok 1927, 2 parts in 1 Vol. (Pāli in Thai)

Sulạ wa Paliḳ taw; *… Thakkạyit 1222 hkụ hnit Pañcama Saṅgāyanā tin taw mu thāw Yạtạna pon myọ ti nān ti mīn tạ yā kyī bụ yā ị kụtho taw kyauk sa mu taw;* Mantạlēi 1925. (*Vinayapiṭaka:* Pāli in Burmese)

立花俊道**;** 國譯大藏經**.** 第 **14** 卷**.** 論部 Tōkyō1920 (國民文庫刊行會, *Kokumin Bunko Kankōkai*)

Tai Khuen tipitaka Vinaya Pitaka Cullavagga Tachileik 2001, 2 Vols. (Shan)

Thanissaro Bhikkhu; ***Buddhist Monastic Code*** II: The Khandhaka Rules Translated and Explained; English: `Various formats`.

Vipaśyanā Viśodhana Vinyāsa; ***Vinayapiṭake Cūḷavaggapāḷi*** Igatapurī 1998 (Pāli in Devanagari, Hindi and Engl. preface)

About

The original 65 volumes in 70 parts of the **Nanden Daizōkyō** (南傳大藏經) were published 1936–41 by the Takakusu Hakushi Kōseki Kinenkai (高楠博士功績記念會纂譯), under the editorship of Takakusu Junjirō (高楠順次郎; 1866–1945[1]), who also used the resources of the Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai (大正新脩大藏經刊行會). It contains the complete Pāli canon as well as additional texts like the Milindapañhā, Visuddhimagga and Edicts of Ashoka. A reprint was published by *Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai* (大正新脩大藏經刊行會) in Tokyo from 1970 onwards. The three-volume index was edited by Mizuno Kōgen.[2]

suttacentral.net

Scans zenwort.de
mail@zenwort.de

The translation of the Pāli-Canon, *Nanden Daizōkyō* is no longer in Japanese copyright, as determined by the *National Diet Library,* Tokyo. Their reasoning is given below:

2014年1月7日インターネット提供に対する出版社の申出への対応について。2013年7月12日付ニュースでお知らせした一般社団法人日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社から『大正新脩大蔵経』（全88巻）ほかのインターネット提供の中止を求める旨の申出を受けた件に関し、その後の対応について報告します。[3]

当館では、申出を受けて、当該資料のインターネット提供を一時停止し、当面館内利用に限定するとともに、2013年7月に館内検討組織を設置し本事案の検討を行い、5名の有識者のヒアリング等も踏まえて、下記の結論を取りまとめました。

[1] Biogr.: 鷹谷俊之 (1891–1970); 高楠順次郎先生伝; Tokyo 1957 (武蔵野女子学院).

[2] 水野弘元; *Nanden daizōkyō sōsakuin* [南傳大藏經総索引]; “Comprehensive Index to the Pali Canon,” Tokyo 1959-60 (Nihon Gakujutsu Shinkōkai). Scans available on archive.org. Permalinks: Vol. 1-1 (第1部上巻): ark:/13960/t0rr2qp0m, Vol. 1-2 (第1部下巻): ark:/13960/t0zp4x15x, Vol. 2 (第2部): ark:/13960/t9s18vg4b.

[3] 2013年7月12日近代デジタルライブラリー提供資料の一時公開停止について
国立国会図書館が、近代デジタルライブラリー等で提供する『大正新脩大蔵経』（全88巻）及び『南伝大蔵経』（全70巻のうち21巻）について、一般社団法人日本出版者協議会及び刊行元の大蔵出版株式会社から、「当該資料は、現在も商業刊行中であり、公開中止を求める」旨の申出を受けました。
当館としましては、当該資料はすでに著作権の保護期間が満了しており、遠隔地でも広く利活用可能とするため、インターネット公開が望ましいとの基本的立場に変わりはございません。しかしながら、直接の利害を有する商業出版者の申出であることに鑑み、当面3か月程度を目途にしかるべき検討を行うこととし、その結論が出るまでの間、当該資料のインターネット提供を一時停止し、館内利用に限定することといたしました。
利用者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、円満な解決に向けて、引き続き努力を

1. 『大正新脩大蔵経』（1923 年～1934 年、大正一切経刊行会、全 88 巻）については、インターネット提供を再開する。
2. 『南伝大蔵経』（1935 年～1941 年、大蔵出版、全 70 巻）については、当分の間、インターネット提供は行わず、館内限定の提供を行う。

検討の詳細につきましては、報告書（「インターネット提供に対する出版社の申出への対応について」[4]）を参照ください。

現在、日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社と『大正新脩大蔵経』のインターネット提供の再開について協議を行っているところであり、再開の時期については未定です。解決に向けて、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じます。

The *National Diet Library* limits its scan to in-house use. [5]

☸ ☸ ☸

重ねてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。(Archived at: https://web.archive.org/web/20140111204528/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/1201734_1828.html)

[4] Archived: https://web.archive.org/web/20140114004605/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/report140107.pdf （pdf: 435 kB）

[5] Call number: 183.039-M723n (DOI: 10.11501/2997519).

[6] http://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/

Journey to the West (西遊記): “The Seiryu-zan Goblin (青竜山妖怪) steals the Tripitaka from the ‘monkey.’” (Woodcut by Katsushika Taito 葛飾戴斗 1818–54).

